



Title	中国ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割研究
Author(s)	劉, 亜菲
Citation	北海道大学. 博士(学術) 甲第13190号
Issue Date	2018-03-22
DOI	10.14943/doctoral.k13190
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/70662
Type	theses (doctoral)
File Information	Liu_Yafei.pdf



[Instructions for use](#)

平成 29 年度博士学位論文

中国ネット世論形成における
ネットオピニオンリーダーの役割研究

北海道大学国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア専攻

りゅう あひ
劉 亜菲

目次

目次	2
序章	5
1. 研究背景と問題意識	5
2. 研究対象	9
3. 研究目的	12
4. 研究方法	12
5. 論文の構成	15
第一章 概念と理論的枠組み	17
1.1 「世論」とは何か	17
1.1.1 民主主義発展の文脈における世論の変遷	18
1.1.2 世論の政治に対する規範性と矛盾性	24
1.1.3 中国における世論変遷への概観	25
1.2 世論形成過程	30
1.2.1 リップマンの批判的モデル	30
1.2.2 マス・コミュニケーションの強力効果モデル	32
1.2.3 「コミュニケーションの流れの二段階モデル」とその発展	34
1.2.4 政治コミュニケーション構築主義の「三要素モデル」	37
1.2.5 社会レベルにおける世論形成モデル	38
1.2.6 議会制民主主義社会における世論形成のモデル	40
1.2.7 まとめ：世論形成過程研究における相互関係の視点	40
1.3 中国における「ネットオピニオンリーダー」の定義と識別——先行研究の問題点と 本研究のアプローチ	41
1.3.1 影響力が強いユーザーの識別方法	42
1.3.2 ネットオピニオンリーダーの概念化に関する先行研究の四つのアプローチ	43
1.3.3 本研究のアプローチ	46
第二章 ネットオピニオンリーダーの役割と先行研究	49
2.1 ネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開	49
2.1.1 BBS 論壇時代——芽生え	50
2.1.2 ブログ時代——勃興	52
2.1.3 微博時代——発展	55

2.1.4 微信時代——萎縮.....	64
2.1.5 まとめ.....	67
2.2 役割の多面性.....	68
2.2.1 影響力の拡大と促進機能の発揮.....	68
2.2.2 問題と限界.....	71
2.3 ネットオピニオンリーダーをめぐる先行研究.....	73
2.3.1 主体構成の特徴——身分・政治傾向の多元化とコミュニティの形成.....	73
2.3.2 ネットオピニオンリーダーの役割.....	76
2.3.3 ネットオピニオンリーダーの役割発揮の規定要因.....	80
2.3.4 まとめ.....	81
第三章 一般網民、伝統メディア、公権力との相互関係におけるネットオピニオンリーダーの役割発揮.....	82
3.1 ネットオピニオンリーダーの現れる背景.....	83
3.1.1 社会・政治制度的環境.....	83
3.1.2 インターネット上のコミュニケーション構造の特徴.....	90
3.2 コミュニケーション構造における三要素とネットオピニオンリーダーの関係.....	95
3.2.1 「脱中心化—再中心化」による網民の「三層構造」の形成.....	95
3.2.2 伝統メディアと党・政府権力による「再中心化」の関与.....	98
3.2.3 党・政府権力によるネットオピニオンリーダーへの管理強化.....	110
3.3 一般網民、伝統メディア、公権力に対するネットオピニオンリーダーの認識.....	117
3.3.1 一般網民.....	119
3.3.2 伝統メディア.....	124
3.3.3 公権力.....	127
第四章 「労働教養制度の撤廃」をめぐる事例分析——ネットオピニオンリーダーの役割と役割発揮の仕組み.....	133
4.1 研究対象と研究方法.....	133
4.1.1 研究対象.....	134
4.1.2 研究方法と手順.....	138
4.2 2003～2012年BBS掲示板における書き込みの分析.....	139
4.2.1 書き込み量.....	139
4.2.2 書き込みの主題.....	140

4.2.3 書き込みの情報源.....	143
4.3 「唐慧労教案」をめぐるネット世論形成への追跡調査.....	145
4.3.1 事件発覚.....	145
4.3.2 「労教制度撤廃」議題の形成.....	147
4.3.3 事実の検証.....	151
4.3.4 考察：ネットオピニオンリーダーの役割、問題と限界.....	153
4.4 内因解析——ネットオピニオンリーダーの発信行動の特徴.....	155
4.4.1 高頻度の集中発信と即時性重視.....	155
4.4.2 発信フレームの偏向.....	157
4.4.3 断片的発信がもたらす情報格差と意思疎通の困難.....	165
4.5 外因解析——情報拡散の仕組み、伝統メディア、公権力の働きかけ.....	166
4.5.1 情報拡散の仕組み.....	166
4.5.2 伝統メディア.....	172
4.5.3 公権力.....	182
4.6 結論.....	188
4.6.1 促進機能とその規定要因.....	188
4.6.2 問題・限界とその規定要因.....	189
終章 結論と今後の課題.....	192
1. 結論.....	192
2. 今後の課題.....	203
参考文献.....	204

序章

1. 研究背景と問題意識

本研究はネットオピニオンリーダーを研究対象として、彼らがどのようにネット世論形成過程に働きかけているのかを、一般網民¹、伝統メディア、党・政府公権力との相互関係の視点から実証的に考察する。その上で、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割、問題、要因、課題を解き明かす。そして、中国ネット世論の形成過程、特徴、政治社会に与える影響及び課題を検討する。

21世紀に入って以来、中国インターネットは驚愕的なスピードで普及し、2017年6月の時点で、「網民（ネット使用者）」数が既に7億5000万人に至り、携帯端末網民数も7億2000万人に達している²。また、ユーザーによるコンテンツ生産と伝達を特徴としたWeb 2.0技術の進歩に伴い、BBS論壇、ブログ、SNSサイト、動画投稿サイト、「微博（中国版のTwitter）」、「微信（Wechat 中国版のLine）」といったソーシャルメディアが多様化しつつ発展している。それに従い、従来党・政府とその傘下にあるマスメディアに独占されてきた不特定多数向けの情報発信手段は社会へ分散し、ユーザーの誰もが獲得できるようになった。そして、情報は無数のユーザーが織り成すフラットなネットワークを介して脱地域的、即時的、双方向・多方向的、多段階的に伝達されるようになるにつれ、従来マスメディアを中心として一方的、下降的、ヒエラルキー的コミュニケーション構造が崩れつつある。それと並行して、一部のネットユーザーは膨大のフォロワーを惹き付け、その発信内容が一般網民から数多くの注目、転載、コメント、「いいね」を集める。つまり、一般網民の能動的な取捨選択によってコミュニケーション構造の新たな中心が再構築されている。こうしたコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」が行われる中、社会的コミュニケーションが嘗てないほど広範囲に、瞬時に、活発に、そして能動的に展開されている。

こうした背景下、社会問題や公共議題をめぐって一般民衆が公に情報交換と意見表明を行う「言論空間」がインターネットに現れた。そこで、政治的に「敏感」でタブー視されている争点や議題、地方権力や部門権力の妨害によって報道できず隠されてきた問題や出来事、弱者集団やマイノリティの訴えなどが取り上げられる可能性が提示された。そし

¹ 「網民」とはネット市民やネットシチズンを指す。本研究は、ソーシャルメディア上で情報発信する党・政府機関や企業、社会団体、メディアなどのユーザーを除き、対象を「個人ユーザー」に限定する際に、中国語の「網民」を使う。

² 中国互聯網信息中心（CNNIC）「第40次中国互聯網發展統計報告」2016年7月公表
<http://www.cnnic.net.cn>

て、特定の争点や問題をめぐって民衆の意見表明や利益主張が行われ、不平不満が噴出し
ている。それはネット世論として政府の問題解決に向けた圧力となった結果、政策推進や
制度改革のテンポを加速するなど、政治的意思決定に影響を及ぼすケースさえ屢々発生し
てきた。幾つかの典型例を挙げれば、2003年に「孫志剛事件」³をきっかけとして「都市
流浪物乞いの収容移送制度」を批判するネット世論が喚起された結果、制度の廃止が後押
しされた。2007年の「PX事件」⁴において、大型石油化学工場の建設に反対する市民運動
がネットを通じて組織され、大幅な計画変更を勝ち取った。2009年に「躲猫猫（かくれん
ぼう）事件」⁵が巻き起こしたネット世論によって、不正警察官の罪が問われることに止ま
らず、「拷問」禁止の『国家人権行動計画（2009～2010）』への書き加わりも促された。
2012年に「唐慧劳教案」を契機に「労働教養制度」の憲法違反と人権侵害を糾弾するネッ
ト世論の高まりが、制度の撤廃に拍車をかけた。中国社会科学院が毎年発行する世論情勢
青書の『中国社会輿情与危機管理報告書』（2011：6-7）では、インターネットは大衆に
よる意見表明の重要な手段となり、「ネット世論」が政策議題の形成に影響を与え、政策・
法規の改善を促進していると指摘している。

中国でネット世論が勃興する背景には、インターネットの普及に伴うコミュニケーション環境の変化に留まらず、それを取り巻く社会・政治制度環境的な要因も見落とせない。それは概して言えば、市場経済の発展に伴って多元化しつつある社会では民衆の意見表明と利益訴求の需要が高まる反面、一党支配の政治体制の下でマスメディアをはじめとした既存の制度的な利益表明システムが手足を縛られる故に十分に機能できない、という矛盾の存在である。1990年以來、全面的な市場経済へと移行する過程において、階層分化⁶が進み、新たな利益集団が生まれるにつれ、社会構造の多元化、利益訴求や価値観の多様化⁷が急進してきた。この変化が必然的に社会関係の複雑化や利益衝突の発生をもたらしているが、他方では階層間・地域間に広がる貧富の格差、階層の固定化、政治腐敗の蔓延、

³2003年3月、広東省広州市の会社員（28歳）孫志剛氏が身分証明書の不携帯で警察に拘束され、収容所内で暴行を受け、三日後死亡した事件である。

⁴2007年、福建省アモイ市で化学工場建設プロジェクトが市民の反対によって廃案になった事件。

⁵雲南省の24歳の男性李喬氏氏は盗伐の疑いで勾留され、拘留所に11日間収容された後死亡した。地元の公安局が彼の死因について、「拘留所で同室の囚人と『かくれんぼう』をしていた時、壁に頭をぶつけて死亡した」と説明し、ネット上で「あり得ない事故」と批判が噴出した。この事件とその後拘留所で発生した一連の不審死事件を契機に、「拷問禁止」が『国家人権行動計画（2009～2010）』に書き加わった。

⁶中国社会科学院「当代中国社会構造変遷研究グループ」が2002年に発表した『当代中国社会階層研究報告』では、中国社会は職業の分類を基盤として、①国家・社会の管理者、②国有企業の管理者、③私営企業家、④専門の技術者、⑤事務職員、⑥個人経営者、⑦商業サービス従業者、⑧産業労働者、⑨農業労働者、⑩無職、失業者といった10階層に分類されている（陸2004:7-9）。

⁷元ジャーナリスト、長期にわたって中国改革研究に取り組む馬立誠は、現代中国の主な社会思潮を次の八項目とした。それは、中国の特色ある社会主義論、新旧の左派、民主社会主義、自由主義、民族主義、ポピュリズム、新儒家である。また、政治学・歴史学者の蕭功秦は、自由主義、新権威主義、新左派、新民族主義、文化保守主義、民族社会主義という六つの現代中国の社会思潮を提起している（馬2013）。

官僚と富豪の癒着などの問題の深刻化が社会の亀裂と対立を一層拡大させている。また、環境汚染、食品・医薬品安全、鉱山事故、「7.23 高速鉄道衝突事件」に代表される公共安全事故が多発し、民衆の生命と健康を脅かす。一方、市場経済の発展と私有財産の増加に伴い、民衆の権利意識や契約意識が目覚め、政治参加の意欲も強まってきた（駱 2011）。そうした中、社会問題の多発に対する民衆の不平不満が募り、「官僚への恨み」や「富豪への恨み」の社会心理が醸成され、民衆による意見表明や利益訴求、異なる利益主体間の意思疎通のニーズが日増しに高まりつつある。一党支配体制における既存の制度的な利益表明システムとして、党・政府組織、人民代表制度、政治協商制度、陳情制度、社会团体、マスメディアなどが存在する。しかしながら、党の管理指導という大きな枠組みにおいてこれらの機関のいずれも独立性が弱く、民衆の利益訴求を組織し反映するというより、社会統制のツールとしての性格が強いと指摘されている（呉 2011: 112-128; 高井 2011: 91）。1980年代以来、メディアは市場化・産業化改革の推進に伴い、宣伝、産業、報道という三位一体の複合体となり、情報伝達機能や権力監視機能のある程度果たせるようになった（西 2008: 33-91）。とは言え、「党がメディアを管理する体制」が変わっておらず、マスメディアは依然として党のイデオロギー宣伝装置に位置づけられている故に、そのジャーナリズム機能の発揮には多様な制限がかけられているのが現状である。国家の制度供給と社会の需要との矛盾が生じる中、民衆の意見表明と利益訴求は情動的、極端的、社会安定を脅かすリスクが高い形で噴出している。その典型的な現れは 1990 年代以来「集団的抗議事件」の多発化、大規模化と暴力化である。

そうした中、21 世紀に入ってから急速に普及するインターネットは主要な「大衆世論形成の場」となっている。ネット世論の勃興、とりわけ、ネット世論が政策推進や制度改革などの政治的意思決定に影響を与える事件の多発に従い、インターネットは伝統メディアに「中国式民主を推進するエンジン」として位置づけられている⁸。学界では、ネット世論が民意表明や民衆の公共参加、及び公権力への監督監視の重要なルートとして捉え、その民主化促進機能に肯定的な評価と期待が与えられてきた。その中に、個別事例をめぐるネット世論形成のプロセスを調査することで、インターネットの情報伝達機能や公権力に対する監視機能の発揮を主張するもの⁹がある一方で、多くのアマチュアのネットユーザーの人海戦術と集合的英知の集約によって「事件の真相究明、理性が保たれる世論の形成、権

⁸ 国営新華通信社の公式サイト「新華網」が 2008 年 12 月 9 日に掲載した特集「2008: 互聯網加速中国民主政治進程」を参照 http://news.xinhuanet.com/local/2008-12/09/content_10472682.htm

⁹ 陳雅賽 (2015) 「7・23 温州列車脱線事故における中国ネット世論の形成: 新浪ニュースサイト, 新浪微博, 天涯掲示板の分析を通じて」『マス・コミュニケーション研究』 (86), 123-142.

力に対する監視などが一部実現できた」と主張するもの¹⁰も見られる。また、ネット世論の勃興によって草の根の民主が芽生えているとする論者もいれば¹¹、中国インターネット民主主義の成立を論じるものもある¹²。更に、ハーバーマスの市民的公共圏論を参照し、中国ネット上における市民社会、市民的公共圏が構築される可能性を検討する論文も少なからず蓄積されてきた¹³。

一方、マスメディアをはじめとした制度的な世論形成の仕組みが十分に機能せず、言論の自由が法や制度として保障されていない中で現われたネット世論は、民主化促進機能を発揮する上で多様なリスクを抱えている。例えば、デマの流布、意見表明の集団的分極化や過激化、プライバシー侵害や誹謗中傷をもたらすネット暴力、ポピュリズムやナショナリズムの拡大などは既に多くの研究に取り上げられている¹⁴。そして、ネット世論の勃興に伴い、党・政府公権力は、ハード面の管理規制とソフト面の操作誘導政策を併用し、ネット世論へのコントロールを図ろうとしてきた。管理規制として、海外「有害」ウェブサイトの遮断、国内「有害」ウェブサイトへの取り締まりキャンペーン、ウェブサイト運営と情報内容に関する法整備、情報フィルタリングシステムの構築、ネット警察の設置、ユーザーの実名化、「違法」情報や「敏感」情報の削除、問題視されるアカウントの閉鎖や発信停止、民間ネット会社に党の組織の浸透などが講じられている。一方、誘導政策として、「五毛党」¹⁵と揶揄されたネット評論員の雇用、党・政府機関や官製メディアのウェブサイト建設、各レベルや各部門の党・政府機関や幹部らによるソーシャルメディア進出、いわゆる「政務微博」の発展などが挙げられる。（福島 2011；西 2014；King ら 2016；高井 2011）それに基づき、ネット世論が政治権力の社会統制と政権強化のために寄与すると批

¹⁰章蓉（2017）『コレクティブ・ジャーナリズム——中国に見るネットメディアの新たな可能性』新聞通信調査会

¹¹Yang, Guobin(2009),The Power of the Internet in China: Citizen Activism Online, 220-221.

¹²葉敏（2011）「中国特色網絡民主形態研究」華東理工大学博士論文；付広（2014）『基于社会化媒体的公民政治関与』国家行政学院出版社；王艷玲・孫衛華・唐淑倩（2013）「網絡論壇：一種全民的民主政治関与新形式」『新聞与伝播研究』2013(6),88-100；李良榮・張盛（2012）「互聯網与大衆政治の勃興——“新伝播革命”研究之一」『現代伝播』2012(3),29-31.

¹³車愛順（2014）「<論説>中国社会におけるインターネット公共圏：マイクロブログ・ウェーボーを中心に」『社会システム研究』(17),145-162；Tai, Zixue（2006）,The Internet in China: Cyberspace and Civil Society, 289-290；王君平（2004）「虚疑的網絡社区 现实的公共領域——淺談強国論壇对公共領域的重构或轉型」『中国社会科学院研究生院学报』(6),68-75.

¹⁴陳静茜（2013）『表演的狂歡：網絡社会的个体自己呈现与交往行為——以微博客使用者之日常生活实践為例』復旦大学博士論文；陳丹丹（2012）『網絡空間的民粹主義分析——網絡民粹主義的機制研究』復旦大学博士論文；王君玲（2009）『網絡表達研究』武漢大学博士論文；鄭路（2011）『群体極化中的網絡謠言研究』江西財經大學博士論文；李永剛（2009）「中国互聯網上的民意表達」『二十一世紀』(112),13-21；高広強・中尾健二（2013）「中国における『人肉搜索』の現状と諸問題」『静岡大学情報学研究』(18),33-50；高井潔司（2011:185）『中国文化強国批判』蒼蒼社

¹⁵ 1件当たり5毛(約6円)の報酬で、中国政府に有利な発言をインターネット上に書き込む体制側の「世論誘導役」である。（『朝日新聞』朝刊「オピニオン1・キーワード」2010年12月14日掲載）

判する論者がいる¹⁶のに対して、党・政府の立場からネット世論管理・誘導の正当性や必要性を論じた上で、対策を提言する研究も枚挙にいとまがない。

従って、ネット世論は民主的な社会的コミュニケーションを促す可能性を孕んでいる一方で、その影に問題やリスクも潜んでいる。また、中国のコミュニケーション環境や社会的・政治的環境に根ざして、技術的、社会的、政治的要素に関与されながら形成されるネット世論は、外部の環境や要素の変化によって変容しつつあるものである。中国社会の現実に基づき、社会の亀裂や矛盾を和らげ、民衆の不平不満を緩和し、安定的調和的な社会環境を作るためには、民衆による意見表明や利益訴求を有効に代弁して政策制度に反映し、異なる利益集団間の意思疎通や相互理解を促し、社会的コミュニケーションの活性化を駆動する民主主義的な世論形成の仕組みが必要とされている。そうした社会のニーズに、ネット世論は本当に応じられているのか、実際に政治的民主化を促しているのか、どのような課題を抱えているのかは本研究の問題意識の所在である。

2. 研究対象

実態としての世論は分散した未定型の民衆心理の状態から政治的意思決定に実効的な影響力を及ぼすうねりとなるまでに、社会的コミュニケーション活動によって結集し、組織される過程が必要とされる（岡田 2001：7）。では、マスメディアをはじめとした従来の世論形成機関が十分に機能していない中、中国インターネット上での世論の形成は誰によって組織され、結集されているのか。そこに、ネット上で公共議題や社会問題をめぐって日常的に情報発信と意見表明を行い、公権力と一線を画して公共の立場に立って公共利益のために発言し、情報拡散と意見形成に強い影響力を及ぼしているネットオピニオンリーダーの役割が顕在化した。主に、ジャーナリストや弁護士、作家、学者といった知識人、企業家、芸術家・芸能人、草の根有名人などの文化・社会・政治・経済的エリートを主体としている。

「ネットオピニオンリーダー」の概念は従来の対人的「オピニオンリーダー」概念から借用したものである。対人的オピニオンリーダーとはそもそも「いろいろな観念はしばしば、ラジオや印刷物からオピニオンリーダーに流れて、そしてオピニオンリーダーからより能動性の低い層に流れる」という「コミュニケーションの二段階の流れ」モデルで提示され、マス・コミュニケーションとパーソナル・コミュニケーションを仲介し、家族や友

¹⁶福島香織（2011）「中国インターネット統制とのかいぐり方」渡辺浩平編『中国ネット最前線—「情報統制」と「民主化」』蒼蒼社；西茹（2014）「ガチャガチャの新旧メディアの管理体制」美根慶樹編著『習近平政権の言論統制』蒼蒼社

人、仕事仲間のような第一集団で意思決定に強い影響力を及ぼす人物を指す（Katz & Lazarsfeld1955=1965 ; Katz1957）。ところが、情報通信技術の発展によるコミュニケーション環境の拡大、コミュニケーション構造の変容、及び中国の社会的・政治制度的環境の特徴に従い、中国ネットオピニオンリーダーの役割は「コミュニケーションの二段階流れの中継者」を遥かに超え、その影響力の及ぶ範囲も小集団の枠から大幅に拡大している。具体的に、文化・社会・政治・経済的エリートは一般民衆に比べてより豊富な情報資源や知識、高い信頼性や影響力、強い情報発信・処理能力を有する。そのインターネットを利用して公共議題や社会問題に日常的に携わり、公共性や公権力に対する批判性を持つ言論活動を繰り広げる情報行動は、一般民衆による情報提供者、意見表明の代弁者、利益訴求の組織者などへの需要に応じている。そのため、彼らは数百万ないし数千万までの膨大なフォロワーを惹き付け、その発信内容が万単位を数える転載量とコメント数を集めるほど、強大な影響力と動員力を持っている。言い換えれば、ネット上のコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」が行われる中で、ネットオピニオンリーダーは一般網民の能動的な情報行動によって多極分散的な中心に構築されてきた。数多くの事例から示されるように、ネット世論形成過程においてネットオピニオンリーダーは、①事件や議題を暴露し、関連情報を提供する「情報提供者」、②事件や議題をどのように理解するか視点、角度を提供し、議論の方向性を導く「意見形成の指導者」、③網民とマスメディアの議題設定者、④網民の意見動向を集約し反映する「意見動向の集約者」といった主役を務めている。

しかしその一方、マスメディアが機能不全にある中、ネットオピニオンリーダーがネット世論形成を主導する上で、問題と限界が見えてくる。まず、メディア組織のような専門的な取材、調査、編集、チェックの手段と能力を備えていない故に、ネットオピニオンリーダーは意図的であるか否かにかかわらず、その媒介作用により多様な問題をネット世論形成過程にもたらされている。例えば、①虚偽的で一面的な情報が出回り、デマが横行する、②事実より感情や立場を優先させ、情緒的な言論が盛り上がる、③一方的ないし極端に偏った意見が沸き上がったあげく、反対意見が受け入れられず、他の重要な観点が埋もれる、④人身攻撃、誹謗中傷、名誉毀損といったネット暴力が生じる、という現象が挙げられる。また、多くの事例から見られるように、ネットオピニオンリーダーが強調するすべての議題や争点は必ずしも顕在化し、世論のうねりを引き起こすとは限らないという役割の限界も見受けられる。言い換えれば、ネットオピニオンリーダーはネット世論形成の必要条件であるが、充分条件ではない。更に、インターネット空間は完全に自由な空間ではない。前述したように党・政府公権力側は社会統治に利するように、多様なネット世論管理手段を講じてきた。こうしたインターネットへの監視と管理の網が張り巡らされてい

る中、ネットオピニオンリーダーのアカウントに対する情報削除、発言禁止、閉鎖などが安易に行われる。それに加え、ネットオピニオンリーダーはネット世論形成における影響力が強まるにつれ、党・政府にネット世論管理強化の標的として取り扱われてきた。公権力の締め付けによって、ネットオピニオンリーダーが発言を控えたり、公共的言論の場から姿を消したりする現象が頻繁に見られ、その脆弱性と不安定性が著しい。

議題設定や意見の集約反映といった促進機能の発揮にしても、多様な問題や限界の発生にしても、ネットオピニオンリーダーの役割発揮を規定する要因とはいったい何であろうか。それは、リーダー自身の主体性や情報行動といった内的要因は言うまでもないが、他方では彼らを取り巻くコミュニケーション環境と社会的・政治制度的環境に視点を移せば、一般網民、伝統メディア、公権力という三つの外的・環境的要因が見落とせないと考える。

なぜなら、第一に、「脱中心化-再中心化」が行われるコミュニケーション環境において、ネットオピニオンリーダーの影響力の発揮と拡大はフォロワーとしての一般網民の注目、転載、コメント、「いいね」といった能動的な情報行動に依拠するものである。また、情報仲介者の付加したコメントが元発信内容に付随して伝達されるゆえ、そのコメントによって元発信内容が再解釈されながら拡散していく。このように情報拡散過程における一般網民の能動性の拡大により、彼らが興味を持ち共感を覚える情報や観点が広く注目・拡散・強化される一方、無関心あるいは共感できない情報や観点は無視・批判・攻撃される。故に、リーダーの発信内容が網民の誰によって、如何に受け止められ、どのように拡散され、再解釈されるのかによって、その役割が規定される。

第二に、ネットオピニオンリーダーは一般網民に比べより豊富な情報資源や情報処理能力を備えているが、伝統メディアのプロの報道機関としての取材、調査、編集、チェックの手段と能力が欠如している。また、彼らが持つ政治資源や情報資源も党・政府の「喉と舌」としての伝統メディアには敵わない。そのため、ネットオピニオンリーダーが取り上げた事件や議題に対して、事実確認、掘り下げた調査、十分な情報提供、影響力の拡大、ないし事件におけるリーダー自身の知名度の向上などは伝統メディアに頼っている部分が大きい。言い換えれば、リーダーの提起した争点や議題が確実かつ十分な情報に支えられ、持続的に討論され、中央政権の注目を得られるか否かは伝統メディアの取り扱い方にかかっている。しかしながら、伝統メディア自身も、党・政府の管理下で議題設定の裁量権に制限があり、センセーショナルな報道を繰り広げるなどの問題を抱えている。それ故、メディア報道はリーダーの役割発揮を助ける場合もあれば、問題の誘発に加担する場合も考えられる。

第三に、前に述べたように、ネットオピニオンリーダーは党・政府の言論統制に起因す

る脆弱性と不安定を持つ。彼らは一定の言論空間を獲得するために、党・政府の暗黙の了承、許容ないし支持が必要である。一方、ネットオピニオンリーダーの出現に伴い、「党・政府が伝統メディアを管理すれば、世論の風向きをコントロールできる」という従来の権力構造も崩れかけている。この状況に危機感を覚えた党・政府はその管理下にある伝統メディアに加え、政務微博の発展も後押ししてきた。即ち、この二者に議題設定機能や世論誘導機能を果たさせることで、世論形成における党の主導権を強化しようとするのがその狙いであった。彼らとネットオピニオンリーダーの間で繰り広げられる連携・牽制・攻撃といった力学がリーダーの役割発揮に及ぼす影響は見落とせない。

従って、ネットオピニオンリーダーは一般網民、伝統メディア、党・政府公権力と関わりながら、議題設定を行い、議論の方向を導き、意見の風向きを反映するなどネット世論形成に主導的な役割を果たしている一方で、問題を引き起こし、限界も抱えていると考える。その役割と役割発揮の仕組みの解明は、中国ネット世論の形成過程、特徴、政治社会に与える影響及び課題を検討する上での有益な手がかりであると言えよう。

3. 研究目的

本研究はネットオピニオンリーダーが置かれたコミュニケーション環境や社会的・政治制度的環境を視野に取り入れ、次の研究目的を立てる。第一に、ネットオピニオンリーダーの役割の重要性と促進機能のみならず、問題と限界の存在も取り上げ、その役割の多面性を提示する。第二に、役割発揮の仕組みを検討する上で、一般網民、伝統メディア、公権力という三つの外的・環境的規定要因に分析の重点を置き、ネットオピニオンリーダーは三者とどのように関わり合いながら、ネット世論形成に働きかけているのかを実証的に明らかにする。その上で、中国ネット世論の形成過程、特徴、政治社会に及ぼす影響及び課題を検討する。

4. 研究方法

本研究は文献分析と事例研究をはじめ、内容分析、ネットワーク構造分析、聞き取り調査までの多様な方法を統合したマルチメソッド・アプローチを行う。詳細な方法と手順について論文本体の該当箇所を展開するが、ここでは概述しておく。

4.1 文献分析

党・政府によるネット世論管理・誘導政策、ネットオピニオンリーダーに対する認識、

評価、管理強化政策、伝統メディアと政府機関による新興メディア進出の目的、動き、結果などを考察するにあたって、関連する政策文書、諸会議の議決、指導者や幹部の公の発言や発表した文章などを収集し分析する。また、第三章ではネットオピニオンリーダー自身がネット世論形成に働きかける上で、主観的に一般網民、伝統メディア、党・政府公権力をどのように認識しているのか、三要素との関係をどのように処理しているのかを明らかにするために、7名の代表的な人物をサンプルに取り上げ、その著作、公に発表した文章や演説内容、個人のブログ、メディアによるインタビュー内容などを基に文献分析を行う。

4.2 事例分析

筆者は日常的なメディア観察を通じて社会に大きな影響力をもたらした代表的なネット世論事件をフォローしてきた。第二章では代表的な事例を取り上げ、中国のコミュニケーション環境や社会的・政治制度的環境におけるネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開と役割の多面性の特徴を解き明かす。また重点的には、第四章で2003年から2013年までの「労働教養制度の改革・撤廃」という議題をめぐるネット世論の形成過程を取り上げ、実証的かつ詳細なケーススタディを行う。即ち、追跡調査、フレーミング分析を中心とした内容分析、ネットワーク構造分析、聞き取り調査を併用しながら、次の三つのステップで考察を進める。ステップ1では、労教制度撤廃の議題は学者に提起された2003年から2012年まで、インターネットでどのように議論されてきたのかを考察し、議題発展の分水嶺となる「唐慧労教案」を位置づける。具体的に、「天涯 BBS 掲示板¹⁷（以下：天涯）」と「凱迪 BBS 掲示板¹⁸（以下：凱迪）」で検索した関連書き込みを研究対象として、量、主題、情報源について計量的分析と質的分析を施す。その上で、「唐慧労教案」へのプロセス追跡調査（ステップ2）と因子解析（ステップ3）を行い、議題構築過程におけるネットオピニオンリーダーの役割、問題、限界、とそれぞれの規定要因を解明する。ここでの因子解析とはリーダーの役割発揮を規定する内因であるリーダーの情報行動、外因である一般網民を媒介した情報拡散の仕組み、伝統メディアの報道、公権力の対応への解析を指す。

4.3 フレーム分析

ケーススタディの因子解析にあたって、ネットオピニオンリーダーの「発信行動」と「情

¹⁷ <http://www.tianya.cn>

¹⁸ <http://www.kdnet.net>

報拡散の仕組み」を考察する。その際に、リーダーのツイート内容とフォロワー（情報仲介者）のリツイート内容の「発信フレーム」に対するフレーム分析を行う。リーダーの「発信フレーム」の抽出と分析を通して、彼らはどのように情報を取捨選択しながら発信し、議題や事件のどの側面を取り上げ、いかなる視点や枠組みで意味付け、議論をどの方向に導こうとしているのか、どのような偏向と問題点が存在するのかを解明する。また、フォロワー（情報仲介者）のリツイート内容のフレームに対する抽出や、元ツイート内容の「発信フレーム」と比較分析を通じて、フォロワーがリーダーの発信内容を如何に受け止め、どのような視点でそれを理解し、再解釈しているのか、どのような議論が行われているのかを解き明かす。フレームの抽出と分析手法は、その概念の多岐的な捉え方により異なっており統一されていないが、本研究は Gamson (1989;1992) と張 (2003) がニュースフレームの抽出と分析に用いる「争点分析法」を参照する¹⁹。即ち、ある上位争点のメインフレームといくつかの側面（下位争点）から展開される「ワーキングフレーム」を提示する方法である²⁰。具体的に、「争点の抽出→争点の集合化→争点の集合が提示する認識枠→フレーム」という手順に沿ってフレームを抽出し、計量的レベルの集計と質的レベルの分析を行う。更に、無視されたフレームも調べ、報道の焦点と盲点を分析する（張 2003）。

4.4 ネットワーク構造分析

ケーススタディの因子解析にあたって「情報拡散の仕組み」を考察する。その際に、フォロワーのリツイート内容に対するフレーム分析に加えネットワーク構造分析も併用する。それを通じて、対象ツイート内容は誰によって、どのように拡散されているのかを解明する。具体的に、①PKUVIS²¹で対象ツイートの情報伝達のネットワーク構造を可視化する

¹⁹ これまで、ニュース内容に含まれるフレームの抽出は、フレーム概念に対する異なる捉え方によって、主に二つの手法が用いられてきた（張 2003:56-60）。一つは、Entman(1991:7)に代表されるように、ニュースフレームを「ニュースストーリーの中で強調されたキーワード、メタファー、概念、シンボル、及び視覚イメージによって構成される」ものとして捉え、関連記事の中に用いられるイラスト、見出し、記事本文の用語法、レトリックなどに注目して、言説分析または修辞法の角度からフレームを析出する手法である。もう一つは、Gamson (1989:157;1992:217-223) のような、フレームをニュースの意味を構成するために組織されたアイデア、出来事の間に関連性と問題の所在を示すものとして捉え、ニュースにおける下位争点の配置とストーリーの構成という文脈的展開に注目し、上位争点と下位争点の配置とそれへの言及頻度を調べる手法である。張 (2003:56-60) は前者を「シンボル分析法」、後者を「争点分析法」と名付けている。同研究は、日本の新聞における中国報道の実態と報道視点の特徴、及びその規定要因を明らかにするために、「報道フレーム」の分析を行い、Gamson に近い争点分析法を使用した。

²⁰ 例を挙げると、「不振産業」という上位争点に対して、まず「組合」「自由企業」「外資侵入」「資本闘争」というメインフレームがある。メインフレームが更にいくつかの側面（下位争点）から説明されるので、サブフレームも存在する。

²¹ <http://vis.pku.edu.cn/weibova/weiboevents> 北京大学が開発した微博上の情報伝達ネットワークの可視化システム。微博上で投稿された任意のツイートの URL をシステムに入力すれば、その情報伝達のネットワーク構造を可視化した操作画面を得られる。操作画面から、ネットワークを構成した全てのユーザ

る。②より中心性の高いユーザーを重要情報仲介者として抽出し、ユーザー登録情報を基に彼らの身分を調査する。③主要仲介者のリツイート内容を収集し、その形式、反応態度、付加したコメントのフレームを調べ、元ツイート内容に対する拡散様式（賛同的拡散、対抗的拡散、再解釈的拡散などの比率）を解析する。

4.5 聞き取り調査

筆者は、2013年8月北京で代表的なネットオピニオンリーダーである記者の鄧飛、葉鉄橋、劉万永、法律学者の賀衛方、弁護士の浦志強、2013年10月に札幌で法律学者の張千帆、2014年8月と2015年2月に北京で記者の葉鉄橋、学者の馬立誠、2015年10月に札幌で編集者の朱学東、2017年9月に札幌で記者の長平などに対して、聞き取り調査を実施してきた。彼らの目的意識や情報行動などについての認識などを調べた。それを通じて得られた一部の質的データを論文で活かしている。

5. 論文の構成

本論文は以下のように構成されている。

第一章は、主要な概念を提示し、本研究の理論的枠組みを立てる。第一節で、先行研究を踏まえ、世論の語義的意味や、民主主義発展の文脈における世論の実体と世論観念の変遷をレビューし、世論が政治に対する規範性や批判性を持つ一方、多様な問題を抱えるという矛盾性を論じる。それを基に、中国における世論の実体と世論観念の変遷を整理し、ネット世論が政策推進や制度改革といった政治的意思決定に影響を与える理論的原理を探り出す。第二節で、世論はどのようなプロセスを辿って形成されているのか、その形成過程にどのようなアクター・要因は如何に作用しているのかを取り扱う世論形成過程モデルを紹介し、従来の世論形成研究において、マスメディア、オピニオンリーダー、一般民衆、政治権力は世論形成の重要な規定要因として取り上げられ、要因間の相互関係の視点が重んじられていることを示す。それを通じて、本研究が一般網民、伝統メディア、党・政府公権力との相互作用関係の視点から、ネットオピニオンリーダーの役割発揮にアプローチする理論的出発点を提示する。第三節で、ネットオピニオンリーダーとは誰を指すか、その定義付けと識別方法に関する先行研究の四つのアプローチをレビューし、批判的な検討を行った上で、本研究のアプローチを説明する。

一とそのリツイート内容が抽出できる。また、情報伝達の階級レベル、ユーザーの所在地や性別の分布、中心度の高い順のユーザーのランキング（約30～40位）などの情報が画面に表示される。

第二章は、中国のコミュニケーション環境や社会的・政治制度的環境の特徴に基づき、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割の多面性の特徴を論じる。第一節で、典型的な事例と代表的な人物を挙げながら、ネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開を整理する。第二節で、リーダーの促進機能とともに、問題と限界の所在も取り上げ、役割の多面性の特徴を提示する。第三節で、政治コミュニケーション領域におけるネットオピニオンリーダーの先行研究を詳しくレビューし、本研究の問題意識を強調する。

第三章は、ネットオピニオンリーダーが一般網民、伝統メディア、党・政府公権力という三つの規定要因にかかりながら、ネット世論形成に働きかけることを論じる。第一節では、社会的・政治制度的環境の特徴とネット技術によるコミュニケーション構造の特徴という二つの側面から、ネットオピニオンリーダーの出現は一般網民、公権力、伝統メディアの相互作用した結果であることを明らかにする。第二節で、コミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」過程における「網民三層構造」の形成、伝統メディアと党・政府公権力による「再中心化」、党・政府によるネットオピニオンリーダーへの管理強化といった三つの現象を紹介する。それを通じて、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力はコミュニケーション過程に参加する重要なアクターであり、ネットオピニオンリーダーの役割発揮は三者に規定されていることを提示する。第三節で外からの視点の他に、内からの視点も取り入れる。ネットオピニオンリーダーは自ら三要因をどのように認識し、それぞれとの関係を如何に取り扱っているのかを考察する。

第四章は、2003年から2013年までの「労働教養制度の改革・撤廃」という議題をめぐるネット世論の形成過程に対するケーススタディを行い、ネットオピニオンリーダーが果たす多面的な役割、役割発揮を規定する内的要因と外的・環境的要因を実証的に考察する。第一節で、事例と考察の手順を詳しく紹介する。第二節で、労教制度撤廃の議題は、学者に提起された2003年から2012年までインターネット上でどのように議論されてきたのかを調べ、議題がネット上で顕在化した分水嶺の「唐慧労教案」を位置づける。第三節で、「唐慧労教案」をめぐるネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの促進機能、問題と制約を解析する。その多面的な役割を果たす上での規定要因について、第四節では、内的規定要因の〈発信行動の特徴〉を取り上げ、発信量、発信タイミング、発信形式、発信フレームの種類と頻度から考察する。第五節で、外的・環境的規定要因として、①一般網民を媒介した情報拡散の仕組み、②伝統メディアの報道、③公権力の対応に焦点を当てる。第六節で、知見を要約する。

終章は、各章の総括を行い、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割、問題、要因について結論をまとめる。そして、ネットオピニオンリーダーが抱える課題、

中国ネット世論形成の特徴、政治社会に及ぼす影響及び課題をめぐって議論を展開する。最後に、今後の課題を展望する。

第一章 概念と理論的枠組み

第一章は重要な概念を解釈し、本研究の理論的枠組みを提示する。まず、先行研究を踏まえ、世論の語義的意味や、民主主義発展の文脈における世論の実体と世論観念の変遷をレビューし、世論が政治に対する規範性や批判性を持つ一方、多様な問題を抱えるという矛盾性を論じる。それを基に、中国における世論の実体と世論観念の変遷を整理し、ネット世論が政策推進や制度改革といった政治的意思決定に影響を与える理論的原理を探り出す。また、世論はどのようなプロセスを辿って形成されているのか、その形成過程にどのようなアクターや要因が関わりを持っているのかを取り扱う世論形成過程モデルを紹介し、従来の世論形成研究において、マスメディア、オピニオンリーダー、一般民衆、政治権力が世論形成の重要な規定要因として取り上げられ、要因間の相互関係の視点が重視されていることを示す。それを通じて、本研究が一般网民、伝統メディア、党・政府公権力との相互作用関係の視点から、ネットオピニオンリーダーの役割発揮にアプローチする理論的出発点を提示する。最後に、ネットオピニオンリーダーは誰を指すのか、その定義と識別方法に関する先行研究の四つのアプローチをレビューし、批判的な検討を行った上で、本研究のアプローチを説明する。

1.1 「世論」とは何か

世論 (Public Opinion) は「Public」と「Opinion」で組み立てられた合成語である。ネル＝ノイマンは、英語やフランス語でいう「Opinion (意見)」が国民全体またはその一部の統一された合意を指し、同意や意見の「共有感覚 (a sense of the common)」が潜んでいると指摘する (Noelle-Neumann 1993=1997:64-65)。一方、“Public”は「公共的な」(即ち、「私的な領域」から区別され公開性を強調し、誰に対しても開かれた状況)と「公共の」(即ち、公共の利益 (public interests) に関するもので、全員の利害や全体の福利に関連する争点や問題を対象とする) という二つの意味を含めている (同上: 65-66)。また、ハーバーマスによれば、「Opinion」の語源が「立証されていない判断、臆見」を意味するラテン語の「opinio」に遡るが、もう一つの重要な語義として「われわれが他人の評判の中で帯びる姿、名声、声望」を意味する「reputation」も挙げられている (Habermas 1962=1994:128)。

「Opinion」から「Public Opinion」への発展は、「公共精神（public spirit）」という語を経由するという（同上：132）。従って、語義的に、世論とは国民全体またはその一部が公共利害に関連する争点や問題に対して公開的に表明した意見から統合された合意を指すと言ってよいだろう。

一方、岡田（2001）の考察によると、世論の概念は17世紀の後半から18世紀にかけ西欧で登場して以来、多様な定義付けが行われ、見解の一致に至らない。その理由は各研究者の問題意識や視点の相違がある他に、世論概念の「二重性」と「歴史的規定性」が考えられる。つまり、「世論とは、経験的に存在する実態を客観的に次章的に記述し認識するための概念装置にとどまるものでなく、更に規範意識に裏打ちされた実践的な批判概念なのである」（岡田 2001：5）。言い換えれば、客観的具体的実態を現わす「記述概念」としての世論と哲学的理念的な「規範概念」としての世論という「二重性」を負う（同上：5-6）。一方で、「世論観念は、世論の観念は特定の歴史的、政治的文脈に根ざして社会文化的に構成される集合的実体性とイデオロギー的立場とを体現する」（同上：6）。即ち、実態的な世論も理念的な世論も歴史的な文脈の中で生まれ、政治制度や社会構造の転換に伴って変容しつつある。岡田の言葉を借りると、それは「世論観念の歴史的規定性」である（同上：50）。民主主義発展の歴史的な文脈における世論の観念と実態の生成、発展と変容について、岡田をはじめとした多くの優れた先学がレビューしてきた²²。本章は先行研究を集約する形で、概観的なスケッチを行い、世論の政治に対する規範性、批判性とパラドックスという本質的特徴を重点的に論じる。その上で、中国における世論の実体と世論観念の変遷を整理し、ネット世論が政策推進や制度改革などの政治的意思決定に影響を与える機能発揮の理論的原理を提示する。

1.1.1 民主主義発展の文脈における世論の変遷

民衆主義発展の歴史的な文脈における世論観は、主に①18世紀から19世紀に及ぶ近代世論観の誕生と制度化の時期と、②近代世論観の20世紀的転換と大衆世論定着の時期に大別される（岡田 2001：49-87）。

1. 近代公衆世論

Habermas（1962=1994）によれば、近代世論を育む当時の社会的条件は、①自由市場経済の発展と資本主義生産様式の拡大に伴って、市民社会が構築されること、②市民（ブルジョアジー）階層の成長と政治的に議論し読書する公衆の登場、③事前検閲制度の撤廃や

²² Habermas（1962=1994:128-196）、岡田直之（2001）、谷藤悦司（2010）、児嶋（1967）などが挙げられる。

公衆の批判的機関としての新聞、雑誌などの印刷媒体の発展、コーヒーハウス、サロンなどの公共的空間の定着、④17世紀の市民革命を経て、議会制を内在する立憲民主主義体制が設立したことなどが挙げられる。こうした社会から、財産と教養を備えた市民（ブルジョアジー）は新聞・雑誌などの活字メディアを主な媒体とし、文化的・政治的その他様々な問題をめぐって対等な立場で自由かつ理性的な討論を行い、世論（public opinion）を形成していく空間が生まれた。それはハーバーマスに「市民的公共圏」と呼ばれ、「公開性」「自律性」「平等性」を有するとされている。公共圏で作られた世論を通じて、市民社会の共通意志や要求が集約・形成され、国家へ伝達され、政治システムに対して批判機能を持つ（吉田 2000：171-181）。

一方、王権神授論を基盤とした絶対君主制から議会制立憲民主主義体制への転換にあたって、立憲政による政治支配と政治運営の正当性に理論的根拠が求められている。そうした中、啓蒙思想家の思索と言説によって、近代世論は理念上で立憲民主政の正統化や立法の根拠に位置づけられていた。（谷藤 2010）例えば、ホブズは、国家の起源や政治権力の源泉が「人々の同意」と「多数者の意思」から導かれると主張する²³。また、ロックは『統制二論』で、政治社会形成のみならず、政治社会の運用の正当性の根拠も「多数派を形成しうる自由人の同意」や「社会契約」にあると論じる（Locke 1968=1997：222、224）。そして、opinion publique の言葉を最初に用いて近代世論の父と呼ばれるルソーは『社会契約論』で、世論を「国法の諸原理」の構成要素としている。即ち、「全体の秩序を定め、公共的な根拠に最善の形式を与えるための社会関係を規定する法には国家法、民法、刑法の続き、世論を『もっとも重要な』第四の法」として取り上げ、「真の意味で国家を作り出すもの」であるという²⁴。これらの社会契約論者の他に、功利主義の立場から世論と民主政治の関係についての議論も展開されていた。例えば、ヒュームは『市民の国家について（上）』の中で、支配者側が支柱と頼むものが世論（opinion）以外にはないと述べ、世論を「政府の基礎」「政府の第一原理」²⁵と見なしている。ここでいう世論とは社会的な（public）利害、権力に対する権利、さらに財産に関する世論があらゆる政府と少数者の多

²³ 「コモンウェルス（国家）が設立されたとき、集まった人々の同意によって主権を与えられた人間または合議体の、あらゆる権力とあらゆる機能が生じるのである。一群の人々が、彼ら全部の人格を代表する、すなわち彼らの代表者となる権利を、多数決によって、何らかの個人もしくは合議体を構成する人々に与えることを、一人一人が同意し約束する時である。」（T・Hobbes 1651=1971:197-198）

²⁴ 「この法は、大理石や銅板にきざまれるのではなく、市民たちの心にきざまれている。これは真の意味で国家を作り出すものであり、日々新たな力をえるものである。ほかの法が古くなり、滅びてゆくときに、こうした法に新たな生気を与え、あるいはこれに代わるものである。人民のうちにその建国の精神を保たせるものであり、知らず知らずのうちに権威の力を習慣の力としてゆくものである。即ち、習俗、慣習、とくに世論のことである。」（Rousseau 1762=2008：115-117）

²⁵ 「『実力（force）』は被支配者の側にあるのですから、支配者側が支柱とたのむものが輿論以外にはないということがわかるでしょう。したがって政府の基礎は輿論だけということになります。そしてこの原則は、最も専制的で最も軍事的な政府にも一様にあてはまります」（Hume 1741=1952：226-231）

数者に対する権威の基礎である（Hume1741=1952：228）。一方、19世紀の個人的功利主義の始祖ベンサムからすれば、世論とは「政府に干渉されずにその個人的利益とその最大化とをせせと追求している市民社会の諸個人の大部分の意見を総計したもの」であり、「政治権力の有害な行使にたいする唯一の抑止力であるとともに、その有益な行使を補完するのに欠くことのできないもの」である（Bentham& Bowring 1962:158）。

まとめて言うと、近代公衆世論は実態的に、ブルジュアジーが印刷メディアを媒体にコーヒーハウス、サロンなどの公共的空間で文化的・政治的その他様々な問題をめぐって公開的で自由かつ理性的な討論を行って形成した共通意志を指す。自律性、批判性を持つ。一方、啓蒙思想による思弁的な言説の中で、世論は理念上で、立憲民主制の正当性の源泉や立法の礎石、悪政の抑止力として規範性と批判性が賦与されている。言い換えれば、世論概念は経験的に存在する実体としての世論を客観的に記述する記述概念でありながら、観念・理念上で民主主義の政治統制に正当性を与え、政治権力に対して拘束力を持つ規範概念と批判概念でもある。

2. 現代大衆世論

19世紀末期から20世紀初頭にかけて近代公衆世論を生み出す社会的基盤は都市型・産業型大衆社会の到来に伴って消え失せつつある（岡田 2001：58）。政治制度面では、選挙権の拡大や「一人一票・一票等価」という普通選挙制度の実現によって大衆の政治参加が制度的に定着した。それは、少数の有産者だけに（財産、教育、性、年齢によって制限される）選挙権を限るという方式を土台とした自由主義的民主主義から、膨大な大衆（市民権と年齢という資格しか要求しない）が営む大衆民主主義へと移り変ることを意味する（Carr1951=1953:91-99；Mills1956=1969 下:212）。それに伴い、大衆間のコミュニケーションを支える媒体が制度としてのマスメディアへ、支配的なコミュニケーション様式は近代公衆社会での対面コミュニケーションに基づく小規模、理性的、時間をかけて熟慮する討論から、マスメディアを媒介するマス・コミュニケーションに変更した（Mills 1956=1969 下:208-209、224）。社会面では、社会的・経済的な差によって個人はいくつかの集団・階級に分裂する。その公共的に重要な権利の主張と行使は政党、政治機関、及び政党と国民個人の間には介在する労働組合、連盟、ロビーないし圧力団体を通じて行われている（Carr1951=1953:109）。更に、農業社会から工業社会へと移行し、巨大なトラストや独占資本の支配下にある経済体制が定着するにつれ、経済的、階級的、地域的、民族的・人種的な利害対立が拡張する。そうした中、大衆とくに下層階級・労働者階級の利益表明は、ポピュリズム、革新主義、労働運動、社会主義運動といった情動的な形で噴出している

(Nisbet1975²⁶ ; Bryce 1921=1930 : 80-98)。

こうした近代民主主義から現代大衆民主主義への転換とともに、世論の担い手は政治的に議論するブルジュアジーから大衆に置き換えられた。また、大衆世論を組織し表明する政治的主体として、政党や圧力団体が登場した。そして、世論は「風の如く触知し得ないけれども」、議会によって不完全に表示され、選挙の投票、新聞及び政治問題を扱う週刊誌から発見され、各種の改革運動という民衆の直接的行動によって示されるなど多様な具現形態を持つようになった (Bryce 1921=1930 : 80-98)。1930年代に科学的世論調査法と世論調査機関が確立して以来、世論調査は選挙や国民投票以外の人々の意見分布と意見動向を把握する有効な手段となるにつれて、「世論調査の測定結果」も世論の具現形となっている。

近代公衆世論から現代大衆世論への構造転換に対して、思想家や学者は二つの対立的な世論観を繰り広げてきた。

一つは、多岐にわたる現実社会に対して、人々が自律的合理的に知覚、思考・判断できる可能性や能力、マスメディアを媒介とする大衆間のコミュニケーションの合理性に疑問を投げかけ、大衆世論を政治指導や集団組織による心理的操作の結果と見なす批判的な大衆世論観である。その代表者にリップマン、カー、ミルズ、ハーバーマスが挙げられる。

リップマンは著作『世論』 (Lippmann1922=1987) の中で、従来の政治学は世論を国民意志に位置付け、その民主主義の基盤としての意義を強調し、世論形成の問題を市民的自由の問題として取り扱ってきたが、「自由で公開の論戦において真理が負かされた例を見たものがあるか」とする古典的自由思想に異議を唱える。また、「国民の意志 (=世論 筆者注) の根拠となるべき情報がどこからくることになっているか」 (同上、下巻 : 165) を問いかけるべきだと主張する。その上で、彼は「疑似環境」「ステレオタイプ」「シンボル」という概念装置を用いて、大衆世論形成の問題を鋭く分析する。

リップマンからすれば、「われわれが政治的に関わり合わなければならない世界は手の届かないところ、見えないところ、知のよばないところにある」 (同上、上巻 : 46)。人々が認識し反応するのは巨大で複雑極まる現実世界ではなく、人々の事実に接近することを制約するコミュニケーション環境的要因と大衆の心理的要因によって屈折させられた「虚構」、「頭の中で描く世界像」つまり「疑似環境」である。コミュニケーション環境的な制約要因には、①情報の送り手における人為的検閲とプライバシー、②情報の受け手における情報接触機会の社会的制限や公共的事柄に払う注意と時間の欠如、③メディア側のニュース生産過程に起こる歪曲などという三つの方面の要因が挙げられている (同上、上巻 :

²⁶ 訳文は岡田 (2001:61-62) を参考する。

47-108)。心理構造的な要因はステレオタイプを指す。即ち、「われわれは外界に対して、見てから定義しないで、定義してから見る」（同上、上巻：111-112）、「主観的レンズを通じて世の中を見ている」（同上、下巻:216）というように、人々は心の中のイメージ、先入観、偏見にステレオタイプ化された形で世界を知覚しがちということである。そのため、マスメディアの情報生産と大衆の情報受容過程で現実環境とギャップのある擬似環境が生じ、それに基づいて人々の現実認識と個人レベルの意見形成が行われる。従って、リップマンは「人びとの脳内にあるもろもろのイメージ、つまり、頭の中に思い描く自分自身、他人、自分自身の要求、目的、関係のイメージが彼らの世論（public opinions）である」と主張している（同上、上巻：47）。一方、リップマンは「人の集団によって、あるいは集団の名の下に活動する個人が頭の中に描くイメージを大文字の『世論』（Public Opinion）とする」、「『世論』（Public Opinion）は民主政治の原動力と考えられている」とも語る（同上、上巻:47、下巻：85）。即ち、人々のそれぞれ異なる個人的・心理的側面での意見やイメージとしての世論を複数形・小文字の「public opinions」で、集合的・社会的側面での共通意識、人民の意志、国民の決意としての世論を単数型・大文字の「Public Opinion」で区別している。そして、個人的・心理的側面の「public opinions」から集団的・社会的側面の「Public Opinion」への結晶は、「象徴（symbol）」を活用した政治指導者の大衆操縦と民衆の「利益関心の移行」によって実現しているとリップマンは考える。具体的に、人々は目撃していない環境について感情こそ強いが理解は浅い（同上、下巻:24）。その感情を喚起する刺激や引き金となるイメージ、言葉、名前、符号、標本などの象徴²⁷（同上：25）により、「感情を共通の標的に向かって放され、現実の諸観念が持っているそれぞれの特異性を拭い去られる」、「個々の別々の観念から常道を吸い上げる力を持っているから、団結の機能を果たし……人々を共通目的に向かって働かせることができる」（同上:65、67）。こうした「象徴」を活用することで政治指導者たちは人々の個別の利益関心を集団の共通意識へ集結する。更に、共通意識を「イエス」か「ノー」かの投票、賛成か反対かの態度という選択の行動へすり替え、二者択一の結果で表明させている（同上:60-66）。従って、リップマンからすると現代世論（Public Opinion）の実体とは、ステレオタイプ化した「疑似環境」を素材としエリートの操作する喚情的「シンボル」を触媒として「創出される合意」である（児島 1967）。

カー(Carr1951=1953：108、112)は「ロックや自由主義的民主主義の古い合理主義的前提は、物質的条件の変化と、新しい科学的な知識及び技術とによって破壊」され、この新し

²⁷ 例えば、「人類の権利」「フランスの権利」「アメリカニズム」「進歩主義」「法と秩序」「正義」「ヒューマニティ」「神聖ロシア」「父なる陛下」などは象徴の具体例である（下巻：29-30、41）

く成立した大衆民主主義の姿は「強力な利益集団が支配権を争う闘争場の姿」であると批判する。そうした闘争場において政治指導者たちは「自分たちもよく判らない歴史過程のスポークスマン」であり、「世論の反映よりも、世論の形成と操縦とに深く意を用いるようになってきている」。指導者に従う人々は「現代の心理学や商業的広告術の巧妙な手段によって、自分では全く意識しない目的のためにくりだされて、整列させられた投票者なのである」としている。

ミルズは古典的なブルジュア的公衆の没落を論じることを通じて、現代世論へ批判を展開してきた（Mills1956=1969 下:209-210）。彼によれば、対面関係にもとづく近代公衆社会では、人々は自己の利害と理性的思想による見解をもち、互いに意見の競争が行われていた。それとは対照的に、メディア市場から成る大衆社会における競争は、マスメディアを駆使する操作者たちと、操作者たちの宣伝を受け取る人々との間の競争でしかない。従って、公衆とはマスメディアに受動的に接触し、そこから流れる心理的示唆や操作に対して無気力に動かされる個人の集合で、世論はマスメディアの内容に対する単なる反動——「反応」とはいえない——にすぎないとされている。

ハーバーマスは公衆世論の衰退の原因をマスメディアに求めた（Habermas1962=1994：249-279）。即ち、メディアはその集中化（技術的組織的統合）、商業化、マス化（射程と影響力の拡大）に伴い、政治的に議論する公衆の機関から、私的消費活動を促す広告媒体へ転化した一方で、企業ないし団体組織、公共的行政機関が、「虚構の公益」という旗印で私的利害の自己顕示を隠蔽する広報活動を行う媒体となりつつある。そのため、メディアの政治的批判機能が失われ、国家と政党・圧力団体の間では、メディアを仲介した広報活動を通じて協定や合意が行われている。

これらの批判的論点に従えば、近代民主主義から現代大衆民主主義への転換に伴い、世論の担い手は自律的合理的に討論するブルジュアジーから、集団勢力のエリートがマスメディアを通じて行った操作を受動的に受け入れ、賛成か反対かを選択する大衆へ変化した。また、世論は公衆の討論を通じて集約された政治的批判性を持つ市民社会側の合意・一般意志から、勢力や団体が公衆への心理的操作を通じて創出した合意に変わっているということである。

もう一つは、近代公衆世論から現代大衆世論への構造転換を経たにも関わらず、民主主義に対する世論の神聖さ、規範性と批判性を依然として強調し続けるものである。その代表者として、プライス、ソーヴィー、デューイ、テンニースが挙げられる。プライスからすれば、世論は「実在的な勢力で、風の如く触知し得ないけれども、依然として殆ど総ての人々がそれに服従するところの、全国民の判断及び感情が厳存する」ものであり、「こ

の世には薄紗で覆われているけれども議会や国王よりも一層神聖なものである。必ずしも特定の瞬間に於いてではなく、長い目で見ると、一党一派の利己と興奮が押さえつけられる」という（Bryce 1921=1930 : 91-92）。ソーヴィー（Sauvy 1956=1957:7-8）は「世論とは一個の審判者であり、良心である」とし、「ストライキが〈世論〉の支持あるいは反対を受け、公平な判断のうちで行われてゆくこともある。政府も組合も（特に企業界のばあいもある）この世論について気を配り、世論に従って動く」と世論の政治に対する規範性を主張する。「デューイもテニースは『公衆』と明白に単数形で表象される人びとが形成し表明する共通の判断という意味での世論の規範概念の最後の熱烈な擁護者」（Splichal 1999）であり、彼らは世論の基盤としてコミュニケーションを媒介とする市民の自律的合理的思考・判断の重要性を弁護したことで、リップマンと対蹠的位置を占めている（岡田 2001 : 65）。

1.1.2 世論の政治に対する規範性と矛盾性

以上の現代大衆民主主義の文脈に展開された、一見矛盾するよう見える二つの世論観は実際に世論の異なる側面を取り上げている。前者は現代社会で形成した大衆世論の実体に着目し、それが抱える多様な問題にメスを入れ、大衆世論に基づく現代民主主義の危険性に警鐘を鳴らしている。それに対して、後者は哲学的・価値理念上で世論の規範性と批判性を強調するものである。つまり、近代公衆社会から現代大衆社会への政治的社会的文脈の変遷に従い、近代公衆世論の実体は衰退したものの、近代世論を基に形成した世論の価値理念——民主政治の正当性の根拠と公権力執行の拘束力——が現代社会に至っても引き続き継承されている。ハーバーマスの概念カテゴリーを借りれば、前者が批判するのは「人事や制度、消費財や番組のために示威的操作的に流布される広報活動との関係において」の「受容的判廷」としての世論であり、後者が提示したのは「政治的社会的な権力執行について規範的に要請された公開性との関係において」の「批判的審廷」としての世論である（Habermas 1962=1994:321）。「受容的判廷」としての世論をめぐる批判と反省は規範的な「批判的審廷」としての世論を基準と出発点として展開されている。

更に議論を展開すれば、政治制度や社会構造の現代への転換に伴い、世論の実体の変容せざるを得なくなっている。その実体や実体が持つ問題に基づき、研究者はそれぞれの視点や問題意識に沿って異なる世論観を語ってきた。しかしながら、世論の政治に対する「規範性」と「批判性」という核心的価値理念と機能は変わっておらず、サーチライトのように民主政治の現実の歪みを照らし合わせている。岡田（2001 : 6-7）が指摘した通りに、「世論は第一義的に被治者（people outside the government）の政治的意思である」、「民主政治

において世論のはたすべき基本的役割とは、いうまでもなく、政治権力の不当な行使への民衆理性——日常生活世界における一般民衆の判断基準——に基づく絶えざる監視・抑制ならびに政治過程への世論の反映である。言い換えるなら、民主政治においてふさわしい世論とは、支配権力からの自律を志向しつつ、支配権力との拮抗と緊張関係をとおして民主政治のクオリティとポテンシャルティとを不断に高める政治的力でなければなるまい」ということである。その一方、「政治的支配の正当性の社会的に容認される唯一の根拠が世論であるかぎり、『制度化された世論の擬制 (Fiktion)』（虚像、つまり世論の具現形態）に依存していかざるを得ないし、現に憲政上の制度的規範として政治権力の行使と均衡を事実上拘束している」（岡田 2001 : 67）。つまり、政治統制の正統づけと規範的拘束力としての世論は理念レベルに留まらず、現実レベルでの具現化が必要である。そして前述したように、現代大衆民主政治の文脈における世論の具現化は、選挙、議会、マスメディア、政党といった制度的な世論形成機関の媒介に頼らざるを得ない。制度的規範として実体世論は政治権力の行使を拘束しているが、リップマンをはじめとした批判者たちが指摘した公衆の衰退、政治的無関心層の現れ、マスメディアの政治的批判機能喪失の危険、集団指導者による大衆操作といった大衆社会の病理にも直面している。

従って、世論は政治に対する規範性と批判性という核心的価値理念と機能を内包する一方で、その実体は実際に多様な問題を抱えているという矛盾を有する。

1.1.3 中国における世論変遷への概観

中国で「世論」（中国語「輿論」）という言葉は、最も早い出典が『三国志・魏・王朗伝』（西晋陳寿 233-297 年）の中の一文「設其傲狠,殊无入志,惧彼輿論之未暢者,并懷伊邑」に遡る（葉 2013 : 3）。「輿」は「下層の一般大衆」を指し、「輿論」は一般大衆の言論を意味する（邵ら 2002 : 251）。つまり、前述したような「Public」の「公開的」、「公共の」という意味を含んでおらず、「public opinion」ではなく「mass opinion」に相当すると考える。また、古代中国では「民をもって本となす（人民を基本と考える）」（『孟子』梁惠王下）、「人民が最も貴いものであり、社稷すなわち国家がそのつぎで、君主が一番軽いものである」（『孟子』尽天下）という民本思想や、「民衆の議論を参考に施政する」（『左伝・襄公三十一年』）という世論重視の観念は思想家に提起されていた（邵ら 2002 : 251, 243）。しかしながら、「天下に王たる」の封建専制主義体制においては、民権観念も欠けており、「愚民政策」が行われて言論の自由が抑制される中、世論（public opinion）を形成し、政策に反映する制度的な保障も備わっていない。政治に対する世論の位置づけは君主が庶民を統制する道具にすぎなかった（許 2003b ; 邵ら 2002 : 243-244, 257）。

近代民主主義的な世論観念が初めて中国に紹介されたのは20世紀初頭であり、日清戦争の敗戦で国の危機に目覚めた士大夫が立憲国家を目指す政治改革運動「戊戌変法」を契機としていた。立憲運動を推進する中心人物梁啓超は、西欧の近代世論思想を汲み取り、近代的世論観を系統的に論じる第一人者であった（邵ら 2002 ; 271）。彼は世論を「多数者が堂々と公表する自由な意見である」²⁸と定義付ける。また、「政治は世論に擁護され始めて成立する」と世論を政治の正統付け、政府を監視する手段としている²⁹。そして、「世論は無形であり、その代表者は報館（新聞社）に他ならない」³⁰というように報館を世論形成の「最も有力な機関」³¹に位置づけ、政府と平等の位置に立ち、言論と出版の自由を以て政府を監視する天職を果たすべきである³²と主張する。それにより、世論の政治に対する規範性と批判性という核心的な価値理念、公権力への監視・抑制機能が提唱されていた。

一方、この時期で政論新聞と雑誌という近代的印刷媒体が急速に発展し、上海、北京、湖南で新聞社や学会、学校、公園といった公共的空間が急増する。そこで、伝統的士大夫から転身した新型知識人が民族国家建設や社会変革に関する政治的議題をめぐって意見を公表し、批判性を持つ世論（の実体）を形成していた。（許 2003b ; 唐 2012 : 4-6）しかし、西欧の近代世論に比べ、中国近代世論（実体）の誕生は市場経済と市民社会の発展の帰結ではない（許 2003b）。つまり、ブルジュア的公衆の成熟、民主主義制度の成立、言論・出版自由の保障といった前提が備わっておらず、民族国家が滅亡に瀕するという時代背景に政治改革を志す新型知識人が推進したものであった。そのため、極端かつ情動的で、合理性に欠け、「熱く沸騰しているものの、その受け皿がなく徘徊している」（唐 2012 : 6）一方で、政府の弾圧が強まり次第に縮んでいく特徴を有する（許 2003b）。

1920年代以降、国民党と共産党が対峙する構図が形成されるにつれ、世論が益々イデオロギー宣伝に取り替えられる趨勢にあった（唐 2012 : 50-51）。当時、三民主義、マルクス主義、国家主義、保守主義、自由主義などの多様な政治思潮が沸き立っていたが、前の両者は高度な組織化政党の支持を持つため、他の思潮の信者を取り込んだ。政党イデオロギーの両極端化により、世論の公共空間が圧迫される（同上 : 53-54）。1931年に「九・

²⁸ 「夫輿論者何？ 多数人意見之公表于外者也。是故少数人所表意見、不成为輿論；虽多数人胸懷此意見而不公表之、仍不成为輿論」、「故近世立憲国所謂政治教育者、常务尊敬人人独立之意见、而導之使堂堂正正以公表于外」。梁（1910）「読十月初三日上諭感言」

²⁹ 「政治必借輿論之擁護而使能存立」。梁（1910）「読十月初三日上諭感言」

³⁰ 「世論無形、而發揮之代表者、莫若報館、虽謂報館為人道之總監督可」。梁（1902）「敬告我同業諸君」

³¹ 「夫輿論之所出、虽不一途、而報館則其創之機関之最有力者也」。梁（1910）「《国風報》序例」

³² 梁（1902）「敬告我同業諸君」

一八事変」（日本で「満州事変」）が発生後、激しい抗日運動や政治体制をめぐる議論の隆盛などが一時的に見られたが、1933年以降国民党は中央集権体制を強く推し進めていくのを契機に、新聞を始めとした出版物への規制を強める方針を打ち出した（斉藤 2011）。こうした中、胡適に代表されたリベラル派知識人と魯迅をはじめとした左翼知識人はそれぞれ天津の『大公報』と上海の『申報』を拠点に、当局の言論弾圧に抗争しながら政治的言論活動を繰り広げていた（唐 2012：284-343）。

1949年に中華人民共和国が建国し、1956年に確立された計画経済体制と社会主義体制の下で、国家と社会が高度に一体化し、すべてのメディアは国家の宣伝機関として国有化されていた。「情報伝達は上から下へと一方通行であるため、真実の世論の場が形成されるのが極めて難しい。このような状況では、トップクラスの権力は世論の場から制約を受けるところか、自分の手でコントロールしているマスメディアを利用して、偽りの、もしくは歪んだ世論の場を作って、大量の官僚と民衆を権力のタクトで振り回している」というのが世論形成の環境であった（孫 2013：184）。その最も顕著な例として、1966年から約10年間毛沢東主導下で展開された政治運動「プロレタリア文化大革命」が挙げられる。概して言えば、権力者は党内の政敵を攻撃させ失脚に追い込むために、新聞やラジオなどの大衆メディアを思うままに操作し、「大多数の人々」を動員して「ひと握りの階層の敵」を攻撃するというナロードニキ主義の手法を使い、紅衛兵に「反革命勢力」の糾弾や打倒、毛沢東への狂熱的な個人崇拜、四旧（旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣）の打破などを扇動したものであった（孫 2013：205-220）。こうした世論は、完全に政治指導者による大衆操作と権力行使の下で作られ、個人の権力維持や権力闘争に利用された道具しかないと言えよう。一方、この時期の世論研究もほぼ空白であった（劉 2000）。

1978年の末から、中国は改革開放という歴史的な転換期に入った。経済体制は計画経済体制から市場経済体制へ移行し、社会形態は閉鎖的社会から開放的な社会へと転換しつつある。既に序章で述べ第三章で詳しく展開するが、市場経済の発展に伴い、社会構造の多元化と社会問題の深刻化が進む中、民衆による意見表明と利益訴求のニーズが日増しに高まる。しかしながら、一党支配の政治体制においてメディアをはじめとした制度的な意見表明システムが「党の管理指導」という大きな枠組みの下で箍をはめられ、世論形成機関としての機能発揮に大きな制限がかけられている（呉 2011:112-128）。一方、1986年から2000までの間、世論調査機関が全国で100カ所余も成立し、毎年民意調査報告書を作り出している（劉 2000）。ところが、その世論調査結果は党・政府部門や企業に提供されるものであり、マスメディアなどを通じて一般民衆に公表することも稀である。従来の制度的な世論形成機関が機能不全に陥る中、世論はデモという情動的で極端的な形式で、即ち、

社会の安定を脅かすリスクが高い形で噴出している。例えば、1989年に発生した「天安門事件」は政治体制の転換を求める反体制運動の代表例である。一方、1990年代以降、政治的民衆の基本的な権利の擁護を求めるためのデモ、暴動、騒乱などの「集団抗議事件」が多発し（何 2010）、更に2000年以来その大規模化かつ暴力化が見られてきた（武田 2015）。

1980年代以降、世論の理論研究や世論調査法などの基礎研究が次第に展開され、劉建明の『基礎輿論学』（1988）を始めとした学術著作が相次いで出版された³³。その背景には、メディアの市場化改革が推進される一方、その世論誘導と宣伝機能を強調する党・政府の政策上の支持と主導がある（劉 2000）。即ち、メディアの市場化改革が導入されたが、党指導層はマスメディアを党の方針や政策を宣伝するような「党の世論機関」「世論（誘導するための）道具」に位置づけながら、宣伝任務における世論誘導の重要性を強調してきている（樊・劉 2011）。党の「耳と目」「喉と舌」としてのメディアが如何に世論を反映するか、世論を如何にコントロールし、誘導するかなどは管理者にとっての喫緊の課題となっている（邵ら 2002：324）。この背景下で行われた世論研究は、政治性が強い一方で理論性に欠けており、宣伝の視点から切り離せない問題があり（邵ら 2002：339）、また、欧米民主主義社会の世論理論からの影響が小さく、自らの学術体系³⁴と中国特有の概念群³⁵を形成している特徴がある（劉 2000）。そうした中、世論概念が多数提示されているが、その定義付けは①理念的な世論より、実体的な世論とは何かをめぐって行われていること、②世論の主体を公衆、世論の客体を議題、世論の本体を共通意見あるいは主導的な意見にしているという共通的特徴がある（余・李 2016）。つまり、世論の政治に対する規範性と批判性という核心的価値理念や、公権力への監視・抑制機能は強調されてこなかった。代表例を挙げると、喻・劉（1993）は「世論とは、人々が普遍的に関心を持つ、論争を引き起こした、最近発生した社会問題についての社会あるいは社会集団の共通意見である」とする。陳（1999）は「現実社会及び社会の様々な現象や問題に対して公衆が表明した信念、態度、意見と情緒的表現の集合であり、相対的一致性、強烈性と持続性があり、社会発展及び関連する事件の進展に影響を及ぼし、理性的と非理性的な成分を含む」という。

³³ その他に、『揭示公共関係の奥密—輿論学』（孟小平 1989）、『当代輿論学』（劉建明 1990）、『現代輿論学』（徐向紅 1991）、『民意学』（胡順長 1991）、『中国民意研究』（喻国明・劉夏陽 1993）、『輿論学—輿論導向研究』（陳力丹 1999）などが挙げられる（劉 2000）。

³⁴ 世論の起源と発展、世論の構成と種類、世論の特徴、世論の形成、世論の形態、世論行為、世論の機能、マスコミと世論誘導、世論調査と民意測定などを含む。

³⁵ 中国の学者は世論人、世論形態、行為世論、世論場、正負向（プラス・マイナス指向）世論、群体世論、世論圏、世論波、世論調控（コントロール）など100余の概念を提示した。

21世紀に入ってインターネットの急速な普及に伴い、一般民衆の誰もが社会問題や公共議題をめぐる公に情報交換と意見表明を行える「公共言論空間」が登場した。1999年の「在ユーゴスラビア中国大使館誤爆事件」を皮切りに、公共事件や社会問題についてネット上に網民の書き込みが殺到しする現象が多発するようになった。そうした現象に基づいて2000年前後、国内の学術雑誌やマスメディアで「オンライン世論」「ネット上の世論」の呼び方が相次いで現われた（鄒 2008）。また、2003年の「都市を放浪する物乞いの收容移送制度」を後押しした「広東省孫志剛事件」を始め、ネット上の世論が政策推進や制度改革までに実効的な影響を及ぼすケースが多発してきた。それに伴って2003年以来、ネット上の世論現象を取り上げる研究が多く積み重ねられ、「ネット世論」も概念として大衆の視野に入れるようになった（鄒 2008）。「ネット世論」の定義について学者の見解が未だに統一されておらず、主に次の二点で相違がある（余・李 2016：10-11）。まず、世論の主体は網民だけに限定するものもあれば、ポータルサイトや伝統メディアの公式サイトなどすべての発信者を含むと主張するものもある。また、世論の本体は公共的事件あるいは社会問題についてネット上で公に発表した共通意見なのか、それとも影響力のある意見なのかをめぐっても意見が分かれている。

しかしいずれにせよ、ネット世論の概念を解釈する上で、従来の世論概念研究と相変わらず実態的な世論をめぐる議論だけにとどまり、世論の政治に対する規範性と批判性、公権力に対する規範的拘束力を明確に強調する研究は依然として見当たらない。なぜなら、世論概念が内包する核心的な理念と機能は、一党支配の政治体制下で党・政府が世論を管理し誘導するという政策方針に反するため、公に提唱される自由な言論環境がないことが理由であろう。

そこで本研究は、ネット世論とはマスコミの論調、市民運動、世論調査の結果と同じように、世論の一つの実態的な具現形態であると考え、従来の世論概念を踏まえ、ネット世論を「インターネットを通じて民衆が公共利益に関連する争点や問題に対して公開的に表明した意見から統合された共通意見あるいは主導的な意見である」と定義する。政治に対する規範性と批判性という世論としての価値理念がその内核にあり、政治権力の不当な行使への監視・抑制ならびに政治過程へ影響力行使がその果たすべき基本的役割である。その一方、実態的なネット世論の形成とその基本的役割の発揮には、様々な問題、限界、リスクを孕んでいる。前文で概略するように、中国近代から現代に至るまでの各歴史時期において、世論の実体は一貫して政治権力からの圧力にかかっており、世論形成空間が政治の弾圧の強弱に伴って縮んだり、拡張したりしている。また、ブルジュア的公衆の成熟、民主主義的な制度の支え、言論・出版自由の保障が続けて欠如している中、世論は情動的

で、合理性に欠ける問題を抱えている。インターネット時代で形成された世論はその延長線にあるのだろうか、本研究を通じて探る。

1.2 世論形成過程

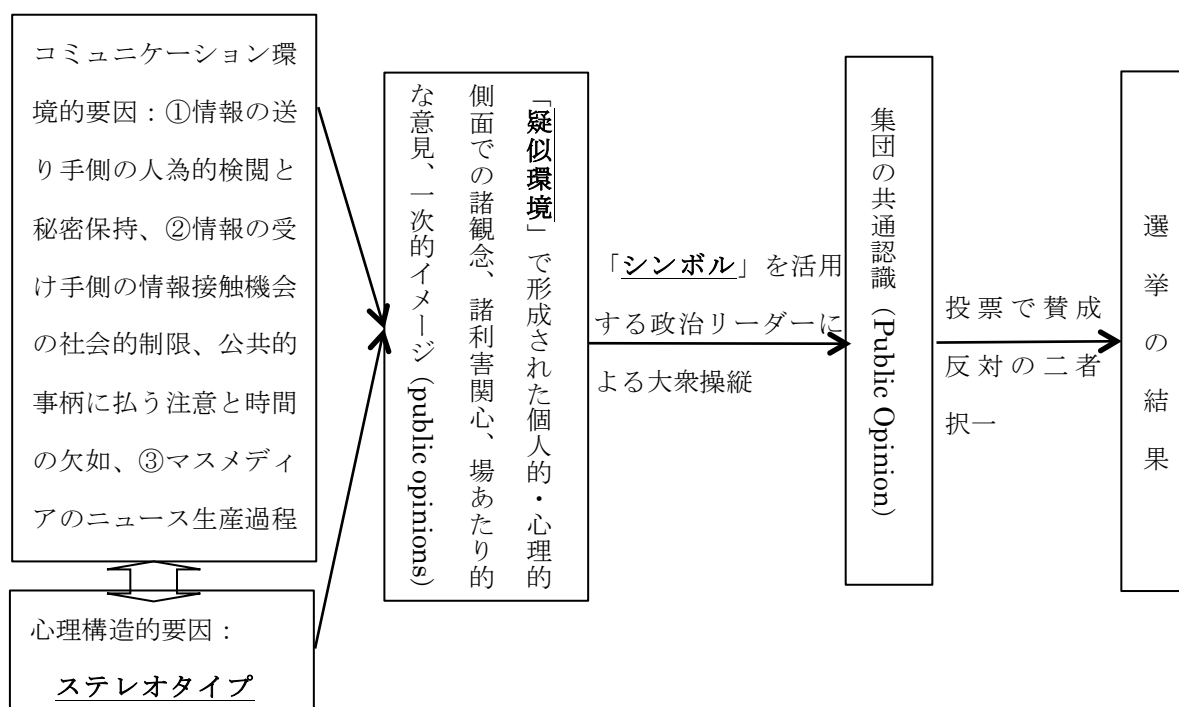
世論はどのようなプロセスを辿って形成されているのか、その形成過程において、どのような要素・アクターが如何に働きかけているのか。これらの問題を取り扱う理論モデルはこれまで多く提起されてきた。

1.2.1 リップマンの批判的モデル

古典としてのリップマンの批判的モデルについて前に詳しく紹介した。その論点を図式化すると、図1-1のようにまとめられる。

まず、現実が極めて巨大かつ複雑である一方で、人々はそうした現実に接近する上で、心理構造的要因のテレオタイプとコミュニケーション環境的要因によって制約を受けているため、辿り着けるのは現実の虚構でしかない。つまり、メディアの情報生産と大衆の情報受容の過程で「擬似環境」が生じる。こうした「擬似環境」に基づいて、個人的・心理的な諸観念、諸利害関心が形成される。そして、政治指導者や利益集団のリーダーは「シンボル」操作を通じて、その個々人の観念や関心を集団の合意に集約させる。最後に、集団意識の賛成か反対かの二者択一という選挙結果の形で具現化され、政治過程に影響を与える。

図1-1 リップマンが提示した大衆世論形成過程モデル（筆者作成）



このモデルでリップマンは世論（public opinions）の形成におけるマスメディア（当時は新聞）の役割の重要性をとりわけ強調している。即ち、「遠いところでの問題あるいは入り組んだ問題について、真実は自ずから明らかというわけではない。情報収集の仕組みは専門技術を必要とし、費用もかかる」、「新聞報道は目の届かない環境と接触するための主要手段」としながら、それにもかかわらず、「新聞および一般情報源についての研究の場が見当たらない」「政治学の専門家たちはジャーナリズム軽視の態度をとるが、世論にとってのジャーナリズムの位置は逆である」と批判する（Lippmann1922=1987 下巻：165-169）。

その一方で、「ニュースの性格やジャーナリズムの経済基盤を分析すると、新聞が世論を形成する手段として不完全なものである」（同上、上巻：50）と指摘する。なぜなら、まず、「固定した読者を集めようとすれば、ほとんどの新聞は政治社会ニュースの領域から踏み出し、スキャンダルや犯罪、党派騒動、娯楽ニュースに踏み込んでいく」、言い換えれば、ジャーナリズムを支える経済事情はニュース報道の価値を下げているためである（同上、下巻：181-186）。ところが、問題の根を衝いているのはニュースの本質にある（同上、下巻：186-189）。具体的に、「世界中のすべての記者が四六時中働き続けても、世界中のあらゆる出来事を目で見るわけにはいかない」（同上、下巻：190）、「新聞は世論という民主主義理論が要求するだけの情報量を次々と版を追って供給するようにはできていない」（同上、下巻：218）、「新聞はサーチライトのようなもので、休みなく動き回りながら暗闇のなかに一つまた一つとエピソードを浮かび上がらせる」（同上、下巻：221）というように、記者の能力の有限性、紙面のスペースや締め切り時間などの様々な制約で、現実環境の一部に過ぎない情報しか報道できない。一方、ジャーナリストは「客観的な検査方法が存在しないかぎり、自分自身の意見のかかなりの部分が自分自身のステレオタイプ、自分自身の規範、自分自身の関心の強弱によって成り立っている」、「主観的なレンズを通して世のなかを見ている」のである（同上、下巻：216）。編集者も時間と労力を節約し、失敗を免れるために、「規格に当てはめたり、ステレオタイプを用いたり、お定まりの判断基準によったり、微妙な問題について全く仮借なく切り捨てたり」する（同上、下巻：207）。つまり、メディアは情報を「ステレオタイプ」という枠組みの中に嵌め込んで報じ、「読者に届けられる新聞は、ひと通りの選択がすべて終わったその結果」である（同上、下巻：209）。情報の伝達過程だけではなく、「ステレオタイプによって読者は知る」というように、読者側の情報受容もステレオタイプに頼る部分が大きいとリップマンが主張する（同上、下巻：210）。即ち、ニュース記事では「人々が自分で虚構か現実かの区別のつけようのないもないが扱われている。真実かどうかを基準にして判断することはできない。

だが、このようなニュースでも自分のステレオタイプに合致すれば、人々は怯まない」（同上、下巻：180）、「読者はニュースに入っていくために、彼らはその物語の中に馴染み深い足がかりを見出す必要がある。これはステレオタイプを用いることで満たされる」（同上、下巻：210）ということである。

以上から、リップマンは世論形成におけるマスメディアの重要性を強調する一方で、その問題と限界を鋭く指摘している。だが、マスメディアだけに留まらず、世論形成の各プロセスを規定する要因として政治権力、情報受け手の大衆も取り上げている。即ち、情報伝達過程における公権力の検閲と秘密保持、情報の受容や個人レベルの意見形成における読者の心理的な要因、集団レベルの意見形成における政治リーダーの「シンボル操作」などである。

1.2.2 マス・コミュニケーションの強力効果モデル

リップマンの時代では新聞だけが情報伝達を支える手段であった。それ以前の世論研究が新聞および情報源を軽視した理由について、リップマンは「世の中について報告するメカニズムはアリストテレス時代から民主主義の諸前提が確立される時代まで比較的進歩しなかったからである」と指摘する（Lippmann1922=1987下巻：165）。1920年代にラジオ、1950年代にテレビが普及して以来、世論形成のマスメディアへの依存度が高まる。それに伴い、マス・コミュニケーションの効果を経験的なデータや標準的な測定手続きを通じて実証する研究が盛んに行われ、系統的なマス・コミュニケーション効果理論モデルが形成した。最初は、マスメディア（ラジオ）のメッセージが弾丸のように受け手に入り込み、態度や行動に多大な効果を与えうることを示唆する「弾丸効果モデル」が主流であった。その後、マスメディアの「限定効果モデル」が登場した（後で詳しく展開する）が、テレビの普及や人々を取り巻く情報環境の拡大に伴い、人々のマスメディアへの依存度が増大する中、マスメディアの政治的影響力の強さを主張する「強力効果モデル」が今に至って定着してきた。³⁶そうした理論はリップマンが問題提起した、世論形成におけるマスメディアの重要性と「疑似環境」構築機能を支持していると見られる。その代表的な理論モデルとして「議題設定効果」と「フレーミング効果」が挙げられる。

「議題設定効果」理論は「マスメディアの報道や放送が大きく取り上げる公共的争点について、報道の受け手側も重要な争点として認識する」と主張する（McCormack&Shaw1972）。言い換えれば、大衆は現実社会でどのような問題や争点が重要で議論のテーマとなるべき

³⁶ マス・コミュニケーション効果理論の発展について概略は竹下（2010）、竹下（2008）、大石（1998：44-81）、大石（2011：99-135）を参照している。

かを認識するために、メディアが強い影響を与えているということである。初期の議題設定研究は、「経済問題」「防衛問題」「環境問題」のような問題領域を争点や議題の項目として選び、その重要性や顕出性の程度の移転を調査していた。その後、問題領域に止まらず、その内部に立ち入って下位争点レベル（例えば、「経済問題」を争点に捉えれば、その下にある「消費税」、「失業率」、「雇用」、「公共事業」は下位争点と見なせる）の顕出性の波及効果を実証した研究も展開されてきた。争点あるいは問題領域レベルでの議題設定効果は「争点型議題設定」と呼ばれ、下位争点レベルでの議題設定効果は「属性型議題設定」と呼ばれている。従来の争点型議題設定効果理論は、受け手が「how to think about it（いかなる意見を持つべきか）」という「態度」レベルよりも、「what to think about（どの争点や問題について意見を持つべきか）」という「認知」レベルでマスメディアの効果が顕著であることを示唆する。一方、属性型議題設定により、争点について「how to think about it」という評価レベルへと仮説の適用領域が拡張された（McComs&Shaw1993）。

37

また、「フレーミング効果研究」は、「メディアが個別的な争点やトピックを報道する際に、どのような「切り口」を採用するかに焦点を合わせる。そして、メディアによる特定の切り口（即ち、フレーム）の選択が、受け手個々人の認識や、あるいは集合体としての世論の動向にどのような効果を及ぼすのかを探求しようとするものである」（竹下 2008 : 210）。属性型議題設定と類似して、メディアの報道における（争点を認識する切り口としての）下位争点の顕出性とその受け手への転移効果を扱うため、二つの理論を同一視する学者がいる（McComs&Shaw1993:62）。しかし、二つの研究は視点にも分析方法にも相違が存在すると指摘されている（張 2003 : 50-56）。要するに、研究の視点からすれば、属性型議題設定研究はマスメディアによって顕出性が高まった下位争点とその受け手側への波及効果だけに注目し、つまり「顕出」という要素だけを重視する。一方、フレーミング研究は「顕出」だけではなく、メディアは争点のどの側面や切り口から説明や分析を展開するかという下位争点の内容に対する「選択」も重視する。分析方法からすれば、争点に関する報道は多様な上位争点とそれぞれの下位争点の集合によって多層的に構成されるピラミッド的構造を持っている。フレーミング研究は特定の上位争点、下位争点の他に、第二、三、四レベルの下位争点の展開、更に顕出性の低い争点や無視された下位争点も重視する。それに対して、属性型議題設定研究は上位争点の一つ下のレベルの下位争点の中の顕出性が高まったものに止まり、更に下のレベルの争点、顕出性の低いあるいは無視された下位争点に関心を示さない。

³⁷ 議題設定理論についての概略は竹下（2008）、張（2003）を参照している。

この二つのモデルに従えば、情報の受け手としての大衆が外部環境を認識する際に、メディアが強調する争点に優先的に注目する。そして、メディアが取捨選択したフレームを通して、その争点を理解し判断を作る。つまり、メディアは人々の現実社会への認識や意見形成に顕著な影響力を及ぼしている。

一方、争点や争点の属性の認知の他に、意見分布の認知を通じてメディアは人々の判断や態度、評価に影響を与え、意見形成と意見動向の反映に働きかけている。このことを示唆したのは「沈黙の螺旋理論」(Noelle-Neumann1993=1997)である。即ち、「自分が少数派である、あるいはそうなりそうだと認知した人は孤立を恐れて沈黙し、自分を多数派だと認知した人は声高に発言する。その結果、少数派はますます少数派になってゆく」とこの理論は主張する。前節で述べたように、現代大衆社会において、面識や付き合いのない人々間の意見共有や社会全体の意見分布の認知は、マスメディアの世論調査機能に大きく頼っている。そのため、マスメディアは単に大衆の意見をそのまま反映するだけでなく、意見表明の意欲や行動に影響を与えることで多数意見つまり支配的世論の形成と拡大に働きかけていると考えられる。

1.2.3 「コミュニケーションの流れの二段階モデル」とその発展

前にも触れたが、ラジオが普及する1930年代、マスメディア(ラジオ)のメッセージが弾丸のように受け手の中に入り込み、態度や行動に多大な効果を与えうることを示唆するマス・コミュニケーションの「弾丸効果モデル」が主流であった。その後、多くの経験的調査が行われる中、マスメディアの刺激と受け手の反応の間に介在する個人的・集団的媒介要因の存在とその強さが示唆され、「限定効果モデル」が登場した。その代表的理論モデルは、Lazarsfeldら(1944=1987:222)が1940年の米国大統領選挙におけるキャンペーン効果の分析結果から提起した「コミュニケーションの二段階の流れモデル」である³⁸。即ち、「いろいろな観念はしばしば、ラジオや印刷物からオピニオンリーダーに流れて、そしてオピニオンリーダーからより能動性の低い層に流れる」である。そこで、パーソナルコミュニケーションとマスコミュニケーションを中継するオピニオンリーダーの存在が発見された。その後、このモデルを検証し、定式化するために行った実証研究(Katz & Lazarsfeld1955=1965; Katz1957)によると、①オピニオンリーダーとは特定の領域に精通し周囲の人々に積極的に影響を与える人たちを指す、②そのような人物は家族や友人、仕

³⁸二段階モデルの他に、限定効果論は個人の「先有傾向」、「選択的接触」、「選択的知覚」、「選択的記憶」といった個人的媒介要因の存在を主張するモデルも含めている。大石(1998;2001)を参照している。

事仲間のような第一集団に属し、あらゆる階級や集団で広く分布する、③彼らはフォロワーよりもマスメディアに多く接触しているが、必ずしもマスメディアから強く影響を受けていない、④集団内のフォロワーに対するオピニオンリーダーの影響力がマス・コミュニケーションの影響力より優位である、⑤複数の問題領域に跨ったリーダーより単一の問題領域のみで影響力を振う「単形的」リーダーが多いといった特徴が明らかになった。

二段階の流れモデルを中心とした「限定効果論」により、投票行動において有権者に対するマスメディアの操作可能性が低いこと、通常の政策過程において一般有権者が利益集団を通じて自らの主張や利害をその過程に反映させることが可能であることが示唆された（大石 1998：60）。また、オピニオンリーダーの発見はパーソナル・コミュニケーションにおける個人間の影響過程が広く注目されるきっかけとなった。それ以降、イノベーション普及理論、マーケティング論、農村社会学といった多くの分野においての関連研究が盛んに行われきた。意思決定分野の特徴や研究者の視点の多様化によって、当初の研究枠組みを超えたオピニオンリーダー現象が提示されていた。

例えば、イノベーション普及研究において、Rogers（1983）は新製品の採用者を5段階³⁹に分類したが、その中で他の消費者への影響が大きい早期採用者をオピニオンリーダーと見なしている。また、Feick&Price（1987）は特定領域のみで影響力を振う従来の「単形的（Monomorphic）」なオピニオンリーダー像に対して、市場全般の横断的な情報を持ち、周囲に影響を及ぼす「市場の達人」（Market Maven）の存在を実証した。そして、青池（1983）のような、社会システムの規範が近代的であるほど、オピニオンリーダーは単形的であり、イノベーションの類似性が高いほど、「多形的（Polymorphic）」であるという観点も見られる。更に、対人ネットワークの中心に位置するリーダーが一方向的に周りのフォロワーに影響を及ぼすという従来の基本的な研究視点とは対照的に、個人間の双方向の情報交換や意見共有（opinion-sharing）（Arndt1968）が行われた「収斂型コミュニケーション」

（Rogers&Kincaid1981:63）においてオピニオンリーダー現象や対人的影響の流れが生じていることも示唆されている（青池 1990）。言い換えれば、フォロワーとの双方向の情報交換や意見共有の中でオピニオンリーダーが役割を發揮しているということである。

一方、テレビの普及や人々を取り巻く情報環境の拡大に伴い、マス・コミュニケーションが「限定効果」から「強力効果」を振るう時代に入った。言い換えれば、集団内の意思決定におけるオピニオンリーダーの威光が際立つ情報環境が変わったため、限定効果モデルの有効性に対する批判が高まった。そうした中、政治コミュニケーション研究領域にお

³⁹採用時期が早い順に革新者、早期採用者、前期採用者、後期多数採用者、採用遅滞者である。

けるオピニオンリーダー研究を更に発展させた研究が『地域オピニオンリーダーの研究：原子力船「むつ」をめぐる意見対立の動態』（佐藤 1985）である。同研究は、「テレビを中心に、各種マスメディアの普及は、オピニオンリーダーによる情報中継機能を希薄なものにし、フォロワーから求められるのは、所与の争点に関心を持つ者として、事実関係の詳細、解説、評価、将来への展望、対応の仕方などの意見である」と主張する。従って、オピニオンリーダーを、家族や仕事場という第一集団に定位するのではなく、「地域社会の経済的または政治的情報の中であって、随時発生する争点を理解し、フォロワーに対応する者、更に、助言よりは説得を、客観的説明よりは多少ともイデオロギー的世論操作を試みる意見指導者群」として捉える。そのような人物は、権力や地位の分配すなわち社会的威信体系の上位や中位の段階に現れ、意見や立場の同質性の上で、重層的・結節的な構造を示す。具体的には政治家、官僚、社会团体や企業の幹部、管理者及び活動家などを指す。中には、威信度の高いトップオピニオンリーダーの一般市民（フォロワー）に対する影響方法及び活動は、マスコミを通じた声明、記者会見、談話といった制度的な間接的コミュニケーションを通じて行うとされている。

表 1-1 オピニオンリーダーの発展（政治コミュニケーション研究領域 筆者作成）

	「限定効果モデル」時期 (Lazarsfel ら 1944)	1970 年代の「強力効果モデル」時期 (佐藤 1985)
メディア	ラジオ・印刷物	テレビ
情報流れの特徴	二段階の流れ	一段階の流れ
認定基準	影響力	
識別方法	自己指名法、質問法、ソシオメトリック法	
主体	家族/同僚/友人など	政治家/官僚/社会团体や企業の幹部/活動家
特徴	同質の人物	非同質の人物
位置づけ	マスメディアと受け手の中継者	マスメディアを通じて発言する意見指導者
定義	小集団における個人同士のネットワーク内で周囲の人々に影響を与	権力や地位の分配、すなわち社会的威信体系の上位や中位の段階に現れ、争点に対してイデオロギ

即ち、人々を取り巻く情報環境の拡大とマスメディアへの依存度の増大に伴い、対人的ネットワークや社会関係を通して第一集団内のパーソナル・コミュニケーションを主導する従来のオピニオンリーダーは色褪せた一方、マスメディアを通じてマス・コミュニケーション過程に参加し、更なる広範囲に人々の意思決定に影響を与える政治・社会・文化エリートとしてのオピニオンリーダーが現れた。後者の場合のオピニオンリーダーは、その役割発揮がマスメディアを手段とすると同時に、マスメディアコンテンツの提供も担う。この変化は、マスコミの強力効果の発揮に随伴したオピニオンリーダーのマスメディア依存化とエリート化と言えよう（表1-1）。

まとめて言えば、オピニオンリーダーは世論形成過程の重要な規定要因の一つである。彼らはマスメディアとフォロワーを繋ぐ情報仲介者に位置づけられ、所属する第一次集団内の意思決定に影響を及ぼすか、或いはマス・コミュニケーションに参入する形で、更なる広範囲に人々の意思決定に働きかける。ここで強調したいのは、いずれのパターンでも、オピニオンリーダーの機能発揮は自らの力だけに頼るものではないことである。むしろマスメディアと連動する一方で、フォロワーと相互作用しながら、マスメディアや国民選挙制、政党、圧力団体、市民運動といった世論形成の制度的メカニズムが作動する中の一環となっている。

1.2.4 政治コミュニケーション構築主義の「三要素モデル」

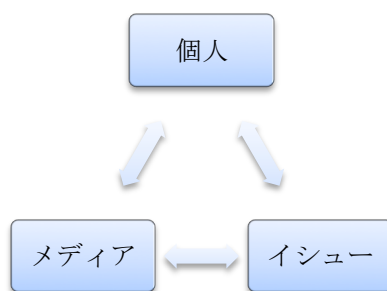
限定効果モデルに続き、大衆の主体性と能動性を主張する研究パラダイムが1990年代から進んできた。それは能動的なオーディエンスが豊かなメディア環境の中で意味の構築を行っているという見地からの「大衆の政治的認知論」である（Neuman ら 1992=2008 : 10-22）。そこで、「人々がどのように自分の身の周りに溢れる政治的ディスコースから意味を構築しているのか」という人々の政治的思考の構造に関心が寄せられ、「マス・コミュニケーションと政治の分野における中心的な問題意識は一般大衆に対するメディアの『効果』の大小ではなく、むしろメディアとメディアメッセージと人々の理解の相互作用をよりバランスよく調べる必要があるであろう」（Neuman ら 1992=2008 : 22）と主張されている。

政治的認知論を踏まえ、Neuman ら（1992=2008）は「公共的な情報がメディアでどのように提示され、一般に人々からどのように理解されているのか」という二つ問いに対し

て実証的な検証と考察を行った（Neuman ら 1992=2008 : 33）。その上で、「何が政治に関する共通認識を構成し、どのようにマスメディアが人々と相互作用を行って、“外界”についての共通理解を作り上げるか」を考える上で方法論的に統合され、理論的にも分かりやすい図式を提供するために、政治コミュニケーション構築主義の「三要素モデル」を提示した（Neuman ら 1992=2008 : 4、図 1-2）。このモデルはメディア、オーディエンス、イシューの各領域を三角形の各頂点に配置する。双方向の矢印で各要素をつなげることで、新しい事件が発信されると、記者や市民から解釈されるという同時性と意味構造の相互作用を示す。また、効果的なマス・コミュニケーションの結果は、問われる公共的イシューの性質、コミュニケーション・ソースの特質（職業ジャーナリズムの複雑な規範、ニュースメディアの性質を含む）、オーディエンスの特質（さまざまなスキルを持ち、公共的な事柄に関心を持つ）に依存すると主張する。（Neuman ら 1992=2008 : 147）一方、マスメディアの中の「パブリックディスクコース」の世界（Gamson1992）はジャーナリストや専門家を含む政治的・社会的・経済的エリート⁴⁰たちが占めている。一般市民はメディアに報道された様々な公共的イシューについて、耳を傾けながら自分自身で考え、能動的に枠づけ、解釈することで能動性を発揮するとは言え、両者の間の双方向的な対話が欠如していると考えられている。（Neuman ら 1992=2008 : 4-5）

このモデルは、マスメディアや政治的・社会的・経済的エリートではなく、＜大衆による能動的な意味構築、及びマスメディアと大衆の間の相互作用＞を世論形成過程、具体的にイシューをめぐる情報の受容と、意見形成の過程における規定要因として強調していると言えよう。

図 1-2 三要素モデル（Neuman ら 1992=2008:25）



1.2.5. 社会レベルにおける世論形成モデル

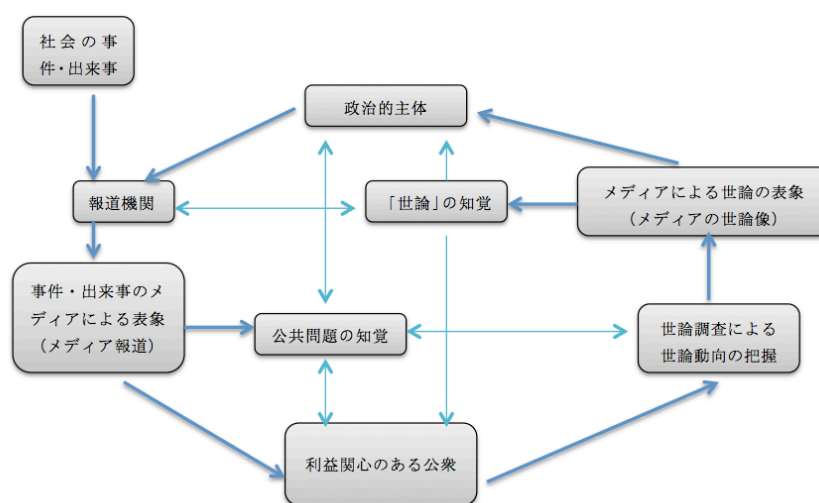
同じくアクターの相互作用関係の視点から世論過程にアプローチしたのは、V・プライスとD・F・ロバーツ（1987）のモデルである（図 1-3）である。

⁴⁰ 社会の中で優秀とされ指導的な役割を持つ人間や集団のことを指す。

同モデルは世論に関わる事象を多次的・多層的なコミュニケーション過程として把握し、世論過程に能動的に関与するキー・アクターとして「利益関心のある公衆（interested public）」と「マスメディア」と「政治的主体（political actors）」を設定し、三者間の相互作用の複合的所産として、「世論」の名のもとに政治的意思決定がくだされると想定している（岡田 2001 : 33）。政治的主体とは、自らに有利な政治的決定の実現をめざして政治的連携を推し進め、強力な政治勢力を結集しようと活動し運動する政治団体・組織を指す。利益関心のある公衆とは、政治的主体の活発な動きによって政治的関心を喚起され、世論過程に参画して、特定の政治勢力を支持したり、拒否したりするようになる比較的多数の人々のことである。そして、マスメディアは他の二者の媒介項として重視され、世論形成過程において「報道機能（reporting function）」と「世論調査機能（polltaking function）」という二つの主要な役割を果たすと指摘する。マスメディアは「報道機能」とは政治的世界における重要な出来事や争点の報道、解説、評論を指し、争点の中身を受け手に向けて定義する活動であり、「調査機能」とは科学的な世論調査結果の報道に留まらず、街頭インタビュー、読者・視聴者からの投書・反応、あるいは記者の分析の中で示した世間の反応の大まかな傾向などの、政治的事件・争点への世論の反応動向、「意見の風向き」を探り出す風向計の役割を指す（岡田 2001 : 34 ; 竹下 2010 : 121）。

また、「世論の動向を敏感に察知する風見鶏の役割を果たし、支配的世論への同調圧力を暗々裏に生み出すマスコミの潜勢力は現代社会の世論形成において端倪すべからざるものとの問題意識がこのモデルの底流に流れているように思われる」（岡田 2001 : 34）。

図 1-3 社会レベルにおける世論形成モデル（Price,V&Roberts,D.F1987:807）⁴¹



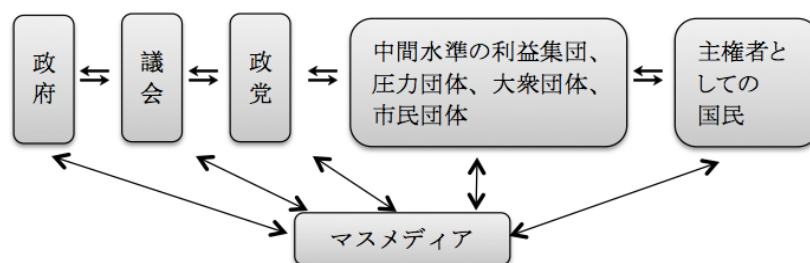
⁴¹岡田（2001 : 31）を参照している。

1.2.6. 議会制民主主義社会における世論形成のモデル

世論形成過程の二・三のアクターや要因に留まらず、「政府⇄議会⇄政党⇄中間水準の利益集団、圧力団体、大衆団体ないし市民団体⇄（主権者としての）国民」といった観点から、現代の世論形成過程を考察することも可能である。マスメディアはこの図式の五つの各要因に、いわば放射状に展開し、相互作用的に関連している」ことも主張されている（岡田 1977：175-176）。それは、政治制度論的視点から試論的に素描した「議会制民主主義社会における世論形成モデル」（図1-4）であった（岡田 2001：30）。

岡田（2001：3-17）からすれば、分散した未定型の民衆心理の状態から政治的意思決定に実効的な影響力を及ぼすうねりとなるまでは説得・論争・宣伝・動員・操作などのコミュニケーション活動によって世論が結集・組織されるという世論の組織化過程が必要である。その過程において、政府、議会、政党、圧力団体、ロビイング・グループ、マスメディア、知識人やオピニオンリーダーの言論界、大衆運動、市民運動などの世論形成機関が重要な役割を果たす。故に、世論は最終的には国民世論として総体化・一般化されるとしても、その発見、展開過程において、多様な姿を出現させている。即ち、最高最終の世論認定装置である総選挙の結果に基づく国会における各政党会派の議席数を始め、各政党会派の議席数や得票数、レファレンダム・リコール・イニシアチブといった直接民主制の諸形態を通して表明される市民や住民の意思、世論確認装置としての世論調査、「組織された世論」と言われる政党や圧力団体の組織的主張や意見、マスコミの論調、政治運動・大衆運動・市民運動のうねりなど、世論の具現形態は多種多様である。従って、現代の世論形成過程は「多種多様な世論形態が多層多重に関連・連動し、あるいは反発・対抗することで動的に展開する」（岡田 2001：8）ものである。

図1-4 議会制民主主義社会における世論形成モデル（筆者作成）



1.2.7 まとめ：世論形成過程研究における相互関係の視点

以上のレビューから次の知見が得られる。まず、世論形成過程はマスメディア、オピニオンリーダー、政府、議会、政党、圧力団体、大衆団体、市民団体といった多種多様なア

クター・要因が相互作用することで動的に展開した複雑多岐な過程である。そのため、世論形成過程を解明するには、一つのアクターや要因だけを取り上げるのでは足りず、要因間の相互関係の視点が必要とされている。また、多様なアクターや要因の中で、マスメディア、オピニオンリーダー、一般民衆（国民、大衆、公衆など）、政治権力（政府や政党、議会など）という四者はとりわけ重要なものとして取り上げられている。

中国ネット世論形成過程を考察する本研究は、従来の世論形成研究における各要因間の相互関係性重視の視点を継承する。論を展開する前に、まず、ネットオピニオンリーダーとは誰を指すか、その定義と識別について検討しておきたい。

1.3 中国における「ネットオピニオンリーダー」の定義と識別——先行研究の問題点と本研究のアプローチ

前節で紹介したように、対人的「オピニオンリーダー」は第一集団で人々の意思決定に強い影響力を及ぼす人物を指す、コミュニケーション過程における〈個人間の影響関係〉を取り扱う概念装置である。それを借用し、中国インターネット上のコミュニケーションにおける〈ユーザー間の影響関係〉を扱うにあたって、研究者たちは「ネットオピニオンリーダー」の概念を用いてきた。しかし、「オピニオンリーダー」の概念に個人に特定するという枠組みがあるが、中国インターネットの利用者は個人に留まらず、党・政府機関や企業、社会組織、団体、ないしマスメディアも含まれている。そのため、影響力の強いユーザーの形態も多岐である。また、「オピニオンリーダー」概念の提起により、投票行動において有権者に対するマスメディアの操作可能性が低いこと、一般有権者が利益集団を通じて自らの主張や利害を政策過程に反映する可能性が示唆された（大石 1998 : 60）。つまり、民主主義社会の政治コミュニケーション過程において、オピニオンリーダーは決してマスメディアや公権力による大衆操作に加担するものではなく、民衆による政治的な主張や利害の反映に働くものだと言っても過言ではないだろう。ところが、中国インターネットの利用者の中には、公権力と一線を画し、公共の立場に立って公共利益のために言論活動を行うものがあれば、党・政府の管理統制下で、イデオロギー宣伝や世論誘導の役割を担う党・政府機関の幹部、ネット評論員、伝統メディアなども存在する。故に、影響力の強いユーザーの発信目的も多岐にわたる。

そこで、ユーザーの形態や発信目的を問わず、影響力が強ければ、ネットオピニオンリーダーとして見なせるのか、言い換えれば、影響力だけをネットオピニオンリーダー識別の唯一の基準にしてはよいのか、という問題が浮かび上がる。それについて、先行研究は

問題意識や視点の差異によって観点も大きく異なるため、ネットオピニオンリーダーの定義付けや識別基準が混乱し、関連する整理と検討も見かけられない。

そこで本節は、ネットオピニオンリーダーの定義と識別に関する先行研究の四つのアプローチをレビューし、三つの側面から批判的な検討を行った上で、本研究のアプローチを述べる。その前に、ネットオピニオンリーダーの多様な概念づけの最大公約数——「影響力が強いユーザー」はどのように抽出されているのかを、先行研究に基づいて説明しておく。

1.3.1 影響力が強いユーザーの識別方法

現実社会での個人間の情報ネットワークを客観的に可視化することが困難であるため、対人的オピニオンリーダーの識別は主観的な方法で行われている。即ち、まず、自己指名法、質問法、ソシオメトリック法で、影響力が強いと考えられる人々をオピニオンリーダーのサンプルとして抽出する。その上で、彼らに共通する個人特性、例えば、①デモグラフィック特性、②社会参加や社交性、コスモポリタン性といった社会的特性、③関心やメディア露出、知識、革新性など他の特性を調べることにより、識別尺度を開発するということである。ところが、調査項目の個人特性の中で、「関心」、「メディア露出」、「知識」だけがオピニオンリーダーシップと関連があることが示されたが、それ以外の特性は関心分野ごとに異なり、一般化できない。(渋谷 2002; Summers1970; King and Summers1970)。

それに対して、インターネット、特にソーシャルメディア上のユーザー間のフォロー関係、情報の授受関係、情報拡散のルート、書き込みの転載量やコメント数などは客観的に可視化できる。また、ブログやソーシャルメディアにおける「認証アカウントの仕組み」により、ユーザーの実名、所属、身分などの属性をある程度把握できる。そのため、「影響力の強いユーザー」の識別は、ネットユーザーの投票や専門家の審議、運営サイトの評議と選出といった主観的な方法も用いられる一方で、多くの場合は下記の二つの客観的な方法で行われている。一つは、ユーザーの情報発信量、活発に発信して情報交換を行う日数、注意喚起の意味での他のユーザーに「@」される頻度、認証ユーザーであるか否か、発信した情報の転載量やコメント数などの観測可能な指標を影響力指標とし、識別モデルを立てる方法である(余 2008; 王ら 2011; 劉・劉 2011; 周ら 2012; 戴 2012; 禹・李 2014)。もう一つは、社会ネットワーク分析⁴² (Social Network Analysis) を通じて、ある議題や事

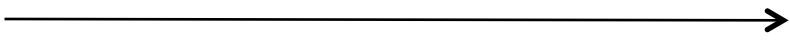
⁴²特定の行為者間の関係のパターンとしての関係構造を、ノード(点、行為者)と紐帯(線、行為者の関係)でつながれたグラフで示し、中心性、次数、パス長、密度、拘束性、媒介性などの指標で、ネットワークの構造とそれが行為者の行動や思考に及ぼすメカニズムを考察する手法である。(安田雪(2002)『ネットワーク分析——何が行為を決定するか』新曜社)

件をめぐる情報伝達ネットワーク上で中心性⁴³の高いユーザーを抽出する手法である（袁 2011；康 2012；曾・黄 2012）。一方、フォローの評価や専門家の審議などの主観的判断を数値化し、他の客観的に観測できる数値と合わせて影響力指標を設ける先行研究も見られる（周 2013；余 2008）。

1.3.2 ネットオピニオンリーダーの概念化に関する先行研究の四つのアプローチ

先行研究におけるネットオピニオンリーダーに対する概念化は、研究視点や問題意識の差異によって概ね以下の四つのアプローチに分けられる（表 1-2）。

表 1-2 「ネットオピニオンリーダー」の概念化の四つのアプローチ（筆者作）

問題意識、 視点	コミュニケーション構造の特徴	党・政府のネット 世論管理誘導	オピニオンリーダー 概念の枠組み	民意表明・民衆による 政治参加
識別基準	影響力		影響力+個人	影響力+民意代弁
主体範囲	個人、メディア、党・政府機関、社会 団体などユーザーの誰でも		個人	民意を代弁する個人
主体構成 (身分別)	知識人、企業家、芸能人、草の根有名な 人の他、事件の当事者；メディア、党・ 政府組織、社会団体、企業など		知識人、企業家、芸能 人、草の根有名人、事 件の当事者	公共性の高い知識人、 企業家、芸術家・芸能 人、草の根有名人など に範囲を定める
特徴	 主体構成の範囲あるいは枠組みが問題意識と視点に従って限定されていく			

1. 「オピニオンリーダー」概念の枠組みに基づく定義

繰り返して述べたように、「オピニオンリーダー」概念はパーソナル・コミュニケーションにおける影響力の強い人物として提起されたものである。即ち、「個人」という枠組みが前提である。こうした概念の枠組みに従い、ネット上のコミュニケーションに参加する多様な主体から、ネットオピニオンリーダーを個人ユーザー、つまり「網民」に限定す

⁴³ネットワークのノード（行為者）の中心性を計測する基準は、①ノードの持つ紐帯の数、②ノードの間の距離、③ノードのもつ媒介性、という三つがある。①は、それぞれのノードが、ネットワークの中でいくつのノードと直接つながっているのか、その数が多いほど中心性が高いとする中心性の計り方である。②は、ノード間の距離から中心性を計る指標である。③は、ネットワークの中の仲介者、即ち、この人がいなければ情報が伝わらないといった「ハブ」となるノードが最も中心的であるという計り方である。（安田 2002：82-89）

る研究や調査報告は多数に占める。そこでは、ネットオピニオンリーダーの主体構成は主に、ジャーナリストや弁護士、作家、学者といった知識人、企業家、芸術家・芸能人、党・政府の幹部ら、草の根有名人とされている（王ら 2011a；羅・王 2016；人民網輿情監測室祝ら 2014）。一方、事件の当事者と親族や事件発生地の人々といった事件の第一発信者や情報源として注目を集めた一般網民もネットオピニオンリーダーの枠組みに取り上げる研究も見られる（周ら 2012；武 2013；王・謝 2012；李 2012）。前者は複数の事件や議題の議論に関与し、持続的な影響力を及ぼしている。それに対して、後者は複数の事件や議題の議論に関与し、特定の事件で多くの注目を呼ぶが、事件の収束につれて公衆の視野から姿が消える。こうした影響力の行使が暫定的である特徴から、彼らを「瞬間（即時に消える）型オピニオンリーダー」とカテゴリー化する研究もある（武 2013；周ら 2012；李 2012）。

2. インターネットにおけるコミュニケーション構造の特徴に基づく定義

オピニオンリーダー概念の枠組みに縛られず、ネット上のコミュニケーション構造の特徴を基に、情報ネットワークにおける中心性の高い「キー・ノード」、或いはコミュニケーション過程で影響力の高いユーザーをネットオピニオンリーダーと見なしている研究もある。その代表例は微博上のオピニオンリーダーを研究対象とする周（2013）と禹・李（2014）の研究である。

周（2013）によると、ソーシャルメディア上のフラットな情報ネットワークにおいて、ユーザーの誰でも不特定多数への情報発信手段を持つ故に、相対的に平等なコミュニケーション地位を有する。メディアであれ、党・政府機関であれ、個人であれ、すべてのユーザーは情報ネットワークを織り成す一つ一つのノードと見なせる。無数のノードの中では、中心性の高い「キー・ノード」に位置するユーザーであれば、誰でもオピニオンリーダーに相当する。そのため、ネットオピニオンリーダーとは「活発に情報発信を行い、他人の認知に影響を与え、ソーシャルネットワークにおけるキー・ノードのユーザーたち」を指している。その主体構成は、①公的リーダー、②有名人リーダー、③草の根リーダーという三つのカテゴリーに分類している。①は伝統メディアの公式アカウント、党・政府機関や組織のアカウント、企業の公式アカウント、NGO、教育機関など他の組織の公式アカウントを含む。②は伝統メディアの記者、芸能界のスター、公共的知識人⁴⁴といった有名人の認

⁴⁴公共的知識人（中国語は「公共知識分子」、英語は“public intellectual”）という概念はアメリカ学者 Russell Jacoby に『最後の知識人』（1987）で初めて提起された。彼からすれば、現代知識エリートの学院化、専門化により、その公共性が色褪せている。「公共」を強調することで、知識人の公共性の再構築を呼びかける。Karl Mannheim も「公共知識人」とは普遍的理性と良識の代弁者、批判の任務を抱えると指摘する。公共的知識人についての定義は、中国学界で見解の一致が見られないが、西側学者の定義を踏襲している。また、『南方人物週刊』は 2004 年に毎年 50 人の公共知識人を発表した時、その基準を「具体的な学術的

証アカウントを指す。①と②以外の、娯楽・レジャー・生活の関連情報を発信するユーザーや、公共事件の当事者など多くのフォロワーや注目を集めた主体は③草の根リーダーにカテゴリー化されている。

同じく、突発公共事件における微博上のオピニオンリーダーの構成を考察する禹・李(2014)もオピニオンリーダーを情報ネットワークにおける「キー・ノード」と見なす。その定義を、「突発公共事件で特別に活発で、コミュニケーション過程で影響力のあり、インタラクティブ性の高いユーザー」と付けている。その上で、同研究は「2013年アモイ路線バス爆発事件」に対する実証的な考察を通じて、微博におけるネットオピニオンリーダーの主体構成を、マスメディア（ニュースをまとめるサイト、伝統メディア）、事件に関係する機構（政府機関、社会団体）、有名人（認証された記者、草の根有名人、専門家・学者）、草の根という四つのカテゴリーに分類している。

3. 党・政府による世論誘導の視点

党・政府による世論管理・誘導におけるネットオピニオンリーダーの役割に着目する先行研究も、ユーザーの影響力または情報ネットワークにおける中心性を識別基準とし、ネットオピニオンリーダーの範囲を、影響力の高い個人ユーザーから、党・政府機関やメディアまでに拡大している。その上で、党・政府によるネットオピニオンリーダーへの教育と管理強化と、党・政府機関や幹部ら、メディアをはじめとした党の世論誘導役を担うネットオピニオンリーダーの育成を提言している。

例えば、前文に挙げた周(2013)は、ネット上の情報コミュニケーション構造の特徴を根拠に、党・政府機関やマスメディアも含む全てのユーザーがネットオピニオンリーダーになりうるとしている。そうした概念の捉え方には、ネット上のコミュニケーション構造の特徴に従ったオピニオンリーダー形態の変遷についての問題意識があるが、他方で如何にネットオピニオンリーダーを通じてネット世論を有効に管理・誘導するかを政府の管理者に献言する目的もあった。同様に、姜(2014)は微博上で一部の個人オピニオンリーダーは世論の動向を操作し、国家イデオロギーの安全、政治秩序ないし社会安定を脅かす問題が存在すると指摘した上で、党・政府機関や幹部ら、『人民日報』や新華通信社、中央テレビ局といった官製メディアのアカウントがネットオピニオンリーダーとして如何に世論誘導の役割を果たすべきかを提言した。

バックグラウンドと専門の素養をもった知識人である」「社会に提言し、公共事務（社会問題）に参加する行動者である」「批判精神と道義を持ち合わせる理想主義者である」としている。（李名亮(2012)「微博、公共知識人と話語権」『知識界』2012(6), 75-86.）

4. 民意表明・民衆による政治参加を促す視点

3とは対照的に、民意表明・民衆の政治参加におけるネットオピニオンリーダーの役割からアプローチする研究は、ユーザーの中心性や影響力だけではなく、＜民衆の利益訴求の代弁＞という条件もネットオピニオンリーダーの識別基準に加えている。そのため、リーダーの主体は公共的知識人、企業家、芸術家、芸能人、草の根有名人に限定され、党・政府機関や幹部ら、党・政府の管理下でイデオロギー宣伝機能の発揮を余儀なくさせたマスメディア、そして事件当事者は排除されている。その代表例として童（2013）研究が挙げられる。

同研究は、微博オピニオンリーダーを「民衆の利益訴求を代弁し、政府との対話を実現させ、公衆から権力を賦与された新たな権力層」（童 2013：7）として位置付けながら、彼らが如何に自身の影響力と発信戦略を通じて、公共議題を構築し、民衆の権利追求や意見態度を凝集し、政策変遷に対して影響を及ぼしているのかを政治システム論の視点から検討するものである。公共議題の提起とそれをめぐる討論に強大な影響力を持つオピニオンリーダーとは理念的な構築物であり、その最大な特徴が「公共性」を有することであると同研究は主張する（同上：46）。また、微博上でオピニオンリーダーの構築は、公共的知識人と中産階級を主体とした社会資源を備える社会エリートが議題設定と行動喚起によって行われ、（民衆の）権利維持と（政府に対する）問責を中心に事件の行方を主導するという（同上：47）。そのため、微博オピニオンリーダーの主体構成をジャーナリスト、作家、学者、弁護士といった公共的知識人から、企業家、芸術家・芸能人、草の根有名人まで網羅しているが、独立的なモラル権威としての公共的知識人が中心に据えられるとしている。ここでの公共は、＜公衆に向けて、公衆のため、公共生活での公共問題あるいは重大な問題について発言する＞を意味すると、許（2003a）を引用して解釈している（同上：47）。

1.3.3 本研究のアプローチ

本研究はネットオピニオンリーダーの識別基準には、影響力だけで不十分であり、「公共性と批判性を有する」という条件を付け加える必要があると主張する。ここでの公共性は、許（2003a）が公共的知識人の公共性についての解釈に依拠し、次の三つの要素を含むことにしたい。第一に、公衆に向けて発言する（to public）。第二に、公衆のために思考する（for public）。即ち、私的立場や個人利益ではなく、公共の立場と公共利益から出発する。第三に、携わるのは公共生活での公共問題あるいは重大な問題である（about public）。そして、批判性とは、公共性に基づいて公権力と一線を画し、公権力の問題を監視批判し

ながら、その公共利益に利する政策制度も支持する意味を指す。そうすれば、影響力の強い伝統メディア、党・政府機関や幹部ら、党のイデオロギー宣伝機能や世論誘導役を担うネット評論員、事件当事者といったユーザーはネットオピニオンリーダーの範疇から取り除かれる。このようにネットオピニオンリーダーに枠組みを付ける理由は次の三つの側面から論じよう。

1. 「オピニオンリーダー」概念の枠組みと政治的意味に基づく定義

前に述べたように、「オピニオンリーダー」概念はマスメディアや政府機関など機関を含めず、「個人」という枠組みがある。一方、繰り返して論じたが、この概念の提示はマス・コミュニケーション効果に「パーソナルな影響力」や「集団の影響力」という媒介要因の存在とその強さを示唆し、1930年代以来に考えられてきたマスメディアの「弾丸効果」を論破した。つまり、マスメディア、或いはマスメディアを操作する公権力の大衆への権力行使が見直されたことと、一般有権者が利益集団を通じて自らの主張や利害を政策過程に反映させる可能性が示唆されたことで、政治的な意味は大きい。そのため、民主主義社会の政治コミュニケーション過程において、オピニオンリーダーは決してマスメディアや公権力による大衆操作に加担するものでもなく、マスメディアや公権力と同一視されることも難しい。むしろ、マスメディアや公権力と一線を画した批判性、民衆による政治的な主張や利害の反映に働く公共性を抱えるものだと言えよう。現在、中国インターネット上のユーザー間の影響関係を検討するにあたって、「オピニオンリーダー」概念に基づいた「ネットオピニオンリーダー」の概念が登場した。政治コミュニケーション領域における重要な概念を借用する以上、その枠組みや内包する政治的意味も受け継ぐ必要がある。

前述したネット上のコミュニケーション構造の視点と党・政府による世論誘導の視点からの二つのアプローチは、伝統メディアも党・政府機関も、影響力だけあればどのようなユーザーもネットオピニオンリーダーの枠組みに取り入れる手法は、従来のオピニオンリーダー概念の「個人」という枠組みを拡張しすぎるばかりではなく、概念が内包する政治的意味も捨象している。

2. 党・政府による世論誘導の視点からのアプローチへの批判

この研究アプローチが現われた背景には、党・政府のネット世論管理・誘導を強化する政策がある。第二章と第三章で詳しく説明するが、コミュニケーションの流れにおいて、公共的知識人、企業家、芸術家・芸能人、草の根有名人といった公共性と批判性を持つネットオピニオンリーダーのネット世論形成に及ぼす影響力の強まりに伴い、マスメディア

とその背後の党・政府の寡占的な地位や影響力が弱体化する傾向にある。そうした中、党と政府は世論形成過程における主導権と影響力を強化させるために、ネットオピニオンリーダーへの管理を強める一方、イデオロギー的世論操作役を担うマスメディア、党・政府機関や幹部らをネット空間に進出させ、影響力を高めようとする政策を打ち出している。一部の党・政府の政策を支持する学者はこうした党の政策方針に沿い、党・政府機関や幹部ら、党・政府管理下にあるマスメディアをはじめとした党のイデオロギー宣伝や世論誘導に働くネットオピニオンリーダーを育成すること、またその育成方法を提唱してきた。こうしたネットオピニオンリーダーの捉え方は、学術上の厳密的なものではなく、党・政府の政策に迎合するための便宜上のものであると考える。

3. 民意表明・民衆による政治参加を促す視点からのアプローチに基づく定義

童（2013）に代表されたこのアプローチは、「公共性」を有することをネットオピニオンリーダーの最大な特徴とし、独立したモラルの権威者としての「公共的知識人」をその主体構成の中心に据えている。他のアプローチで対象に取り上げられた伝統メディアや党・政府機関、党のイデオロギー宣伝機能や世論誘導機関を担う党・政府幹部ら、事件当事者などのユーザーをネットオピニオンリーダーの枠組みから排除している。本研究はこのアプローチを踏襲し、その概念枠付けを参考したい。そして、なぜ公共性を「ネットオピニオンリーダー」の識別基準にした上で、これらのユーザーをネットオピニオンリーダーの範疇に入れることはできないのかについて、更に詳しく論じる。

まず、党・政府機関や幹部ら、党・政府に雇われたネット評論員は言うまでもなく、中国のメディア体制下では、マスメディアも党のイデオロギー宣伝機関、つまり公権力の延長線に位置づけられ、党のイデオロギー宣伝機能と世論誘導機能の発揮が求められている。これらのユーザーは「組織性」、「宣伝性」、「戦略性」、「操作性」が強く、自分の意志に従って発言し、公権力と一定の距離を離れて独立した思想と観点に基づいて言論活動を行い、公共性や批判性の強い知識人や企業家、芸術家、草の根有名人などとは根本的に異なる性格を有する。即ち、両者を同一視することが困難である。一方、事件の当事者は第一発信者や情報源として、注目を集めやすい。しかし、その情報発信は私的立場からの個人利害の主張に留まり、一時的に活発に発信し影響力を持つも、事件の収束につれて公衆の視野から去ってしまうことは一般的である。事件沈静化の後も、公共議題や社会問題に携わり続け、公共の立場や公共利益から出発して発言するものは見当たらない。そのため、事件の当事者をネットオピニオンリーダーの枠組みに入れることは不適當である。

以上に挙げた理由に従い、本研究でいうネットオピニオンリーダーネットとは、インタ

ーネット上で日常的に公共議題や社会問題に関わり、公共性と批判性を持つ言論活動を行い、情報と意見の流れに強い影響力を及ぼす個人のユーザーを指す。その主体構成は主に、ジャーナリストや弁護士、作家、学者といった公共的知識人を中心として、企業家、芸能人、草の根有名人などを含む。

第二章 ネットオピニオンリーダーの役割と先行研究

第一章で論じたように、実態としての世論形成にはコミュニケーション活動によって結集し、組織される過程が必要とされる。現代民主主義社会においてその過程は、国民選挙制、議会、政党、圧力団体、マスメディアなどの多様な相互関連しあう制度的な世論形成機関に支えられている。特に、マスメディアは各要素と関連付けながら「報道機能」と「世論調査機能」を果たすことで世論形成過程の主役を務める。こうした環境で、オピニオンリーダーはマス・コミュニケーションとパーソナル・コミュニケーションを仲介し、家族や友人、仕事仲間のような第一集団における意思決定に影響力を及ぼす、或いはマス・コミュニケーションに参入する形で、ネット世論形成に働きかけている。それに対して、一党支配の政治体制が維持された 21 世紀の中国では、マスメディアをはじめとする制度的な世論形成機関が「党・政府の管理指導」という大きな枠組みで十分に機能せず、市場経済の発展に伴い多元化した社会からの意見表明や利益訴求の需要に応えられない。一方、インターネットの普及に伴いコミュニケーション環境の拡大やコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」が行われる中、一般民衆の誰でも不特定多数に向けて情報発信できる新たな世論形成空間が生まれてきた。そこで、発言の公共性と批判性が強く、情報と意見の流れに強い影響力を及ぼすネットオピニオンリーダーがネット世論の形成に主導的な役割を果たす現象（以下、ネットオピニオンリーダー現象と略する）は現われている。この現象は一体どのようなものか、ネットオピニオンリーダーの役割はどのような特徴を呈しているのか。第二章はこれらの問題を解明することを目的とする。

具体的に、第一節で、典型的な事例と代表的な人物を挙げながら、ネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開を整理する。第二節で、ネットオピニオンリーダーの役割の多面性の特徴を検討する。第三節で、ネットオピニオンリーダーをめぐる先行研究をレビューし、本研究の問題意識を提示する。

2.1 ネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開

中国のコミュニケーション環境において、ネットオピニオンリーダー現象はいつ現れ、どのように変容しているのか。これまでのネットオピニオンリーダー研究は、ある時期の現象や課題を取り上げる断面的な考察を行ってきた。本節は先行研究を踏まえ、典型的な事例と代表的な人物を挙げながら、現象の歴史的展開を整理する。

2.1.1 BBS 論壇時代——芽生え

ネットオピニオンリーダー現象はネット世論が勃興し始めた BBS 論壇時代に既に芽生えた。

1999 年の在ユーゴスラビア中国大使館への NATO 軍機の誤爆事件が発生後、『人民日報』の公式サイト「人民網」が BBS 掲示板「強国論壇」を開設し、アメリカに抗議する書き込みが殺到する。その後、新華通信社などの官製メディアの公式サイト、新浪や搜狐などの大手ポータルサイトが相次いで BBS 掲示板を開設し、北京大学の「一場糊涂」を始めとした大学 BBS、「天涯コミュニティ」などの BBS を基盤としたネットコミュニティも急速に発展した。1999 年を皮切りとして益々多くの網民は BBS 論壇における意見表明を通じて社会的事件に関与し始め、インターネット上で網民の意見が世論の勢いで集中的に現われた（崔 2012 : 27、29）。そして、2003 年の「SARS 事件」、「孫志剛事件」、「劉勇案」などの社会的事件において、ネット世論と伝統メディア上の主流的な世論が浸透し合う趨勢が見られ、勢いが盛んなネット世論が事件の行方に直接的あるいは間接的な影響を及ぼすようになった（崔 2012 : 29）。

BBS 論壇では、ハンドルネームを使い匿名で情報発信するのが一般的である故に、誰が議論に影響力を及ぼしているのか、ネットオピニオンリーダーの身分や属性を判明することは難しく、現実社会での知名度や声望が論壇に持ち込まれることも困難である。そのため、ネットオピニオンリーダーという地位の獲得、維持および影響力の発揮は、現実社会での身分、職業、声望からの影響力より、発表した文章の数と量に依る。「強国コミュニティ中日論壇」を事例に BBS におけるオピニオンリーダーの特徴を考察する余（2010）によれば、発言内容は広範な注目を惹き付ければ、誰でもリーダーになりうるが、その反面、途切れなく質のいい文章を提供できなければその地位の維持は難しく、リーダーの交代が頻繁に生じるということである。彼女は社会ネットワーク方とアンケート調査法を通じて、地位安定的なリーダーが次の特徴を持つことを明らかにした⁴⁵。即ち、①大卒以上の学歴を持つ中年知識人、②愛国感情を持つ、③意見表明の意欲が強い、④中下階層に位置する

⁴⁵本研究は地位安定性の差異に従い、論壇リーダーを①安定的なリーダー、②比較的に安定的なリーダー、③不安定なリーダー、④すぐに退場するリーダーという四種類に分けている。

四点である。また、周（2006）はネットユーザーの推薦と専門家の審査で選出した「2004年強国論壇ネットユーザートップ10」をネットオピニオンリーダーのサンプルに取り上げる。彼らの書き込み内容に基づき、その主体構成を次のように判断している。即ち、①ほとんどは中年男性で、1人だけが女性。②8人が既婚者で、小学生或いは中学生の子供を持ち、2人が未婚、③ほとんどはサラリーマンで、住宅ローンや医療、教育などの経済的な負担を抱えている。一人だけは県レベル（日本の町）の政協委員。④地域の分布が広く、北京や重慶、深圳のような大都市出身の人もいれば、小都市や町出身の人や海外在住もいる、という。

一方、季（2012）によると、BBS論壇ではジャーナリスト、学者、弁護士、作家といった公共的知識人が匿名で公共的な議題をめぐる言論活動を行っていた。『法制日報』の記者李勇（「@十年砍柴」）、小説家の李大衛（「@Garfield」）、学者の崔衛平（「@Snoopy」）、法律学者の賀衛方（「@守門老鶴」）、弁護士の「@陳永苗」などが挙げられる。また、BBS論壇にコラムを設立し、或いは「板主（コラムの管理任）」を務めながら、議論のテーマを設定したり、書き込みに優先順位を付けたり、ユーザー発言の秩序を管理したりすることで、論壇上の討議に影響力を及ぼすものもある。例えば、当時南京大学の青年教師李永剛は学術論壇「思想の境界」を作り、著名な学者の文集を掲載していた。北京大学の博士林猛烈は「公民として注目すべきこと」をモットーに「一場糊涂」論壇の生活コラムを開設した。政治と学術の中間に位置付けている「世紀サロン」論壇は学者吳冠軍、作家の王晓漁が管理する。「皮肉」表現が特徴であった「文化先鋒」コラムは学者朱大可、張閔が主催し、批判精神を持つ青年を集めていた。

しかしながら、公共的知識人がネット世論形成に動員力や影響力を発揮する現象は少数の個別の事件でしか見当たらなかった。「孫志剛事件」で北京大学の法律学者許志永、滕彪、俞江は論壇「一場糊涂」を通じて「孫志剛の死から臨時居証制度を見る」特集を開設し、それをきっかけに制度の弊害について網民の批判が殺到した一例が挙げられる（季2012）。こうした限界が生じる理由は、匿名発信によって「個人の社会での声望と影響力がネット上に持ち込まれることができないため、影響力が大きい網民が存在しても、討論が彼らを中心として行われるというわけでもない」と童（2013：45）の指摘通りである。従って、この時期でネットオピニオンリーダーの影響力の強さと範囲が限られており、萌芽の段階に留まっていると言えよう。

伝統メディアに比べ、より自由な言論活動を繰り広げられるBBS論壇は、「民意表明のルート、積極的建設的なコミュニケーションのチャンネル、民意を集める場所」と研究者に評価されていた（彭2005）。更に、BBS論壇が「自由的、公開的、理性的な議論の場を

提供し」、「国家権力を監督し、国家の公共政策に影響を与える批判的公共圏」であると主張する研究さえ現われた（王 2004）。

しかし一方、ネット世論形成の場としての影響力の拡大に伴い、党・政府側は BBS に対する管理強化を進められてきた。その手段は情報削除、サイトの閉鎖、大学論壇での実名化、ネット警察官やネット評論員、ネット監察員の設置など多重的である。例えば、2004 年 9 月に 700 余のコラム、30 万のユーザーを抱える北京大学の「一塌糊涂」論壇は不適切な政治情報を掲載した理由で北京市通信管理局に閉鎖され、2005 年から清華大学の BBS 論壇「水木清華」をはじめとした多数の大学 BBS 論壇は実名制を開始した（李 2009:94-95）。2005 年に江蘇省、江西省、福建省などの地域で一般網民の身分で積極的に発言し、党と政府の方針政策を誘導するネット評論員チームも相次いで設立された（曹 2005）。その他に、党・政府から論壇管理人に対する直接的な談話や尋問も行われる。天涯コミュニティで「関天茶社」コラムの管理人を務めた評論員の魏英杰によると、関連（政府）部門からの圧力により、論壇は自主的に企画し論壇を管理することが困難となる。とりわけ、2004 年から導入した書き込みへの審査制度と管理人責任制は思想の鋭さや言論のバランスを失うほど論壇に与えるダメージが最も大きかった。（季 2012）そのため、BBS 論壇は党・政府の管理統制の下に置かれ、完全に自由な言論空間でも、公権力から独立性を持つ批判的公共圏でもないと言えよう。

2.1.2 ブログ時代——勃興

2006 年からブログが普及し、2009 年 6 月までにブロガーの数が 1 億 8000 万を超えていた⁴⁶。その中で、公共的知識人や企業家といった社会的・経済的・文化的エリートはネットオピニオンリーダーとしての役割が顕在化した。

その背景に、ブログが運営上で「アカウントの実名認証制度」や「有名人プロモーション」を導入したことがある。実名認証制度とは、ユーザーの実名、身分、所属、肩書きなどを運営会社が認証した上で開示し、アルファベット大文字の「V」マーク（個人ユーザーが黄色い、組織ユーザーが青い）をユーザー名に付ける制度を指す。膨大なフォロワーを抱える認証アカウントは「大 V」とも呼ばれている。また、社会各分野の有名人を招待し、認証アカウントを開設させるという集客の戦略は「有名人プロモーション」である。新浪網の副編集長侯小強は戦略の創始者であった。集客に成功を収めた新浪の経験を真似し、網易網、搜狐網、鳳凰網といった他の大手ポータルサイトも「ブログ戦争」に加わっ

⁴⁶中国互聯網信息中心（CNNIC）「第 24 次中国互聯網發展統計報告」2016 年 7 月公表
<http://www.cnnic.net.cn>

た。(陳 2016) 著名なジャーナリスト・時事評論員長平(本名:張平)は筆者の聞き取りに対して、「当時、新浪、騰迅、網易などは私にブログの開設を頼んだが、新浪の独占局面でバランスを図るために、私は網易を選んだ」と語る⁴⁷。そこから、各サイト間の「有名人争い」を垣間見ることができる。

運営会社の働きかけにより、現実社会で知名度や影響力の高い有名人は相次いで認証アカウントを設置し、巨大な「野次馬効果」をもたらしている(陳 2016)。例えば、青年女優徐静蕾の新浪ブログは開設してわずか112天の間、1000万回のクリック数を突破する(陳 2016)。ベストセラー青年作家韓寒の新浪ブログは2006年11月から2009年7月13日までの約三年間で合計2億6千万のレビュー数を獲得した(翟 2009: 82)。政治学者・歴史学者張鳴が個人ブログに掲載した文章「改革的危局(改革の危機)」は1600万回のレビュー数を記録している(翟 2009: 362)。

その中で、注目を集めるスポットライトは公共知識人の活躍である(童 2013)。彼らは社会問題や政治議題をめぐるネット世論の形成において、ネットオピニオンリーダーとしての巨大な影響力と動員力を示し始める。その代表例の一つに、2007年に投資額が108億元であった大型石油化学工場の建設プロジェクトに対する市民の反対運動がネットを通じて組織され、大幅な計画変更を勝ち取った「福建省のPX事件」がある。地元メディアがプロジェクトのメリットを宣伝する一方で、環境汚染と安全面のリスクを黙秘していた。そうした中、3月18日に廈門在住のコラムニスト連岳は「廈門自殺」のタイトルで『中国経営報』の報道「廈門で百億の化学工場プロジェクトに異議」をブログに転載し、重大な環境汚染と安全問題に関わる理由で105人もの政協委員が「PX」項目の移転を提案したことを網民に発信した。29日に、連は「廈門人民はこのようにしよう」というブログを掲載し、地元当局の情報封鎖を打破するために、ブログを活かす情報発信や口コミによる情報の流布を市民たちに呼び掛け、抗争運動の第一弾を巻き起こした。その後、連は事件関連のメディア報道や市民のブログ内容を転載しながら、評論文「公民社会は、与えられたものではない」「公共安全があるわけがない」、「環境を保護できない環境保護の幹部」、「全国政協委員は何様？」などを発表し続ける。政府の情報規制を批判すると共に、市民たちに向けて公民行動を呼び掛けていた。6月に、市民によるデモ活動が行われた後、抗争運動に無関心な態度を示した一部の市民に網民の批判が殺到する。それに対して、連は「廈門読者へ一言を献言」を記し、市民の間で異なる意見を受容し合おうと説得する。12月に、地元政府が市民向けの環境影響評価の座談会を開くにあたって、連は「廈門の人民はこのようにしよう2」を発表し、市民に座談会と反対運動に参加するよう促した。従っ

⁴⁷ 2017年9月5日に、長平氏が北海道大学で講演会を行う際に筆者は聞き取った。

て、本事件において、連はブログを通じて民衆に真実を伝え、平和的に成功した抗議活動を指導したと評価されている（翟 2009 : 13）。

また、「杭州 70km 事件」における韓寒の例も挙げられよう。2009 年 5 月 7 日に、杭州でスピード違反のスポーツカーが通行人の大学生をはねる交通事故が起きた。地元メディアは事故を取り上げ、加害者が金持ちの息子であること、加害者が事故現場に駆けつけた友人たちと笑いながらタバコを吸っていた姿、警察が事故発生当時の時速を約 70km と発表した（中国の法律では、時速 75km 以下の場合、被害者の家族と示談をすることで、刑事責任が免除される）ことなどを報じた。それは貧富格差と警察の不正に不満を持つ網民の神経を逆撫でした結果、加害者に対する「人肉搜索」⁴⁸と警察批判のネット世論が高まった。（沈 2009）そうした中、スポーツカーのプロドライバーでもある韓寒は 11 日にブログ⁴⁹を発表し、専門的な視点から警察による「70km」の鑑定が成り立たないと分析する。その内容は 59 万 9 千のレビューと 3932 通のコメント（6 月 29 日まで）より網民から大きな反響を呼ぶ一方、中央テレビ、江蘇テレビの番組、『広州日報』、「東方早報網」といった伝統メディアの報道にも直接に引用されていた。12 日にブログ「関心を払うべきことと払うべきではないこと」⁵⁰で彼は、なぜ杭州のメディアが報道禁令を受けたか、なぜ警察が 70km と認定したかの原因に注目すべきであるが、お金持ち二世と一般家庭の大学生との矛盾を煽るべきではないと呼びかける。41 万 2 千回のレビューと 4391 通のコメントより、広範な注目を集めた。（何・賀 2009）

翟（2009）は連岳と韓寒を含め、17 名の最も影響力のある公共知識人ブロガーを選出し、「新メディア時代における民間言説の力」としてその言論活動を紹介している。彼らの努力により、言論自由の突発口が開かれたと翟は主張する。

公共知識人の他に、企業家の例も見られる。2009 年 2 月 9 日に、花火が原因で中央テレビ局新社屋の火災事件が起きた後、企業家潘石屹は現場に駆けつけ、ブログを通じて災害現場の様子を写真で速報した。二日後の 11 日に、彼は北京市人民代表として北京市人民代表常務委員会に提出した「北京地域で花火爆竹禁止についての献言」をアップしたブログを発表した。二つの文章はそれぞれ 14 万 6 千回と 1 万 3 千回ほどレビューされる。潘の発信行動は、突発公共事件についての公民報道の典型と評価されている。（于 2016 : 179）

即ち、実名認証制度と有名人プロモーションを行うブログ時代で、公共知識人や企業家

⁴⁸ 「人肉搜索」ははっきりとは定義されていないが、基本的に「人肉」は「人の力」で、「搜索」は「インターネット検索」を意味する。即ち、網民が協力してあらゆる手段を駆使して炎上事件の標的になった個人・事件の真相に関するすべての情報を探索し、分析し、ネット上で公開するということである（高広強・中尾健二（2013）「中国における『人肉搜索』の現状と諸問題」『静岡大学情報学研究』(18),33-50）。

⁴⁹ http://blog.sina.com.cn/s/blog_4701280b0100d69e.html

⁵⁰ http://blog.sina.com.cn/s/blog_4701280b0100d6w7.html

などのブロガーは現実社会での知名度や影響力に基づき、網民から多くの注目を集め、政治議題や社会問題をめぐるネット世論形成過程にネットオピニオンリーダーとしての動員力と影響力を持つ現象が勃興した。

2.1.3 微博時代——発展

2010年以來、「微博（Weibo 中国版の Twitter）」が著しい発展を遂げ、情報空間と言論空間として人気を博してきた。2013年に全国103の微博サービスサイトでのユーザー数が合計12億に達し、最大級の「新浪微博」は5億3千万、次いで「騰訊微博」は5億4千万を占める（祝ら2014）。また、ユーザーの7割以上は「ニュースとホットな話題の獲得」を、5割弱は「ニュースとホットな話題に対する意見表明」を目的に微博を使用していることはCNNICによる2015年の調査で分かった⁵¹。「アカウントの実名認証制度」と「有名人プロモーション」を援用し、情報発信のモバイル性と利便性、情報伝達の即時性と迅速性、意見交換の双方向性・多方向性を誇る微博の普及に伴い、更に多くの社会的・経済的・文化的エリートが微博で実名の発信活動に励み、政治議題や社会問題をめぐるネット世論形成のネットオピニオンリーダー的役割を果たしている。人民サイト世論情勢観測室の調査によると、「新浪微博」で約300名のネットオピニオンリーダーが議題設定の役割を果たしているという（祝ら2013；祝ら2014）。

この時期のネットオピニオンリーダー現象の特徴は次の三点に挙げられる。即ち、①コミュニティの形成や伝統メディアとの連動関係の結成による動員力と影響力の拡大、②問題の顕在化、③「政務微博」の勃興に伴う影響力の強いアクターの多様化である。

1. 影響力の拡大

微博上で、一つの事件において数多くのネットオピニオンリーダーが関与し、互いに連携しながらコミュニティを形成し、共に事件の進展やネット世論の形成を導くことが特徴である。その原因として、微博の機能上の特性が考えられる。具体的に、140文字以内でつぶやき、携帯などのモバイル端末で使用できるため、誰も何時でも何処でも不特定多数に向けて情報を発信でき、誰の発信内容も手軽に転載・コメントできる。その利便性により、情報発信や意見表明、転載・コメントの意欲が高められる一方、ユーザー間の双方向性・多方向性の意見交換が簡単に行われる。また、注意喚起の「@」機能により、目標相

⁵¹中国互聯網信息中心（CNNIC）「2015年中国社交応用ユーザー行為研究報告」2016年4月に公表
<http://www.cnnic.net.cn>

手に正確かつ強制的に情報を届けさせ、情報交換の効率性も高い。加えて、情報の主題を示す「#ハッシュタグ」機能で、情報の分類やカテゴリー化ができる一方、共通の話題に関心を持つユーザーの間の連関も強まっている。その他に、写真や動画の添付、他のサイトへのリンク、「長微博」（1万字以内の長い文章を写真にスイッチして送る）機能を利用すれば、量の多い情報発信のニーズも満たせる。微博上で情報の拡散は多数のフォロワー、そしてフォロワーのフォロワーの転載を介してウイルスの繁殖するように行われるため、その即時性、迅速性と広範性は嘗て無いほど強い。これらの特性を活かして、数多くのネットオピニオンリーダーは連携して情報発信している。

また、リーダー同士の間での連動発信に加え、伝統メディアとの連動関係の結成はもう一つの特徴である。具体的に、伝統メディアがネットオピニオンリーダーの注目した事件や議題を取り上げ、その発信内容を引用しながら追跡報道を展開し、その報道は再びネットオピニオンリーダーに転載され、自分の発信情報の補足あるいは意見主張の裏づけとするパターンである。伝統メディアの報道は、ネットオピニオンリーダーの発信内容の影響力の拡大、信頼性の向上に繋がっている。

二つの特徴により、微博時代におけるネットオピニオンリーダーのネット世論形成に与える影響力は従来以上に際立つ。その顕在化は、最大な微博サービス「新浪微博」が運営してから約一年を経た頃に起きた「江西省宜黄県の焼身自殺事件」を始めとしている。2010年9月に、県政府の強制的な地上げに抗議した自殺者の娘姉妹がテレビの取材を受け上京する途中で、県幹部らによって空港の女子トイレに閉じ込められ、携帯端末で記者劉長に助けを求めた。記者劉長から姉妹を救助する要請を受けた記者鄧飛は自らの微博で事件を暴露し、県幹部と姉妹との「女子トイレ攻防戦」を実況中継した。（鄧 2013）鄧の微博は役人批判や被害者支援の声を湧き起こした一方で、『南方都市報』『新世紀週刊』『瀟湘晨报』などの伝統メディアの取材と追跡報道を引き起こす（童 2013 : 52）。後日、県幹部らが死者の遺体を強奪し、家族を軟禁する事態も「@鄧飛」に暴露され、メディア関係者の「@朴抱一」や「@封新城」、企業家の「@潘石屹」や「@任志强」などによる県政府批判、家族の釈放を訴える微博は議論の盛り上がりを見せた（曾・黄 2012）。更に、ネット世論のうねりが政府の問題解決に向ける圧力となった結果、宜黄県書記と県長を含めた8名の幹部が処分され、「都市住宅取り壊し管理条例」の撤廃が促進された（童 2013 : 52）。曾・黄（2012）が社会ネットワーク分析方で事件に関与したネットオピニオンリーダー間の相互関係を考察した結果、メディア関係者に駆り出され、作家や専門家、弁護士、企業家、芸能人といった多元的な主体によって構成された「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」の存在が明らかになった。それにより、議題に関する情報の拡散を加速さ

せたという。

2011年に、死者40名、負傷者200名を出した「7.23 高速鉄道衝突事件」でネットオピニオンリーダーの動員力の強さが一層顕著となった。事件発生後、百名あまりのネットオピニオンリーダーが事故をめぐる情報発信に取り組んだ。王・謝（2012）の実証調査によると、7月24日から29日まで発言の影響力がより強いリーダーは115名にも至る。そのうち、作家「@李承鵬」が事故原因と真相の究明、責任追究、被害者救済などを呼び掛け、鉄道部の手荒な事故処理を批判するなどの19通の微博を発信する。一つの微博が平均1万7千回以上の転載と2万9千回余のコメントで注目を集める。また、著名な法学者「@賀衛方」は「全国人民代表大会常務委員会は緊急に特別委員会を設置し、事故の調査と公聴会を実施し、国民の声に応えるべきだ」と呼びかけ、当日10万回を超える転載によって話題となり、その後『北京晚法』が紙面全段で賀を取材し報道するまでに至る（及川2012）。更に、人権を無視した経済発展のモデルを問いただすジャーナリスト童大煥のツイート内容は、23万回余のリツイートと3万通以上のコメントを獲得するほどネット上で広範な共感を引き起こした他に、アメリカの『ニューヨークタイムズ』にも引用され、国際的な反響を呼んだ（芦2016:34）。加えて、生存者の捜索活動を打ち切った事故発生20時間後に二歳の女の子が救出された後、企業家・珠海市政協委員の「@陳利浩」が「政府（の救援停止の）指令に反して現地で救援活動を続けた警察官に敬意を払う。この微博が1回転載される毎に、1元を寄付する」という微博を発した後、約100万回の転載と20万余のコメントで大きな反響を呼んだ（王・謝2012）。

2012年にネットオピニオンリーダーたちの主導によって、ネット世論が巻き起こる事例が更に頻発する。その代表例は、売春を強要された11歳の娘の権利を守るために7年にわたって陳情し続けた母親唐慧が労教処分された「唐慧労教案」である。事件発生後、記者の「@鄧飛」と唐慧の代理人弁護士の「@弁護士甘元春」が連携して事件を発信し、事件の進展をリアルタイムに「生中継」した。その情報は企業家の「@薛蛮子」、作家の「@十年砍柴」、法律学者「@何兵」などのネットオピニオンリーダーの転載によって、多くの網民の拡散を獲得し、伝統メディアの追跡報道まで動かした。また、児童作家「@鄭淵潔」による唐慧釈放の呼び掛けは、「@薛蛮子」、「@何兵」、記者の「@曹林」、俳優の「@沙溢」、歌手の「@鄭鈞」といったネットオピニオンリーダーの転載を経て、24万回以上の転載・コメントを動員し、事件に対する更なる広範な注目と議論を惹き起こした。一方、社会学者の「@于建嶸」、作家の「@鄭淵潔」と「@慕容雪村」の発信した情報は、網民の注目と議論の争点を事件そのものから労働教養制度の違法性への批判や制度撤廃の呼びかけに切り込ませた。その情報の拡散は相変わらず、企業家の「@王利芬」「@薛蛮

子」、学者の「@展江」、作家の「@章怡和」、記者の「李国生記者」といったネットオピニオンリーダーのリツイートを媒介としている。ネットオピニオンリーダーたちによって渦巻いたネット世論が政府の問題解決に向ける圧力となり、結果的に唐慧は拘束された10日後に釈放され、「労働教養制度」撤廃の実現に拍車をかけた。

2. 問題の顕在化

影響力の強まりと裏腹に、ネットオピニオンリーダーの媒介作用によって多様な問題が惹起される現象も顕在化した。具体的に、①虚偽的、一面的な情報やデマが流布する、②一方的、極端に偏った意見や観点が沸き起こる反面、反対意見が受け入れられず、ないし重要な観点が見捨てられるという意見表明の集団分極化が起こる、③事実や事柄の是非より、感情や立場を優先させ、情緒的な言論が激化する、④人身攻撃、誹謗中傷、名誉毀損といったネット暴力が生じる、という四点が挙げられる。それは「唐慧労教案」と「蔣家鑫事件」から著しく反映されているが、「唐慧労教案」は第四章で詳細なケーススタディを行うため、ここでは「蔣家鑫事件」だけを取り上げて説明する。

2011年10月20日に、陝西省の西安音楽大学3年生である蔣家鑫は妊娠した女性の乗る電動自転車をはね飛ばした後、「被害者は農村の女だから、後で纏わり付かれてしつこく賠償を請求されたら面倒だ」という理由で、まだ意識のある女性をナイフでめった刺しにして絶命させた。逃走中で再び通行人二人をはねた蔣が公安警察に引き渡され、間もなく釈放されたが、10月23日になって両親に伴われ公安警察に出頭し、取り調べの中で殺人を自供した。事件はメディアに報じられた後、インターネット上で蔣の残酷な犯罪行為と動機を批判し、「蔣家鑫が死ななければ、天理はない、法律は必ず死ぬ」という彼の死刑判決を一辺倒に主張する世論が高まった。一審判決の直前の2011年4月22日に、「東方法眼」サイトが行った民意調査によると、14日17時から16日10時30分までに600の投票のうち、死刑判決を主張するものは95%を占めたという⁵²。（芦2016：98、109）更に、一審と二審で蔣の死刑判決が言い渡されてから、ネット上で歓呼さえ上がっていた。

事件をめぐるネット世論が形成されるプロセスにおいて、西安電子科学技術大学の教授、被害者の代理人弁護士でも被害者の親戚でもある「@西安張頤」はネットオピニオンリーダーの役割を務めていた（芦2016：99）。例えば、意見形成において、「蔣を殺さなければならない」「死刑即時執行でなければならない」という観点は張が一貫して主張し、網

⁵²李福成「影响蔣家鑫生死的量刑因素」東方法眼網2011年4月18日掲載
http://www.dffyw.com/faxuejieti/xs/201104/22492_2.html

民の支持と共感を呼ぶ⁵³。また、「蔣家は四つの不動産を持つお金持ち」、「蔣の父親は人民解放軍の総后勤部（兵站を管理する部門）の軍代表だ」、「蔣家にバックがあり、司法プロセスには黒幕がある」という情報を発信した⁵⁴。それは、貧富格差と政府幹部の特権に不満を持つ網民の神経を刺激し、蔣家に対する網民の恨みを一層エスカレートさせた結果、「蔣家鑫殺し」の意見形成を後押しした。しかし、2012年8月に蔣の父親は名誉毀損で張を訴え、勝訴したことから、張の主張は事実無言のデマであることが分かる⁵⁵。

一方、二審判決後、最高裁判所が死刑を再審する際に、西安市の五つの教授が連名で「蔣家鑫の死刑免除」を呼びかけた。その理由について、代表者の王新教授は「今の状況において我々が声を出さなければ、知識人としての良心と良識が許さない」、「案件の審理は公平な世論環境の中で行われておらず、世論に影響を受けている」、「義憤は素朴な考えだが、必ずしも法治精神に合うわけではない。一部の人は真相を全く知らず、細部を見ていない。一部の人は意図的に事実を誇張し、煽られた言論で世論を誘導し、利用している」と語る⁵⁶。即ち、一部のネットオピニオンリーダーの誘導により、一面的ないし虚偽的な情報に基づいて形成された情緒的、集団分極化のネット世論が司法判決に圧力をかけることが懸念されている。しかし、死刑慎重派の意見は「@張頤」から「人道主義を反するのだ」⁵⁷と反撃された。更に、ネット暴力に対して「@張凱弁護士」は「ネット上は殺せと叫ぶ声が溢れ、彼を弁護する人でさえ侮辱され、罵られる。アメリカでは32人を殺したキャンパス銃撃事件の犯人でさえ、被害者として哀悼されている。我々の民族は愛と寛容の感情にこんなに馴染みないか」と反省を呼びかけたが、逆にバッシングされる標的となった（芦 2016：109）。そうした中、死刑慎重派は声を失いつつあり、蔣家鑫の死刑が6月に執行された。

他の例を挙げれば、2013年8月に「新浪微博」上で教育機構の公式アカウント「@上海歴史教育」が「病院は妊婦の腎臓を盗んだ」という事実無根の内容が発信された。その内容は、企業家の「@任志強」「@潘石屹」「@王利芬」、弁護士の「@甘元春弁護士」な

⁵³ 「@西安張頤」2011年4月13日11:18 発信

https://www.weibo.com/1050645044/wr4mTBpePv?from=page_1005051050645044_profile&wvr=6&mod=weibotime ; 2011年4月22日22:21 発信

https://www.weibo.com/1050645044/wr4mTD0drd?from=page_1005051050645044_profile&wvr=6&mod=weibotime ; 2011年5月16日22:08 発信

https://www.weibo.com/1050645044/eAp6ABFvAv5?from=page_1005051050645044_profile&wvr=6&mod=weibotime

⁵⁴ 曾鳴「玩火者張頤」『南方週末』鳳凰網 2012年3月25日掲載

http://news.ifeng.com/opinion/gundong/detail_2012_03/25/13428969_0.shtml

⁵⁵ 同上

⁵⁶ 「西安五名教聯名呼吁免除蔣家鑫死刑」華商網 2011年5月26日掲載

<http://news.sina.com.cn/c/2011-05-26/171622536061.shtml>

⁵⁷ 「@西安張頤」2011年5月4日18:20 発信

https://www.weibo.com/1050645044/ezG1F7fxykn?from=page_1005051050645044_profile&wvr=6&mod=weibotime

どのネットオピニオンリーダーの転載を媒介に、5万回ものリツイートされている（王 2014:109）。また、事実より感情や立場を優先させる意見表明の情緒化は、2010年10月に浙江省樂清市で、土地利用に絡む不正を告発し続けた元村長の錢雲会がトラックの下敷きになって死亡した事件でも見られた。事実がまだ調査段階にあるにもかかわらず、作家「@李承鵬」は「貴方たちはこのように彼を轢いて殺害した。なぜ、彼を殺してどうする？」という、政府による謀殺を断言するようなコメントを出した（王 2014:118）。それは、網民から広範なリツイートと支持を得て、地元政府に対する怒りと罵りの声を沸き起こした。そして、2012年に香港の地下鉄で飲食する中国人観光客と注意をした香港住民との間で小競り合いが発生し、その様子を映ったビデオがネット上にアップされた後、網民の大炎上が起こり、ネット暴力と見なされた。北京大学の教授「@孔慶東」は「香港人は犬だ。西洋人の奴隷だ。イギリス親父の走狗を模倣し過ぎ」と過激の言論を発信したのをきっかけに、微博上で一時的に香港人を罵る声が溢れていた（王 2014:115）。

3. 「政務微博」の勃興

公共性と批判性の強いネットオピニオンリーダーの役割と影響力の拡大に伴い、各レベル、各部門の党・政府機関や幹部らが運営し、党のイデオロギー宣伝やネット世論誘導、社会管理強化のために働く「政務微博」が勃興した。

BBS論壇とブログ時代、元雲南省宣伝部長伍皓のような、ネット上で公共問題に積極的に関与し、網民とメディアから注目を集める党・政府幹部が既に見られたが、希少な例であった。一般化したのは微博時代に入ってからのことである。新浪網の副編集長侯小強は『南方週末』の取材に対して、「ブログ時代に新浪は政府と関係を持つようとし、当時、全国青年模範、全国政協常委、中国障害者聯合会主席、中国作家協会委員及山東省作家協会副主席を務める張海迪のブログを作った」、その目的は「インターネットはやはり脆弱で、政府を懐柔して初めて安全だ」と語る（陳 2016）。つまり、時事政治系のBBS論壇のように、政治的に敏感な話題や言論により、プラットフォーム全体が政府に閉鎖され、身を滅ぼすことから身を守るために、党・政府に利するよう幹部らにもアカウントを開設させるという安全戦略を立てることである。ところが、最初に党・政府幹部らはブログや微博といったソーシャルメディアを活用する必要性と重要性について十分に認識しなかった。前新浪微博副社長貝曉によれば、「最初は難しかった。微博は何の役に立つ？私にどんなメリットがある？」と幹部らは基本的に断る。だが、2011年の「7.23 高速鉄道事件」は「万人が証拠を持ち、万人が携帯端末を持っている」ことを政府に認識させた。それが転換点となり、政務微博が相次いで開設されてきた。

その中で、公共事件や社会問題をめぐって積極的に発言し、膨大なフォロワーと高い注目度を獲得した一部の党・政府幹部は際立つ。「大V」部長と呼ばれ、実名発信する幹部の中で官職が最も高い蔡奇はその典型例である。2011年8月頃、当時浙江省党員会常務委員・組織部長を務めた蔡奇は、騰迅微博での実名アカウントで2500余の微博を発信し、520万のフォロワーを惹き付けていた⁵⁸。2014年3月に、浙江省常務副省長を務めた彼は既に1000万を超えたフォロワーを獲得した。蔡は公共的な社会問題や政治動向および日常生活などの幅広い領域で網民との交流を重視し、その最も評価された内容が「7.23 高速鉄道事件」をめぐる情報発信と意見表明である。⁵⁹事故発生後、当時443万のフォロワーを抱える蔡は深夜2時までに発信し続け、36通の微博で浙江省政府の救済状況を伝える。と共に、温州のタクシー運転手が病院に献血する客を無償で送るなど市民の自主的な救済行動に注目する⁶⁰。更に、事故責任に関して、「このような重大な事故をどうして天気と技術のせいにすることができるのか？誰が責任を取る？関連部門は深刻な教訓を汲み取るべきだ：安全第一！命は傷ついてはいけない！」と綴り、鉄道部に公に矛先を向けた初めての幹部であるという。⁶¹人民サイト世論情勢監測室の主任祝華新は、蔡の微博を「官民交流の手本」に位置づけながら、「ネット上で鉄道部の事後処理が多く批判を受けているが、事故発生地での浙江官界は多くの賞賛を受けていた。それは現地政府と民衆の救援の努力の他に、ネット上での官民交流も重要な役割を果たしている」と評価している⁶²。彼の励ましと模範的対応で、浙江省組織部門の90%の幹部、3000名以上の幹部が個人の微博を持ち、「浙江軍団」となった⁶³。

また、新浪微博で1500万以上のフォロワーを抱える「公安大V」陳里も代表例である。2010年4月に陝西省公安厅の庁長を務めた陳は実名アカウントを開設した。高官という身分を持つ他に、農民、農村、農業という「三農」問題や「農民工」に関心を示す彼の微博アカウントは最初から数十万のフォロワーが殺到し、毎日、網民から何百通の問いかけを受けている。2012年5月25日に、陳は微博を通じて8名の農民工を募り、食事会を開いたことをきっかけに、網民とマスメディアから広範な注目を浴びた。ネットオピニオン

⁵⁸祝華新「讓百姓坐火車安心、对国家放心」『中国青年報』2011年8月15日掲載

http://zqb.cyol.com/html/2011-08/15/nw.D110000zgqnb_20110815_6-03.htm

⁵⁹「北京市代市長蔡奇：粉丝會一度达到千万級」『華西都市报』中国網2016年11月1日掲載

http://www.china.com.cn/txt/2016-11/01/content_39609651.htm

⁶⁰祝華新「到了用網絡倒逼改革的時侯了」『中国青年報』2011年7月25日掲載

⁶¹江雪「“公共事故”顯示出人性的糾結 微博世界傳遞真情奉獻智慧」

財經記者江雪のブログ2011年8月3日掲載 http://blog.sina.com.cn/s/blog_545d3ea30100wpzl.html

⁶²祝華新「讓百姓坐火車安心、对国家放心」『中国青年報』2011年8月15日掲載

http://zqb.cyol.com/html/2011-08/15/nw.D110000zgqnb_20110815_6-03.htm

⁶³魏皓奮「浙江省組織系統九成干部開通個人微博」『今日早報』2011年8月26日掲載

<http://news.qq.com/a/20110826/001323.htm>

リーダーの位置に座らせたのは、2012年10月2日の「華山救援事件」における情報発信であった。⁶⁴ 当日の夜、陝西省の観光地華山で激増した観光客の数にケーブルカーの輸送力が及ばないため、約1万名の客が山頂に取り残された。事件発生後、網民から救援を求める数千通のメッセージを受けた陳は徹夜で、現場の被害状況や救援状況を「生中継」しながら、救援活動を呼び掛ける。彼が自分の携帯端末を緊急連絡先として公開したツイートは1万回以上のリツイートを獲得するほど、本事件における最も影響力のあるものとなった。⁶⁵ こうした発信行動から、陳は網民に「最も親しみのある幹部微博」「幹部微博第一人者」と呼ばれている。そして、「一途に民生に関心を向ける」という理由で、陳は人民サイトの「2012年全国十大個人微博」の一位を受賞した。2013年11月に、彼の新浪微博でのフォロワー数はついに1500万以上に至っていた⁶⁶。

政務微博を運営する目的とは何か。第三章で党・政府の政策レベルで検討するが、党・政府幹部の個人認識からすれば、それはネット世論誘導と社会管理強化にほかない。

例えば、蔡奇はメディアの取材に対して「皆と交流し、民生問題に注目したい一方で、どのように社会管理を改善し、新機軸を打ち出せるかをよく考えている」、「我々は8000千万余の黨員がいる。もし皆がネット上で発言できたらどれほどよいだろう。現在、プラス面の声がまだ足りていない。5億（取材当時）の網民を誘導する必要があるれば、情緒面を安定化する必要もあり、彼らの訴求も受理しなければならない。よく見ている見ないのと同じで、少しも関心を持たないのではだめだ」と語る⁶⁷。言い換えれば、民衆との積極的な交流や早急な民生問題の解決を通じて官民間の親近感や信頼感を高め、最終的にネット世論をプラスに誘導し、社会の管理を強化する目的を達成するということである。

また、陳里は『中国青年報』で発表した文章⁶⁸で、政務微博を「官民交流のプラットフォーム、政府部門のイメージを展示する窓口、民生に奉仕する手本、社会管理の新しいプラットフォーム」と位置づけ、「政府は微博を通じて民意を把握し、早く問題を解決することで、社会矛盾の解決を重点とした法治化と柔軟性のある社会矛盾調整メカニズムを立てる」と献言する。しかしながら、マスメディアの報道機能や監視機能、NPO・NGOといった社会団体の役割発揮に全く触れず、党・政府幹部のネット利用だけを介した社会矛盾調整シ

64 「大V陳里：一位官員的微博進化史」『鄭州晚報』鳳凰網2013年11月6日掲載
http://news.ifeng.com/mainland/detail_2013_11/06/30984832_0.shtml

65 人民網輿情監測室龐胡瑞「微博新聞：陝西省公安庁副庁長陳里徹夜關注華山救援」人民網2012年10月3日掲載 <http://yuqing.people.com.cn/n/2012/1003/c210118-19169898.html>

66 「大V陳里：一位官員的微博進化史」『鄭州晚報』鳳凰網2013年11月6日掲載
http://news.ifeng.com/mainland/detail_2013_11/06/30984832_0.shtml

67 「北京市代市長蔡奇：粉絲曾一度達到千萬級」『華西都市報』中國網2016年11月1日掲載
http://www.china.com.cn/txt/2016-11/01/content_39609651.htm

68 「政務微博推動社会管理創新——一位官員“大V”對微博的思考（上）」『中国青年報』2013年11月4日掲載 http://zqb.cyol.com/html/2013-11/04/nw.D110000zqgnb_20131104_1-02.htm

システムの設立に対する提唱から、その根本的な目的は党・政府による社会統制管理の強化にあると言わざるを得ない。また、「微博は情報捏造や言語暴力の問題も存在するため、微博の主流民意を冷静に見分けて有効に誘導しなければならない」と彼は主張する。

2014年に蔡奇は中央国家安全委員会弁公室副主任、常務副主任（部長レベル、日本の大臣に相当する）、北京市副書記・副市長・代理市長などに栄転し⁶⁹、陳里も地方から中央政法委員に抜擢された⁷⁰。この経歴からも、党・政府幹部が微博を活かしてネット世論誘導と社会管理に働くという理念は中央にも提唱されていると言えよう。

一方、その反例もある。24万のフォロワーを惹き付ける元湖南省規律検査委員会腐敗予防室の副主任陸群「@御史在途」は、数少ない「本当の事を言える幹部」と呼ばれている⁷¹。

「公平正義を守る」という理想を掲げる陸は、民衆の利益を守るために、微博上で屢々批判の矛先を政府部門や政府幹部に向けてきた⁷²。2011年に未払い給与を請求する50名の農民工を支援するために、彼は微博を通じて湖南省長沙県の書記と公安局長に戦いを挑んだ⁷³。2013年に、湖南省大手の製紙会社の汚染問題を暴露した彼の微博は、湖南省環境保護庁を調査に動かし⁷⁴。2014年に、利益集団と委託して漢方の金銀花を山銀花に改名し、農民に重大な損失を与えた理由で、陸は微博を通じて元国家食品薬品监督管理局の局長は実名告発した⁷⁵。だが、公に党員幹部を批判することは政治規律上許されないという理由で、陸は上司から微博アカウントの実名認証を取り消し、政務に関する一切の発言を停止するように要求され、2016年に辞職までに追いつめられた⁷⁶。

微博利用の目的について、陸は「微博は私にとって、ただの本当のことを言うプラットフォームである」⁷⁷、「辞職の理由は自分の性格が体制に合わないからだ」⁷⁸とメディアに語

⁶⁹中央に赴任後、職務の敏感性により、「大V部長」の微博アカウントが消えた。

⁷⁰聞静「官員“大V”陳里調任中央政法委」財新網 2013年11月4日掲載

<http://china.caixin.com/2013-11-04/100599118.html>

⁷¹饒麗冬・衛佳銘「“御史在途”：転職企業、換個活法」『南方都市報』奥一網 2016年6月13日掲載

<http://www.oeeee.com/html/201606/13/398114.html>

⁷²黄小星「陸群：真話比公職更重要」『綏江晚報』2015年6月4日掲載

http://qjwb.zjol.com.cn/html/2015-06/04/content_3064735.htm?div=-1

⁷³「“御史在途”陸群：我被罷官幾率幾乎等于零」『広州日報』和訊網 2014年8月19日掲載

<http://news.hexun.com/2014-08-19/167653857.html>

⁷⁴饒麗冬・衛佳銘「“御史在途”：転職企業、換個活法」『南方都市報』奥一網 2016年6月13日掲載

<http://www.oeeee.com/html/201606/13/398114.html>

⁷⁵「“御史在途”陸群：我被罷官几率几乎等于零」『広州日報』和訊網 2014年8月19日掲載

<http://news.hexun.com/2014-08-19/167653857.html>

⁷⁶黄小星「陸群：真話比公職更重要」『綏江晚報』2015年6月4日掲載

http://qjwb.zjol.com.cn/html/2015-06/04/content_3064735.htm?div=-1

⁷⁷饒麗冬・衛佳銘「“御史在途”：転職企業、換個活法」『南方都市報』奥一網 2016年6月13日掲載

<http://www.oeeee.com/html/201606/13/398114.html>

⁷⁸黄小星「陸群：真話比公職更重要」『綏江晚報』2015年6月4日掲載

http://qjwb.zjol.com.cn/html/2015-06/04/content_3064735.htm?div=-1

る。ネット世論誘導と社会管理強化のために微博の運営に取り組む幹部らの栄転とは対照的に、民衆の利益を守るために微博で言論活動を行い、公権力の監視に携わるという「異色」を帯びる幹部が失脚することから、政務微博が担う役割が明白である。

更に、2011年から毎年「新浪政務微博報告書」を公表し、政務微博の実績を観測し評定する人民サイト世論情勢観測室の主任を務める祝華新の言葉からも、政務微博の役割と今後の発展方向を伺える。即ち、政務微博の勃興は「政府と民衆がアクティブな交流を行う時代となったことを意味し、社会管理のイノベーションだ。皆はインターネットを通じて民衆の利益訴求のルートで疎通し、体制を活性化させ、民衆の個別の問題を解決し、社会矛盾と官民関係を和らげなければいけないことを意識したからだ」⁷⁹。一方、「一つの成熟した政務微博は個人的質問の対応だけに留まらず、積極的に政策を宣伝しなければならない。孫志剛事件以来、政府はずっとネット世論の場で守勢に立たされ、問いかけられ、疑われ、挑戦される状態に置かれている。政務微博の登場をきっかけに、受け身から積極的にリードする立場に転じてはどうか。民衆の利益訴求に応えながら、積極的、有効な政策宣伝を行い、積極的に議題を設定し、ネット世論の主導権を把握する」という⁸⁰。即ち、政務微博の出現はネット世論の圧力に応じた社会管理手段の調整であり、彼らがネット世論誘導の役割を担っている。

同じく、ネット世論形成に強い影響力を持つとは言え、公共性と批判性の強いネットオピニオンリーダーと、党・政府の「喉と舌」を務める幹部「大V」は異質のアクターである。二者はどのような力関係や連動関係に置かれているのかは、ネットオピニオンリーダーの役割を捉える上で注目に値する。

2.1.4 微信時代——萎縮

ネット世論形成において、巨大な影響力と動員力を持つ一方で、多様な問題を誘発しているネットオピニオンリーダーは、党・政府のネット世論管理強化の標的となっている。第三章で詳しく展開するが、2012年11月に習近平政権が発足してから、イデオロギー宣伝とネット世論管理を強めてきた。その政策の一環としてネットオピニオンリーダーへの管理規制が行われてきた。

一連の管理強化の対策は効果的であった。2013年8月を境目に、微博上でのオピニオンリーダーは発言を控えるようになり、リーダー間の連動する頻度と緊密度が下がり、その発信内容の影響力（獲得するリツイート数とコメント数）が低下している現象が観察され

⁷⁹ 「“政務微博”如何推動中国改革」『新京報』鳳凰網 2011年12月17日掲載

<http://news.163.com/11/1217/02/7LENGPIU00014AED.html>

⁸⁰同上

ている。まず、発信量について、人民サイト世論情勢観測室が公表した「2013年中国インターネット世論情勢分析報告」は100名の活発なネットオピニオンリーダーの微博を抽出し考察した結果、「七つの最低ライン」が示された2013年8月10日をターニングポイントに、それまで2ヶ月間の微博の発信数が7万2481通だったが、その後の2ヶ月間6万5126通までに10.2%も減少したことが分かった（祝ら2014）。また、リーダー間の関係について、沈・呉（2014）は2013年8月前後五ヶ月間の50名のリーダーをサンプルに調べた結果、4-8月ではリーダー間で連動と影響力の補完を主流とした緊密な関係が観察されたが、その後の五ヶ月では連動の頻度と緊密度が全体的に低下し、分散的な発信戦略を取っていることが明らかになった。そして、リツイート数とコメント数について、同研究は微博上の492名の核心的オピニオンリーダーが2009年から2014年4月までに獲得したリツイート数とコメント数の趨勢を調査した結果、2013年の第四四半期にリツイート数とコメント数が前期より30万件激減した。更に、2013年8月前後に発生した突発公共事件をサンプルに比較すれば、その落差が更に顕著である。人民サイト世論情勢観測室の分析員龐胡瑞の観測によると、2013年4月の「芦山地震」で活発に情報発信を行った50名のネットオピニオンリーダーのうち、2013年10月の「浙江省余姚の洪水災害」の際に27名だけが関連情報のリツイートを行い、16名だけが意見表明した。そして、ユーザー全体の発信量は17万に留まり、「芦山地震」の61万や2012年の「7.21北京豪雨事件」の499万と比較にならなかった。「大Vが声を失う中で、余姚洪水は“情報の孤島”となった」と、龐分析員は災害をめぐる情報量の少なさを中央政府のネットデマ取り締まりキャンペーンによるネットオピニオンリーダーの萎縮と関連づけて分析している。（龐2013）

このようなネットオピニオンリーダーの萎縮とそれに随伴する「情報の孤島」の出現は突発公共事件にとどまらない。取り締まり強化キャンペーンが実施されて以来、2012年の「中央エネルギー資源局長劉鉄男の実名告発事件」のようなネットオピニオンリーダーによる検挙により、腐敗不正の役人が失脚した事例、「唐慧勞教案」のようなネットオピニオンリーダーの情報発信と意見表明が網民から広範な注目と議論を呼び、ネット世論のうねりを引き起こし、結果的に政策推進や制度改革のテンポを促す現象が衰退しつつある。微博の「公共世論の場」としての機能発揮が弱まる趨勢にある。

それと対照的に、2011年から急速に普及し始めた微信（Wechat 中国版のLine）はネット世論の新たなエンジンとなり、微博で発言を控えるネットオピニオンリーダーの一部は微信に移転し、「公共アカウント」を開設して時事問題をめぐる情報発信を続けた。そもそもチャットアプリである微信は互いに認証しあい、友人関係を結ぶユーザーの間でしか情報発信と意見交換を行えない。つまり、共通の関心事があれば誰とでも即座につながる

ことができる微博とは異なり、微信では地縁や血縁、交友といった現実社会の人間関係に基づいて繋がりを築く。微博に比べてユーザー間の信頼関係がより強く、強度かつ親密な繋がりが維持できる反面、情報空間と言論空間としての公開性と公共性に欠ける側面がある。その一方、文章や動画などの形で不特定多数のユーザーに向けて情報発信する「公共アカウント」の機能により、一定の公開性と公共性も有する。内容の面白さや問題解析の深さによって、「100000+」の閲覧数を獲得する文章や動画も数多い。そして、内容の下にあるコメント欄に読者からのコメントも活発になされている。それ故に、ユーザーの微信使用目的は「ニュースとホットな話題の獲得」と「ニュースとホットな話題に対する意見表明」にそれぞれ 50.2%、35.2%を占めていると CNNIC の調査で分かる⁸¹。

しかしながら、公共アカウントの開通には文章や動画の編集技術、発表文章の長さが必要とされるため、微博のように誰でも簡単に作ることができず、何時でも何処でも手軽に発信することも難しい。また、事件や事故への反応の即時性も微博に勝てない。更に、公共アカウントのコメント欄ではユーザー相互のコメントができない。文章を「友達圏」（認証しあう友達に互いに発表した内容を閲覧、コメントできる）にシェアしても、認証しあう友人同士の間しか意見交換は行えず、微博に比べて閉鎖的である。こうした微信の公式アカウントはネットオピニオンリーダーの新たな居場所となったが、その利用頻度が微博と比べ物にならない。沈・呉（2014）の調査によると、微博の 492 名の核心的ネットオピニオンリーダーのうち、189 名が微信公共アカウントを開設したが、週に一回内容を更新するのは 27 名、毎日更新するのは 16 名に留まり、60%は基本的に更新しないか、或いは月に一回更新している。

更に、微信の普及に伴って、党・政府は違法情報の削除、アカウントの閉鎖、法整備による規制などの一連の管理強化も行い、ネットオピニオンリーダーは相変わらずその矢面に立たされる。2014 年 3 月に、33 個の公共アカウントが「公開すべきではない内容を発表した」理由で集中的に封鎖され、罗昌平、徐昕、章文的文章、徐达内小报、胡赛萌、政见、泉蒙といったネットオピニオンリーダーに波及している⁸²。同年 8 月 7 日に、国家インターネット情報弁公室は、微信をはじめとしたインスタント情報通信サービスに規範を当て嵌めるための「インスタント情報通信サービス発展管理についての暫定的規定」を公布した。それにより、メディアやメディアの公式サイト以外の主体が運営する微信公共アカウントは許可なしに、時事問題に関するニュースを発表、転載できないこと、実名で公式ア

⁸¹中国インターネット信息中心（CNNIC）「2015 年中国社交応用ユーザー行為研究報告」2016 年 4 月公表
<http://www.cnnic.net.cn>

⁸²「30 余微信号“因发表不宜公开内容”被封」『雲南信息報』微信公式アカウント 2014 年 3 月 14 日掲載
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MjM5MzZM3ODYyMA==&mid=200058879&idx=1&sn=5c1f8d3a8e2615c911aff20a466c690d&scene=2&from=timeline&isappinstalled=0#rd

アカウントを登録しなければならないこと、七つの最低ラインを守らなければならないことなどが規定されている⁸³。こうした中、微博時代のように際立ったネットオピニオンリーダーの影響力行使が見られていない。

2.1.5 まとめ

中国のネットオピニオンリーダー現象はネット世論の勃興とともに現れている。BBS論壇の強い匿名性により、ネットオピニオンリーダーの地位獲得と維持は、現実社会での身分や声望からの影響力や信頼性より、発表した文章の数と量に頼っていた。そのため、途切れなく質のいい文章を提供できなければ、ネットオピニオンリーダーであり続けることが難しく、リーダーの交代変遷が頻繁に生じる。また、公共的知識人たちが現実社会での身分や声望を利用して影響力や動員力を発揮する現象は少数の個別の事件でしか見かけられなく、討論が彼らを中心として行われるというわけでもなかった。ブログ時代に入ってから、「アカウントの実名認証制度」や「有名人プロモーション戦略」の導入により、ジャーナリストや作家、学者といった公共的知識人、企業家などの社会的・経済的・文化的エリートは巨大な「野次馬効果」をもたらし、ネットオピニオンリーダーとしてネット世論形成過程に強い影響力と動員力を持つ現象が勃興した。その後、情報発信のモバイル性と利便性、情報伝達の即時性と迅速性、意見交換の双方向性・多方向性を誇る微博が普及する時代で、一つの公共的事件において数多くのネットオピニオンリーダーの関与、リーダー同士のコミュニティの形成、リーダーと伝統メディアとの連動関係の結成は特徴的である。それ故、ネットオピニオンリーダーのネット世論形成に及ぼす影響力が従来以上に際立つようになった。それとは裏腹に、彼らの媒介作用によって多様な問題を惹起する現象も顕在化した。

一方、微博時代でネットオピニオンリーダーのネット世論形成における影響力が強まるにつれ、党・政府機関と幹部らはネット世論誘導の主導権を把握するにソーシャルメディア活用の重要性を認識し、政務微博の運営に取り組んできた。その注目度の上昇に伴い、ネット世論形成に強い影響力を持つアクターの多様化が進んだ。即ち、公共性と批判性が強いネットオピニオンリーダーの他に、党の世論操作と社会統制管理に働くものも現れた。しかしながら、2013年以來党・政府がイデオロギー宣伝とネット世論管理を強化する政策的な背景に、ネットオピニオンリーダーは締め付けの対象となってきた。その萎縮に伴い、公共的事件において微博上に「情報の孤島」が出現し、微博の「公共世論の場」としての

⁸³劉雪玉・廖豊（2014）「専門家解説“微信十條” 依法有序管理通信服務」『京華時報』2014年8月8日掲載 <http://theory.people.com.cn/n/2014/0808/c49154-25426905.html>

機能発揮が弱まる。その後、微博で発言を控えるネットオピニオンリーダーの一部は微信に移転し発信活動を続けたが、そもそも情報発信の公開性、公共性、利便性、即時性、相互性が微博に劣るという微信の特性と、党・政府による管理強化政策の実施と相まって、微博時代のようなネットオピニオンリーダーの盛り上がりは見られない。

2.2 役割の多面性

2.2.1 影響力の拡大と促進機能の発揮

ネットオピニオンリーダーの歴史的展開を通じて分かるように、中国のコミュニケーション環境と社会的・政治制度的環境において、ネットオピニオンリーダーの役割は既に従来の対人的オピニオンリーダーのような「コミュニケーションの二段階の流れの中継者」を遥かに超え、その影響力の及ぶ範囲も小集団の枠から大幅に拡大している。概して言えば、彼らは情報提供者や意見形成の指導者として網民と伝統メディアに対して議題設定し、意見動向の集約者として網民の意見動向を反映し、ネット世論形成に主役を務めている。

第一に、ネットオピニオンリーダーは事件や議題を暴露し、関連情報を提供する「情報提供者」の役割を果たしている。例えば、前節で紹介した「宜黄燒身自殺事件」と「唐慧勞教案」における記者「@鄧飛」、「中央テレビ局新社屋の火災事件」における「@潘石屹」の発信行動から示唆されている。また例を挙げれば、リフォーム工事中の高層ビルが大火事になった「上海特大火災事故」で、現場近くにいた作家「@韓寒」はブログを通じて火災の状況を伝えることがある。そして、2009年の「李荘案第2期」⁸⁴で、重慶市政府の機関紙『重慶日報』の公式サイト以外の伝統メディアが沈黙を守る中、案件の第1期で李の代理人弁護士を務め、第2期で案件の顧問団を作った「@陳有西」、第2期で李の弁護士を務める「@斯偉江」、「@楊学林」をはじめとした弁護士は、微博、ブログ、個人サイト「陳有西学術網」などを活かしながら、法廷審問の状況をリアルタイムに「生中継」していた。それにより、メディア報道の障害が打破され、司法に関する情報公開のルートが築かれたと評価されている（展・雷 2013）。

更に、ネットオピニオンリーダーは腐敗汚職の幹部を検挙する「ネット暴露者」を担う

⁸⁴ 2009年11月に重慶市で、薄熙来元書記の号令の下で「打黒（マフィア一掃）」のキャンペーンが展開されていた最中、「マフィアのボス」として殺人や銃器の不正売買などの罪に問われた被告の弁護を引き受けた李荘は、被告にうその証言をするようそそのかしたとして重慶市警察に逮捕され、証拠捏造罪などで懲役1年6カ月の実刑判決を受けて服役した。李は法廷で罪を認めたが、最後の陳述書で「被逼認罪緩刑（執行猶予で自白を強要された）」を訴える書付を残した。この案件は多くのメディアに取り上げられ、法治、司法独立と司法プロセスの合法性、弁護士の権利、腐敗と道徳、メディアの宣伝キャンペーンといった多様な争点が社会、特に法律業界で広範な討論を引き起こした。それは「李荘案第1期」と呼ばれる。2011年4月、李は犯行の漏れで再度検察側に公訴されたが、証拠に疑いのあるため、訴訟が取り下げられた。それは「李荘案第2期」と呼ばれる。2011年6月11日に、李は釈放された。

ケースも見られる。国家発展改革委員会副主任兼国家エネルギー局局长・劉鉄男を告発した調査記者「@羅昌平」、「ネット暴露者」として名を駆けている記者・評論員の周筱贇はその典型例である。

筆者の追跡調査によれば、2012年12月6日10時1分に、反腐敗調査で知られた調査記者、有力経済誌『財経』の副編集長・羅昌平は三つのツイートを投稿し、国家発展改革委員会副主任兼国家エネルギー局局长・劉鉄男をローン詐欺、学歴詐称と不倫の疑惑で中央規律検査委員会宛てに告発した。証拠として、写真を添付すると同時に、貸し付け詐欺を詳しく調べた『財経』の調査報道「中国式買収：大臣レベルの高官と姻戚関係の商人とのローン詐欺」⁸⁵もリンクする。同報道は2011年に雑誌で掲載された際に劉鉄男の名前を挙げず、反響もなかったが、「@羅昌平」のツイートが発信された約5時間後に既に1万回近くのリツイートと約3千通のコメントにより注目を集めた。更に、『新京報』『都市時報』『二十一世紀經濟報道』などの多くの大衆紙も特集を組み、報道を追った。その半年後、劉は党の規律違反の容疑で党組織の内部調査を受け、2014年12月に汚職で無期懲役の判決を下された。

周筱贇は四つの微博、五つのブログ、二つのBBS掲示板をネタ暴露の戦場とし、2011年以来、数多くの公共事件の暴露に携わってきた⁸⁶。例えば、2011年に、大手国有企業中国石油化工グループ会社は約三百万元の高級酒を購入し、個人消費に使う事件を暴いた書き込みは、天涯BBSで30万回以上閲覧されたほど大きな注目を集めた。その後、『広州日報』『新快報』『信息時報』、中央テレビ、上海東方テレビなどの伝統メディアも彼を情報源とし、事件の追跡報道を展開した。網民とメディアによる批判の声が高まる中、当事者の中国石油広東省支社のCEOが停職に追い込まれた⁸⁷。その他に、チケット購買サイト開発コストが通常3000千万元を超えないとされるのに、鉄道部は5億元で入札契約を結んだ事件⁸⁸、江蘇省阜寧県政府が汚職罪で判決を受け、刑期を終えて釈放された61名の元幹部を復職させた事件⁸⁹、中華少年兒童慈善救助基金会の48億元の現金の出所と送金先

⁸⁵張鷟・曲艷麗・凌馨「中国式收購：一名部級高官僚与裙帶商人的跨国騙貸」

羅昌平の新浪ブログ 2012年12月6日掲載 http://blog.sina.com.cn/s/blog_621d03b701018xw4.html

⁸⁶唐小麗「独家訪談：儿慈会事件爆料人周筱贇談“爆料人生”」人民網 2012年12月27日掲載

<http://sh.people.com.cn/n/2012/1227/c346709-17925561.html>

⁸⁷周筱贇「我在中石化“天價酒”漩渦中的10天」『內蒙古日報』

http://szb.northnews.cn/xzm/html/2011-05/15/content_830251.htm

⁸⁸張太凌「爆料人称鉄道部訂票官网累計投入已超5億元」『新京報』人民網 2013年1月23日掲載

<http://politics.people.com.cn/n/2013/0123/c1001-20291256.html>；周筱贇「周筱贇八問鉄道部：12306訂票网站造价超3億的黑幕」<http://bbs.tianya.cn/post-free-2785871-1.shtml>

⁸⁹陳学超「緩刑期滿官員被安置入編 江蘇阜寧称有政策依据」『山東商報』央視網 2012年7月31日掲載 <http://news.cntv.cn/china/20120731/101604.shtml>

が不明となった事件なども、彼の暴露によって白日の下に晒されていた。

第二に、ネットオピニオンリーダーは事件や議題をどのように理解するかという視点、角度を提供し、議論の方向性を導く「意見形成指導者」を担っている。前節で紹介したように、「唐慧勞教案」において社会学者の「@于建嶸」、作家の「@鄭淵潔」と「@慕容雪村」は事件そのものだけではなく、事件が反映した労働教養制度の違法性を批判し、制度の改革・撤廃を、マスメディアに先駆けて呼びかけた。従って、網民とマスメディアの注目も事件の進展だけにとどまらず、労働教養制度までに行き届いている（劉 2014）。また、「上海特大火災事故」において、作家「@韓寒」が現場状況を伝えるばかりではなく、そもそも高層ビル防災問題と工事の必要性に疑いを問い質し、記者「@羅昌平」「@仇子明」が建築会社と地方政府の癒着を指摘している（劉 2011）。それにより、ネット世論の風向きを悲惨な被災状況からその背後にある政治の腐敗不正に向けさせた。そして、「7.23 高速鉄道衝突事件」では、法学者「@賀衛方」は特別調査委員会と公聴会の設置を呼びかけ、ジャーナリスト童大煥が人権を無視した経済発展モデルを問いただし、企業家「@陳利浩」が政府の救援停止の指令に反して救援を続けた警察官を取り上げるなど、ネットオピニオンリーダーは多様な角度や視点から事故を論じた。そのツイート内容は 10 万、20 万、100 万回以上のリツイート・コメント数を獲得するほど共感を呼び、世論の方向性を左右する。

更に顕著な例を挙げれば、「李莊案第 1 期」において、『重慶日報』やその公式サイト「華龍網」をはじめとした重慶市の官製メディアは「悪徳弁護士」のキャンペーンを行う他に、中央テレビや『中国青年報』を含めた中央レベルのメディアも李莊の証拠捏造の「内情」を暴き、李莊ないし中国の刑事弁護制度に対する批判を行っていた。それに対して、「@陳有西」は個人サイト「陳有西学術網」で、「法治の沈淪—中国青年報批判」を發表し、法律専門家の視点から報道の八つの問題を指摘して反論を繰り広げた⁹⁰。即ち、①政府発表の口調で、断罪的である。②中国弁護士の全体のイメージを貶す。③中国の刑事弁護制度を全面的に批判する。④捜査中の論点を既定事実と見なす。⑤公安、検察、裁判所の違法な共同捜査が正当なものを見なす。⑥『弁護士法』を否定し、誹謗する。⑦弁護士の正常の弁護活動が違法だと主張する、⑧契約書の有無に触れず、弁護士が強欲だと誇張する。それは、弁護士業界が李莊案と重慶市の「打黒（マフィア一掃）」キャンペーンをボイコットし、これまで伝統メディアが主導した世論の風向きを変え始まりとなっていた（石 2016）。

第三に、ネットオピニオンリーダーは一般網民とマスメディアに対して議題設定してい

⁹⁰ 陳有西「法治沈淪—中青報奇文批判」陳有西学術網 2009 年 12 月 14 日に掲載 www.glawyer.net

る。第一点と第二点で論じたように、ネットオピニオンリーダーは提供した情報や、提示した視点は、一般網民の大きな注目、反響、共感を呼ぶとともに、マスメディアに引用されたり、追跡報道を動かしたりしている。第一章で説明したマスメディアの「議題設定理論」に従えば、ネットオピニオンリーダーが大きく取り上げる公共的争点について、網民とマスメディア側とも重要な争点として認識するという「第一（争点型）議題設定機能」、また、ネットオピニオンリーダーが強調した視点や角度の顕出性が網民とマスメディアに波及するという「第二（属性型）議題設定機能」を果たしていると言えよう。「2012年中国互聯網輿情分析報告」の分析を借りれば、「ネット世論形成において、何億何千万の網民が発言しているように見えるが、実際に核心的なところでは、ネットオピニオンリーダーが議題設定している」ということである（祝ら 2013）。

第四に、ネットオピニオンリーダーは網民の意見動向を集約し、反映する「意見の天気図」でも務めている。一般網民に比べ、ネットオピニオンリーダーの微博が多くの閲読、転載、コメント、「いいね」を獲得する。こうした網民の情報行動は一種の投票行動に相当し、その具体的な数値からどのような情報、意見が広範囲に注目され、人気を集めているのかが可視化され反映される。更に、各ネットオピニオンリーダーのアカウントのコメント欄に網民の意見が集まる。その意見分布は網民全体の意見分布の小さなサンプルに相当する。更に、ネットオピニオンリーダーがその動員力を生かして民意調査を実施し、調査結果をタイムリーに公開することは、断片化した網民意見の集約と反映に役立つ。第四章で詳しく検証するが、「唐慧勞教案」において児童作家「@鄭淵潔」は【勞教制度の撤廃についての民意調査】を起し、一日で約2万人の投票を動員し、そのうち98%が制度撤廃に賛成するという結果を報告したことはその一例である。そのため、ネットオピニオンリーダーは事件や議題に関する網民の反応、意見分布と意見動向を集約し、反映する機能を果たしていると言えよう。

その他に、従来の対人的オピニオンリーダーは一般的に、特定の問題領域のみで影響力を行使する「単形的」である（Kate&Lazarsfeld1955：132-134；Merton1968:468）のに対して、中国のネットオピニオンリーダーは自分の専門分野に限らず、問題領域を跨って情報活動を行い、「多形的」である。人民サイト世論情勢観測室の調査によると、学者は各種類の事件で最も活躍し、弁護士は司法関連の議題の他に、陳情、住宅の強制収用などの事件でも活発に発信しているという（祝ら 2014）。

2.2.2 問題と限界

第一章で検討したように、現代大衆社会ではマスメディアが公共的なコミュニケーション

ンを支え、最も重要な世論形成機関である。なぜなら、リップマンの主張する通りに、「遠いところでの問題あるいは入り組んだ問題について、真実は自ら明らかというわけではない。情報収集の仕組みは専門技術を必要とし、費用もかかる」ためである（Lippmann1922=1987 下巻：165-169）。中国で、伝統メディアによるジャーナリズムの機能発揮が「党がメディアを管理する」体制に箍を嵌められている中、ネットオピニオンリーダーが議題設定を行い、議論の方向を導き、意見の風向きを反映するなどネット世論形成への主導的な役割を果たす現象は顕在化した。しかし、彼らはメディア組織のような、専門的な取材、調査、編集、チェック、検証などの情報生産上に必要な手段や能力、資金、時間を備えず、専門的な視点にも欠けている。一介の個人としての限界から、意図的であるか否か、彼らの媒介作用によってネット世論形成に多様な問題が引き起こされされている。「葯家鑫案」など前節で上げた事例に示されるように、問題点は概して、①デマの流布、②意見表明の情緒化、③意見表明の集団分極化、④ネット暴力、の四つに帰納できる。

その一方、ネットオピニオンリーダーの役割発揮には限界も見られる。まず、彼らが強調する議題や争点は必ずしも顕在化せず、ネット世論を喚起するとは限らない。言い換えれば、その議題設定機能の発揮は条件付きである。例えば、余・李（2016）は、2011年9月25日から10月25日までに発生した20件のホットスポットをめぐって、鳳凰網のBBS論壇「蹣跚雑談」に投稿した書き込みからサンプルを抽出し調べた結果、ネットオピニオンリーダーが関与した話題はすべて世論の議題にはならず、ホットスポットに変わるとは限らないことが明らかになった。それに基づき、余・李（2016）は「ある話題は世論の争点としての社会的影響が発揮できるのには、ネットオピニオンリーダーの関与があるだけでは足りず、話題そのものが一定の条件を満たし、相当な範囲内での討論と注目を引かなければならない」と論じる。また、曹（2011）は「ネットオピニオンリーダーがネット上の感情に溶け込み、服従しないと、皆に受け入れられるリーダーにはなれない。理性なんか拘る人に耳を貸す観客がいるどころか、時には散々に罵られる」と論じる。即ち、理性的な発言というより、網民の感情に迎合的な発言が注目を集約する条件であると指摘する。

更に、ネットオピニオンリーダーが世論を主導する上で、脆弱性と不安定性が顕著である。なぜなら、党・政府公権力の管理統制の下で、ネットオピニオンリーダーのアカウントの閉鎖、発言禁止およびリツイート数とコメント数の改ざんなどが安易に行われているためである。とりわけ、前節で紹介したように、2013年8月にネットオピニオンリーダーを標的としたネットデマ取り締まり強化キャンペーンが実施されて以来、ネットオピニオ

ンリーダーが萎縮していることがその象徴的な表れであった。

従って、中国のコミュニケーション環境と社会的・政治的環境において、ネット世論形成にネットオピニオンリーダーの果たす役割は「多面性」の特徴を呈している。即ち、議題設定や意見動向の反映といった促進機能を発揮する一方で、多様な問題を引き起こしながら、大きな限界も抱える。また、その多面性には、「積極的作用」と「消極的作用」を果たす矛盾性も有する。

2.3 ネットオピニオンリーダーをめぐる先行研究

政治コミュニケーション領域において、ネット世論形成に強い影響力を持つネットオピニオンリーダーに関する研究は盛んに行われてきた。そのアプローチの視点は主に、①ネット技術によるコミュニケーション構造の特徴、②党・政府による世論管理誘導、③民衆による意見表明・政治参加という三つのカテゴリーに分けることができる。また、具体的に取り組む課題は、①リーダーの定義、抽出と識別、②主体構成の特徴、③役割、④役割発揮の規定要因、という四つを含んでいる。課題①について 1.3 で既に取り上げたため、ここでは課題②～④を中心にレビューする。

2.3.1 主体構成の特徴——身分・政治傾向の多元化とコミュニティの形成⁹¹

ネットオピニオンリーダーの主体構成について、「身分の多元化」と「政治傾向の多元化」という二つの特徴が先行研究に論じられている。一方、異なる身分や政治主張を持つネットオピニオンリーダーはそれぞれ孤立しているものではなく、互いに交流し、連動しなう「コミュニティ」や「集落」の存在も実証的に示唆されている。

1. 身分の多元性とそのコミュニティ

曾・黄（2012）は土地の強制収用の議題を事例に、社会ネットワーク分析法を用いて、公共事件をめぐって微博上で形成した「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」の特徴とその内部の連動状況を考察した。その結果によれば、「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」がメディア関係者、作家、学者、弁護士、ビジネスマン、芸能人、映画監

⁹¹第一章で検討したように、党・政府機関やマスメディアを個人ユーザーと共に、ネットオピニオンリーダーの枠組みに取り入れた上に、ユーザー形態上の相違による多元化を主張する研究がある。また、複数の事件や議題に関与し、持続的な影響力を及ぼす一般的なオピニオンリーダーに対して、事件の当事者を「瞬間型オピニオンリーダー」や「当事者型オピニオンリーダー」にカテゴリー化する研究もある。第一章で述べたように、本研究は党・政府機関やマスメディア、当事者と、ネットオピニオンリーダーとは明確に区別しなければならないと考えるため、ここではユーザー形態上の多元化や、影響力の持続性による多元化を取り上げない。

督、カメラマン、音楽家、有名な草の根网民といった主体によって構成され、多様化の趨勢がある。その中で、メディア関係者は多数を占めるばかりでなく、その発信内容が他のリーダーに大量に転載されているため、情報や観点の主な提供者、コミュニティを駆動する核心と主力を務めている。また、現実社会でインタラクティブな交流が少ない異なる職業を持つリーダーの間、エリートと草の根民衆の間では頻繁な情報交換が行われている。つまり、コミュニティは「階層間と職業間の隔たりが弱い」特徴があり、情報は異なる職業と異なる階層に属すリーダーの間で拡散している。また、李（2012）は40の微博事件における283名のネットオピニオンリーダーを対象に、データ収集とアンケート調査法を使い、彼らの人格的特質、行動特徴とデモクラフィック特徴を分析した。その結果、ネットオピニオンリーダーは他のリーダーをフォローすることを好み、一般网民よりリーダー同士間の交流頻度が高く、リーダーの情報や意見が他のリーダーに転載されやすく、「集落化」の趨勢が明らかであるという。

2. 政治傾向の多元化とそのコミュニティ

改革開放政策の実施と市場経済の発展は民衆の価値観の多様化をもたらしている。急速な経済成長に伴い深刻化する様々な社会問題の原因はどこにあるのか、どのように解決するか、中国社会はどこに向かうべきかをめぐって、知識人や有識者の間では多角的な角度から議論や提言がなされている。それに対して、研究者は異なる論説を視点と主張の相違に従っていくつかの思潮に分類し考察してきた。例えば、元ジャーナリスト、長期にわたって中国改革研究に取り組む馬立誠は現代中国に八つの社会思潮が存在すると論じる。即ち、中国の特色ある社会主義論、新旧の左派、民主社会主義、リベラリズム、民族主義、ポピュリズム、新儒家である（馬 2013）。こうした背景において、ネットオピニオンリーダーも幾つかの政治傾向を形成していることが先行研究や調査報告に示唆されてきた。

例えば、人民サイト世論情勢観測室 2013 年の調査報告書（祝ら 2014）は、300名のネットオピニオンリーダーを対象にそのデモグラフィック属性と社会属性を調べる際に、政治的価値観も一つの項目に取り上げた。同報告書によれば、300名ネットオピニオンリーダーのうち、リベラル派、政府と現存の政治体制を批評する右派が比較的多くの約 54%、政府と現存の政治体制を支持する左派が約 18%、そして中立派が約 28%を占めるという結論が得られた。しかし、右派、左派、中立派はそれぞれどのような政治的価値観を意味するかについて具体的で明確な解釈を与えてない。

それに対して、程ら（2015）は中国の伝統的な思想と西洋の思想から受けた影響の程度の差、中国政府と西側民主主義社会に対する態度の差に従い、ネットオピニオンリーダー

の政治傾向を五つのカテゴリーに分類する（表2-1）。また、同研究は政治傾向に基づきリーダー間の相互関係を探求するために、333名のより活発なネットオピニオンリーダーを対象に、その発信内容について内容分析を行い、また、社会ネットワーク分析法を使いリーダー間の転載関係を考察した。その結果、次の知見が得られた。①同じ政治傾向に属すネットオピニオンリーダーの間で長期的かつ安定的な交流関係が結ばれる傾向がより強い。つまり、政治傾向による「関係圏」（グループ）が存在する。そのうち、右派とくに漸進的右派のリーダー間の交流は左派や中立派より活発的であり、中立派はより消極的である。同じグループの内には仲介役が存在し、情報や話題に触れていない他のネットオピニオンリーダーに伝達させる行動が見られる。②一方、ネットオピニオンリーダーは互いに繋がり、リーダー間の相互関係は政治傾向を超えた緊密なものである。つまり、任意の二人のネットオピニオンリーダーは3名以下の他のオピニオンリーダーを仲介すれば、情報の共有と伝達が実現できる。こうしたリーダー間の距離が縮み、緊密性が高く、話題の拡散プロセスが短縮される。少数のリーダーは所属するグループの中心に位置しながら、異なるグループを架橋する役割も担っている。それにより、リーダー間の距離が短縮し、独立性の強い小団体が現われない。③リーダー間のアクティブなネットワークでは、漸進的右派の中心性と声望が高く、仲介機能も際立っているが、中立派の中心性の低く、比較的受動的である。

表2-1 ネットオピニオンリーダーの五つの政治傾向（程ら2015に基づき筆者作成）

派別	特徴
急進的左派	社会主義を盲目的に崇拝し、全ては社会主義を基に、資本主義の先進的理念、施策を一切拒絶し、文革大革命の精神を推賞する
漸進的左派	党と政府の路線、方針と政策を支持し、伝統文化を推賞し、社会主義建設での問題点を批判する一方で、欧米資本主義のリベラリズムに反対する
中立派	事実に基づいて問題を考え、中立あるいは明確な態度を持たず、理性的に党・政府の政策措置を見る
漸進的右派	政府の合法性を支持し、伝統文化に対する反省を主張し、欧米社会のリベラリズムを高く評価し、リベラリズムの視点から目下の問題を見て、欧米の政治制度と経済制度を手本とすることを提唱する
急進的右派	急進的なリベラリズムの傾向があり、欧米社会の政治体制に向けての急進的な革命改革を提唱する

身分や政治的価値観の多元化の他に、これまでの研究や調査報告によってネットオピニオンリーダーは次のようなデモグラフィック属性も明らかになっている。即ち、男性が多数を占める、学歴が高い、年齢は40～60代に集中する、大多数が中規模以下の出身であり、現在大都市に在住している、年収が20万元以下から200万元以上まで様々なレベルにわたる、約9割は伝統メディアを通じて発言する経験がある、などである(李2012; 羅・王2016; 祝ら2014)。

これらの研究によって、ネット世論形成に働くネットオピニオンリーダーの身分構成、政治傾向の構成および主体間の連動関係の特徴が一定明らかになった。しかし、これまで発信目的による主体構成の多元化の問題は看過されている。2.1で論じたように、政治問題や公共的議題に関与し、ネット世論形成に強い影響力を及ぼすアクターの中には、公共性と批判性が強いネットオピニオンリーダーがいれば、党の世論操作と社会統制管理に働く政務微博も存在する。発信目的の差異によって、二者の果たす役割も根本的に異なっている。「ネットオピニオンリーダー」が公権力のイデオロギー的世論操作の道具として利用される側面は注意に値すると本研究は提起したい。

2.3.2 ネットオピニオンリーダーの役割

ネットオピニオンリーダーの役割研究には、役割の重要性や必要性、ネット世論形成に果たす促進機能に着眼点を置くものが多い。例えば、膨大なフォロワーを抱え、コミュニケーション流れの中心に位置するネットオピニオンリーダーが政治権力による言説権(力)⁹²への独占を打破した「新たな社会権力層」や「言説権力の中心」と見なす論者がいれば(李・張2012)、リーダーたちの介入は議題が顕出する上での必要条件であると実証的に示唆したものもある(曾・黄2012)。また、ソーシャルメディアが普及するコミュニケーション環境において、ネットオピニオンリーダーが情報提供者や意見形成の指導者、議題設定者、意見の集約者を担っていることは先行研究の共通認識となる(周2013; 童2013; 王2014; 生・高2013など)。更に、彼らが「社会の利害訴求の集約者」「民意の代弁者」として、民衆の政治参加、民意表出、政策変遷の促進に機能しているとの主張も見られた(童2013; 曾・黄2012; 張・余2012)。一方、ネットオピニオンリーダーの役割拡大や促進機能の発揮を規定する要因について、これらの研究はリーダーの主体性と情報行動といった内的要因から分析を行ってきた。主体性には、リーダー自身が持つ価値観、情報資

⁹²中国語で「話語権力」と言う。即ち、言説によって相手を自分の意思に服従させ、支配する「権能(power)」を指す。詳しくは3.1.2で説明している。

源、専門性、知識、責任感、社交性、社会的地位、信頼性、問題関心、権威性、調査能力、情報処理能力などが取り上げられている（宋 2010；童 2013：46-70；王 2014）。情報行動に対して、リーダーの発信戦略や行動パターンの特徴（童 2013:86-95）、リーダー同士の間の「コミュニティ」の形成（曾・黄 2012）が注目されている。代表例として、王ら（2011a）、曾・黄（2012）、童（2013）を挙げられる。

王ら（2011 a）は「葉家鑫事件」の発生、発展、変化、消失といったプロセスを追跡調査し、突発ネット公共事件におけるネットオピニオンリーダーの①類型、②行動方式、③事件、メディア、受け手という三つのレベルでネット世論形成に与える影響を考察した。その結果、ネットオピニオンリーダーの発信行動について、次の特徴が明らかとなる。即ち、発生段階で、情報の拡散を図るために、「お金持ち二世」「幹部二世」というレッテルを貼り、発展段階で、専門知識を活かし、多様な視点から意見を表明する。ネット世論形成に果たす役割について、次の結論が得られている。事件レベルで、ネットオピニオンリーダーが事件の各段階で発信を推進し、ネット上のみならず、現実社会にも影響を与えている。メディアレベルで、マスメディアが強制的に議題設定する影響力を持つが、ネットオピニオンリーダーの影響力はそれを超え、情報伝達のスピードを加速したり、伝統メディア（の報道や評論）に対立的な解説をしたり、伝統メディアとネットメディアの連動を促進している。受け手レベルでは、公衆に議題設定や世論の成り行き、議論の焦点化に大きな影響を及ぼしている。更に、ネットオピニオンリーダーは潜在的なゲートキーパーとして、歯に衣を着せぬ論者として活動するが、意見の相違によって大多数から孤立するリスクを分散しているため、ある程度沈黙の螺旋を打ち破っているという。

前に紹介した曾・黄（2012）の研究は、公共事件をめぐって微博上で形成した「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」の特徴とその内部の連動状況だけではなく、「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」と議題の注目度との関係や、コミュニティが政策変遷に及ぼす影響についても実証的に考察した。それを通じて、公衆の注目を導いているのが「ネットオピニオンリーダー・コミュニティ」であり、ネットオピニオンリーダーの介入が議題顕出の必要条件であると結論づけている。更に、曾・黄（2012）は、ネットオピニオンリーダーがアジェンダ構築、低層社会の民意表出、政策変遷に十分に顕著な役割を果たしていると主張している。

第一章で触れたが、童（2013）の研究は政治コミュニケーションシステム論の視点から、微博オピニオンリーダーが公共事件に作用するメカニズム、行動戦略、政治コミュニケーションに与える影響を考察し、次のように指摘している。まず、ネットオピニオンリーダーが公共事件に働きかけるメカニズムとは、①大量の転載量とコメント数で影響力を獲得

する、②様々な手段で民衆の興味を引き起こす、③社会運動の動員を通じて、政策過程に圧力をかける、ということである。この過程で、ネットオピニオンリーダーが取っている行動戦略とは、①監視する対象のスキャンダルを拡散する、②公益活動を通して社会問題に関与する、③民衆の感情や興味に合わせるように、事件の解釈フレームと意義を構築する、④事件の発生過程を「生中継」する、⑤政府からの監視管理を、ネットオピニオンリーダーという身分を得る資源として利用する、などである。こうした戦略により、ネットオピニオンリーダーが果たす役割は、「専門知識を活かして個人の問題意識を公衆アジェンダに練り上げ、多元的な利害訴求を結集し、個人と社会の関係の中から公共議題を構築する。また、民衆と共働し世論の圧力で政策決定に影響を与え、民意の集約化とフィードバックのメカニズムを打ち立てる。一方、断片化した政治コミュニケーションが民族国家の政治議題の整合性に困難をもたらし、政府の信頼性と合法性への挑戦を激化させる」としている。

これらの研究により、ネットオピニオンリーダーの役割の重要性と促進機能、及びその促進機能の発揮を規定する内的要因が明らかになった。しかしながら、内的要因を肯定的に捉える一方で問題や限界を捉え損ない、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力といった外的・環境的要因を見落としている点が指摘できよう。そのため、ネットオピニオンリーダーの役割発揮の仕組みが究明されておらず、問題と限界を含めた役割の多面性も捨象している。

一方、ネットオピニオンリーダーのネット世論形成に果たす促進機能のみならず、問題と限界を持つ側面を取り上げる研究も存在する（曹 2011；袁ら 2014；王 2014；姜 2014；芦 2016；余・李 2016）。その代表例は王（2014）と姜（2014）の研究である。王（2014）は、ケーススタディを通じてネットオピニオンリーダーが果たす議題設定の機能や公共的政策に与える影響を考察すると共に、典型事例を挙げながら、彼らがもたらす次のような四つの問題を指摘している。即ち、①リーダーが推進することで、デマを巻き起こすこと、②リーダーの非理性的な表現が集団分極化を生み出すこと、③権力を乱用し、ネット暴力となること、④弱者への同情や公権力に対する恨みの社会心理から、事実を無視する過激な情緒的な意見表明、である。そして、同研究は問題の解決策として、ネットオピニオンリーダー自身のメディアリテラシーの向上の他に、党・政府によるネットオピニオンリーダーとの交流の強化、政務微博などのネットオピニオンリーダー育成、警報システムの設立などのネットオピニオンリーダーの行為を規範化する方法を提言している。姜（2014）は党・政府の政権維持・強化の立場から、ネットオピニオンリーダーが次のような問題点を抱えていることを主張した。即ち、①ネットオピニオンリーダーがデマを拡散して社会

秩序を乱す、②民衆の不満と恨みを利用して消極的な社会的心理を意図的に作る、③個人の言説権力を濫用して極端な政治主張で政権の安全を脅かすという。

これらの研究は、複眼的視点からネットオピニオンリーダーの役割の多面性を提示した。しかしながら、いずれの研究も思弁的な論証ないし経験談で行われ、実証的なものが見当たらない。また、問題や限界を生み出す要因について、リーダー個人の意図、素質やメディアリテラシーの低下といった内的要因から見いだそうとしている傾向が強い。そのため、問題の解決策も制度環境の面より、ネットオピニオンリーダー自身の自律とメディアリテラシーの向上、党・政府によるネットオピニオンリーダーへの教育と管理の強化、体制内の「党・政府型ネットオピニオンリーダー」の育成などが一般的に提言された。

外的・環境的要因も考慮に入れながら、ネットオピニオンリーダーの問題と限界を検討する研究は希少であるが、芦（2016）がその一例に挙げられる。同研究は「葯家鑫案」を事例に、ネットオピニオンリーダーがネット暴力を拡大する問題を重点的に解析している。即ち、虚偽の情報伝達を加速し、言葉暴力を発生させること、不満や怒りを吐き出すような意見表明がグループの情緒感染を加速し、そしてグループの一致する情緒が暴力を合理化させることである。こうした問題の発生要因について、リーダー自身の発信行動の他に、二つの外的要因も取り上げている。一つは、フォロワーによる集団分極化の逆作用である。つまり、ユーザーがネットオピニオンリーダーになれるか否かは、その観点が集団分極化の方向に合致するかどうかにかかる。リーダーとフォロワーの連動によって世論の偏向が強化され、その集団の圧力で異議を唱えるリーダーは沈黙をせざるをえなくなる。もう一つは、微博運営会社が党・政府の圧力や商業的利益に基づき、リーダーの発信内容に与えた技術面のコントロールである。即ち、微博が普及してから、ネットオピニオンリーダーの政治的に敏感な発言や、デマ流布の問題で党・政府の不興を買うことを恐れ、新浪微博は生存のために、敏感詞のフィルタリングや情報削除、情報遮断、アカウントの封鎖といった手段を通じて管理している、ということである。従って、問題を解決するために、リーダー自身の自律と社会責任意識の向上が必要である一方で、党・政府公権力がリーダーの偏向した発信行動を管理すると共に、彼らの正当な権利と正常な（公権力に対する）監視活動を保護すべきだと同研究は呼びかけている。この研究はフォロワーの逆作用、党・政府公権力の管理統制、サイトを運営する企業側の経済上の考慮といった外的・環境的要因を重んじる点で、本研究に多大な示唆を与えた。しかしながら、問題提起と思弁的な論証に留まり、フォロワーが一体どのようにリーダーの情報行動に働きかけているのか、運営会社がどのような状況で、誰のアカウントを封鎖し、情報を削除・遮断しているのかといった具体的な問題について詳細かつ実証的な考察を行っていない。

2.3.3 ネットオピニオンリーダーの役割発揮の規定要因

ネットオピニオンリーダーがどのようにネット世論形成に働きかけているのかを解明する上で、リーダーの役割発揮の規定要因に関する系統的な抽出と分析が有意義である。前述したように、役割発揮の規定要因についての考察は役割研究に散在しているが、リーダーの個人特性と情報行動といった内的要因に焦点が当てられてきた。外的・環境的要因を取り入れた上で規定要因に対する系統的な抽出と分析を行った研究は極めて希少である。挙げられるのは、周（2013）と張・項（2012）のみである。

周（2013）は、先行研究がリーダーの影響力の規定要因に対する系統的な解析が不十分であると指摘した上で、微博上のコミュニケーション構造の特徴に基づき、ネットオピニオンリーダーの影響力を構成する仕組みを探った。具体的には、広範な情報取得ルート（情報発信の速報性、議題の公共性、地縁接近性）、情報の表現形式（インパクト、面白さ）、ユーザーの社会的特性（公的性格⁹³、専門性、社会的身分）を規定要因として抽出している。その上で、要因の測定尺度をフォロワー数・ツイート量・オリジナルツイートの比率、議題に対する情報発信の活発度、フォロワーのフォロワー数と情報発信の活発度などに設定し、影響力を解析する数学的なモデルを構築した。（同上：83-86）同研究は、影響力の構成要因に対する系統的な抽出と解析の重要性を強調した点や、要因解析にあたって情報を多層的に拡散させているフォロワーの役割を要因に取り入れた点は本研究に示唆に富む。しかしながら、どのような側面に力を入れれば、影響力の高いリーダーを育成できるのかを党・政府のネット世論管理・誘導に提言するという研究目的を持つ制約のため、外的・環境的な要因についてフォロワーの能動性だけを取り上げ、政治権力の干渉による弊害、他の世論形成機関との関係などに触れていない。また、影響力解析モデルの構築とその有効性の検証のみに留まり、モデルを応用し、リーダーの働きかける仕組みと役割についての具体的な考察を行っていない。

張・項（2012）の研究は、ネットオピニオンリーダーの行動を制約する外的・環境的な要因に着目し、外部社会の不確定性（現代人類社会のリスク、中国社会の社会関係の緊張化と社会問題の多発、世論管理者による強制的な関与）、ネット世論空間内部の不確定性（話題の偶然性、情報の氾濫、社会心理の不安定、他者からの影響、関与主体の間の連帯感の脆弱性）、ネット技術（ユーザーの間は弱連帯関係）の三方面から分析している。そして、不確定性に対応するために、ネットオピニオンリーダーの行動は、①目的達成のた

⁹³ ジャーナリストや組織の公式アカウントなど、公的性格を持つ機関あるいはその従事者が発信した情報は信頼性が高いとされている。

めに情報を必要に応じて取捨選択し、歪めるという「機会主義的戦略」を取る、②事件の衝撃性に頼る、③公衆の注目を集めるために問題を極端化させるといった問題を有すると論じている。この研究は、ネットオピニオンリーダーの情報行動の問題を環境的・外的な制約要因の角度から解析した点で、本研究に大きな示唆を与えた。但し、いずれの要因と特徴に対しても概略的な論述に留まり、詳しい論証や実証的考察を展開していない。特に、規定要因と行動特徴の間の因果関係についての分析と検討が不十分である問題点が指摘できよう。

2.3.4 まとめ

まとめて言えば、政治コミュニケーション領域においてネットオピニオンリーダーの役割研究は次の特徴と問題点が見られる。①役割の重要性と促進機能に視点を傾くが、問題と限界も取り上げた実証的かつ詳細な考察が見当たらない。②促進機能の発揮についても問題・限界の発生についても、ネットオピニオンリーダーの主体性や情報行動といった内的な規定要因からその仕組みを解析する傾向が強い。一般網民、伝統メディア、公権力といった外的・環境的規定要因にアプローチした研究が希少である。

その結果、ネットオピニオンリーダーの役割とその働きかける仕組みの実態が解明されているとは言い難い。また、評価と問題解決の面で、ネット世論の形成過程、及びネット世論を通じた民衆の政治参加、民意表出、政策推進や制度改革の加速におけるネットオピニオンリーダーの促進機能は大いに評価され、大きな期待を与えられている。一方で、彼らが置かれた社会的・政治的環境面の条件が軽視されがちであった。逆に、ネット世論形成における問題発生の原因と責任もリーダー個人に押し付けた上に、問題解決には政治権力によるリーダーへの管理強化の対策が提言されてきた。つまり、政治権力の管理下で制度的な世論形成機関が十分に機能できないという根本的な問題を批判するより、その問題の根源であった政治権力の世論形成への統制干渉を更に強化させることを通じて問題解決を図ろうとしている。こうした思考回路は公権力の言論統制や世論管理誘導に正当性を提供しているだけで、問題の実態解明にも解決にも役立てないと指摘したい。

先行研究の知見と問題を踏まえ、本研究は複眼的な視点から、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割の多面性を提示する。また、役割発揮を規定する要因を探る上で、先行研究が肯定的に捉えがちな主体性と情報行動について、制限性と問題点も考慮し客観的に解析しながら、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力を外的・環境的要素として考察の重点に置く。本研究は、先行研究の空白を埋められることが期待できよう。

第三章 一般網民、伝統メディア、公権力との相互関係におけるネットオピニオンリーダーの役割発揮

第二章で述べた通りに、中国のコミュニケーション環境と社会的・政治制度的環境において、ネットオピニオンリーダーはコミュニケーションの二段階の流れを中継する者を遙かに超える。即ち、情報提供者、意見形成の指導者、議題設定者、意見動向の集約者といった従来マスメディアに担われてきた役割を果たすようになる。また、その影響力の及ぶ範囲も第一集団の枠からマスメディアないし現実社会にまで拡大している。一方、メディア組織のような専門的な取材、調査、編集の手段や能力を備えていないため、ネットオピニオンリーダーはマスメディアの代わりに世論形成を主導する上で実力不足である。それは、彼らの媒介作用によってデマの流布、意見表明の集団分極化と情緒化、ネット暴力といった問題を惹起すること、彼らが提起した争点が必ずしも顕在化されるとは限らないこと、党・政府の管理強化に対し脆弱性を持つことに現れている。従って、ネット世論形成にはネットオピニオンリーダーが促進機能を果たす一方で、問題と制約も存在するという役割の「多面性」が特徴である。こうした特徴は、ネットオピニオンリーダー自らの主体性や情報行動といった内的要因に規定されていることが先行研究に多く取り上げられてきたが、本研究はこれまで十分に検討されていない外的・環境的規定要因に注目する。

そこで第三章は、ネットオピニオンリーダーが一般網民、伝統メディア、党・政府公権力という三つの規定要因にかかりながら、ネット世論形成に働きかけることを論じる。第一節では、社会的・政治制度的環境の特徴とネット技術によるコミュニケーション構造の特徴という二つの側面から、ネットオピニオンリーダーの出現は一般網民、公権力、伝統メディアの相互作用した結果であることを明らかにする。第二節で、コミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」過程における「網民三層構造」の形成、伝統メディアと党・政府公権力による「再中心化」、党・政府によるネットオピニオンリーダーへの管理強化といった三つの現象を紹介する。それを通じて、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力はコミュニケーション過程に参加する重要なアクターであり、ネットオピニオンリーダーの役割発揮は三者に規定されていることを提示する。第三節で外からの視点の他に、内

からの視点も取り入れる。ネットオピニオンリーダーは自ら三要因をどのように認識し、それぞれとの関係を如何に取り扱っているのかを、代表的な人物を取り上げ、文献分析と聞き取りの方法で考察する。

3.1 ネットオピニオンリーダーの現れる背景

3.1.1 社会・政治制度的環境

1978年の末から、中国は「改革開放」という歴史的な転換期に入った。経済体制は計画経済体制から市場経済体制へ移行し、社会形態は閉鎖した社会から開放的な社会へ転換しつつある。1992年以来、改革開放政策の実施が全面的に加速され、全国に拡大された結果、高度な経済成長を成し遂げてきた。市場経済の発展に伴い、階層分化が進み、新たな利益集団が生まれ、従来为国家と社会の高度に一体化した社会形態から、社会構造の多元化や利益訴求、価値観の多様化が急進してきた。中国社会科学院の研究チームの調査報告は職業を基準に現代中国社会における社会階層を、①国家・社会の管理者、②国有企業の管理者、③私営企業家、④専門技術者、⑤事務職員、⑥個人経営者、⑦商業サービス従業者、⑧産業労働者、⑨農業労働者、⑩無職、失業者という十種類に識別した（陸 2004:7-9）。

社会構造の多元化や利益訴求の多様化は必然的に社会関係の複雑化をもたらし、異なる利益主体間の摩擦ないし衝突の発生も避けられない。一方で、階層間や地域間の貧富格差の拡大、階層固定化は、社会の亀裂や対立を更に拡大させている。国家統計局によると、2003年から2012年にかけて毎年のジニ係数⁹⁴は社会不安定化を示す警戒ラインの0.4を超え、収入格差が深刻である。また、北京国際都市発展研究院と中国社科文献出版社が共同発行した社会管理青書『中国社会管理創新報告（2012）』では、都市部と農村部の収入の差は3.3倍あり、最高収入と最低収入の差は約15倍、国有企業管理者と社会平均収入の差は約128倍、所得の最上位層10%と最下位層10%の差は1998年の7.3倍から2007年の72倍に上昇しているという⁹⁵。これらの数値はいずれも、中国社会の貧富格差が拡大し、社会的に容認できる限界に近づいていることを物語っている。それに留まらず、1990年代中期以降、階層構造が固定化し、下層が中層や上層に階層移動する機会が少ない問題も多く、多くの学者に懸念されている（李 2003；楊 2011；孫 2003:31）。中国社会科学院の李春玲研究員の研究（2005）によれば、1990年以降、上位階層は世代間で継承される傾向が強ま

⁹⁴所得・資産分配の不平等度などを示す指標の一。係数は0と1の間の値をとり、値が1に近づくほど不平等度が高くなる。イタリアの統計学者ジニ（C.Gini）が提示。（『デジタル大辞泉』小学館）

⁹⁵郭少峰「城郷居民収入比超3倍」『新京報』2012年9月17日掲載

http://epaper.bjnews.com.cn/html/2012-09/15/content_372635.htm?div=-1

り、教育より出自の要素が個人の上昇機会と地位獲得への影響を益々強めているという⁹⁶。

富格差の大幅な拡大と階層固定化をもたらす原因は複雑多岐にわたるが、その背後には、政治権力が資源を配分する大きな権力を持つことに起因する深刻な腐敗問題が存在する。著名な経済学者で改革開放路線のブレーン役を務めてきた呉敬漣は、ここまで格差が異常に拡大することが決して市場経済の必然的結果ではなく、その決定的な影響を与えているのは「権貴資本主義 (crony capitalism)」の経済形態が生み出す「尋租 (rent-seeking)」現象であると分析する。「権貴資本主義」とは市場経済は常に強大な行政の力にコントロールされ、強力な政府が経済の資源配分を主導するという歪んだ形態を指す。そして、市場関与への権力行使に対応する見返りとして、超過利潤を求める「尋租」空間が生まれる。現在、政治権力に近い人々は「尋租」活動を通じて一夜に富豪になる現象が際立つ。例えば、都市化の過程において、農民が失った土地、つまり、政府に収用され独占された土地資源は 20-35 万億元の価値に上る。膨大な「尋租」空間の前に、土地に携わる一部の幹部の中で腐敗が続出している (呉 2010)。一方、社会階層の固定化現象の原因は、政治権力が市場取引に関与し、幹部の選抜に民主的制度が欠落していることにあるとの指摘もある。即ち、<公共権力が市場取引に関与→出世と蓄財には権力への接近が必要→高級幹部子弟にコネを作り、高級幹部の子弟に出世と蓄財の便宜を供与→高級幹部の子弟に便宜を供与した者は、自身の出世と蓄財のさらに大きな便宜を獲得>という権力昇格と蓄財の利益メカニズムが存在する (楊 2011 : 376)。こうした制度の歪みにより、経済資源などの各種類の社会資源が少数の上層社会あるいは社会エリートに集中する一方で、一般民衆の利害が侵害されがちな状況に陥っている。伴って、1990 年以來の中国社会は貧困の農民、農村出身の出稼ぎ労働者、失業者をはじめとする都市部の貧困階層に構成された相当に大きな規模の「弱勢群体」⁹⁷が現れている。社会は両極に分裂する傾向にある。(孫 2003 : 59-67)

その他に、PM2.5 大気汚染や土壌汚染、水質汚染などの環境問題、毒ミルクやカドミウム米、再生食用油、食品添加物などの食品安全問題、違法冷凍ワクチンや毒カプセルなどの医薬品安全問題、鉱山事故や 7.23 高速鉄道衝突事件に代表された公共安全事故、といった多様な社会問題も多発し、深刻化が進む。

一方、市場経済の発展と社会構造転換に伴い、公衆の社会心理も重大な変化を遂げてきた。駱 (2011) は、改革開放以來、政府、市場、社会の機能が徐々に分化し、民衆の生活

⁹⁶中国社会科学研究所「当代中国社会構造研究グループ」が 2001 年 11 月から 12 月まで全国 3300 個の市・県レベルの行政単位からサンプリングした 6240 名の居民を対象に経済状況などをめぐって行った調査である。

⁹⁷女性、子供、身体障害者なども弱勢群体 (social vulnerable groups) に含まれている (生理性弱勢群体) が、ここで不合理の社会制度と社会構造によって生み出された弱者グループ (社会性弱勢群体) のことを指す。

空間や思考回路が拡大し、階層分化や利益衝突が激化するにつれ、中国人の社会心理が伝統志向から現代志向へとモデルチェンジしていると主張する。具体的に、①私有財産の増加に従い、公民の独立志向が強まりつつある。②権利を守る意識が目覚め、政治参加の情熱が高まる。③市場経済の発展に従い、契約意識が強まる。そうした中、深刻な貧富格差や政治腐敗の問題に対して、一般民衆とくに弱者階層から、官僚、富裕層への恨み、怒り、不平不満が募っている。また、民衆の生命と健康を脅かす環境問題や食品・医薬品安全問題、公共安全問題の多発について、民衆とりわけ高品質の生活を追求する意識の高い中間層の間で不満が醸成されている。2012年版の世論情勢青書『中国社会輿情与危機管理報告書』によれば、現在の民衆の心理状態は、絶えず増化する続ける社会的不公平感、相対的剥奪感 (relative deprivation) とそれから生まれた「官僚に対する恨み」や「富豪に対する恨み」の心理、多様な価値観の衝突、社会への不満や社会的アイデンティティの喪失、非理性的な心理、誠実さの欠如と社会全般にわたる信頼性の危機などを含んでいるという(袁 2013 : 359-369)。

中国社会が直面しているこれらの矛盾と問題を認識した上で、2004年に中国共産党の第16期中央委員会第4回全体会議で「社会主義和諧社会（調和社会）建設」の目標が掲げられ、中国の特色ある社会主義建設の基本任務に位置づけられてきた。その具体的な内容は「民主と法治、公平と正義、真心と友愛に満ち、活力があふれ、整然として秩序のある、人と自然が調和し共存する社会」である⁹⁸。ところが、社会学者孫立平が指摘するように、「和諧社会の建設にとって最も重要な内容は利益関係の調整と、貧富格差の更なる分化を引き止めるところにある。最も基本的な問題は利益関係の調整メカニズムを構築することである。それは利益訴求のメカニズム、異なる利益主体が競争し合うメカニズム、利益調整メカニズム、及び制度的に利益衝突を解決するメカニズムなどを含む。その中で、最も重要で欠かせないのは利益表明のメカニズムである」（孫 2006 : 32）。言い換えれば、中国社会の亀裂や矛盾を和らげ、民衆の不平不満を緩和し、安定的調和的な社会環境を作るためには、民衆による意見表明や利益訴求を有効に代弁・組織して政策に反映し、社会的意思疎通や相互理解を促し、社会的コミュニケーションを活性化させる制度的な世論形成のメカニズムが喫緊に必要とされている。

第一章で検討したように、実態としての世論は、分散した未定型の民衆心理の状態から政治的意思決定に実効的な影響力を及ぼすうねりとなるまでに、社会的コミュニケーション

⁹⁸2005年2月の中共中央党校が開催した「省長・部長クラス向け 調和の取れた社会主義社会の建設能力の向上セミナー」で、胡錦濤国家出席（当時）は演説を行い、調和社会建設を中国の特色のある社会主義建設の基本任務と位置づけ、その具体的な内容を説明した。「胡锦涛：提高构建社会主义和谐社会的能力」人民網 2005年2月19日掲載 <http://politics.people.com.cn/GB/1024/3497566.html>

ン活動によって結集され、組織される過程が必要とされる。現代民主主義の政治体制においてその過程は、法もしくは社会制度としての国民選挙制、議会制、多党制、マスメディア、知識人やオピニオンリーダーの言論界、圧力団体、市民運動や社会運動といった世論形成機関に支えられ、憲法上報道と言論の自由が厚く保障されている。それに対して、一党支配の政治体制が維持された中国では、民意を反映する利益表明システムに、党政組織、人民代表制度、政治協商制度、社団組織、陳情（信訪）制度、大衆メディア、行政指導受付制度などが存在する。しかし、言論と報道の自由が保障されておらず、党・政府の管理指導という大きな枠組みにタガを嵌められる中、これらの機関のいずれも独立性が弱く、一般民衆や弱者集団の意見表明や利益追求を十分に代弁できていないと言わざるを得ない。

呉群芳は著作『利益の表明と分配』（2011：112-128）で、利益表明の視座から転換期の中国における経済格差の問題を検討した上で、既存の利益表明システムの欠陥を次のように分析している。即ち、①党が全ての領域を指導する政治体制の下で、党・政府システムを通じた利益表出が最も効果的であるかと思われる。ところが、党政組織を媒介する利益表明は、下から各レベルの党・政府機構を経て上に伝えられていくため、各レベルの官僚の手を経ているうちに、大衆の利益追求は失われ、歪められ、真実が損なわれ、一部の個人や小集団の利益が紛れ込んで最終的に政策決定の中枢にまで持ち込まれ、大衆の利益表明が軽視される恐れが考えられる。②人民代表制度（民主主義社会の議会に相当する）では、代表は間接選挙で選ばれることと、候補者の指名は党・政府部門の主導で行われることにより、人民と代表の間の利益関係が薄まる。また、代表の比例配分は、党・政府幹部と行政府職員の比率が高く、有権者の人口構造とはほとんど関係ない。そして現在、人民代表は専任ではないため、民意を十分に把握するために必要な時間と労力が限られている。③政治協商制度は党の指導下にある各政党や大衆団体、社会各界の代表が政府・国務に対して提案や意見、要求を出す制度であるが、各レベルの委員は基本的に社会的著名人や企業家で構成されており、労働者や農民などの弱者グループの比率は極めて低く、代表性が足りない。④民間団体、ファンド、地域共同体などの社団組織は行政システムに依存しており、独立性が弱く、行政に取り込まれる懸念が深刻である。⑤陳情制度とは公民、法人が書簡や電子メール、ファックス、電話、訪問などの様々な形式で、各レベルの行政機関、人民代表大会の事務局に意見や提案、訴えを行い、関係する行政機関が法に従って処理する活動を指す。計画経済時代から設置された陳情制度は民衆が政府へ意見を訴える最も伝統的で馴染みのある制度である。しかしながら、陳情（信訪）が利益表明機能を発揮する上でさまざまな制約が見られる。例えば、信訪機構は地位と権限が悪い。訴えに対

する対応・処理の効率が低い。その他、陳情者が上級機関に訴えを持ち込もうとすると、訴えられた行政側が警察力さえ使って陳情を妨害する事案が横行する。⑥大衆メディアはすべて国有資産に属しており、基本的に党の宣伝部門に管理され、コントロールされている。更に主流メディアは党・政府の「喉と舌」にたとえられ、重大な批判的な報道は主管部門の支持や認可を得られないと続けられず、党・政府機関からの世論形成への干渉が多い。

呉の分析を踏まえ、高井（2011：91）は「多元化社会のなか弱者の利益表明システムとして機能しておらず、利益を調整して、調和の取れた『和諧社会』建設を促すシステムになっていない。それどころか、党の指導という大きな枠組みの下で、強者グループ、権貴層がますます利益を拡大するシステムに変質してしまっている」と批判している。

一方、市場経済体制の導入と社会構造の多元化に伴い、政治や経済発展、社会管理など多方面からの情報伝達や社会的コミュニケーションを支えるツールへの需要に応じて、党・政府は一定の政策上の調整を行ってきた。その動きは住民自治組織や社会団体の育成とメディアの市場化・産業化改革に代表されている。

小島（2008）の考察によれば、計画経済体制期、中国の都市部では、国家権力の末端組織である公有制企業・事業単位による徹底した住民管理が実施されていた。しかし、改革解放以降、都市社会の流動化と「政企分離（政府と企業の分離）」政策の実施による政府機能の縮小が進む中、「社区」という近隣住民自治組織と NGO・NPO などの民間の非営利組織がガバナンスの担い手となった。1990 年代以降、中国の各都市は住民自治組織を中心に各種の市民団体や民間ボランティア、「社区」内外の事業体を巻き込んだ「参加型ガバナンス」を実現すべく、諸アクター間の機能的ネットワークの構築に向けた取り組みを始めた。また、多元化した社会に秩序を構築する主体として、政府は民間非営利組織を利用すべく、その発展を促してきた。各級民政部门に公に登記された社会団体、「民弁非企業」、ファンドのみの数が 1990 年代より急増する趨勢にある他に、未登記の多様な団体も存在する。しかしながら、そのいずれも社会を効率的に管理するための党および政府のツールとして位置づけられ、その活動空間は公権力の統制・管理下に限定されている。「社区」建設の機に乗じて、政府機関が自らの組織機構を「社区」にまで伸張させ、社区居民委員会をあたかも政府の下級部門のように扱うという問題がある。民間非営利組織も法制度に基づく統制・管理を加えられている。更に、規制の多い中国社会において、民間非営利組織が利益集団としての活動空間を広げようと思えば、政府との間に緊密な公式・非公式の連帯関係を維持しなければならない。このように独立性の欠如のため、住民自治組織も社会団体も民衆の意見表明や利益訴求を代弁し、社会的意思疎通や相互理解を促すよう

な世論形成機関としての機能発揮が大きく制限されていると言えよう。高橋（2008）の言葉を借りれば、「20世紀末における社会団体の繁茂は、国家が従来の『単位』制度に代わる、より効率的な間接的社会統制のシステムを構築しようと目論み、いわば社会団体に統制を下請けさせようとしたことから生じた現象であった」ということである。

第一章で論じたように、マスメディアは大衆間の情報交換と情報共有を支え、報道機能と世論調査機能を果たすことで、最も重要な世論形成機関である。西（2008）の考察によると、1980年代以来、中国メディアは経済改革に対応するために、独立採算制と企業管理システムを導入し、市場化・産業化改革に踏み切った。こうした改革の実践に対して、党・政府は容認、黙認、或いは強力に推進する態度を示し、とりわけ1992年以降、中国経済発展が加速され、絶えず世界経済に融合していく情勢の下で、党・政府は自分自身が主導しようとするメディアの市場化と産業化を積極的に推進する姿勢を見せた（西 2008：287-288）。それに伴い、中国メディアは宣伝、産業、報道という三位一体の複合体になりつつあり、経済、社会、政治の発展のニーズに応じて、情報伝達機能や世論による公権力への監視機能を一定程度果たせるようになった（西 2008：290）。特に、1992年の市場経済の本格的導入に伴い、都市部の住民に向けて広告収入を主要な経済基盤とし、読者ニーズ、販売実績の維持などの市場要素を重んじる「都市報」が相次いで創刊され、急成長してきた（西 2008:50-55）。そうした中、「公共の利益のため」との報道理念が芽生え（西 2008:261-267）、プロフェッショナリズムの実践が断片的局部的に行われるようになった（陸・潘 2002）。例えば、報道現場で「条塊分割」のメディア構造による制限や報道規制を突破しようとするために、「異地（地域を跨がる）監督」報道⁹⁹や、重大な議題や争点を追跡し続け、真相を独自に発掘する調査報道、卓球のエッジボールのような規制すれすれの報道といったメディア実践が展開されている（西 2008:193-199；張 2006:126-129）。更に、党・政府と一定の距離をとって、独立の立場から政府の事件対応や制度政策の問題に対する鋭い批評を繰り広げる動きも見受けられている。

しかし、党がメディアを管理する制度が依然として維持されているため、党・政府に直属するメディア機関はもちろん、都市報をはじめとする市場向けの大衆メディアも党・政府のイデオロギー宣伝機関に位置付けられ、党・政府の指導管理を受けざるを得ない。即ち、メディアの市場化・産業化の背後に、多重なレベルのメディア管理体制が存在しているし、「条（縦割り行政）塊（横並びの地域）分割」のメディア構造¹⁰⁰、「異地（地域を

⁹⁹他の省、市の事件や問題をめぐって行う監視性を持つ報道を指す。

¹⁰⁰メディア管理体制に応じて、メディアがそれぞれ、中央、省、市、県という行政と同様の等級を与えられ、対応する等級の党・政府機関の指導管理の下に置かれている（高井 2011:158）。こうした「条（縦割り行政）塊（横並びの地域）分割」のメディア構造によって「地域やそれぞれの業界で起きた重大な事

跨がる) 監督」報道への規制、内容規制、及び厳密に制度化された監督管理手法などが党のメディア統制維持のために機能している(西 2008: 93-141、289)。そうした中、メディアのジャーナリズム機能の実践と発揮に大きな制限がかけられている。

即ち、一党支配体制が維持されたままで、党・政府が社会の変容に応じて既存の意見表明の制度システムに対する改革を行ってきたとはいえ、それは「党・政府の管理指導」という大きな枠組みに嵌められ、急速に成長し、多元化を遂げてきた社会側のニーズに応じられていない。こうした国家側の制度的供給と社会側の需要が矛盾する中、民衆の意見表明と利益訴求は情動的、極端的、社会安定を脅かすリスクが高い形式で噴出している。その典型的な現れはデモ、暴動、騒乱などの「集団的抗議事件」¹⁰¹の多発と暴力化である。2013年版の社会青書『中国社会形勢分析与予測』によると、集団抗議事件の年間発生件数は、1994年の約1万件から、2006年に9万件を越え、ここ数年では十数万件に達している。その内容は主に「土地収用・立退き」(約50%)と「環境汚染・労働争議」(30%)をめぐる利害抗争であるという(陸 2012: 14)。2000年以降、その多発化とともに、大規模化かつ暴力化の特徴も顕著となっている(武田 2015)。

こうした背景下、21世紀に入って急速に普及してきたインターネットは、その即時性、脱地域性、公開性、平等性、双方向性・多方向性、管理の困難さなどの特性より、社会的コミュニケーションを支える情報空間と言論空間を提供した。そこで、ジャーナリストや弁護士、学者、作家といった知識人、企業家、芸能人、草の根有名人など文化・政治・社会・経済的エリートたちは、一般網民に比べてより豊富な情報資源や知識、高い信頼性や影響力、強い情報発信・処理能力を持つ故に、一般網民から多くの注目を獲得している。とりわけ、公共の立場に基づいて公共利益から出発し、公権力と一線を画して公共問題や社会問題に携わり、公衆に向けて発言するものは、一般民衆による情報提供者、意見表明の代弁者、利益訴求の組織者などへの求めに応じているため、信頼と擁護性を得られ、強い影響力と動員力を持つネットオピニオンリーダーとなっている。

従って、政治社会的文脈の視点からすれば、中国社会におけるネットオピニオンリーダー現象の出現は一般民衆、公権力、マスメディアという三つの要素による相互作用の結果であると言えよう。即ち、市場経済の発展と社会構造の多元化に伴って多様な社会問題が

件や問題について、地方政府の利益や政治の実績に関わっているため、該当地域のメディアが報道しないという現象が生じる」(西 2008:192)。

¹⁰¹中国語で「群体性事件」という。2004年に中共中央辦公庁、國務院辦公庁が発した「關於積極預防和妥善處置群体性事件工作的實施意見」(群体性事件を積極的に予防しかつ穩当に措置することに関する工作意見)で、「群体性事件」を公式的に「人民内部の矛盾により、自身の權益が侵害されたと認識はした大衆が、非合法的な集合、封鎖などの方法によって関連機関ないし單位に対し意志を示し、要求を提出するなどの事件、及びその準備、形成過程における連絡、集合などの活動」と定義している。(魏・高 2007)

深刻しつつある中で、それに不平不満を持つ民衆が政治への意見表明や利益訴求、他の利益主体との意思疎通や共通認識の達成といった、社会的コミュニケーションを行う需要は日増しに高まっている。しかし、一党支配の政治体制において、マスメディアを中心とした既存の制度的世論形成機関は「党・政府の管理統制」という大きな枠組みに手足を縛られるため、十分に機能できていない。そうした矛盾が生じる中、公共性と批判性が強いネットオピニオンリーダーは一般網民に選ばれた。世論形成を主導する機能を担うようになっていく。

3.1.2 インターネット上のコミュニケーション構造の特徴

ネット技術によるコミュニケーション構造の特徴に視点を移せば、ネットオピニオンリーダー出現は、ソーシャルメディアの普及に伴い、ネット上のコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」が行われた結果であるとも考えられている(彭 2012 ;李・張 2012)。「脱中心化-再中心化」は概して次のように解釈できる。ソーシャルメディア上で、党・政府公権力とその傘下にあるマスメディアに独占されてきた不特定多数向けの情報発信手段が分散され、誰でもが獲得するにつれ、従来のマスメディアを頂点としたピラミッド的な一極集中のコミュニケーション構造が崩れる「脱中心化」が進む。同時に、一部のネットユーザーが膨大なフォロワーを惹き付け、情報と意見の流れに大きな影響を及ぼす新たな中心に形成されるという「再中心化」の過程も並行する。彭(2012)、李・張(2012)、喻ら(2015)はネット上のコミュニケーションの構造の特徴を語る上で、「脱中心化」と「再中心化」の文言を用いる。二つの文言は、ネット上のコミュニケーションの流れが持つ構造的、動的、相互離反的な特徴を捉えているため、本研究でも採用したい。しかし、「脱中心化-再中心化」の特徴が提起されつつも、十分な検討が行われていない。本節はその空白を埋めたい。

1. 脱中心化

インターネット登場以前の時代では、党・政府公権力とその管理下にあるマスメディアは情報資源や不特定多数の人々向けの情報発信する手段を独占し、コミュニケーションがマスメディアから大衆へという一方的、直線的、一段的、ピラミッド的な構造を有する。ウェブサイトを中心とした Web1.0 時代では、ネット上のコミュニケーション様式がポータルサイトからユーザーへと「マス・コミュニケーション」の様式を継続していた。彭(2012)の言葉を借りれば、サイトがコミュニケーションを制御する中心に位置づけられ、編集者の取捨選択が網民の受ける情報の範囲と質に直接影響を与え、ユーザーがコメント欄を通

じてフィードバックできるものの、その情報獲得の様式は相変わらず受身的なものであった。

しかし、BBS 論壇、ブログ、SNS サイト、微博、微信といったソーシャルメディアの発展に伴い、ユーザーによるコンテンツ生産を中心とした Web 2.0 時代が到来してから、ネット上ではユーザーの誰もがコンテンツ制作や不特定多数の人々へ情報発信する手段を得られるようになった。そこで、情報の伝達と拡散は、マスメディアから大衆へという直線的なものではなく、複数のユーザーの転送、リツイート、コメントといった情報行動に仲介されている。また、情報仲介者の付加したコメントが初発の発信内容に付随して伝達される故に、情報はその拡散過程で絶えず補足、反論、再解釈、再定義など加工されている。言い換えれば、ソーシャルメディアにおける情報生産と伝達は「個体」としてのユーザーを基本単位に、ユーザー間の社会的ネットワークをルートとし、その需要や嗜好に規定されている（喻 2015；彭 2012）。従って、ネット上のコミュニケーションの流れは無数のユーザーを「ノード」とした蜘蛛の巣のようなフラットなネットワークの構造を有する。このネットワークを織りなすネットユーザーたちは、情報の受け手でありながら送り手でもあり、能動的に情報発信や情報の取捨選択を行い、互いに容易に、広範囲に、双方向的に繋がっているものである。マスメディア時代の情報を受動的に受け取り、末端の原子化したオーディエンスとは対照的である。このように、脱中心化した情報コミュニケーションの流れは次の特徴を有する。

- a. 情報ネットワークの構築は家族、友人、隣人、仕事仲間といった血縁関係や地縁関係、交友関係より、問題関心や趣味に基づく。そのため、共通する関心事や趣味があれば、ユーザーたちは地域や属性、所属などの境界を乗り越えて容易に、即時に、広範囲に繋がることできる。
- b. 繋がり合っている多くの仲介者を媒介に多段階で情報が流れていくため、情報の拡散は幾何級数的、猛スピードで広範囲で行われる。また、その拡散過程で他の情報発信や意見表明を巻き起こし、情報の規模が大規模に拡張できる。つまり、一つのメッセージは瞬く間に多くの注目を集め、拡散し、コメントを獲得し、意見の渦を巻き起こす。
- c. 情報伝達は対一、対多数、多数対一、多数対多数の形で、多方向的・多段階的・動的に行われるため、規律性がなく、不安定で、予測とコントロールが困難である。

2. 再中心化

「脱中心化」と並行して、一部のネットユーザーが膨大なフォロワーを惹き付け、その

発信内容が広範な注目と関心を集めている。これが、コミュニケーションの流れの新たな中心として一般網民の能動的な発信行動によって再構築されるという「再中心化」の過程である。

ソーシャルメディア上では、誰でも発信できるとは言え、それぞれのユーザーが備える知識や情報資源、現実社会で蓄積した影響力や信頼性、情報の処理能力や分析能力、コミュニケーション参加の意欲などは千差万別である。また、玉石混淆の情報が溢れる情報空間では、確かな情報を提供する情報提供者、情報の取捨選択を行うゲートキーパー、重要な争点を顕在化させる争点提起者、複雑な問題や議題を解説する意見指導者、断片的な意見をまとめる意見集約者が求められている。そこで、豊富な情報資源、高い信頼性、現実社会での影響力、優れた情報処理や分析能力、活発な情報発信活動によって、一部のネットユーザーは膨大のフォロワーを惹き付け、その発信内容が大量のレビュー、転載、コメント、「いいね」を集め、一般網民の情報拡散と意見表明を促す現象が生じている。ソーシャルメディアで、いずれのユーザーも情報や意見の流れる方向・規模に影響を与えうるとは言え、この一部ユーザーの影響力は強い。ソーシャルメディアで、ユーザーが情報ネットワークを織り成す「ノード」とすれば、影響力の強いユーザーは「キー・ノード」や情報流通の「ハブ」に相当し、コミュニケーション構造の多極的な中心となっている。

また、情報発信の匿名性の強い BBS 掲示板に比べ、第二章で紹介したブログと微博による「実名認証アカウント」制度の導入と「有名人プロモーション」戦略の実施は「再中心化」の程度を一層深めている。なぜなら、二つの仕組みの媒介作用により、現実社会での知名度や名声、影響力が高い有名人や組織は相次いで認証アカウントを設け、高い人気と注目を博しているからである。人民網輿情観測室の調査によると、「新浪微博」と「騰訊微博」では、10 万、100 万以上、1000 万以上のフォロワーを持つ「大 V」はそれぞれ 1 万 9 千個、3300 個、200 個を超えている（祝ら 2014）。

3. 「脱中心化-再中心化」過程の流動性

従来のマス・コミュニケーションの中心に比べ、ソーシャルネットワークの中心の影響力の源は異なる。党・政府やその管理下にあるマスメディア、または Web1.0 時代のポータルサイトといった従来の中心の影響力は、情報資源或いは不特定多数向けの情報発信する手段やルートの寡占によるものである。そうした寡占を打ち破った Web 2.0 時代では、コミュニケーションの流れにおける中心的地位の獲得と影響力の発揮は、発信者自身の持つ情報資源や社会関係資本、発信行動や能力に基づく一方で、フォロワーの閲覧、転載、コメント、「いいね」といった能動的な情報選択、発信、拡散行為に依拠する。そして、

情報の拡散過程で、フォロワーのコメントがネットオピニオンリーダーの元発信内容に付随して伝達されるゆえ、元発信内容はフォロワーによって再解釈・再加工される。そのため、新しい中心は従来のマスメディアのような一極集中的、独占的、固定化した地位と権威を持たなく、多極状に分散され、流動性が顕著で、役割発揮がフォロワーに規定されるといった特性を有する。

ここでの流動性とは具体的に二つの意味を含む。一つは、「脱中心化-再中心化」がただの一度限りのものではなく、複数のユーザーの間で繰り返して動的に循環し続ける過程である。即ち、すでに中心的位置に据えられたユーザーが、ユーザー自らの発言停止、フォロワー数の減少、公権力の管理統制による発言禁止やアカウントの削除といった原因で、中心から離脱していく場合がある。逆に、一度中心から外れたユーザーは再び膨大なフォロワーを惹き付け、影響力を持つようになる再中心化された可能性も十分に考えられる。もう一つの流動性の意味とは、中心の大きさが固定されたものではなく、動的に変化し続けるものである。それは、ある議題や事件におけるユーザーの発言がどれほどフォロワーからリツイート量とコメント数を獲得し、言い換えれば、コミュニケーションの流れにどれほど影響力を及ぼしうるかに規定される。まとめていうなら、ネット上における「脱中心化-再中心化」のプロセスは、ユーザーの離散集合を動的に繰り返す過程である。

4. 「脱中心化-再中心化」の本質：「言説権利」の帰属と「言説権力」の再分配

Web2.0 技術の普及に伴うコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」を論じる際に、先行研究は「言説権」、「言説権力」、「言説権利」といった概念を用いている。例えば、彭（2012）は脱中心化したコミュニケーション様式が「ネット上の言説権力の分化を加速させ」、「再中心化によって新たな言説権力の中心が現れる」とする。喻ら（2015）は「個人を基本単位としたコミュニケーション構造は社会の言説権を再分配している」と語る。蔡・曹（2015）から見れば、人々が積極的にネット上のコミュニケーションに参加し、ネット技術に賦与された言説権利を確実に得た一方、「中心化」過程で少数のユーザーが高い影響力と言説権を蓄積し、ネットコミュニケーションの核心ノードとなっているという。一方、以上の事例からも見られるように、三つの言葉の使用に混乱が生じている。そこで、彭（2013）は、中国のメディア研究で多く使われる「言説権」の概念はそもそもフーコーの言説と権力に関する理論を借りて生まれたものであるが、多くの場合には、人々の自由に発言する「権利」とその発言を以って他人に影響を与える「権能」を指し、フーコーがいう「言説」と「権力」の元来の意味から遥かに離れていると指摘しながら、「言説権」を使う際に、権利と権力のどちらを指すかを自問しなければならないと呼

びかける。また、唐（2011）も「言説権」には、団体や個人が発言、意見表明する「権利（right）」と、言説によって相手を自分の意思に服従させ、支配する「権能（power）」の二重の意味を内包すると主張する。

先行研究を踏まえ、本研究は「脱中心化-再中心化」が本質的に「言説権利」の帰属と「言説権力」の再分配を意味するとまとめた。

まず、「脱中心化」は、民衆の「言説権利」の帰属と公権力の「言説権力」の弱体化を意味する。中国の憲法は「公民が言論と表現の自由を有する」と明記しているが、マスメディアや社会的な組織などの制度的な利益訴求システムが十分に機能できないため、事実上その権利を実現する有効な手段とルートが保障されていない。それに対して、党・政府公権力はマスメディアをはじめとする公共コミュニケーション資源を独占することで、情報伝達や世論形成を自分の意志に沿うようにコントロールする絶大な「言説権力」を抱える。

しかしながら、ソーシャルメディアの普及に伴い、公共コミュニケーションの手段や資源を誰でもが利用でき、情報伝達が個人を基本単位とした人々の社会的ネットワークに依存するようになった。こうしたコミュニケーション構造の「脱中心化」により、民衆に知る権利や表現の権利を事実上実現する手段が賦与された。一方、党・政府公権力はコミュニケーション資源への独占的地位を失うため、従来のように独占的に情報伝達を支配することが困難となり、「言説権力」が弱まっている。と同時に、ソーシャルメディアでコミュニケーションの流れの新たな複数の中心が構成され、情報と意見の流れのルートと規模に強い影響力や支配力を及ぼしうることから「言説権力」を得ている。そのため、コミュニケーション構造の「再中心化」は、党・政府権力に独占されてきた「言説権力」が新しい中心のユーザーへ分散され、再分配されていることを意味すると言えよう。ただし、党・政府公権力が持つ「言説権力」の背後に国家権力、つまり、法の制定権、警察と軍隊、政府と官僚集団の独占的な保有といった裏付けがあるのに対して、新たな中心となったネットユーザーの「言説権力」はフォロワーの注目、賛同、支持、信頼に依存する。

以上から、コミュニケーションの流れの「脱中心化-再中心化」過程で、ネットオピニオンリーダーが生み出されると言えよう。即ち、「脱中心化」過程で「言説権利」を獲得した一般網民がその能動的な情報発信行動によって、比較的豊富な情報資源や知識、高い信頼性と影響力、強い情報発信能力を備えるネットオピニオンリーダーたちをコミュニケーションの流れの新たな「言説権力」の中心に構築している。更に言い換えれば、ネット技術によるコミュニケーション構造の特徴からすれば、ネットオピニオンリーダー現象の出現は、ネット上で「選挙権」を持つようになった一般網民の投票結果である。

3.2 コミュニケーション構造における三要素とネットオピニオンリーダーの関係

インターネット上のコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」を語る上で、先行研究はネットオピニオンリーダーの出現のみを根拠としてきた。即ち、「脱中心化-再中心化」過程を、一般網民がネットオピニオンリーダーを中心に構築する過程に単純化し、言い換えれば、一般網民との関係のみからネットオピニオンリーダーの役割発揮を把握しているという問題が存在する。しかし、「脱中心化-再中心化」過程において、一般網民の選択によるネットオピニオンリーダーが出現している一方で、他の三つの現象も生じて無視できない。第一は、「脱中心化」過程における「囲観網民」（野次馬化する網民）と「新意見階層」（議題や事件を見守るだけでなく、積極的に情報発信と意見表明を行う網民）の形成である。二つの集団はネットオピニオンリーダーと共に網民の「三層構造」を構築している。第二は、コミュニケーション権力構造の変化に応じて、伝統メディアと党・政府という従来の中心は、コミュニケーションの流れの「脱中心化-再中心化」に積極的に参加し、影響力の拡大を図ろうとする動向である。第三は、党・政府公権力は言論統制を通じて、新しい「権力中心」であるネットオピニオンリーダーの影響力を制御してきた動きである。

つまり、インターネット上のコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」過程に関与している重要なアクターは一般網民やネットオピニオンリーダーのみならず、党・政府公権力と伝統メディアも含まれている。ネットオピニオンリーダーは一般網民だけではなく、他の二者とも関わりながら、ネット世論形成に働きかけている。

3.2.1 「脱中心化-再中心化」による網民の「三層構造」の形成

まず、コミュニケーションの流れの「脱中心化」は民衆の誰でもが公的なコミュニケーションに参加することを可能にし、時事問題や公共議題を「囲観」するユーザーと「新意見階層」を生み出している。

「囲観」とはもとより、人々が興味を持つ物事を取り囲んで見守ることを意味する。場合によって、「野次馬見物をする」というニュアンスでマイナスイメージを伴うこともあるが、近年、ネット上で事件や議題に注目し、情報転載や意見表明などを通じて事態の進展を見守るといった網民の行動様式を呼ぶのに使われている。（及川 2012）前に詳しく論じたように、ソーシャルメディアで共通する関心事や趣味があれば網民は地域や属性、所属などの条件に縛られず、容易に、即時に、広範囲に繋がる特徴、また、情報はフラットな

情報ネットワークを通じてウイルスのように幾何級数的に拡散される特徴により、社会的関心の高い事件や議題が瞬く間に多くの網民の「围观」を呼ぶ現象が生じている。その規模は閲覧数、転載量、コメント数、「いいね」数などの指標から可視化できる。事件や話題の性質によって規模の大きさが異なるが、多い場合は億単位にもなる。例えば、2013年8月、民衆の関心が高い「元重慶市共産党委員会書記薄熙來の収賄、汚職、職権濫用事件」の公判について4日中旬に発信された微博の閲読数は合計5億に達している¹⁰²。「围观」はネット世論のうねりを形成する上での最も基本的な行動様式であり、「围观網民」はネット世論の主体の基盤となる。更に、「围观網民」の規模が民衆の事件への関心の高さを示す故に、政府を問題対応に向けさせる圧力ともなりうる。例えば、2017年3月24日に「山東省で母親を侮辱した者を刺殺した事件」を報じた『南方週末』の記事がポータルサイトの転載を経て広範囲に注目され、二日後の26日に事件関連のコメント数は既に億を数えるようになった¹⁰³。民衆による関心の高まりに対して26日に、最高検察庁、山東省高級裁判所、山東公安は事件への再調査に動くように緊急対応をせざるを得なかった。元著名記者笑蜀に言わせれば、「『围观』は一般人の漸進的な革命であり、公共問題への公民の無関心を根本から変えられる。個別案件の『围观』から体制変革の『围观』へのバージョンアップが必然的で、注目すれば必ず力になり、围观はきっと中国を変える」（笑 2010）。

「围观」の網民の中で、ただ情報の閲覧と転載に止まらず、常に活発に意見表明を行う者が「新意見階層」と呼ばれている。人民サイト世論情勢観測室の「2008年中国インターネット世論情勢分析報告書」は時事問題に関心を寄せ、ネット上で常に意見を率直に述べる網民を「新意見階層」と呼び、「彼らは中国社会の様々な問題に対して不公平を感じれば声を上げ、ネット上で短時間のうちに共通認識を醸成し、人々の感情を引き出して行動を誘発することができる」とその世論形成に持つ巨大なエネルギーを論じている¹⁰⁴。また、人民日報元副編集長周瑞金（2009）は「新意見階層」の台頭を「我が国の世論による監督の重要な新勢力」、「政治改革を推進する重要な力」だとその民主化促進の可能性に大きな期待を寄せている。

一方、前節で詳しく分析したが、網民の資源、知識、能力、意欲などにおける格差と、情報の提供者やゲートキーパー、意見の代弁者や集約者へのニーズと相まって、「脱中心化」に付随する「再中心化」も生じている。そこで、ネットオピニオンリーダーは一般網

¹⁰² 人民網輿情観測室祝華新・単学剛・胡江春（2014）「2013年中国互聯網輿情分析報告」『社会藍皮書 2014年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社

¹⁰³ 吳城華「上億評論刷爆朋友圈，关于“辱母案”最新進展、爭議焦點都在這！」『廣州日報』の搜狐網での公式アカウント「廣州参考」2017年3月26日掲載 <http://mt.sohu.com/20170326/n484862287.shtml>

¹⁰⁴ 人民網輿情観測室祝華新・単学剛・胡江春（2009）「2008年中国互聯網輿情分析報告」『社会藍皮書 2009年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社

民より豊富な知識や情報資源を備え、社会問題や公共議題に強い関心を持ち、積極的に情報発信と意見表明などの言論活動を行い、現実社会で蓄積した影響力や信頼性をネット社会での動員力に転じられるなどの特徴のために、膨大なフォロワーを集め、発信内容が「围观网民」から多くの注目、転載、コメント、「いいね」を獲得している。また、第二章で紹介したように、異なる職業を持つネットオピニオンリーダーでは互いに頻繁に交流し合うコミュニティを形成し（曾・黄 2012）、同じ政治傾向に基づくグループも形成されるが、グループを超えた緊密な情報交換も行われている（程ら 2015）。そこから、リーダーは異なる集団や情報ネットワークを架橋する役割も担っていることが分かる。こうして、情報ネットワークの中心や異なるネットワーク間の繋ぎとしてのネットオピニオンリーダーは、コミュニケーションの流れを左右する「言説権力」の中心となっている。人民サイト世論情勢観測室の報告書が指摘するように、「『新意見階層』の中で最も活躍し、より影響力が強い核心的な存在となるのがネットオピニオンリーダーである」¹⁰⁵。「ネット世論形成において、何億何千万の网民が発言しているように見えるが、実際に核心的なところでは、ネットオピニオンリーダーが議題設定し、言説権力を把持している」¹⁰⁶。

しかし一方、ネットオピニオンリーダーの中心的な地位の獲得は、自身の属性や発信行動だけではなく、一般网民のフォロー、閲覧、転載、コメント、「いいね」といった能動的な情報選択、発信、拡散行為を介して可能となる。故に、ネットオピニオンリーダーの発信内容がどれほどの、またいかなる影響力を及ぼすかは一般网民の賛同、対抗、批判、補充、修正によって規定され、その「言説権力」は一般网民の賛同、支持、信頼に基づくものである。彭（2013）に言わせば、「公共議題の刺激によって、一般网民が手にした「言説権力」の火種がネットワークを通じてネットオピニオンリーダーに渡り、その言説権力として蓄積される。その結果、オピニオンリーダーは燃え盛る言説権力のたいまつを持つようになる。従って、オピニオンリーダーは网民の言説権力の集成者であり、代弁者として多くの网民からの期待を受けている」。

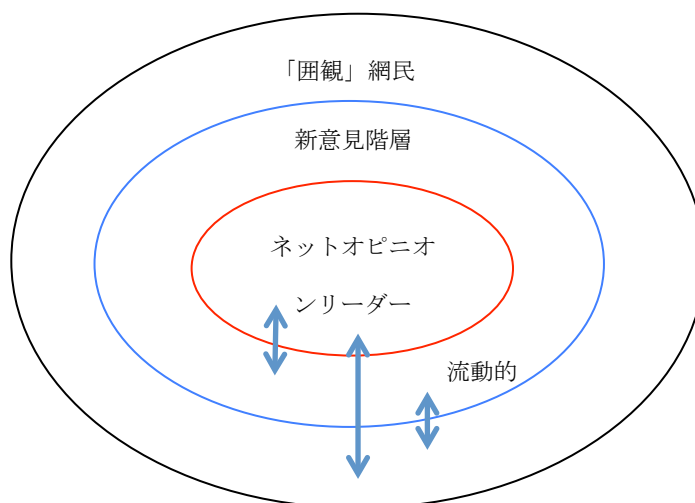
以上の分析から、中国インターネット上では図 3-1 が示すような「网民の三層構造」が形成されていると考える。一方、三層構造は固定しているものではなく、流動性を持つ特徴を強調したい。即ち、発言する問題領域やテーマの違いによって、网民が三つの身分を動的に切り替えることができる。言い換えれば、この構造上における网民の位置は固定化されておらず、流動的に移動している。それによって、各層の規模も拡大したり、縮小

¹⁰⁵ 人民網輿情観測室祝華新・单学剛・胡江春（2014）「2013 年中国互聯網輿情分析報告」『社会藍皮書 2014 年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社

¹⁰⁶ 人民網輿情観測室祝華新・单学剛・胡江春（2013）「2012 年中国互聯網輿情分析報告」『社会藍皮書 2014 年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社

したりして、変化する。そう捉えることで、流動性の強いインターネット上の現象が、流動的な構造的な構造を持つと考える。

図 3-1 流動性のある「網民の三層構造」



三層構造の核心層にあるのはネットオピニオンリーダーである。第二章で挙げた典型事例や代表的人物から見られるように、彼らは注目に値する事件や議題を顕在化させ、関連する情報を提供し、また事件や議題にどのような意見を持つべきかという観点、解釈フレームを提示する。これらの情報や観点は「新意見階層」の活発な議論を呼び起こし、そして「囲観網民」の閲覧、転載、コメント、「いいね」によって更なる広範な注目と拡散を獲得する。こうした過程で、波打つようなネット世論のうねりが巻き起こっている。言い換えれば、ネットオピニオンリーダーの情報発信や言論活動は一般網民に、社会問題に関心を払う契機を作ったり、彼らの活発な意見表明を促したりすることで、社会的コミュニケーションの活性化に向けて駆動するエンジンの役割を果たしている。他方、ネットオピニオンリーダーの影響力の発揮と拡大は「囲観」網民と「新意見階層」に依拠し、その発信内容が網民に如何に受け止められ、誰にどのように拡散され、再解釈されるのかによって規定されている。

3.2.2 伝統メディアと党・政府権力による「再中心化」の関与

1. 伝統メディアによる「再中心化」

- ・目的

伝統メディアがソーシャルメディアに進出する背後には、三つのモチベーションがある
と考える。即ち、報道空間と言論空間の拡張、発展と生き残り、党のイデオロギー宣伝機
能・世論誘導機能の強化という必要性である。それぞれは、中国メディアの報道、産業、
宣伝という三つの性格に対応している。

ソーシャルメディアの普及は一般民衆のみならず、伝統メディア・ジャーナリストにも
報道と言論の新しい空間を切り開いた。まず、情報発信の即時性を求めるため、突発事件
に関する報道は出版時間や放送時間の制約を受けなくなる。また、情報伝達の公開性と双
方向性により、民衆の関心の強い話題や時事問題のネタを随時フォローし、ニュースソー
スを獲得できる。そして、情報伝達の脱地域性により、従来の「条塊分割」のメディア構
造を打ち破り、メディア報道の影響力が全国、さらにも海外に及ぼしうる。更に、情報発
信の即時性と情報拡散の速さを生かし、管理の間隙を突いて情報公開の実現可能性を高め
ていく。例えば、2013年の「南方週末新年社説事件」や2011年「7.23 高速鉄道事件」に
おいて、報道規制で掲載を中止した紙面の画像を微博公式アカウントで掲載し政府に抗議
の意を示すなど、紙面で掲載できない敏感な情報や評論をソーシャルメディアで暴露する
動きが見られる。

また、伝統メディアの微博への進出は、人々のメディア接触習慣とコミュニケーション
様式の変化に応じた措置である。CNNICの「第30回中国インターネット発展状況統計報
告書(2012年7月)」の調査で、73%のユーザーの利用目的はニュース収集であると分か
る¹⁰⁷。世界的に著名なマーケティング会社AC Nelson(2012)の調査によると、微博を通
じてニュースを取得する者はその利用者の74%を占めるという¹⁰⁸。一方、ホームページの
レビュー数、ユーザー数、サイトでの滞在時間といった指標で「新浪微博」はポータルサ
イト「新浪網」を遥かに上回ることが分かった。ソーシャルメディアは既に人々の情報収
集の重要手段となっている。そんな中、2012年を境目に新聞の広告収入が「断崖式落下」
(急落)したと「中国報業2016発展報告」¹⁰⁹が指摘している。具体的には、2011年に新
聞業界の広告収入は前年比11.2%増であったものの、2012年には7.3%減、2013年8.1%減、
2014年18.3%減、2015年に35.4%減と下がり続けた。また、2015年に新聞全体の発行部
数は2014年より46.5%減り、特に都市報の落下幅が50.8%で最も厳しかった。そして、新

¹⁰⁷中国互聯網信息中心(CNNIC)「中国互聯網發展狀況統計報告」2012年7月15日公布
<http://www.cnnic.net.cn>

¹⁰⁸AC Nelson(2012)「中国社交媒体受访用戶研究報告」
<http://cn.nielsen.com/documents/ChinaSocialMedia.pdf>

¹⁰⁹陳国權(2016)「中国報業2016発展報告」微信公共アカウント「報業轉型」2016年12月28日掲載
https://mp.weixin.qq.com/s?src=3×tamp=1502099664&ver=1&signature=QPux*eKVU4B5g33LIYm-QNxid6WwEvYCXKFKs-rwdzrlpt*s8FnIzuEBaZoumiys3dHX2YtBTXsXbEqzjkL30B6YeIBhkjvru*Vv7CVM8M9khrI0awVWNvr1vne5gZIfDM18hJB-Pag7snCiMKyhZ-2RVLAfjPJ0yCAqHE6BhA4
=

聞の閲読率も 2012 から連続して下落し、2011 年の 65.7%から 2015 年の 38.4%になった。このように読者を失いつつある新聞は読者を獲得するために、新興メディアへのモデルチェンジを余儀なくさせている。しかしながら、新聞業界は新興メディアへの進出により、影響力や情報伝達力を大いに強めている反面、それ相当の営業収益の増加を得られず、新聞のイデオロギー宣伝属性が強化されたが、産業としての経済的属性は新メディアの衝撃で弱体化されたと同報告書は指摘する。

官製メディアにとって、党のイデオロギー宣伝機能の強化が微博進出の主な目的である。例えば、「@人民日報」はその役割を「党機関紙の声と主流の価値観でインターネットをリードし、ネットプラトフォームにおける主流の声の影響力を確保する」¹¹⁰としている。開設する四ヶ月前に、当時の人民日報社社長孫研農は演説で、2009 年に人民日報が天涯 BBS 掲示板で議題を募集した際に、「人民日報なんて揚げパンを包むものだ、見る人がいるか」と網民に嘲られた経験を述べ、「280 万の発行部数を抱える人民日報の影響力は既に『大 V』に追い越されている」と党中央機関紙の信頼性と影響力低下に危機意識を示し、そして「微博という戦地をおとなしく他人に譲り渡してはいけない」と宣言した¹¹¹。

更に、2013 年以来、「新旧メディアの融合」は党・政府によって推し進められた。その後ろに、2012 年 11 月に習近平政権が発足してから、イデオロギー宣伝とネット世論管理・誘導を強めている政策的背景がある。2013 年 8 月 19 日に開かれた「全国宣伝思想工作（任務）会議」で習近平主席は、「経済建設は党の中心的な任務だが、イデオロギーは極端に重要な任務だ」と強調し、「経済建設に取り組むと同時に、イデオロギーの工作（任務）を一刻も緩め、弱めては行けない。必ずイデオロギー工作の主導権、管理権、言説権（力）を掌握しなければならない」方針を掲げている。その上で、「ネット世論工作を国家のイデオロギー安全と政権安全に関わる」もの、「宣伝思想工作の重点の中の重点」と位置づけ、「取り組みを強化し、速やかにネット世論という戦場での主導権を掌握し、周縁化されてはいけない」¹¹²と要求した（以下「8.19 演説」）。その目的を達成するための具体的な方策の一つに、「伝統メディアと新興メディアの融合を加速させる」¹¹³ことを取り上げ

¹¹⁰人民日報新聞協調部微博運営室党小組「在微博平台唱響主流声音」中国共産党新聞網 2013 年 7 月 11 日掲載 <http://cpc.people.com.cn/n/2013/0711/c64387-22162021.html>

¹¹¹2012 年 4 月 26 日に復旦大学での講演。張玥「人民日報張研農：我們面臨前所未有的輿論生態」『南方人物週刊』2012 年第 15 号

¹¹²維樹剛「學習習近平總書記關於意識形態工作重要講話精神的体会 “8.19 講話”」中央組織部党建研究網 2015 年 3 月 27 日掲載 <http://www.djyj.cn/Default.aspx?tabid=99&ArticleId=5818>；深圳テレビ局の新聞番組「直通港澳台」新浪網・新浪ビデオ（Sina Video）2014 年 2 月 28 日公開 <http://video.sina.com.cn/p/news/c/v/2014-02-28/092463564785.html?recomm=relation&sudaref=www.google.com.hk>；「習近平 8.19 講話精神傳達網全文」「China Digital Times」2013 年 11 月 11 日掲載 <https://chinadigitaltimes.net/space/習近平%28·19%22 講話精神傳達網全文>

¹¹³ 同上

ている。その後の11月に開かれた第18期党大会3中全会で、「伝統メディアと新興メディアとの融合発展は一刻も猶予できない」¹¹⁴との決定が下された。理論的な準備と動員を経て、2014年8月に「伝統メディアと新興メディアの融合発展を推し進める政策」が国家戦略として正式に打ち出された。政策の方針は「中央クラスの主要なメディアは先頭に立たせる」とし、目的は「党がイデオロギー工作（任務）の主動権と言説権（力）を把握し、主流メディアの情報伝達力、信頼度、影響力と世論誘導能力を引き上げるため」としている¹¹⁵。即ち「伝統メディアは党がメディアを管理する原則を堅持し、プラス面の宣伝を主要方針とし、新たな世論構造の中で引き続き名実ともに主流メディアとなり、世論の議題設定を主導し、言説権（力）と主導権を握り、ネット世論を導く道導となる」¹¹⁶ことを目指している。言い換えれば、ソーシャルメディアの普及に伴ってコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」が進む中、伝統メディアがこれまで独占的してきた権威的な地位や影響力が低下しつつある。同時に、「党・政府が伝統メディアを管理すれば、世論の風向きをコントロールできる」という従来の権力構造も崩れかけている。そうした状況に危機感を覚えた党・政府は政策対応として、伝統メディアを新興メディアに進出させ、ネット上で引き続き議題設定機能や世論誘導機能を果たさせることで、世論形成における党の主導権を強化しようとしたのである。

・動き

伝統メディアがソーシャルメディアに進出する動きは、微博が普及して以降のことである。BBS論壇や、SNSサイト、ブログ時代で、伝統メディアは公式サイトを作り、或いは新聞の電子版を製作する形で、ネット上で情報を提供した。その報道内容は網民の転載を通じて、或いは新浪、搜狐、網易、騰訊といった商業的ポータルサイトの転載を媒介にソーシャルメディアへ拡散する。

微博時代に入ってから、伝統メディアはユーザーとして微博アカウントを開設するようになった。最大の微博サービスサイト「新浪微博」が運営され始めてから間もない2009年9月に、「@杭州日報」「@南方都市报」「@新京報」が先立って公式アカウントを開き¹¹⁷、2011年12月にメディア微博の総数が既に1.1万件に達し、2013年10月には2.4万

¹¹⁴第十八届三中全会決議『中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定』新華網2013年11月25日掲載 http://news.xinhuanet.com/2013-11/15/c_118164235.htm

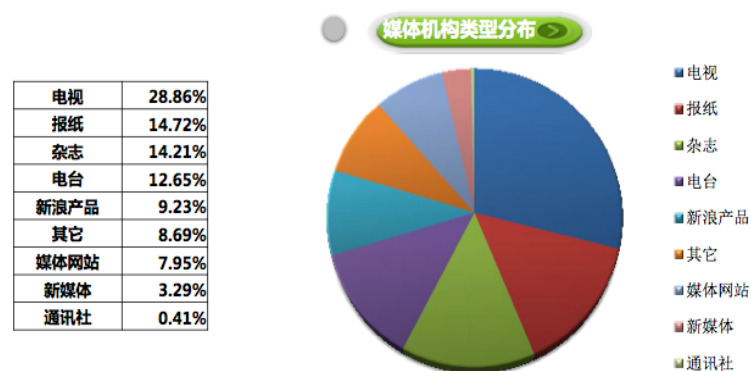
¹¹⁵「推动主流媒体在融合发展之路上走稳走快走好摘要」新華網2014年8月20日掲載 http://news.xinhuanet.com/politics/2014-08/20/c_1112160707.htm；劉奇葆「加速推動傳統媒体与新興媒体融合發展」『人民日報』2014年4月23日掲載；慎海雄「在推進融合發展中巩固壮大主流輿論陣地」『光明日報』2014年8月9日掲載

¹¹⁶「以改革創新精神推動傳統媒体与新興媒体融合發展」『光明日報』2014年1月25日掲載

¹¹⁷「人民網輿情觀測室發布2012年新浪媒体微博報告」人民網2013年1月22日掲載

件に至った¹¹⁸。2014年に、74%以上の新聞は「新浪微博」で公式アカウントを開設している¹¹⁹。また、メディア微博の種類は新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、通信社などの多岐にわたる（図3-2）。そのうち、「@南方都市报」や「@財経網」のような市場化メディアもあれば、党中央機関紙「@人民日報」や地方党機関紙「@広州日報」などの官製メディアもある（表3-1を参照に）。

図3-2 新浪メディア微博（機関）類型分布
（人民網輿情観測室「2013年新浪媒体微博報告」より）



（上から下への訳語：テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、新浪網関連、その他、メディアのサイト、新興メディア、通信社）

・結果

伝統メディアのアカウントは数百万ないし数万以上の膨大なフォロワーを惹き付けるほど、網民からの広範な注目を獲得している。表3-1にまとめた2011年から2013年まで新浪微博におけるメディアアカウントの影響力ランキングトップ10から、その人気ぶりが伺える。また、中国報業連合会とコンサルティング会社「世紀華文」の連携調査によると、2014年に公式アカウントのフォロワー数が100万を超えた新聞の数は116に至り、394個の新聞アカウントのフォロワー数が合計5億5千万に達している¹²⁰。

フォロワー数の他に、伝統メディアのアカウントがネット世論形成に影響力を及ぼしていることが実証研究にも示されている。例えば、「2013年アモイ路線バス爆発事件」では、

¹¹⁸新浪微博数拠中心（2012）；人民網輿情観測室（2013a）；人民網輿情観測室・新浪網（2014）

¹¹⁹中国報業連合会とコンサルティング会社「世紀華文」の連携調査による「新聞のネット伝達についての観測データ」2014年10月30日に公布（晋雅芬「報媒網絡跨界傳播観測数据發布」中国新聞出版網2014年11月14日掲載 http://www.chinaxweb.com/2014-11/04/content_305595.htm）

¹²⁰同上

活発に情報発信を行い、情報の伝達過程に影響力を持つ微博ユーザーの中に、伝統メディア及び記者の認証アカウント数が 1/3 を占めていることが禹・李（2014）の研究で分かった。また、周（2013）の考察によると、「2012年広東省小悦悦事件」¹²¹をめぐるネット世論形成過程で、「@南方都市報」「@南方日報」「@広州日報」といった事件発生地伝統メディアの公式アカウントは、網民から最も多くのリツイートを獲得している。つまり、伝統メディアのアカウントが議題設定の役割を果たすことで、地元ユーザーによる事件への注目と、世論形成への関与を導いているという。そして、王（2014：93）は「2014年昆明駅暴力テロ事件」をめぐるネット世論形成のプロセスを追跡調査した結果、伝統メディアの公式アカウントが議題に積極的に関与し、網民から信頼を得ているということが明らかになった。

表 3-1 新浪微博におけるメディアアカウント影響力ランキングトップ 10

(2011～2013 年)

単位 (万)

番	2011 年全体		2012 年全体		2013 年新聞		2013 年雑誌	
	アカウント	FL 数	アカウント	FL 数	アカウント	FL 数	アカウント	FL 数
1	新週刊	400	財經網	514	人民日報	1159	新週刊	769
2	財經網	—	南方都市報	400	新聞晨報	549	中国新聞週刊	610
3	南方都市報	182	人民日報	361	南方都市報	529	創業家雑誌	272
4	米娜	130	新週刊	602	広州日報	395	米娜	501
5	三聯生活週刊	194	新聞晨報	340	南方日報	186	VISTA 天下	358
6	新聞晨報	—	中国新聞週刊	334	環球時報	101	三聯生活週刊	889
7	VISTA 天下	—	三聯生活週刊	792	揚子晩報	277	中国企業家雑誌	329
8	創業家雑誌	—	人民網	334	新京報	382	南方人物週刊	297
9	鳳凰テレビ	—	鳳凰テレビ	470	毎日経済新聞	442	南都週刊	421
10	環球企業家雑誌	—	創業家雑誌	213	楚天都市報	291	昕薇	277

新浪微博数拠中心（2012）；人民網輿情観測室（2013a）；人民網輿情観測室・新浪網（2014）に基づいて筆者がまとめた

¹²¹広東省で2歳の女の子「小悦悦」が車にひかれ路上に倒れたが、現場に通り過ぎた18人の通行人が事故を黙殺していた事件である。

一方、伝統メディアのアカウントの中で、『人民日報』、中央テレビ局、国営新華通信社をはじめとした中央クラスのメディア、いわゆる「微博国家チーム」の影響力の向上が最も目を引く。「@人民日報」が2012年7月に開設してから43日目にフォロワー数が100万を超えた。「2013 新浪媒体微博報告書」によると、メディアアカウントの中、「@人民日報」のフォロワー数、活躍度、伝達力、カバー度が高く、影響力ランキングの一位を占めているという。また、2014年7月に開催した「人民日報新興メディア論壇及び人民日報微博創立二周年研究討論会」で国家インターネット管理室副主任任賢良氏（当時）は「@人民日報」が「有効に世論を誘導しており、微博上の発話権（発話権力を指す）を主導している」¹²²と高く評価する。そして、2014年に「新浪微博」で『人民日報』をはじめとした党機関紙のフォロワー数が合計1億2千万を超えた。更に、「新浪」サイトと清華大学ジャーナリズム研究センターが共同で行った「2014年中国メディア業界発展趨勢報告書」¹²³は、微博上のメディアユーザーの中で、中央クラスのメディアは一日の平均的な影響力が最も強く、微博という世論の場を主導する中心的な存在であると示唆する。

伝統メディアは報道機関としての取材、調査、編集、チェックの手段と能力を備える一方、党・政府の「喉と舌」としてネットオピニオンリーダーや一般網民の叶わない政治資源や情報資源を把握している。ネットオピニオンリーダーが取り上げた事件や議題に対する事実確認、追跡調査、十分な情報提供、影響力の拡張、ないしリーダー自身の知名度の向上などは伝統メディアに頼っている部分が多い。一方、伝統メディア自身も、党・政府の管理下で議題設定の裁量権に制限がある問題や、センセーショナルな報道を繰り返す問題を抱えている。それ故、メディアの報道はリーダーの役割発揮を助ける場合もあれば、その問題の誘致に加担する場合もある。具体的に、第四章のケーススタディで実証的に検討していく。

2. 党・政府機関による「再中心化」

・目的

伝統メディアに加え、党中央は各レベル、各部門の党・政府機関によるソーシャルメディア進出も後押ししてきた。その狙いは、まず、ソーシャルメディアの普及に伴うコミュニケーション権力構造の変化に応じて、党・政府機関のイデオロギー宣伝と世論誘導の主導権を掌握し、社会管理を強化するところにある。第二章で論じたように、それは「@蔡

¹²²宋心蕊・趙光霞「人民日報新媒体論壇暨人民日報法人微博創弁兩周年研討會舉行」人民網2014年7月22日掲載 <http://media.people.com.cn/n/2014/0722/c120837-25318162.html>

¹²³「新浪微博」で公開されている http://vdisk.weibo.com/s/GQs_FVKLYCBL

奇」や「@陳里」をはじめとした幹部「大V」の言論から読み取れる。その他に、2012年8月30日、最高人民検察院党委員会副書記、常務副検察長の長胡沢は第十回全国検察長論壇で、「（機関紙）『検察日報』の中堅部隊、主要チャンネル、主要戦地としての役割発揮を重要視すると同時に、新興メディアの建設と利用を高度に重視し、先を制して情報発信の重要ポイントである機会を奪取する」と強調した¹²⁴。具体的に、各レベルの検察機関は「積極的にブログ、微博、携帯新聞及びモバイル端末などの新メディアと新技術を積極的に利用し、検察の宣伝の担い手を絶えずに多様化させ、人民の新たな要求と期待を絶えずに満たす。伝統的な主流メディアと新メディア、検察機関のメディアと他の社会的メディアを合わせて活かしながら、機能相互補完的な、広くカバーする素早く効率よい宣伝戦地を建設し、強い総合的な宣伝力と世論誘導の効果を形成する」。また、検察担当者は「総合的リテラシーを向上し、確実に情報発信と世論誘導の主導権を握り、検察事業の科学的発展のために健全な世論空間と積極的な世論の支持を勝ち取る」べきだと主張している。更に、前項で紹介した「8.19演説」で、習近平主席はネット世論形成の主導権を掌握する目標を達成するために、メディア融合戦略の他に「党と政府の組織や国有企業、事業単位、共産党員、青年団員などをよく組織し、主導的なものとし、強大なネット軍隊を作ろう」という方策も打ち出している¹²⁵。

もう一つの狙いは、政務情報公開と民衆との交流を促進し、政府のイメージと信頼性を向上するところにある。2013年10月15日に国务院事務室が「より一層政府の情報公開を強化し、社会の関心に答え、政府の信頼性を向上させることに関する意見」¹²⁶を公布した。

「意見」は「インターネット技術の迅速な発展と情報コミュニケーション方式の根本的な変革に伴い、公衆が政府工作（任務）を知り、関与と監督の意識が絶えず強まる」にもかかわらず、「公衆の希望に比べ、現在いくつかの地域と部門が依然として政府情報の公開を積極的に行わず、時機を逸し、民衆の関心を返答せず、沈黙するといった問題が存在する。それは公衆の誤解や疑義を招きかねず、政府のイメージと信頼性に良くない影響を与える」と指摘した。その上で、政府の情報発表プラットフォームの建設強化に関するいくつかの意見を打ち出したが、その一つは新興メディアに基づく政務情報発表と民衆と交流する新ルートの建設であった。即ち、「各地域や各部門が積極的に政務微博、微信などの

¹²⁴吳平「胡沢君:高度重視新興媒体 占領信息發布的"制高点"」正義網

2012年8月30日掲載 http://news.jcrb.com/jxsw/201208/t20120830_937218.html

¹²⁵雒樹剛「學習習近平總書記關於意識形態工作重要講話精神的体会 “8.19講話”」中央組織部党建研究網

2015年3月27日掲載 <http://www.djyj.cn/Default.aspx?tabid=99&ArticleId=5818> ; 「China Digital Times」2013年11月11日掲載「習近平8.19講話精神傳達提綱全文」<http://chinadigitaltimes.net/space/>

¹²⁶「国务院办公厅关于进一步加强政府信息公开回应社会关切 提升政府公信力的意見」中華人民共和國中央人民政府公式サイト 2013年10月15日掲載

http://www.gov.cn/zwggk/2013-10/15/content_2506664.htm

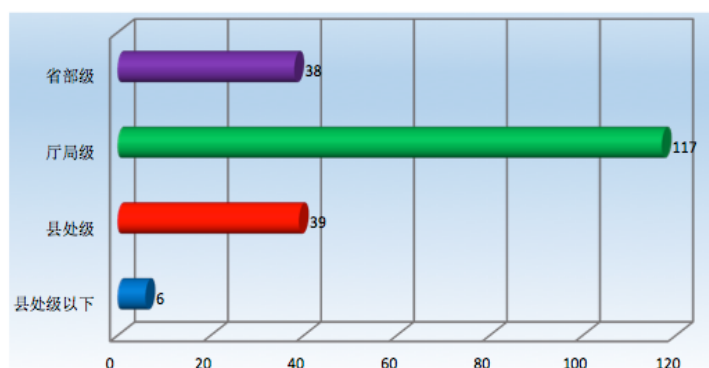
新興メディアを利用し、各種類の政務情報、とりわけ公衆の関心の強い公的事件と政策法規に関する情報を早めに公布しなければならない。合わせて、新メディアのインタラクティブ機能を十分に利用し、即時に便利な方式で公衆との交流を行う」ということである。

・動き

「新浪微博」が運営し始めてから間もなく、湖南省桃源県の公式アカウント「@桃源網」が開設され、初の政務微博となっている¹²⁷。その後、雲南省宣伝部の公式アカウント「@微博雲南」、北京市公安局の「@平安北京」、南京市公安局江寧文局の「@江寧公安在線」を始めとし、政務微博が次第に現われた。2011年の「7.23 高速鉄道事件」をきっかけに、「万人は証拠を持ち、万人は携帯端末を持っている」と認識した政府は相次いでアカウントを開設し、政務微博が拡散期を迎えた¹²⁸。『新浪政務微博報告』2011年版と2013年版によると、2011年12月までに、新浪微博における政務微博の数は1万8千（機関9778/個人8354）に至り、2013年10月までに既に10万を超えている（機構66830/個人33321）。政務微博の行政レベルは県処レベル以下から、外交部や公安部、衛生部、商務部、最高人民法院といった省部レベルまで各レベルを含む（図3-3、図3-4）。また、政府、公安、青年団、旅行機関、交通、司法、医療衛生、気象、文教、工商税務、検察、環境保護などの各部門にわたる（図3-5、図3-6）。

図3-3 党・政府機関微博影響力トップ200行政レベル分布

（人民網輿情監測室「2011年新浪政務微博報告」より）



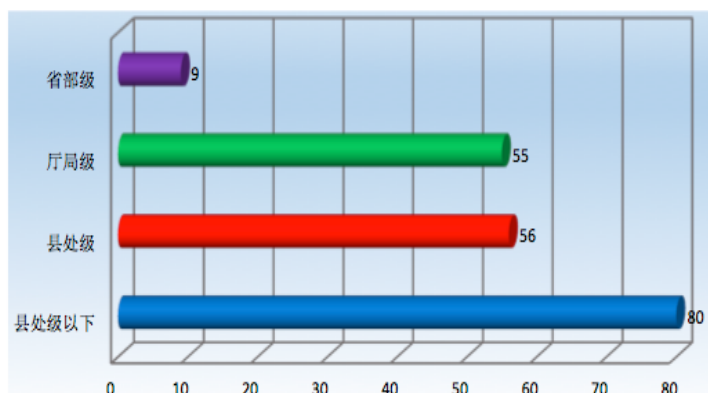
（上から下への訳語：省部级、厅局級、县处级、郷科級。中国の行政レベルは高いクラスから国家級、省部级、厅局級、县处级、郷科級の5つに大別される。）

¹²⁷ 張頤佳「湖南政務微博庁上線公開防謠 首批15家“官博”入駐」『三湘都市報』2013年8月29日掲載

¹²⁸ 陳露「20年、網紅人進化史」『南方週末』微信公共アカウント2016年2月16日掲載

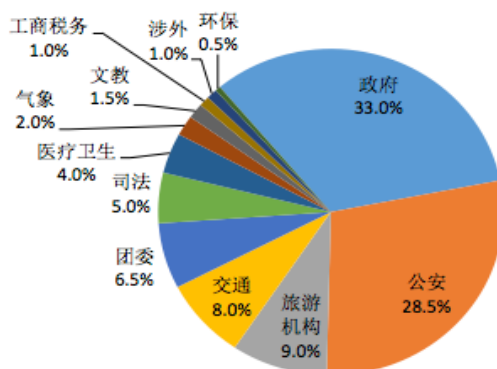
https://mp.weixin.qq.com/s?src=3×tamp=1502157088&ver=1&signature=YZ-OKDymyviC*ROxwvromGq8TTtyenPc93JVkOKALwhD8OveYaIXexqB0bxLEj7y3T1x*zdgSjJozKNGmnbA15ts6xfpsSJlXhOeIPXmqFDFEkSwOz0xPKzAMB4Ced7*6L7q5YQqzD2YXb6py8SowQ==

図 3-4 党・政府人員微博部門影響力トップ 200 分布
 (人民網輿情監測室「2011 年新浪政務微博報告」より)



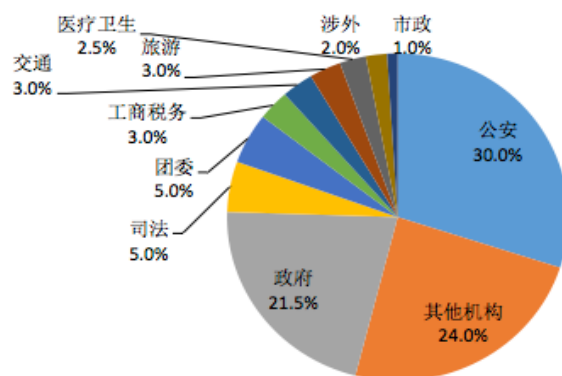
(上から下への訳語：省部级、厅局級、县处级、郷科級)

図 3-5 党・政府機関微博影響力トップ 200 部門分布
 (人民網輿情監測室「2011 年新浪政務微博報告」より)



(訳語：政府、公安、旅行機関、交通、共産党青年団委員会、司法、医療衛生、気象、文教、工商税務、
 海外関連、環境保護)

図 3-6 党・政府人員微博部門影響力トップ 200 分布
 (人民網輿情監測室「2011 年新浪政務微博報告」より)



(訳語：公安、他の機関、政府、司法、司法、共産党青年団委員会、工商税務、交通、旅行、医療衛生、海外関連、市政)

・結果

表 3-2 十大政務微博 (人民網輿情監測室「2012 年新浪政務微博報告」より)

単位：万

番	アカウント名	開設者	FL 数	アカウント名	開設者	FL 数
1	平安北京	北京市公安局	194	陳士渠	公安部誘拐取締弁公室主任	283
2	中国国際救援隊	中国国際救援隊	125	陳里	陝西省公安厅副庁長	306
3	外交小灵通	外交部	85	王于京	浙江省金華武義公安人民警察	92
4	上海地下鉄	上海申通地下鉄グループ	112	甘肅劉維忠	甘肅衛生庁庁長	172
5	成都發布	成都市政府広報室	192	朱永新	全人代委員、民進党中央副主席	135
6	広州公安	広州市公安局	101	伝説中的女網警察	北京市公安局ネット警察高媛	168
7	打四黒除四害	公安部「打四黒除四害」運動弁公室	33	中一在線	浙江省海寧司法局長金中一	81
8	深圳公安	深圳市公安局	77	段郎説事	江西九江市公安人民警察段興焱	29
9	南京發布	南京市党委員会宣伝部	47	北京王惠	北京市政府広報室主任	151

1 0	中国旅行	国家旅行局	70	交警大劉	福建省廈門市湖里分局交通警 察大隊副課長	50
--------	------	-------	----	------	-------------------------	----

民衆にとって党・政府のスポークスマン、党・政府と直接に対話できる窓口である「政務微博」は網民から強い関心と注目を獲得している。表3-2に示すように、人民サイト世論情勢観測室の「2012年新浪政務微博報告」が選出した2012年の「十大政務微博」から、政務微博が数十万や数百万のフォロワーを集められていることがわかる。また、「@国务院広報」が2012年11月9日に開設して二日の間に既に25万のフォロワーを惹き付け、「@平安北京」が開設されてからの一年間で、18万通のコメントを得て、「@江寧公安在線」は一件のツイート内容の最高閲覧数が600万余を記録するほど、一部の政務微博の人気ぶりを知ることができる。

急速な発展を成し遂げた政務微博は政府のニュース発表と突発公共事件処理に欠かせない存在となっていると、「2013年中国インターネット世論情勢分析報告書」は評価する（祝ら2014）。具体的な事例を挙げれば、2013年8月、国民の関心が高い「元重慶市共産党委員会書記薄熙來の収賄、汚職、職権濫用事件」の初公判に際して、山東省済南市中級人民法院（地裁）は新浪微博と人民微博に開設した公式アカウント「@済南中院」を通じて審理の詳細情報をリアルタイムに「生中継」した。公判が続く4日間ほどの間に発信されたツイート内容の閲覧数は合計5億に達しているという（祝ら2014）。また、寧波市余姚県の洪水災害が発生した後、寧波市政府広報室の公式アカウント「@寧波發布」は寧波市党機関紙「@寧波日報」、「@寧波晩報」、「@余姚新聞網」とともに、「#余姚頑張れ#」の話題を微博上で発起した結果、合計で約10万回のリツイートを獲得した（龐2013）。

更に、第二章で詳しく取り上げたように、一部の党・政府幹部の微博は、民衆の関心の高い公共的事件や社会問題をめぐって発信活動を繰り返して、膨大なフォロワーと強い影響力を持つ「大V」となっている。

3. 三つの「中心」の違い

伝統メディアや政務微博は膨大なフォロワーを惹き付け、その発信内容が数多くの転載とコメントを集め、ネット世論形成に強い影響力を及ぼしている。そのため、ネットオピニオンリーダーと共に、情報ネットワークの「キー・ノード」、言い換えれば、コミュニケーション構造の「言説権力」の中心として再構築されていると言えよう。しかしながら、この二者とネットオピニオンリーダーは性格、影響力の源において大きな違いがある。

まず、伝統メディアや政務微博がソーシャルメディアに進出し、急速な発展を成し遂げ

ている背後には党・政府の政策的な支持と推進があり、党のイデオロギー宣伝とネット世論誘導の役割を担わせられている。そのため、ネットオピニオンリーダーの公共性と批判性とは対照的に、二者の「政治性」、「宣伝性」、「戦略性」が強い。また、網民の「投票」を「言説権力」の源としているネットオピニオンリーダーに比べ、伝統メディアや政務微博に強力な国家権力の裏付けがある。党の宣伝機関としての政治資源・情報資源への寡占、或いは（伝統メディアだけの場合に）報道機関としての専門性はその影響力の源となっている。

一方、性格と影響力の源における区別のため、ネットオピニオンリーダーは他の二者と不平等な力関係に置かれている。次項で詳しく展開するが、党・政府にとって公共性と批判性の強いネットオピニオンリーダーは言論統制の対象であり、実際に彼らに対する管理、指導、取り締まりを行なってきた。そうした中、ネットオピニオンリーダーの萎縮や役割発揮の停滞が生じ、その中心的地位も極めて脆弱で不安定なものである。それに対して、国家権力バックとした伝統メディアや政務微博は圧倒的に強固な地位を有する。

同じくネット上のコミュニケーション構造の中心に位置する他の二者とはどのような連動関係を繰り広げているのか。それはネットオピニオンリーダーの役割発揮を考察する上で見落とせない。それについて、第四章のケーススタディで詳しく検討する。

3.2.3 党・政府権力によるネットオピニオンリーダーへの管理強化

・目的

第二章で紹介したように、BBS 論壇時代からネットメディアの世論形成空間としての影響力が顕在化するにつれ、党・政府は社会統治に利するよう、多様なネット世論管理手段を講じてきた。具体的に、海外「有害」ウェブサイトの遮断、国内「有害」ウェブサイトへの取り締まりキャンペーン、ウェブサイト運営と情報内容に関する法整備、情報フィルタリングシステムの構築、ネット警察の設置、大学 BBS 論壇や微博の実名化、「違法」情報や「敏感」情報の削除、問題視されるアカウントの閉鎖や一時発信停止、民間ネット会社に党の組織の浸透などが挙げられる（李 2009；福島 2011；西 2014）。こうしたインターネットへの監視と管理の網が張り巡らされている中、ネットオピニオンリーダーのアカウントに対する情報削除、発言禁止、閉鎖などが安易に行われている。

しかしそれにとどまらず、2013 年 8 月以来、ネットオピニオンリーダーを標的とした一連の管理強化政策が着実に推進されてきた。それも、習近平政権によるイデオロギー宣伝とネット世論管理・誘導を強める政策の一環となっている。「8.19 演説」で、習近平主席は「メディア融合政策」と「党・政府機関や幹部らを主体としたネット軍隊を養成する」

方針の他に、「ネット上のオピニオンリーダーを確実に把握しなければならない。（彼らを）区別し、導き、良き者を励まし、悪き者を取り締まる」¹²⁹とネットオピニオンリーダーへの管理強化を要求した。

なぜ、ネット世論に対する管理統制を強化しようとする政策背景の下で、ネットオピニオンリーダーが取り締まりの標的となっているのか。その原因は二つの点から解析できる。第一に、前に論じたように、ネット上のコミュニケーションの流れの「脱中心化-再中心化」過程で、党・政府とその管理下にあるマスメディアに独占されてきた「言説権力」は、新たに現れた中心であるネットオピニオンリーダーへ分散されている。それによって、従来党・政府の情報コミュニケーション資源の独占に基づく世論形成に対する影響力と主導権が希薄化した。そうした影響力と主導権を取り戻すために、党・政府はその傘下にある伝統メディアや党・政府機関のソーシャルメディア進出を推し進める一方で、ライバルとなるネットオピニオンリーダーを制御しなければならないという必要性が生まれる。第二に、第二章で詳しく論じたように、ネットオピニオンリーダーの媒介作用によって、多様な問題が確かに誘発されている。党・政府はこれらの問題を根絶するにあたっては、当然のことながら、ネットオピニオンリーダーを真っ先にその矢面に立たせている。

・動き

1. 「七つの最低ライン」

2013年8月10日に、国务院国家インターネット情報弁公室の主任魯煒は紀連海、廖玗、陳里、潘石屹、薛必群などの十名余りの有名なネットオピニオンリーダーを招き、「ネット有名人社会責任フォーラム」を開き、発言する際に遵守すべき「七つの最低ライン」のコンセンサスを確認させた。即ち、「法律を守る」「社会主義制度を擁護する」「国家利益を守る」「社会公共秩序を維持する」「公民の合法的權益を保証する」「道徳の氣風を尊重する」「情報の真実性を保証する」というものである¹³⁰。それに対して、『人民日報海外版』は評論を掲載し、フォーラムの開催と「七つの最低ライン」の提起が「微博管理上で事後の発言禁止から事前の誘導への転換を示す」と論じる。また、清華大学コミュニケーション学院副院長陳昌鳳教授のコメントを引用しながら、「これはネット“大V”らの恣意的な情報転載、デマ拡散、私憤の解消、騒がせ、バッシングに対する積極的な打撃だ。

¹²⁹ 維樹剛「学習習近平総書記關於意識形態工作重要講話精神的体会 “8.19 講話”」中央組織部党建研究網 2015年3月27日掲載 <http://www.djyj.cn/Default.aspx?tabid=99&ArticleId=5818>

¹³⁰ 蘇垚・周夢清・駱熒雪・潘旭濤「微博“大V”与官員圍桌檢討堅守底線 網管：釈放由堵到疏信号」「国信弁主任魯煒与網絡名人座談“七条底線”不可触碰」『人民日報海外版』「海外网」2013年8月13日掲載 http://paper.people.com.cn/rmrhwb/html/2013-08/13/content_1282485.htm

一方で、“大V”らの役割を積極的に発揮させ、網民を誘導する（措置だ）」としている¹³¹。

しかし、『人民日報海外版』と陳教授の論評は政策目的の一側面だけを指摘している。「七つの最低ライン」の内容を掘り下げてみれば、その根本的なねらいがネットオピニオンリーダーへの服従強制にある。なぜなら、党の指導が法律を凌ぐ政治体制の下で、ネットオピニオンリーダーに科する「法律」「国家利益」「社会公共秩序」「公民の合法的権益」「道徳の気風」とは何を意味するのかが、党・政府側の思惑や判断であり、こうしたコンセンサスの設置が、党・政府にとっての不都合な言論でネットオピニオンリーダーに罪を被せる手段としても便宜的に使えるからである。そのため、「七つの最低ライン」は単なるネットオピニオンリーダーに対する注意ではなく、党・政府のネット言論に対する原則的な立場を示し、言論統制の枠組みをつけようとしている。つまり、これまでのような、党・政府にとってのマイナス発言が既に許せないという信号を伝えていると言っても過言ではない。

2. 取り締まり強化キャンペーン

2013年8月下旬から9月にかけて公安部によるネットデマ撲滅キャンペーン、いわゆる「ネット浄化行動」が全国で展開され、そうした中で「大V」と呼ばれる微博上の著名ネットオピニオンリーダーを標的とした取り締まりも始まった。キャンペーン期間中に警察に拘束された7名の主要なネットオピニオンリーダーの身分、拘束理由、情報行動などを表3-3にまとめる。そこから、様々なパターンが分かる。

表3-3 2013.8-9「ネットデマ撲滅キャンペーン」で拘束された
主要ネットオピニオンリーダー

時間	実名/ハンドルネーム	身分	情報行動と拘束理由
8/9	周祿宝	ネットライター、プロのネット告発者	110万ほどのフォロワーを抱え、「反腐敗と権利維持を叫ぶネット闘士」と呼ばれた。2012年に「甘肅省陝西県政府が高価で生活保護を受けている家庭に羊を売る事件」「甘肅省陝西県の小学校教師が幼女8人を強姦した事件」「事故現場でせせら笑いながら、高級腕時計を着用した腐敗局長事件」「珠海市国有企業の総裁が一晩で高級酒12本を消費した事件」「広西省商品品質監督局幹部の腐敗事件」などを次々と実名で暴露し、伝統メディアの事件調査と報道、政府部門の対応を促した。ところが、

¹³¹ 同上

			警察によると、周は、政府部門、幹部、寺、不動産開発業者、及び一般民衆に対して強請りを働き、不当な利益を得たとされる。 ¹³²
8/19	秦志暉 / 「@秦火」 /	ネット PR を担当する会社の管理職	警察によると、秦は「7.23 高速鉄道事故」が発生した後、中央政府が外国人遭難者に 2 億円で賠償するというデマをでっち上げ、公的に有徳兵士とされる雷鋒の奢侈な生活を捏造し、中国身体障害者協会会長張海迪が日本国籍を持つというデマなどを流布した。これらのデマはネットユーザーの間で大きな話題となり、大量の転送と批判を生んだ。 ¹³³
8/20	傅学勝	情報技術会社の経営者	警察によると、傅は競争入札に負けた恨みから、「上海市金山區公安局の腐敗、愛人問題、殺人事件」「国有企業中央石油化学工業グループの女性処長が、入札した企業からアフリカのホストによる性的接待を受けたとする事件」を捏造し、サクラを雇い、関連情報を広く拡散させたという。 ¹³⁴
8/23	薛必群 / 「@薛蛮子」	実業家、投資家	「新浪微博」で 1200 万ほどのフォロワーを抱え、社会問題や公共議題をめぐって活発に発言し、児童誘拐防止の呼び掛けを始めとした多くの議題で世論を動かす力を持つ人物である。2010 年 9 月 8 日から 13 年 8 月 23 日の間、微博「@薛蛮子」から発信されたツイートは 1 日平均 78 本にもなる。 ¹³⁵
8/23	劉虎	『新快報』記者	自分の微博で未確認の情報を発信し、ネット上で恣意的に国家機関及び個人を攻撃し、誹謗中傷、恐喝、騒動挑発の容疑で逮捕された。『澎湃新聞』の報道によれば、劉虎が国家工商管理総局の副局長や陝西省公安厅の庁長を含む数名の省と部レベルの幹部（日本の中央省庁レベル）の汚職を実名で告発したことは、逮捕の原因に繋がっているかもしれないとされる。 ¹³⁶
9/10	董如彬 / 「@辺民」	ネットサイトの編集者や BBS 管理	雲南省の地方ネットオピニオンリーダー。2009 年に雲南省昆明市で発生した「鬼ごっこ事件」「小学生売春事件」で活発に情報発信し、地方メディアの「生活新報」に「雲南省十大ネットユーザー」に選ばれた。と

¹³² 百度百科

http://baike.baidu.com/link?url=7iXJ6MEvPPVKf_62b0ubx73ohwimJGYMjtJnrIcmFwlbXY_jBTjLe2m6AeeEi0lQCKrQoMPTWinFbsSypdqC1qScK5TUdIqZwez3K7tXTGEdZOONg-FgwHCp36sprfU

¹³³ 袁国礼「網絡名人辺民被捕 曾在“猫猫”等案表現活躍」『京華時報』「鳳凰網」2013 年 10 月 17 日転載 http://news.ifeng.com/mainland/special/qinhuohuo/content-3/detail_2013_10/17/30391653_0.shtml

¹³⁴ 劉俊・鞠靖・徐顯哲「“打撃網絡謠言”台前幕後」『南方周末』公式サイト 2013 年 9 月 5 日掲載 <http://www.infzm.com/content/93974>

¹³⁵ 同上；楊林・汪再興「薛蛮子出獄後的生活」『博客天下』2015 年第 1 号

¹³⁶ 邢丙銀・楊海「“檢方無法按時結案”，新快報記者劉虎被捕近一年後取保候審」『澎湃新聞』2014 年 8 月 3 日掲載 http://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_1259589

		員を経て、 2011年にPR 会社を経営	ころが、警察によると、2011年以来董はネットオピニオンリーダーとしての知名度を利用しながら、「宣威の癌村」「航空業界のボスの腹上死」などの事実無根の話をでっちあげ、デマを飛ばすことにより、数十万元の不当の利益を得たとされる ¹³⁷
9/ 13	王功権	投資家、企業 家、人権活動 家	公民企業家と呼ばれ、人権活動家でもある王功権は、社会問題や公共議題に関心を寄せ、ソーシャルメディアを通じて積極的に発言する一方で、公民の権利擁護、教育の平等、役人の財産公開など、憲法を根拠に人権擁護などを訴える「新公民運動」も支援していた。 ¹³⁸

まず、企業家の薛必群を買春の疑いで逮捕したことは最も広く注目を集めた。表3-3で示すように、薛必群は1200万ほどのフォロワーを抱え、1日あたり78通も微博にツイートし、児童誘拐防止の呼び掛けなどの数多くの事件や社会問題で世論を動かす力を持つ人物であった。国务院新聞弁公室は薛が「大V」であることが逮捕とは無関係であると説明した。ところが、留置所に入れられた薛を中央テレビ局の全国放送のニュース番組に登場させ、買春罪を認めさせるとともに、「大V」の責任を全うせず、虚栄心のため未確認の情報を発信したと謝罪するように語らせた。それは、彼を見せしめにしたとされている¹³⁹。薛はネット社会に限って言論活動をした人物であるが、公民企業家と呼ばれる王功権は現実社会での公民運動に具体的な支援活動を行っていた。その彼は、公共秩序の紊乱で連行された。薛と王には確かな「違法行為」が確認されている。それに対して、『新快報』の記者劉虎は政府高官を实名で告発し、逮捕され、誹謗中傷、恐喝、騒動挑発の容疑で警察に公訴されたものの、いずれの件でも容疑不十分と裁判所は判決を下した。

こうした経済的・社会的エリートが取り締まりの対象とされている一方で、周祿宝、董如彬、秦志暉、傅学勝の四人は「草の根有名人型」ネットオピニオンリーダーであった。甘肅省の周祿宝、雲南省の董如彬は地元政府や幹部の腐敗汚職を暴露し続け、伝統メディアの報道や事実確認ないし政府の対応を促したことで名を知られている。ところが、警察によれば、二人ともネットオピニオンリーダーとなってからはその知名度を利用し、強請

¹³⁷袁国礼「網絡名人辺民被捕 曾在“躲猫猫”等案現活躍」『京華時報』「鳳凰網」2013年10月17日転載

http://news.ifeng.com/mainland/special/qinhuohuo/content-3/detail_2013_10/17/30391653_0.shtml ; 「網絡名人“辺民”董如彬涉三罪被批捕」新華網2013年10月17日に掲載

http://news.xinhuanet.com/legal/2013-10/17/c_125554682.htm

¹³⁸向伊文・鞠青「復調王功権」『南方週末』公式サイト2014年8月9日掲載

<http://www.infzm.com/content/102895>

¹³⁹吳雨「殺鷄傲猴薛蛮子取保候審」『在線導報 DW』2014年4月17日掲載 <http://www.dw.com/zh/殺鷄傲猴薛蛮子取保候審/a-17574844?&zhongwen=simp>

りを働いたという。周、董とは異なって、秦志暉と傅学勝は最初から経済的利益あるいは報復のために、デマを捏造して網民の注目を集めたとされるケースである。

ネットデマ撲滅キャンペーンの実施は、一石三鳥の目的を達成している。まず、周禄宝、董如彬、秦志暉、傅学勝のケースを通じて、デマの流布、情報捏造、恐喝といった違法行為を摘発し、処罰している。そして、キャンペーン運動を利用し、党・政府機関や幹部の不正行為を暴露する人に報復する可能性も決して否めない。記者劉虎のケースからその恐れが十分に示唆されている。更に、薛必群と王功権のケースからすれば、政治問題や社会問題に強い関心を寄せ、強い影響力を持つ企業家を見せしめに、ネットオピニオンリーダーとして活躍している経済的・社会的エリートに対して、言論や行動を自粛するよう警告を鳴らす狙いも伺える。

3. 法律制定

ネットデマ撲滅キャンペーンに合わせて、ネットを利用し事実捏造や誹謗中傷を行うことが犯罪と見なされるかについて、恣意的判断も可能であるにもかかわらず厳しい量刑が定められた。2013年9月9日に、最高人民法院、最高人民検察院は「情報ネットワークを利用した誹謗中傷などの刑事事件の処理に法律を適用することの若干の問題に関する解釈」を公布し、ネット上の誹謗中傷、事実でないデマが5000回以上閲覧されたか、或いは500回以上転載された場合に、「状況が深刻」としてその発信者が3年の懲役に科すとしている¹⁴⁰。

この司法解釈は、デマの捏造や流布とそれによる恐喝、誹謗中傷、個人へのバッシングの問題を抑止する効果が期待できる。しかし他方、公権力に特定の好ましくない人物などに対して濫用される恐れも避けられない。特に、発信内容が大量の閲覧と転載を喚起することで、ネット世論形成に主導的な影響力を及ぼしているネットオピニオンリーダーは真っ先に打撃されたのである。

4. 新興メディアの代表的人士に対する工作（任務）

2015年5月に開かれた中央統一戦線会議で、習近平国家主席は「新興メディアの代表者¹⁴¹に対する事前準備教育を改善し、強化しなければならない。日常的な連絡のルートを作

¹⁴⁰ 「網絡謠言転発超 500 次 可構成誹謗罪」『京華時報』中国共産党新聞網 2013 年 9 月 10 日転載 <http://theory.people.com.cn/n/2013/0910/c49154-22865415.html> ; 「最高人民法院最高人民検察院关于利用信息网络实施誹謗等刑事案件适用法律若干问题的解释」中国最高裁判所の公式サイト「中国法院網」2013 年 11 月 12 日掲載 <http://www.chinacourt.org/law/detail/2013/09/id/146710.shtml>

¹⁴¹ 潤智「正解“加強和改善对新媒体中的代表人士的工作”」、中央統一戦線部の「微信（Wechat）」での公式アカウント 2015 年 6 月 3 日掲載

り、オンラインでのやり取りとオフラインでの交流を強化し、彼らを中央統一戦線任務の対象に取り入れ、「ネット空間の浄化と主旋律の発揚にプラスのエネルギーを貢献させよう」という指示を出した。ここでの新興メディアの代表的な人物とは、新興メディアの従業員、新メディアを通じて情報伝達と意見表明する影響力ある人物とされている¹⁴²。

主席の指示に先立って、新興メディアの代表的な人物を対象とした研修活動が会議前に展開されていた。例えば、調査記者と公益活動家である鄧飛と温州市政協委員の欧陽後はネット大Vとして、2015年3月24日から4月3日の間に中央統一戦線部が開催した「第12期社会階層人士理論研修クラス」の研修活動に参加した¹⁴³。その内容は、国内外の趨勢、当面の経済的苦境と社会構造転換、中国法治建設、ネット社会管理、中国传统文化の理解、ビッグデータの価値と応用などをめぐる学習の他に、愛国主義教育基地「古田会議」¹⁴⁴遺跡の参詣を含んでいる。

以上のから、従来のネットオピニオンリーダー管理政策に比べ、2013年8月以降実施されてきた政策には三つの新たな特徴が見られる。一つ目の特徴はネットオピニオンリーダーに対する管理政策が「内容」への規制から、「人」への規制にエスカレートしたことである。従来に行われてきた情報削除、アカウント閉鎖、一時発言禁止などはネットオピニオンリーダーの発信内容に対する監視と管理である。それはネットオピニオンリーダーの言論活動を完全に封じ込めることができない。削除された情報を再発信できるし、アカウントが閉鎖されても新しいアカウントを作成すれば、情報発信と意見表明を続けられる。しかし、2013年8月以降、発信内容ではなく、ネットオピニオンリーダー自身が党・政府の取り締まりの対象となる。つまり、デマの流布や誹謗中傷などを理由とした身柄拘束、告訴、処罰といった手段が用いられている。それに対する恐怖から、批判性と公共性の強いネットオピニオンリーダーは自ら情報発信と意見表明を控えるようになるのが当然の成り行きである。「人」をうまくコントロールできれば、その発信内容もついでに収斂される。こうした「人」への管理規制はネットオピニオンリーダーの役割発揮を根本から骨抜きにしていると言えよう。二つ目の特徴は、内容や人に対する一方的な管理規制だけではなく、加えて「取り込み政策」も併用していることである。即ち、「ネット有名人社会責

¹⁴²「習近平：巩固發展最広範的愛国統一戦線」新華網 2015年5月20日掲載

http://news.xinhuanet.com/politics/2015-05/20/c_1115351358.htm

¹⁴³ 周宇「網絡大V如何上統戦部“培訓班”」『北京青年報』2015年5月22日掲載

¹⁴⁴1929年12月28日と29日に福建省上杭県古田鎮で開催された中国共産党紅軍第四軍第九回代表大会である。「古田会議」において、無産階級による革命軍としての方向性が打ち出され、軍隊に対する党の絶対的な指導権という基本原則と関連制度が明確化された。（「古田会議記念館」公式サイト

<http://www.gthyjng.com/inexcn.asp?action=zjag>；陶伝銘「古田会議決議的歴史創造性」中華人民共和國国防部公式サイト 2014年10月27日掲載

http://www.mod.gov.cn/hist/2014-10/27/content_4547057.htm)

任フォーラム」の開催、「七つの最低ライン」というコンセンサスの達成、新興メディアの代表的な人物に対する研修などの措置が示すように、党・政府がネットオピニオンリーダーとの接触や教育を重要し、彼らを党の統一戦線に取り込み、社会の統制管理に利するよう働きかけようとしている傾向がある。それは、ネットオピニオンリーダーを伝統メディアと同様に、党・政府の指導に服従させようとする目的が伺える。最後に三つ目の特徴は、法の制定に取り組み、ネットオピニオンリーダーをはじめとする網民の発信行動に対する管理規制に法的根拠を与えようとするものである。

・結果

前項の 2.1.4 で既に詳しく論じたように、こうした一連の管理強化の対策は効果的であった。即ち、2013 年 8 月を境目に、微博上でのオピニオンリーダーは発言を控えるようになり、リーダー同士の連動頻度と緊密度が落ち、その発信内容の影響力が低下している。また、ネットオピニオンリーダーの萎縮に伴い、突発公共事件において「情報の孤島」が現われ、公共的コミュニケーションの活性低下も観察されている。それと対照的に、イデオロギー宣伝と世論誘導の役割を担う官製メディア微博と政務微博が勃興しつつある。人民サイト世論情勢観測室の調査によると、「2013 年 8 月 10 日以降、官製メディアの微博と政務微博の発信量がオピニオンリーダーを上回り、それは微博という世論形成の場でこの二つの国家チームが台頭していることを示している」という（祝ら 2014）。また、CNNIC の分析では、「内容面では、微博は時事問題や社会情報に注目するという早期の傾向から、趣味に基づく垂直化、細分化した領域に傾斜していくというモデルチェンジをしている」という¹⁴⁵。そこから示唆されるように、微博は社会問題や公共議題をめぐる「大衆世論形成の場」としての機能が衰えつつある代わりに、党・政府のイデオロギー宣伝、芸能ニュース、生活娯楽情報、商品のプロモーションが溢れる場となっている。

そのため、ネットオピニオンリーダーの役割発揮は党・政府の言論統制に起因する脆弱性と不安定性が著しい。彼らは一定の言論空間を獲得し、ネット世論形成に機能しうる前提条件として、党・政府の暗黙の了承、許容ないし支持が必要であると言えよう。

3.3 一般網民、伝統メディア、公権力に対するネットオピニオンリーダーの認識

これまで、外からの視点でネットオピニオンリーダーはネット世論形成に働きかける上で、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力と緊密に関わっていることを論じた。内か

¹⁴⁵中国互聯網信息中心（CNNIC）「第 38 次中国互聯網發展統計報告」2016 年 7 月公表
<http://www.cnnic.net.cn>

らの視点で、ネットオピニオンリーダー自身は他の三者をどのように認識し、彼らとの相互関係をいかに処理しているのか。この二つの問題を明らかにするために、本節では代表的な人物を取り上げ、文献分析で入手した質的データに基づいて考察する。サンプルとして、第二章で整理したような典型的な事例に中心的な役割を果たしている7名のネットオピニオンリーダーを選択する（詳細は表3-4にまとめている）。彼らを対象とする文献分析は、その著作、公に発表した文章や演説内容、個人のブログ、メディアによるインタビュー内容などを基に行った。分析と調査を行なった結果を、一般網民、伝統メディア、公権力という三つの部分に分けてまとめている。

表3-4 サンプルとしての代表人物の紹介

番	代表者	身分	携わる事件	関連する議題（議題の進展状態）	役割
1	鄧飛	調査記者	唐慧勞教案、宜黄燒身自殺事件	都市住宅取り壊し管理条例撤廃、労働教養制度撤廃、貧困学生食費寄付プロジェクトの設立（実現）	情報提供、議題設定
2	連岳	コラムニスト	アモイ PX 事件	大型石油化学工場建設プロジェクト変更（実現）	意見形成指導、議題設定
3	于建嶸	社会学者	唐慧勞教案	労働教養制度撤廃（実現）	意見形成指導、議題設定
4	賀衛方	法律学者	孫志剛事件、7.23 高速道路事件、蔣家鑫事件	収容送還制度撤廃（実現）；憲法違反審査制度設立、司法改革、死刑撤廃（進行中）	意見指導、議題設定
5	陳有西	弁護士	李庄案	弁護士制度の整備、司法改革（進行中）	情報提供、意見形成指導、議題設定
6	韓寒	作家	杭州 70km 事件、11.15 上海特大火災事故	公権力の腐敗不正	情報提供、意見形成指導、議題設定
7	周筱贇	記者	「中国石油」の高級酒購買事件など	公権力の腐敗不正	情報提供、議題設定

3.3.1 一般網民

前節で論じたように、「脱中心化—再中心化」過程で言説権利を獲得した一般網民が、その権利をネットオピニオンリーダーの言説権力に積み上げ、ネットオピニオンリーダーの影響力の源となっている。こうした一般網民について、ネットオピニオンリーダーはどのように認識しているのか、彼らとの関係をいかに取り扱っているのか。サンプルからすれば、「重視と動員」、「警戒と批判」という二つのパターンの存在が分かる。

パターン1：重視と動員

このパターンで、ネットオピニオンリーダーは、一般網民の情報行動が自分の影響力の源、議題の進展ないし問題解決を促す力であると重要視している。一般網民の注目、支持、信頼を獲得し、彼らを動員するために、情報発信の内容、タイミング、方式に様々な工夫を凝らしている。その代表者は連岳、陳有西、鄧飛である。

「福建省のPX事件」でブログを通じて「民衆に真実を伝え、平和と成功した抗議活動を指導している」¹⁴⁶連岳は、ブロガーにとっての読者の重要性について、次のように語る。「ブログは一人ではできないものではなく、（読者との）連動によるものだ。（読者からの）レビュー数が大きいほど、ニュースの価値が大きく、コメントの質が高いほど、量が多いほど、ブログの価値が高まる。全てのブロガーが潜在意識で、自分のブログを読む人を望んでいる」¹⁴⁷。言い換えれば、連岳からすれば、ブロガーの発信内容の価値は読者として一般網民のレビュー数、コメント数と質によって賦与されるものである。こうした認識に基づき、連は読者を惹き付けるために、様々な工夫を凝らしている。例えば、「長たらしい文章を避け、迅速に結論を下す。論理が複雑にならないようにする。内容をことわざ、格言のように伝わりやすくする。毎日、更新する」¹⁴⁸などである。

「李莊案」第1期で意見形成の指導者、第2期で情報提供者を担い、議題設定機能を果たした陳有西は連と似たような考えを持つ。「私は世論を重視し、全ての網民の私に対する評価に関心を持っている。私は最高裁判所のスポークスマンを努めたことがあるので、世論の原理、本質とその巨大な社会機能を知っている」¹⁴⁹と陳は語る。こうした認識に基づいて、案件の情報をリアルタイムで公表し、網民の広範な注目を惹きつけ、そのネット世論の圧力で、案件の進展を促すのがその常套手段である。陳自身の言葉を借りれば、「私

¹⁴⁶ 翟明磊（2009：13）『中國猛博—新媒體時代的民間話語力量』天地圖書有限公司

¹⁴⁷ 同上,23

¹⁴⁸ 同上

¹⁴⁹ 張捷・張卓・趙涵漠・王天挺・綫楊・魏玲（2014）「新年採訪地球50人之陳有西」『人物』2014年第1号

は李莊案第2期を機に、案件審理の全過程を生中継するというモデルの創始者だ¹⁵⁰ということである。

微博で「宜黄事件」や「唐慧勞教案」の進展を「生中継」し、議題設定の役割を果たした鄧飛からすれば、網民の注目と発言は事件の「敏感さ」を乗り越え、報道と言論の空間を切り開く効果を有する。彼が事件に関する情報公開先を、伝統メディアではなく、微博を選択した理由もそこにある。即ち、「140文字しか書けない微博の最も素晴らしいところは、伝統メディアにタブー視されるものが、微博という海で貴方が一言、私が一言と、あれこれ言ううちに、敏感さが褪せて、尋常なものになってしまう。そのため、言論自由空間は徐々に拡大する。それ故、2010年9月16日の早朝、私は江西の事故現場で取材している記者の電話を受けた時、私の最初の反応は鐘家姉妹の被害を微博に報告し、公開すべきだということだった。伝統メディアの力が不足する時、公衆の知る権利を保障するために、短くて洗練された微博を発信するのは、私の思いつく最もよい方法だ¹⁵¹という。

それに加え、網民の情報提供、情報伝達、意見集約、評論といった情報行動は微博上でネットオピニオンリーダーとして活躍している記者に支持を与えていると鄧は考える。それは鄧の次の言葉から伺える。即ち、「宜黄事件を微博で『生中継』する際の情報源は、最初に江西の事故現場で取材している記者だったが、『生中継』の進行中で、事故現場の昌北空港ロビーにいる乗客が微博の私的メッセージを通じて、現場の状況を伝えてくれた。これは革命的な瞬間だった。新メディアは記者に第二の戦場を与えたが、記者たちが微博上で戦っている時に、ネット上の『围观』する民衆は傍観していない。彼らも情報伝達、意見集約、評論、更に新しい直接的な情報提供に参加した¹⁵²という。また、「(宜黄事件で)私的メッセージで私に情報提供した公衆は二年後、幾何級数的に増えている。私が立ち上げた『微博での誘拐退治』『無料昼御飯』などの公益活動を推し進める真の力は、新メディアを利用するうちに成長してきた現代公民だ。当初、微博で事件の『生中継』の意義を今答えるなら、それは言論自由の境界を開拓したばかりではなく、公衆にもう一つの可能性を与えた。即ち、我々は注目でき、行動でき、変えることができるのだ¹⁵³と鄧は言う。つまり、公共議題や社会問題への網民の注目と参加は、議題や事件の発展を促す力として捉えられ、言論の自由、ないし社会問題の変革を促す可能性に大きな期待が与えられている。

更に、鄧からすれば、網民による公共事件への注目と関与は公民意識の向上や社会の意

¹⁵⁰ 同上

¹⁵¹ 鄧飛 (2013) 「回望宜黄：言論边界、公民良心」新浪伝媒 2013年2月19日掲載
<http://news.sina.com.cn/m/2013-02-19/152026300526.shtml>

¹⁵² 同上

¹⁵³ 同上

見表明の需要の高まりに伴って必然的に出現する時代の趨勢である。「たとえ宜黄事件がなくても、微博中継と微博時代の『围观』は必ず他の公共事件の形成を促し、民衆の姿勢を一新させる。なぜなら、社会世論の嵐が吹き起こり、民衆の公民意識が次第に育ち、公共事件に注目し関与する時期が来ているからだ。微博は蝶々の羽だけだ。軽く震えれば、中国全体がかき回される」¹⁵⁴という。

一方、網民の関心を如何に多く呼ぶかについて、鄧は発信の内容と方式に工夫を凝らしている。とりわけ、事件を微博で「生中継」する際に、ツイート内容に目を引く標題或いはハッシュタグを付けるように腐心してきた。「魚が水を得たかのように私にとって微博は快適だ。長年にわたって（伝統メディアで）特集を書く経験から、ストーリーを語る能力が鍛えられた。140文字以内で一つのストーリーをはっきり語ることができるし、非常によい標題を思い出すこともできる」¹⁵⁵と鄧は述べる。例えば、「宜黄事件」を「生中継」する時、【二人の女性がトイレに閉じ込められ、中国（社会）と通話保持】という標題を付けた原因は、人気映画〈通話保持〉のタイトルを模したためであった。「二人の女性が（県幹部らに）空港の女子トイレに閉じ込められ、携帯端末を使って外部と連絡するしか何もできないことが悲しい。この場面は、香港の人気男優と台湾の人気女優が主演する映画『通話保持』を思い出させる。その映画は連行された女子がある男性と通話して自分を助けに来てもらう話だ。全ての網民がこの映画を見たとは限らないが、（見たことのない）彼らは次の場面を想像できる—二人の女性が女子トイレに逃げざるを得ない。彼女たちを連れ去ろうとする役人たちが外に立っている。彼女たちには助けが必要、社会の救援が必要だ。（このように発信したら）微博上で（関連情報の）リツイート数とコメント数が湧き上がり始めた」¹⁵⁶と鄧は語る。また、鄧飛が情報発信に使ったもう一つの標題「女子トイレの攻防戦」は「宜黄事件」の商標になり、伝統メディアの報道にも多く引用された。この標題を作る目的について、鄧は「焼身自殺や陳情妨害などの悲惨な話題を長閑なものに変えれば、もっと野次馬が集まりやすいと思う。なので、私はこの事件を、新浪微博が生中継する双方の力関係が極めて不対等な“女子トイレ攻防戦”と定義した」¹⁵⁷という。つまり、事件が網民に興味を持たせ、伝えやすくするために、その話題性や面白さを強めようとする意図がある。

パターン2：警戒と批判

¹⁵⁴ 同上

¹⁵⁵ 同上

¹⁵⁶ 同上

¹⁵⁷ 同上

「重視と動員」のパターンとは対照的に、「警戒と批判」のパターンもサンプルから観察される。即ち、網民の意志に迎合し、発言の独立性や理性、真実を追求する精神を失うことに対して警戒を払っている。その上で、網民からのバッシングなどのネット暴力を恐れずに、網民の事実より感情や立場を重視するような情緒的、極端的な発言に積極的に向き合い、批判する姿勢を取っている。賀衛方と韓寒はその代表者である。

賀衛方は長年、ネットメディアを活かして司法改革と死刑撤廃を呼びかけ、「憲政、民主、法治思想の伝道者と見なされている」¹⁵⁸。第二章で紹介したように、BBS論壇が普及し始めた頃、彼はすぐに参加し、2006年2月にブログを開設してわずか10ヶ月間にそのレビュー数が既に100回に至った¹⁵⁹。また、新浪微博で188万のフォロワーを抱え、「7.23高速鉄道事件」における発言が当日10万回もリツイートされるほど膨大な動員力を誇っている。しかしその人気ぶりの反面、民意と一定の距離を取るのが彼のポリシーである。インターネットの普及とそれに伴う知識人のネットオピニオンリーダーとしての影響力の拡大について、賀は「一方では皆が公に発言できるが、他方皆の声が埋もれるという、諸刃の剣だ。そこで、研究者たちは多くの人に注目される優勢を持つが、こういう時こそ格別に、理性的に行動したい」¹⁶⁰とネット世論が沸騰する環境で理性を保つ姿勢を示している。2005年6月24日、賀衛方はインターネットで公開状を発表し、現行の入試制度が合理的な人材選抜の原則に深刻に違反しているという理由で、2006年から法律史専攻の修士学生を受け入れないと公言した。それをきっかけに、修士入試試験制度に関する世論が渦巻いた一方で、賀衛方本人も網民からの猛烈なバッシングを受けた。彼は自分のブログを攻撃する網民に対して、「侮り罵るコメントは逆にその説得力を弱めている。あまりに気にする必要がない」¹⁶¹と泰然としている。

また、インターネットの普及に伴うポピュリズムの出現が、学者による大衆迎合を引き越し、学問の独立を脅かしかねないという状況に対して、賀は学者にとっての非常に大きな試練であり、権力者との戦いより、更に難しいと考える。なぜなら、「権力者との抗争では、英雄の名声を得られる。その時に戦士になれる。しかし、（無数の網民に対して）『千万人と雖も吾往かん』（自ら反省して正しいと思ったら、敵が千万人いても恐れることなく向かっていこう）の精神だけでは、思う通りの効果を収められない」¹⁶²からである。

¹⁵⁸ 曹国星「北大教授賀衛方伝被懲罰赴新疆石河子工作」RFI2009年11月3日掲載 http://www1.rfi.fr/actucn/articles/111/article_12563.asp；華璐「“守門老鶴”的布道法門」『南都週刊』騰訊網2008年12月9日掲載 <https://news.qq.com/a/20081209/002524.htm>

¹⁵⁹ 華璐「“守門老鶴”的布道法門」『南都週刊』騰訊網2008年12月9日掲載 <https://news.qq.com/a/20081209/002524.htm>

¹⁶⁰ 同上

¹⁶¹ 同上

¹⁶² 同上

そこで、「民意と一定の距離を置くべきで、自分が信じること、自分が研究して得た結論、事件に対する自分の考え方を重視すべきだ。各方面からの批評があるとしても、自分に忠実することが大事だ」¹⁶³と彼は主張する。即ち、「権力者の機嫌も取らないし、民意の機嫌も取らない」¹⁶⁴ということである。こうした網民との関係に対する認識の背後に、喧騒に満ちたインターネット時代においても、知識人として追求すべき独立、理性、網民との交流を持ちこたえているという意志があった¹⁶⁵。

賀衛方と同じように、韓寒は「権力者を殺戮すると同時に、群衆も殺戮すべきだ」¹⁶⁶という認識を抱えている。しかしながら、最初から独立性と理性を以って網民と一定の距離を置く意識を貫いてきた賀と違って、韓はネットメディアを通して言論活動を行う中、網民迎合的な姿勢から網民をも批判しなければならないという自己反省を行ってきた。ブログ「私の2011年」で、彼はその変化を次のように振り返っている。「変化は2009年と2010年から始まったのだ。その時、私は時弊を指摘して政府を批判するのが、完全に心底の憎みを感じているからだ。私は束縛を恨む人でありながら、夜中に道で穴を発見したら警察に危険を通報する人で、中国がアメリカや台湾のような社会になるのを毎日待ち望んでいる。私は政府に対する批評から多くの賞賛を得て、そして賛辞を気にし始め、更に無意識的に迎合するようになった。このように文章を書くと、当然ながら皆が喜んでくれる。私に反対する人であれば、五毛党、権力者の走狗、民主の敵だと見なされた。自分を批判する人が益々少なくなり、益々私への苦言に慎重となることに気付いた時、私は何か違うと感じる。長時間の思考を経て、私はよいライターとは権力者を殺戮すると同時に、（蒙昧な）群衆も殺戮すべきだと思うようになった」¹⁶⁷という。

そうした自己反省に基づき、2008年の「フランス系スーパーマーケットボイコット事件」で、韓寒は「愛国、更に面子を愛する」などの一連のブログを発表し、盲目的なナショナリズムを批判する。それは網民からの集中砲火を浴びたが、彼はブログ「愛国者の質問に答える」¹⁶⁸で泰然と挑発に応じた。その内容の一部を抜粋する。

「問題3：祖国は貴方の母親……

回答：祖国は祖国、母親は母親。

問題4：貴方は自分が立っている土地に申し訳ないじゃないか……

¹⁶³ 同上

¹⁶⁴ 同上

¹⁶⁵ 同上

¹⁶⁶ 韓寒「我的2011」2012年1月8日掲載 http://blog.sina.com.cn/s/blog_4701280b0102dzqy.html?tj=1

¹⁶⁷ 同上

¹⁶⁸ 韓寒「回答愛国者の問題」2008年4月23日掲載
http://blog.sina.com.cn/s/blog_4701280b0100945n.html

回答：私は土地を持っていない。貴方も土地を持っていない。（中国の庶民に土地の所有権がないことを指す）

問題5：貴方は中国人ではない。中国人であれば、家樂福（フランス系スーパーマーケット）をボイコットすべきだ。

回答：憲法上はそういう規定がない。これは貴方の強制的で乱暴な愛国観念だ。」

また、2011年の「銭雲会事件」の発生後、韓寒はブログ「真相が必要なのか、それとも、需要に応じた真相が必要なのか」を発表した。急進的な右派知識人が自分のニーズに応じた真相だけをほしがるのは政府の嘘つきと同じだと指摘し、真相は感情や立場より重要であり、仮定の“事実”で相手を批判すべきではないと主張している。

3.3.2 伝統メディア

伝統メディアに対して、新しい中心であるネットオピニオンリーダーがどのように捉えているのか。サンプルへの考察から、ネットオピニオンリーダーは自分がネット世論形成に働きかける上で伝統メディアを必要としているし、言論活動を繰り広げるにあたって、伝統メディアと手を組もうと心がけていることが明らかになっている。具体的に次の二点が挙げられる。

第一に、自分の発信情報の影響力の拡大、信頼性の向上、確実性や詳細性の補完は伝統メディアに頼る。

伝統メディアに所属する記者でありながら、公権力の腐敗不正の素材を暴露するプロの「ネット暴露者」で名を馳せている周筱赟は、次のようにインターネットと伝統メディアによる公権力への監督監視の関係を語っている。概して、伝統メディアに取り上げられることで、①情報が現実社会に広がり、党・政府指導者までに届ける、②情報の信頼性が強まる、③事件に関する掘り下げた調査や報道ができる。従って、ネットメディアが伝統メディアによる監督監視を完全に代替できないと周が自らの経験から主張する。

「第一に、インターネットによる監督監視が伝統メディアによる監督監視の尺度とルートを広げた。多くの事件では、伝統メディアは先に報道できないが、ネット上のホットスポットになることで、報道の困難さが大幅に下がる。第二に、インターネットによる監視は、伝統メディアと連動して初めて、効果があり、期待される目的に達する。なぜなら、結局、伝統メディアのほうが更に大きな情報伝達のルートを持って、地位のある指導者も昔ながらの閲読習慣を残している。第三に、伝統メディアはある程度信頼性を代表している。ネット上の暴露だけでは、やはり大部分の人が疑う。第四に、伝統メディアの優勢は、一層深まった調査と更に詳細

な報道ができることである。」¹⁶⁹

こうした認識に基づき、周筱贇は自分がネットを通じた発信内容を如何に伝統メディアに取り上げられるように工夫しているか、次の陳述から垣間見ることができる。即ち、自分の暴露した情報が、微博での私的メッセージや記者のチャットルームを通じて、多くの伝統メディアの記者に知られ、転載してもらうことで、伝統メディアに追跡報道される確率を上げるということである。

「自分の発信内容を広範囲に拡散させるために、ネット上で活躍しているネットオピニオンリーダーの転載を働きかける。重要なネタであれば、自分がフォローしているリーダーたち一人一人に、転載を頼むメッセージを送る。4、5百通ものメッセージを発信する。その中の一部は、プロのメディア関係者だ。彼らの微博を見ている人は、記者かもしれない。彼らの転載を通じて、私の暴露した情報は記者間で転載され、また記者が追跡報道をする可能性もある。そして、私は微博を発信した後、記者のチャットルームにも情報を発信しに行く。例えば、藍衣グループ、東八区、第九世界通信社、伝媒江湖グループ、鳳凰博報グループ、天涯爆料、凱迪のオリジナリティ聯宜グループなど。」¹⁷⁰

微博アカウントを通じて情報発信と共に、伝統メディアの資源を積極的に利用し、動員する情報行動の特徴は鄧飛の場合にも見られる。「江西省宜黄県の焼身自殺事件」で「女子トイレ攻防戦」を実況中継した鄧飛は、まず、伝統メディアの記者を通じて事件の関連情報を獲得したのである。例えば、最初に姉妹と直接連絡する経済誌『新世紀週刊』の記者劉長を通じて鄧は情報を入手した。即ち、<姉妹が現場の状況を携帯端末で記者劉長に報告し、劉長がその内容をメモしてチャットメディアを通じて鄧飛に伝え、そして鄧飛は微博に発信する>という情報提供のルートであった¹⁷¹。また、「攻防戦である以上、双方の人物紹介が必要である」と考える鄧は、「記者たちのチャットルームで情報提供を呼び掛け、余裕のある記者たちに、鐘家姉妹と幹部たちの関連資料を集めてもらい、それを随時発信した」という¹⁷²。一方、事件の影響力と注目度を上げるために、「女子トイレ攻防戦」の「生中継」を行った当日の午後に、鄧飛は成都テレビの「真相三十分」番組、『新快報』、『現代快報』の取材を積極的に受けた。

¹⁶⁹同上,200

¹⁷⁰張志安・劉虹岑（2015: 193-194）「物証高于人証 謠言難逼真相—專訪知名網絡爆料人周筱贇」『轉型與堅守—新媒体環境下深度報道從業者訪談錄』南方日報出版社

¹⁷¹鄧飛「回望宜黃：言論邊界、公民良心」新浪傳媒 2013年2月19日掲載

<http://news.sina.com.cn/m/2013-02-19/152026300526.shtml>

¹⁷²同上

第二に、個人の知名度の拡張、観点の影響力の拡大に、伝統メディアの力を借りている。それは二つの状況に分けられている。

一つ目は、伝統メディアに所属する、或いは所属したことのある記者がネットオピニオンリーダーを務める場合に、その知名度と影響力は伝統メディアという職業から成り立っている。

例えば、周筱贇からすれば、伝統メディアの記者という身分は「ネット暴露者」としての自分に影響力と人脈をもたらす。前述のように、自分の発信内容を広範囲に拡散させるため、周はネット上で活躍するネットオピニオンリーダーに転載してもらうように彼らを働きかける。彼らとの信頼関係を如何に保つのかについて、周は次のように語る。「私は有名人との会食に滅多に参加しないが、自分の文章とメディア記事の影響力に頼る。私はメディアで働いているため、国内主流の社会科学分野の知識人をほとんど知り、彼らとよく積極的に交流し、意見を交換している。私が衝撃的なネタを暴露すると、何人かの『大V』は私をフォローする」という¹⁷³。

一方で、次の言葉から、記者という身分によって周は検挙された人に復讐されるリスクから身を守る保護も与えられていることが伺える。「中国では、メディアの調査記者は命を脅かす危険に遭わない。なぜなら、記者の後ろ盾はメディアで、メディアの後ろには政府がある。記者より、内部告発者或いは検挙者のリスクは高い。メディア倫理からして、私はネットを通じて黒幕を暴露する時、職務上の身分を伏せているが、暴露された人は必ず私の身分を調査すると思う。メディア関係者という身分は確かに私を保護している」¹⁷⁴

また、鄧飛もその知名度は調査記者として伝統メディアで書いた記事によって蓄積されていた。「2005年はブログの時代であった。私は騰訊、搜狐、鳳凰、網易、新浪、天涯などの六つのサイトでブログを開通し、私が『鳳凰週刊』で発表した全ての文章をアップする。私は、これらのサイトと緊密に付き合い、更に、深い友情を結んでいる。私の文章は一般的に、サイト側に重点的に推薦された。私はブログ生活に大満足している」と鄧飛が語る¹⁷⁵。

二つ目は、記者以外の職業を持つネットオピニオンリーダーの知名度やその観点の影響力の獲得も伝統メディアの報道に関係している。

賀衛方はネットメディアを通じて情報発信と意見表明を行うと同時に、伝統メディアを介して自分の主張を広めようとする。例えば、2005年の「聶樹斌案」（強姦殺人事件の真

¹⁷³張志安・劉虹岑（2015: 193）「物証高于人証 謠言難逼真相—專訪知名網絡爆料人周筱贇」『轉型與堅守—新媒体環境下深度報道從業者訪談錄』南方日報出版社

¹⁷⁴同上,201

¹⁷⁵鄧飛（2013）「回望宜黃：言論边界、公民良心」新浪伝媒 2013年2月19日掲載
<http://news.sina.com.cn/m/2013-02-19/152026300526.shtml>

犯人が現れたことで、死刑を執行された内モンゴルの18歳の少年の冤罪が発覚した事件)で賀は長年、伝統メディア、ブログ、微博を通じて案件の再審を呼びかけてきた。2014年12月までに、賀は事件に関連する40篇余のブログを掲載している一方で、案件に新たな展開が現れた2005年、2007年、2009年に『南方週末』で評論文を発表し続けていた¹⁷⁶。

また、弁護士陳有西の例を挙げると、ベテラン調査記者・メディア観察者、陳有西と私的に親しい石扉客は次のように語る。「陳有西の伝統メディアに対する基本的な態度が(目的達成のために)自分に利することだ」。即ち、「伝統メディアの取材をよく受け、伝統メディアを利用して、自分の観点を主張し、イメージを作る。一般的な人が見ただけで恐ろしくなる海外メディアの取材に対しても、自信を以て対応できる」。¹⁷⁷例えば、「李天一案」が発生した翌日に、中央テレビがおぞましい輪姦事案として報道した。陳は三回も鳳凰サイトの取材を受け、案件の事実と調査すべきポイントについて詳細に分析した上で、権威のあるメディアによる司法妨害を防ぎ、案件の真相を調査してはじめて成立するものだと呼びかけている¹⁷⁸。

一方、弁護士業界は知名度に依存するため、伝統メディアの報道による「個人ブランド」のプロモーションを重視している¹⁷⁹。国内の有名な人物雑誌『南方人物週刊』は、陳を「2011年“正義の魅力”」五十名に選んだ。雑誌『人物』も陳の功績を大々的に取り上げたことがある。また、前述通りに、『中国新聞週刊』は2011年度「法治(に貢献した)人物」を陳に授与し、『時代週報』は陳を「2010年の中国時代のプロセスに影響を与える百人」に、2014年の「中国紳士」に選出した。このような伝統メディアの取材と表彰は、ネットオピニオンリーダーとしての知名度の向上に役立っている。

3.3.3 公権力

前節で分析したように、党・政府権力側は、コミュニケーションの流れにおける影響力と主導権を取り戻すために、ソーシャルメディアに積極的に進出する一方で、ネットオピニオンリーダーへの管理強化に務めてきた。こうした公権力の管理統制に対するネットオピニオンリーダーの対応は、「抵抗と妥協」「積極的妥協と利用」という二つのパターンが見られる。

¹⁷⁶章山峰(2014)「賀衛方：我為什麼揪住聶樹斌案不放」『華商晨報』2014年12月22日掲載

¹⁷⁷石扉客「論陳有西」為你弁護網2014年4月8日に掲載

<http://www.scxsls.com/a/20140408/101396.html>

¹⁷⁸「陳有西：不用悲憤、不用絕望，會有中國律師說話的時候」陳有西學術網2016年7月29日掲載

<http://chuansong.me/n/466717651581>

¹⁷⁹石扉客「論陳有西」為你弁護網2014年4月8日に掲載

<http://www.scxsls.com/a/20140408/101396.html>

パターン1：抵抗と妥協

ネットオピニオンリーダーが所属する部門からの直接的な取り締まりやサイト側の情報削除などに抗議を申し立てることで、党・政府の言論統制に対する不満を表わすが、それ以上に過激な抗議活動を行わない。しかしながら、こうした抵抗が党・政府のインターネットに対する言論統制を緩和させるめどがつかない中、リーダーたちはそれに慣れ、妥協せざるを得ない。

例えば、中国社科院農村発展研究所に所属している于建嶸は、ネットメディアを活かしながら、社会問題や公共議題をめぐって情報発信と意見表明を行っている他に、「北京東書房」という貧困児童や重病にかかる児童、迷子などを救援する公益プロジェクトを立ち上げるなどの社会活動に積極的に携わっている。オピニオンリーダーとしての影響力が拡大するにつれ、于は研究所の書記に頻繁に呼び出され、尋問を受ける。それに抵抗するため、于は2015年6月に「尋問される日記」をブログに発表し、尋問に呼び出された際に、携帯端末での上司とのメールの遣り取りを公にしていた。その内容の一部を抜粋する。

「潘：于教授、貴方はどんな機構に参加しても、上部に書類を提出し許可を請わなければならない！
貴方は理解すべきだ。許可を請わないと、絶対に駄目だ」

「于：私は寄付しただけだ。なぜ、許可が必要なのか？」

「潘：状況をはっきり書いてください。私たちは（上級に）すぐに報告する。自分を大事にください」

「于：貴方は共産党末端の幹部として、善悪がつかない。私は申請を書かない！」

「潘：私は党の話だけを聞く。党が求めることを何でもする。」

「于：このように知識人を迫害するのは党の指図なのか？！貴方たちは上級の指示を言い訳に私を迫害し続けるなら、公にする。貴方たちの長期的な迫害を、史料として後世に残す。」

「潘：貴方は本当に私たちに罪をなすり付けた。私たちは貴方を保護しているよ。科学研究に専念しましょう。党組織が禁止することをやらないほうがいい。」

「于：これは一人の書記が言う言葉なのか？私は研究任務を完成していないのか？貴方たちの総書記はいつも、民生に関心を持つように知識人に呼びかけているじゃないか？」

「潘：建嶸、勸告を聞いて」

「于：私は何を間違った？貴方たちは私をどのように処理しても、どうでもいい。貴方たちの長期的な迫害を史料として後世の人に残すだけだ」¹⁸⁰

¹⁸⁰于建嶸「被約談日志」于建嶸のブログ 2015年6月19日に掲載
<http://www.chinesepen.org/blog/archives/29527>

ブログを通じた抵抗が賀衛方の身に起こったこともある。賀は「自分が非常に理性的なブロガーであり、スローガンばかりを叫んで、激しい言葉ばかりを叫ぶタイプではない。たとえ過激な言葉を言う時があっても、方向は建設性があるのだ」と評価し、最終的に社会各方面の間で理性的な対話のメカニズムを築き上げることを待ち望んでしている¹⁸¹。一方、現段階で自分の声を出すのが容易ではないが、言論の自由は全ての人が努力して獲得するものだとは彼は考える¹⁸²。2006年7月に、彼はブログを開通して5ヶ月経った頃、自分のブログに対する読者の書き込みが削除されたことで新浪サイトに抗議するブログ「新浪の管理人に説明を求める」¹⁸³を発表した。その内容は次の通りである。

「現在の環境でサイト側が慎重である必要性を当然理解できるが、実際に私も過激な言論を避けるように十分に気をつけている。網民の書き込みには激しい言葉が確かにあるが、大多数が理性的で、平和的だ。今日、網民『@遠遠』の書き込みが批評的な色彩を帯びるが、建設的だ。それを削除したのはどういう理由なのか.....大鈍でむやみに乱伐するなんて、客に対するあるべき態度なのか。それに、ビジネスマンであっても、国家の制度を合理的な方向に押し進む責任を持つべきだ。しかし、結局新浪は言論統制をしているのだ。現在の管理政策を反省し、ややもすれば書き込みを削除するやり方を変え、更に活気の溢れる言論環境を保ってほしい。今、なぜ私の次の転載を削除したのか、理由を与えてもらいたい。この文章のどこがタブーに触れたかを教えてもらいたい。今後、何を言えるか、何を言えないかを知りたいから」。

こうした賀衛方の抗議に新浪サイトどのように対応したか、その後の展開についての情報は見つからない。しかし、サイト側の書き込み削除がいままで続き、賀衛方の批判と抵抗によっても、何も変わることはなかった。その二年後の2008年に、賀衛方は『南都週刊』の取材に対して、「キーワードが、訳も分からずにフィルターされることは昔からあったが、現在は徐々に順応している」¹⁸⁴と語り、否でも応でも情報フィルターや情報削除などの言論規制に慣れせざるを得ないようであった。更に、賀衛方は「現在、どのような話題が現在の環境で討論できないのか、どのような話題が直接的に討論できるのか、どのような話題は間接的にしか討論できないのか、徐々に最低ラインを探り出してきた」¹⁸⁵。即ち、

¹⁸¹華璐「“守門老鶴“的布道法門」『南都週刊』騰訊網 2008年12月9日掲載
<https://news.qq.com/a/20081209/002524.htm>

¹⁸²同上

¹⁸³賀衛方「請新浪網管給個說法」賀衛方のブログ 2006年7月5日に掲載
http://blog.sina.com.cn/s/blog_48866320010004ei.html

¹⁸⁴華璐「“守門老鶴“的布道法門」『南都週刊』騰訊網 2008年12月9日掲載
<https://news.qq.com/a/20081209/002524.htm>

¹⁸⁵同上

言論活動を繰り広げる中で、党・政府権力側の容認できる最低ラインを探りながら、自主規制していると言えよう。

パターン2：積極的妥協と利用

「抵抗と妥協」の他に、党・政府の公権力の神経を刺激しないように最低ラインを守りながら行動し、体制側の隙間や機会をねらって利用し、目的を達成させようとする「積極的妥協と利用」のパターンはサンプルから見られた。こうした戦略が取られた背後には、一党支配体制下で党・政府が事件や議題の行方の決め手であるという認識がある。代表者は連岳と陳有西である。

2007年6月1日に、「PXプロジェクト」に反対する一万人ほどのデモが行われた後、廈門公安はデモの組織者を捕まえ始め、廈門政府の高官から「プロジェクトを必ず進め、連岳夫妻を必ず捕まえる」と言い伝わった。この状況で、連岳は「遣り続けるが、気をつける」という、自己安全を守りながら諦めずに抗争し続ける戦略を取った。即ち、安全係数を高め、審査に耐えられるために、伝統メディアに掲載された内容しかブログにアップせず、言葉をより穏やかにするということである。こういう戦略を選んだ配慮とは、「政府は過激だが、庶民は目的を明確しなければならない。PX（の撤廃）は我々が勝ち取りたい唯一の目標だ。これはまず自分の安全を守る方法だ」という。¹⁸⁶また、プロジェクトの背後に体制内の権力闘争があるという「陰謀論」擬きの情報を一切ブログに載せず、政府と民衆との対峙を激化させないのが連のポリシーである。なぜなら、「我々は合法の範囲内で全力を尽くす。（プロジェクトに）取り掛かるか否かは政府が決めるものだ」と承知しなければならないからである。¹⁸⁷即ち、一党支配体制下で、プロジェクトの行方が最終的に党・政府の意志次第であることを連ははっきり認識している上に、公権力の強硬姿勢に対して、刺激しすぎず、妥協の余地を残すように発信行動の枠組みを自ら設定していると言えよう。

一方、こうした発信行動の枠組みにありながら、連は体制側の隙間と機会を狙って利用し、目的達成を図ろうとしている。例えば、地元政府と反対市民との攻防が続き、双方が対峙する中、党中央機関紙『人民日報』は12月19日に、プロジェクトが民衆に疑念を抱かれているという基調の評論文を発表し、一部の主流メディアも廈門政府が民意に耳を傾け、科学的に方策を決めたと讃称する記事を掲載した。それに対して、一部の反対派が「政府の粉飾だ」と軽蔑する。しかし、連はブログで政府の賢明さを褒め、「科学的な方策決

¹⁸⁶翟明磊（2009:18-19）『中國猛博—新媒體時代的民間話語力量』天地圖書有限公司

¹⁸⁷ 同上,19

定」という伝統メディアの論調も援用した。その理由は、連からすれば、伝統メディアの論調は政府が退路を探している兆候であるからである。即ち、「適切な賞賛が必要だ。相手から全てを奪ってはいけない……我々は、政府に退路を与え、変化を促さなければならない。我々の目標は非現実的なものではない。それを達成できれば、政府とウィンウィンしたほうがもっと良いのではなかないか」¹⁸⁸という柔軟性のある抗争戦略であった。

こうした行動と認識の特徴は弁護士陳有西からも現れている。『南都週刊』は特集「大スター弁護士のモデルチェンジ：李荘案の背後で繰り上げられる弁護士の暗闘」を組み、2009年から2011年にわたる「李荘案」において、陳有西をはじめとした弁護士たちがどのようにネットメディアを武器に公共的事件に関与するようになったかを取り上げている。それを参照すれば、「李荘案第2期」において、陳は法律専門家のオールスター顧問団を作り、メンバーとして学会の著名な法律学者の他に、北京市弁護士協会と全国弁護士協会といった党・政府の背景のある団体に所属する五人も取り入れている。体制内の人員を導入することで、統一戦線を体制側まで広めるのがその目的である。また、顧問団のメンバー全員が共産党員であることによって、外国勢力という「汚名」が避けられる。そして、メンバーたちは法律上の研究や指導、案件や法律問題についての見方を発表するのみに留まり、法廷現場に行かない、署名活動を行わないとの姿勢を事前に宣言した。その配慮は「この案件は複雑で敏感だ。有徳の人物が現場に行くなら、審判に影響を与えるし、関係者は持て余すはずだ」と陳有西は語る。¹⁸⁹即ち、著名な学者や弁護士をメンバーとした顧問団を作ることで、重慶市側が恣意的に司法裁判を操作できないように牽制するが、他方では党・政府の神経を逆撫でしないように顧問団の公な行動を控えるという抗争戦略を打っていると言えよう。

前述した石扉客からすれば、「陳有西は体制側と癒着が著しく、そしてその癒着を積極的にアピールしている」。例えば、「彼は体制側の是認を誇りにして、優秀共産党員に選ばれたことや、司法部門に表彰されたことを繰り返しアピールしているが、他方では代表的な敏感案件と距離を置く」。また、「彼の微博での発言は周到かつ慎重で、体制側と良好な関係を保っている。故に、そのアカウントが政府に閉鎖されたこともなく、フォロワー数が日々増えつつある」。¹⁹⁰そうした傾向により、陳は保守勢力に忠誠を尽くす『保皇党』だとも揶揄されている。しかしその一方、『中国新聞週刊』は2011年度法治人物を陳に授与する理由に、彼が「中国体制内と体制外の特性の把握に長けているため、法治の

¹⁸⁸ 同上,20

¹⁸⁹ 季天琴・吳思凡「李荘案後の律師暗戦」『南都週刊』2011年第22号 南方網2011年6月15日に掲載 http://finance.southcn.com/f/2011-06/15/content_25476502.htm

¹⁹⁰ 石扉客「論陳有西」為你弁護網2014年4月8日に掲載 <http://www.scxs.com/a/20140408/101396.html>

進展に利するような交流を作り出している」と評価している。また、『時代週刊』は陳を2014年度「中国紳士（名士）」に選出した理由を、「彼は近年中国で起きた全ての敏感な案件に関与している。彼は最低ラインを探り、尺度を把握し、趨勢を判断し、理想と現実のバランスを取る道理を弁え、中国弁護士の良い識と品格を持つ」としている。

こうした賛否両論について、陳自身は次のように弁明する。即ち、「私の全ての目標とは国家と社会の安定を守り、中国に法治と理性の道を歩ませ、国を強くし民を豊かにすることだ。私の公権力に対する批評やアドバイス、政治の失墜に対する論難は国家進歩や政治文明のため、人民に十分な権利と自由を享受させる目的で行っている。私は原則的な問題では八方美人ではなく、個人的危険も恐れない。李荘案から雷洋案まで、私は最も突進している一人だ。しかしなぜ、私は今でも安全無事なのか。それは私の基本的な立場が壁を倒す（現体制を倒す）のではないことが体制側の人に分かっているからだ。それと共に、方法を工夫しているからだ。自分を守らなければ、他人を助けることもできない。今回、我々は北京の五名の警察を要訴追事件として立件したし、（公権力側に）弱みを握られずに終わった。それには優れた自己保全の意識と方法が必要だ。私は、スローガンを公に掲げず、座りこみ抗議をせず、絶食での呼びかけをせず、北京公安を公に批判せず、ただ証拠と法律の枠組み内で、一步一步証拠を調査し、中国現有の法律を手段として用いる。（私のような）体制側との意思疎通を通じて、自分の目標を達成させる一方、自分の身も守れる人は現在の弁護士業界には多くない」¹⁹¹という。即ち、強大な公権力の管理統制の下で、目的を達成させる前提は身の安全を守ることであり、目標実現のために、法律を武器に法律の枠組み内で行動し、体制側が容認する最低ライン内で抗争するようなテクニックと戦略を講じなければならない、と陳は認識している。

¹⁹¹ 「陳有西：不用悲憤、不用絶望，会有中国律師說話的時候」陳有西學術網 2016年7月29日掲載
<http://chuansong.me/n/466717651581>

第四章 「労働教養制度の撤廃」をめぐる事例分析 ——ネットオピニオンリーダーの役割と役割発揮の仕組み

第二章で、中国のコミュニケーション環境と社会的・政治制度的環境に基づき、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割の多面性を論じた。第三章で、ネットオピニオンリーダーはネット世論形成に働きかける上で、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力と関わっていることを検討した。その上で第四章は、2003年から2013年までの「労働教養制度の改革・撤廃」という議題をめぐるネット世論の形成過程に対するケーススタディーを行う。それを通じて、ネットオピニオンリーダーは如何に内的要因と外的・環境的要因に規定されながら、網民と伝統メディアに対して議題設定し、議論の方向を導き、意見の集約と反映をしているのか、また、その過程でどのような問題が起こり、いかなる限界が存在するのかを実証的に考察する。

具体的に第一節で、事例と考察の手順を詳しく紹介する。第二節で、労教制度撤廃の議題は、学者に提起された2003年から2012年まで、インターネット上でどのように議論されてきたのかを調べ、議題がネット上で顕在化した分水嶺「唐慧労教案」を位置づける。第三節で、「唐慧労教案」をめぐるネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの機能、問題と限界を解析する。ネットオピニオンリーダーの役割発揮はどのような規定要因に係っているのかについて、第四節では、内的規定要因の〈発信行動の特徴〉を取り上げ、発信量、発信タイミング、発信形式、発信フレームの種類と頻度から考察する。第五節で、外的・環境的規定要因として、①一般網民を媒介した情報拡散の仕組み、②伝統メディアの報道、③公権力の対応に焦点を当てる。第六節で、知見を要約する。

4.1 研究対象と研究方法

4.1.1 研究対象

1. 本事例の選択理由

本研究は下記の三つの理由により、本事例を取り上げている。

第一に、本議題は制度改革のテンポを加速したネット世論形成過程にはネットオピニオンリーダーが議題設定や意見の集約といった主役的な役割を果たしている一方で、その媒介作用によって多様な問題が引き起こり、役割発揮の限界も見られた典型例である。

第二に、「唐慧労教案」を契機に、ネットオピニオンリーダーは「労働教養制度の撤廃」と共に、「陳情制度」、「維穩（社会安定の維持）体制」、「司法独立」という三つの制度問題を争点に提起していたが、「労働教養制度撤廃」のみが顕在化された。つまり、他の三つの制度問題をめぐってネットオピニオンリーダーの議題設定機能は達成できなかった。その理由は何か、比較を通じて、ネットオピニオンリーダーの役割、問題、限界、役割発揮を規定する要因が更にはっきり浮かび上がることができる。

第三に、七年も継続し、行政司法の四つの制度に関わる「唐慧労教案」は制度撤廃の実現を促しただけでなく、中国社会の現実と矛盾、中国ネット世論形成の特徴と問題、ネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーと一般網民、伝統メディア、公権力との相互関係、各アクターの役割、問題、限界などを著しく反映している。その代表性と重要性については、伝統メディアでも強調されてきた。例えば、『光明日報』は評論文で「唐慧案の意味を読み取れば、『複雑な中国』と『メディア中国（メディアから反映された中国）』を読み取ることができる」とする¹⁹²。また、『時代週報』は「（唐慧案に携わる）各方面のアクター、唐慧とその反対側の力も含め、及びメディアはどのような役割を果たしているのか、どのような価値を実現しているのか、色々な側面を綴り合わせてはじめて、この典型的意義のある社会事件を本当に理解できる」とコメントする。¹⁹³

確かに、「労働教養制度撤廃」の議題とその議題過程の分水嶺となる「唐慧労教案」自体が一定の特殊性を有する。しかしながら、議題と案件を通じて反映されたネットオピニオンリーダーの役割、問題、限界、要因、及びネット世論形成の問題などは、代表性と普遍性を備えている。

2. 労働教養制度と唐慧労教案

「労働教養（以下：労教）制度」とは、各地方政府の労教管理委員会が裁判などの司法

¹⁹²王君超「唐慧贏了，媒体能贏嗎？」『光明日報』2013年8月10日掲載

http://epaper.gmw.cn/gmrb/html/2013-08/10/nw.D110000gmrb_20130810_2-09.htm?div=-1

¹⁹³孫旭陽・八品法曹・西流「唐慧血酬，没有贏家」『時代週報』

<http://news.hexun.com/2013-08-08/156896663.html>

手続きを経ずに公民を最長4年間まで拘束できる中国特有の行政処罰制度である。表4-1で示す通り、本制度は1950年代の政治闘争の中から生まれたもので、時代とともにその性格や社会的役割は変遷し、適用対象範囲も次第に拡大してきた。1980年代から90年代にかけて、人口流動の加速に伴う社会治安の悪化により、労教制度は社会の治安維持に寄与していたことは否定できない。しかし、労教決定、審査過程は裁判も外部からの監督もなしで公安部門¹⁹⁴だけの判断で行われるため、濫用されがちであるなどの弊害が指摘されている（陳2001）。于（2009）の調査によれば、労教制度は地方政府が政府批判者や陳情者を圧迫、報復する常套手段であった。そして、「依法治国（法に従って国を治める）」（1995年）と「人権尊重」（2004年）が憲法に加わり、『立法法』¹⁹⁵（2000年）が実施され、中国政府が『公民と政治権利国際公約』に加盟した（1998年）ことを背景に、労教制度は法治の理念に背き、公平正義を損なっているとして、改革あるいは撤廃すべきだという声が上がってきた。

表4-1 「労働教養制度」の変遷

時期	背景	対象	性格/役割
1955-1966 成立	「肅清反革命分子運動」「反右派運動」	反革命分子、右派、悪質分子	政治闘争の道具 / 思想改造・教育
1966-1976	文化大革命で中止された		
1979-1989 復活、拡大	改革開放初期、人口流動などによる社会治安の悪化	刑事処罰にならない社会治安を乱す者。適用対象は次第に細分化・拡大：大、中都市の窃盗、売春婦、博徒、麻薬中毒者、闇屋など	行政上の強制手段 / 社会治安維持
1990-2012 更に拡大、濫用	改革開放の加速に伴う社会格差の拡大、社会衝突・集団抗議事件の多発；「安定維持第一」政策の実施	農村のごろつき、更に政府批判者、陳情者も次第に対象となる	行政上の強制手段 / 利益衝突や紛争の処理手段；地方政府の政府批判者や陳情者に対処する手段

注：表1は陳（2001）、劉（2001）、魏（2011）を参考してまとめたもの

2003年から、「収容移送制度」の廃止を契機として、労教制度の改革・撤廃を求める提案や呼びかけは全国人民代表大会（立法機構 以下：全人代）の代表や政治協商会議常務

¹⁹⁴ 労教管理委員会は公安部門の下に設置されているため、労教処分の決定権、審査権は事実上公安部門にある。

¹⁹⁵ 『立法法』は「人身の自由を制限するような強制措置や処罰を施するにあたって、全人代及びその常務委員会が作った法律に従わなければならない」と規定している。

委員会の委員（以下：政協委員）、学者や弁護士の間において繰り返されてきた¹⁹⁶。全国人民代表大会は2004年労教制度に代わる新たな法律『違法行為矯治法』（違法行為を犯した者に対する矯正法 以下『矯治法』）の草案を打ち出し、改革に踏み出そうとしている。ところが、公安部門と地方政府は「維穩（社会安定の維持）」を理由に反対していたため、毎年、草案審議が計画段階で終わり、改革の進展が見えてこなかった。¹⁹⁷

こうした行き詰まりを打開したきっかけは、2012年8月に湖南省永州市で発生した陳情者唐慧に対する労働再教育事件、いわゆる「唐慧労教案」である。2006年に唐慧の娘々々に起こった売春強要事件に端を発し、2013年7月に唐慧が労教による人身自由侵害で永州市労教管理委員会（以下：労教委）に損害賠償を求めた訴訟に勝訴したことまで及ぶ。唐は6年間にわたって政府部門、裁判所に陳情活動を繰り返してきた。その理由は、11歳の娘が周軍輝（当時未成年）に強姦された上、百回以上にわたり売春を強要されたが、現地警察が捜査と立件を拒否した他に、裁判過程で売春斡旋人の秦星と談合し、減刑を図るために「人命救助」の証拠¹⁹⁸を捏造したためである。唐は二人が死刑、四人が無期懲役、一人に15年の有期懲役という判決結果を不満に思い、「犯人7人全員を死刑に、百名あまりの買春客、証拠を捏造した警察と当初事件の捜査を拒んだ警察に厳罰を」と要求する。2012年の8月3日に永州市公安局は「社会秩序を深刻に乱した」という理由で唐慧に1年6カ月の労教処分を下した。

しかし、唐慧が拘束された当日、ジャーナリスト鄧飛¹⁹⁹と唐慧の代理人弁護士は連携して事件を「新浪微博」で暴露した結果、幼女が百回以上売春を強要された母親が労教処分を受けたことはネットオピニオンリーダー、網民と伝統メディアの大きな注目を集め、議論を巻き起こした。「唐慧を釈放しろ」という意見のうねりに対して、6日に湖南省政法委員会は事態の調査に動き、四日後唐慧に対する労教処分を取り消した。

¹⁹⁶例えば、2003年に全人代で127名の代表は労教制度改革の議案を提出し、労教制度には深刻な欠陥があり、社会主義民主法治を発展させるために、改革が必要であると指摘する。同年の8月、広東省政協委員・法律専門家朱征夫は他の委員6名が連署した提案を広東省政協に提出し、広東省が先頭に立って労教制度を撤廃するよう求めた。2004年、全人代で労教制度を疑義する議案が13件も提出された。これらの議案に署名した代表は420名に上っている。2007年、専門家や弁護士69人は連署して全人代に「公民提案」を出し、労教制度の憲法違反を審査し、制度を撤廃するよう請求した。2012年8月に、北京市、広東省、河南省、山東省、湖南省など十の省・市からの10名の弁護士が連署して、労教制度の「決定」「審議」「意見聴取」などの段階を調整すべきだと司法部と公安部へ提案した。

¹⁹⁷ 徐凱・張有義・秦夕雅「労教廢立之間」『財經』2012年8月27日掲載；王亦君・董小紅「労教制度改革難在哪」『中国青年報』2012年9月6日掲載；「大陸“労教”漸変進行時」『鳳凰週刊』2012年第27号掲載；「大陸労教立法再陷僵局」『鳳凰週刊』2005年第27号掲載；「労教制度引発如潮疑義、誰来回応？」『晶報』2012年8月16日掲載；沈亮「法学界提請对労教制度啓動違憲審查」『南方週末』公式サイト2007年12月5日掲載 <http://www.infzm.com/content/6316> を参照。

¹⁹⁸警察は、主犯秦星が当時別の案件で拘禁されていた周蘭々を自殺未遂から救ったと主張した。人命救助で死刑を減刑することが可能である。

¹⁹⁹鄧飛、湖南省出身。2000年に『今日女報』に在籍、2003年から有力政治・経済誌『鳳凰週刊』に転入、首席記者を歴任、現在編集委員・記者部主任を務めている（出典：「百度百科」<http://baike.baidu.com>）。2009年8月21日から「新浪微博」で「認証アカウント」を開設した。

それに留まらず、「唐慧労教案」を契機に、労教制度の改革・撤廃を求めるネット世論が高まった。沸騰した世論は他の理不尽な労教案の再審査を促したばかりでなく、制度の改革・撤廃の進展を後押しした。8月27日に「中央人民ラジオ局」は、甘肅省、山東省、江蘇省、河南省の4都市で、『矯治法』の試行を開始したことを報じる。2013年1月7日、共産党中央政法委員会書記孟建柱は「中央が労教制度について検討した結果として、全国人民代表大会常務委員会に報告し批准を得た後、今年中に労教制度の適用を停止する」と宣言した²⁰⁰。同年の11月に開かれた第18期党中央委員会第3回全体会議で労教制度の廃止が決まった。

しかし、事件はそこで収まらなかった。2013年7月2日に唐慧が永州市労教委を訴えた二審²⁰¹の開廷にあたって、雑誌『民主与法治』の記者廖隆章は唐慧が嘘をついたと疑った。8月1日に『南方週末』が掲載した検証報道²⁰²により、売春強要、警察による立件拒否・証拠捏造に核心的な証拠が不足していることや、唐慧が激しい陳情活動を繰り返して地方権力に「維穩（社会安定の維持）」の圧力をもたらした結果、案件の各司法プロセスに影響を及ぼしたことが明らかになった²⁰³。新たな事実が反映された陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与の問題を一部のネットオピニオンリーダーと伝統メディアが取り上げたものの、大きな反響を呼ぶことのないまま事件は収束した。最高裁判所の再審決定を経て、湖南省高級裁判所は2014年9月5日に主犯周軍輝、秦星に対する最終判決を、死刑即時執行から無期懲役へ変更した。その理由について、「最高裁判所の再審によると、一審判決、二審裁定が認定した売春強要、強姦、売春を組織する事実の確実かつ十分な証拠

²⁰⁰陳宝成「全国政法工作會議召開 労教制度年内停用」 「財新網」2013年1月7日掲載 <http://news.qq.com/a/20130107/001900.htm>

²⁰¹ 2013年1月22日に、唐慧は永州市中級裁判所に永州市労教委員会を訴え、労教による人身自由侵害の賠償金と精神損害賠償金合わせて2463.85元、書面による謝罪を求めた。4月12日に永州市中級裁判所の一審判決で唐慧が敗訴となったが、4月30日に唐慧が湖南省高級裁判所に上訴した。

<http://news.sohu.com/20130702/n380473667.shtml>

²⁰²柴会群・邵克「“永州幼女被迫売案”再調査 唐慧贏了，法治贏了没？」（「“永州幼女売春強要案”再調査：唐慧が勝ったが、法律は勝ったのか」）；柴会群・邵克「什么造就了唐慧」（「何が唐慧を作り上げたのか」）；柴会群「売淫店老板“假立功”真相」（売春店オーナー“偽の手柄を立てること”の真相 主犯秦星が周蘭々を自殺未遂から救ったことを指す）

²⁰³ ①「売春強要」の証拠が欠如するため、警察が「売春の紹介、收容」で立件した。だが、唐慧の永州市公安局長にひざまずいて陳情したのを境に、取り調べ調書に「強要」についての楽々（唐慧の娘）の叙述が増えつつある。②永州市検察は「売春組み入れ罪」で被告を起訴したが、唐慧が18時間ひざまずいて陳情した結果、「売春強要」に起訴状を作り直した。③最初の判決で主犯秦星の人命救助が認定されたが、唐慧の激しい要求を受けて、検察は再調査を行った結果、自殺の証拠捏造が認定された。④差し戻し審で一審の判決（二人死刑、二人無期懲役）が維持されたが、「審理が期限を越え、判決前に未通知、損害賠償が少なすぎ」を理由に唐慧が裁判長の事務室で18日間居座り続け寝食する。⑤二回目の差し戻し審で、被告者（未成年）父親の傍聴を許したことを理由に、唐慧が自殺の威嚇で法廷尋問の中止と裁判官の差し替えを強い、判決（二人死刑、四人無期懲役）が出るまでに裁判所に15日間滞在した。⑥楽々誘拐の容疑が晴れた王某の釈放を阻止するために、唐慧と親戚が交番を囲み、警察官を暴力で押さえる。⑦警察の汚職を追究するために、湖南省公安厅で頭を壁にぶつけ続けて強いた結果、関連する警察官が処分を受けた。

があるため、判決が確かで、審理のプロセスが合法的である。しかし、周軍輝、秦星による売春強要の暴力や脅迫の程度、犯行の程度が特別に深刻のレベルに至っていないため、原判決が被告二人に下した死刑即時執行は不当である。周軍輝、秦星及びその弁護士が訴えた量刑過重の理由と意見は部分的に成立し、裁判所が部分的に採納する」、また「秦星が周某某（周蘭々）の自殺行為を制止した行為が確かである。だが、手柄を立てたと認定するまでに至らない」としている²⁰⁴。

本研究は＜事件の発覚及び労教制度撤廃をめぐる意見形成＞が行われた 2012 年 8 月 2 日-8 月 31 日と＜事実に対する再検証と陳情制度・「維穩（社会安定の維持）」体制・司法独立をめぐる検討＞が行われた 2013 年 7 月 2 日-8 月 31 日を調査期間とする。前者を＜唐慧労教案の第 1 期（略：第 1 期）＞、後者を＜唐慧労教案の第 2 期（略：第 2 期）＞と呼ぶ。

4.1.2 研究方法と手順

事例研究は追跡調査、フレーミング分析を中心とした内容分析、ネットワーク構造分析、聞き取り調査を併用し、三つのステップに分けて行う。

ステップ 1：労教制度撤廃の議題は学者に提起された 2003 年から 2012 年まで、ネットでどのように議論されてきたのかを考察し、「唐慧労教案」を議題発展過程に位置づける。具体的に、「天涯 BBS 掲示板（以下：天涯）」と「凱迪 BBS 掲示板（以下：凱迪）」で検索した関連書き込みを研究対象として、量、主題、情報源について計量的分析と質的分析を施す。BBS 掲示板を取り上げた理由は、中国で 1999 年から BBS 掲示板が既に民衆による意見表明の主要な場として注目され続け、ブログや SNS の勃興は 2007 年以降のことであるからである。そして、2003 年から 2012 年までのデータが保存され、検索可能、知名度が高く大量のユーザーを持つという条件を満たした「天涯」と「凱迪」を選んだ²⁰⁵。

続いて、ネット世論形成過程におけるネットオピニオンリーダーの促進機能、問題、制限、及び役割発揮の規定要因を解明するために「唐慧労教案」へのプロセス追跡調査（ステップ 2）と因子解析（ステップ 3）を行う。

追跡調査は具体的に、情報検索エンジン「微博リサーチ」（「新浪微博」が付く機能）と「百度リサーチ-報道」で調査期間中の事件や労教議題に関する微博上の書き込み、伝統メディアの報道を追跡・集約し、事件・労教議題をめぐって積極的に情報発信と意見表

²⁰⁴ 湖南高院「湖南高院対周軍輝、秦星案進行重審宣判」湖南省高級裁判所の公式サイト 2014 年 9 月 25 日に掲載 <http://hunanfy.chinacourt.org/article/detail/2014/09/id/1433492.shtml>

²⁰⁵ 2010 年、有力政治・経済誌『鳳凰週刊』の公式サイト「鳳凰網」が行った「最も影響力がある中国語 BBS 掲示板トップ 100 評定」では、「天涯」と「凱迪」はそれぞれ第 1 位と第 7 位に選ばれた。

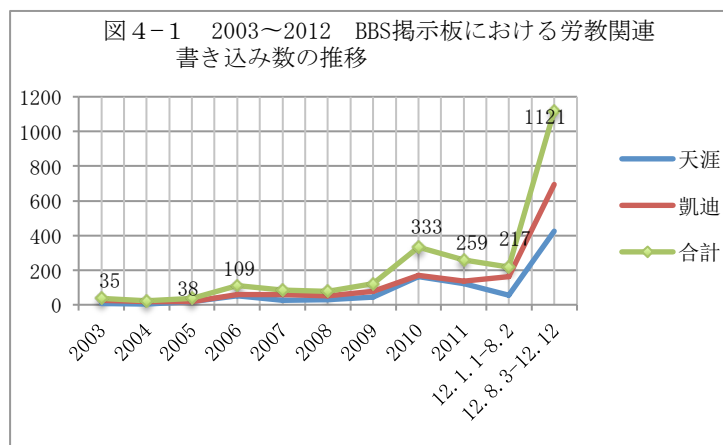
明を行ったネットオピニオンリーダー、伝統メディア、政務微博を抽出する。その上で、リーダーの発信行動と①事件・議題の注目度との相関関係や、②一般網民、伝統メディア、公権力という三要素との連動関係を調べる。

因子解析はリーダーの役割発揮を規定する内因であるリーダーの発信行動、外因である一般網民を媒介した情報拡散の仕組み、伝統メディア報道、公権力の対応についての解析を指す。具体的に、リーダーの発信行動について、発信の量、タイミング、形式を調査する他に、「発信」フレームの抽出と分析を行う。リーダーと伝統メディアとの相互関係について、重点的に両者が議題構築に用いる「発信フレーム」の異同比較で行う。情報拡散の仕組みにおいて、①PKUVIS で対象ツイートの情報伝達のネットワーク構造を可視化する。②より中心度の高いユーザーを重要情報仲介者として抽出し、ユーザー登録情報を基に彼らの身分を調査する。③重要仲介者のリツイート内容を収集し、その形式、リツイートが示す態度、付加したコメントのフレームを調べ、元ツイート内容に対する拡散様式を解析する。これらの作業を通じて、リーダーの発信内容は網民に如何に受け止められ、誰によってどのように再加工されながら拡散しているのかを解き明かす。最後に、公権力の対応については、関連する政務微博の動向や発信フレーム、情報拡散の仕組みを調べるとともに、伝統メディアとリーダーの関連する発信内容、2013年8月に北京市で行った事件関係者への聞き取り調査で得た質的データを活かす。

フレームの抽出と分析は本研究の重要な方法である。具体的に、序章の4.3で紹介した通りの手順で行う。

4.2 2003～2012年BBS掲示板における書き込みの分析

4.2.1 書き込み量



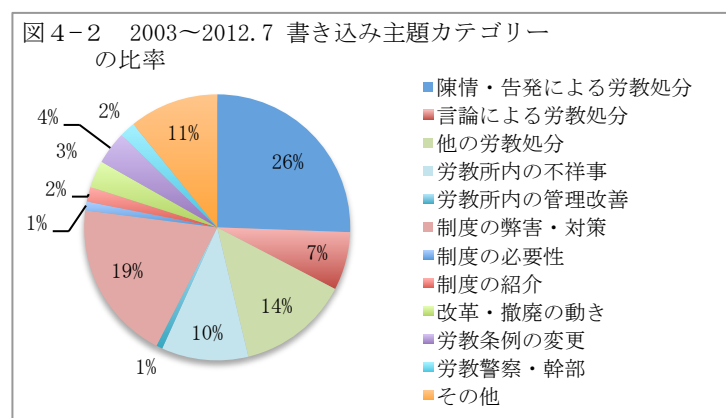
「天涯」と「凯迪」で、タイトルにキーワード「労働教養」或いは「労教」のどちらか

を含むという条件で検索し、合計 2419 件の有効²⁰⁶関連書き込みを抽出した。そのうち、「天涯」は 944 件で、「凱迪」は 1475 件である。図 4-1 が示すとおり、二つの掲示板の関連書き込み数の推移が類似した変化を見せている。第 1 のピークになっている 2006 年は、合計で 109 件の書き込みがあった。2010 年には合計 333 件の書き込みがあり、第 2 のピークを形成している。2012 年になると、関連書き込み数が 2011 年の 259 件から 1338 件までに伸びた。そのうち、8 月から 12 月までの五ヶ月間で 1121 件の書き込みがあり、一日平均 7.4 件が投稿されていた。検索結果から、2012 年 8 月に発生した「唐慧劳教案」をきっかけに、劳教問題関連の書き込みが急増したことが分かる。それ以前、劳教問題に関する議論が見られるが、投稿数は少なかった。

4.2.2 書き込みの主題

「唐慧劳教案（第 1 期）」の発生前と発生後、劳教問題がどのように議論されてきたかを知るために、抽出した書き込みの内容を 12 項目の主題カテゴリーに分類した(図 4-2)。

2003 年から 2012 年 7 月までの合計 1298 件の書き込みについて、その主題カテゴリーの比率は図 4-2 のようになっている。最も多く投稿された内容は「陳情・告発による劳教処分」（冤罪の陳情、或いは政府の不正を告発したことで受けた劳教処分）に関する 332 件（26%）。次に「制度の弊害・対策」（劳教制度の弊害に対する分析、批判、及び改革・撤廃の対策や提案）に関する 253 件（19%）。そして、「他の劳教処分」（売春、窃盗、喧嘩、ギャンブル、麻薬など陳情・告発・言論以外の理由で受けた劳教処分）に関する 176 件（14%）。「劳教所内の不祥事」（劳教人員に対する虐待など劳教所内部で発生した不祥事）に関する 137 件（10%）。「言論による劳教処分」（政府批判など言論を罪に問われた劳教処分）に関する 92 件（7%）。



²⁰⁶検索可能であるが、内容が削除され、或いは遮断された書き込みが 13 件あった。本稿では、内容が閲覧可能な書き込みを対象としている。

「唐慧劳教案（第1期）」が発生した2012年8月から12月までの合計1121件の関連書き込みについて、その主題カテゴリーの比率は図4-3のように変わっている。相変わらず最も多かった内容は「陳情・告発による劳教処分」に関する424件（38%）で、その次は「制度の弊害・対策」に関する303件（27%）であった。「言論による劳教処分」に関する投稿は249件（27%）に伸びて、「他の劳教処分」と「劳教所内の不祥事」はそれぞれ31件（3%）と29（2%）まで減少した。

また、年ごとに、どのような変化を見せているのかについて、「陳情・告発による劳教処分」「制度の弊害・対策」「言論による劳教処分」という三つの主な主題の変化を中心に調査した（図4-4）。「陳情・告発による劳教処分」に関する書き込みは2006年に、2005年の3件から33件まで増えた一方で、「制度の弊害・対策」関連書き込みは2005年の4件から33件に増加した。その理由は、遼寧省の「李文娟事件」（国税局の不正行為を内部告発した公務員が劳教処分を受けた事件）と陝西省の「被災地支援金着服事件」（地元政府が被災者への支援金5千万元を着服し、陳情する被災者たちが劳教処分を受けた事件）が暴露され、二つの事件をめぐる情報発信や劳教制度に対する批判が多く投稿されたためである。2010年から、「陳情・告発による劳教処分」関連の書き込み数は更に伸びた。変化の背景にあるのは、2009年8月に中央政法委員会が陳情問題を改善するための意見書を公布し、「騒ぎを起こす陳情行為を断固として制止し、情況によって、警告、勾留、劳教処分を下す」と説明した²⁰⁷ことであった。条例が公布されて以来、陳情・告発に関する劳教事件の増加が考えられる。書き込みの具体的な内容について、2010年「三回陳情すれば劳教へ」という江西省万県幹部の発言をめぐる議論が多かった。2011年に多く議論されてきたのは「1人民元（約15円）劳教案」（2009年に陳情のために上京した陳情者3人は一年後、北京でバスに乗った時1人民元のバス代を支払わなかったという理由で劳教処分を受けた事件）であった。また、2010年から、陳情者が陳情で劳教処分を受けた窮状を訴え、注目を呼び掛けるような「陳情書き込み」も増加した。2012年8月に「唐慧劳教案」が発生した後、唐慧に同情し、劳教制度の撤廃を求める意見が多く投稿されていた。同時に、劳教処分を受けた陳情者の窮状を訴える「陳情書き込み」は更に急増した。「息子を訪ねて上京した母親が劳教処分を受けた事件」（北京の大学で勉強中の息子を訪ねて行った母親が、陳情のために上京したと見なされ、地元の警察に連行され、一年間の劳教処分を受けた事件）は当事者の息子が「微博」を通じて暴露した後、伝統メディアに大きく取り上げられたため、BBSでも大きな反響を呼び起こした。

²⁰⁷「涉法涉诉信訪問答」中央政法委員会機関紙『法治日報』の公式サイト「法治網」2009年9月29日掲載 http://www.legaldaily.com.cn/0801/2009-09/29/content_1160912.htm

図4-3 2012.8～2012.12 書き込み主題
カテゴリーの比率

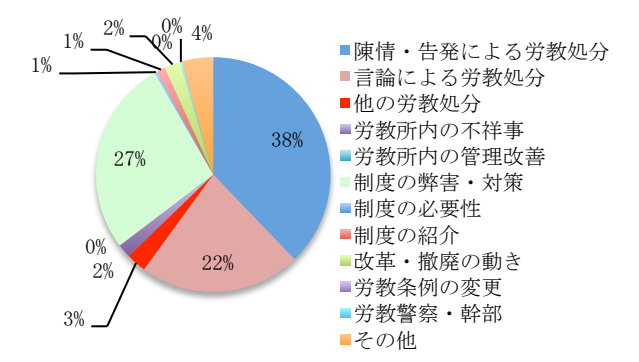
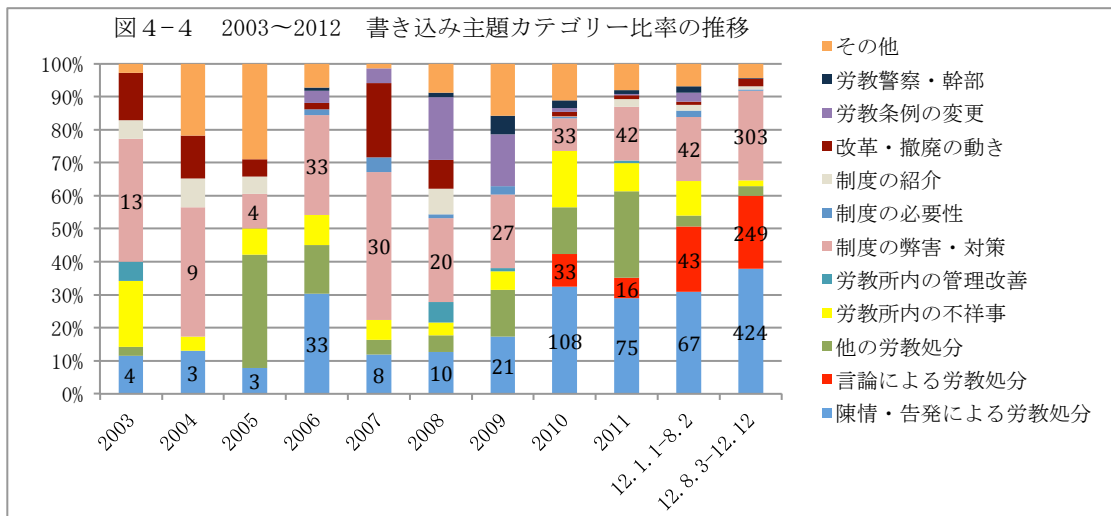


図4-4 2003～2012 書き込み主題カテゴリー比率の推移



「言論による労教処分」に関する書き込みが2010年から現れ、2012年にピークに達した。2010年に、重慶市の「恐怖モード労教案」（ミルク中毒で娘をなくした父親は政府に陳情し続けたが、問題が未解決のまま。父親は「極端な行動を取る」とQQ²⁰⁸チャットルームで怒りを爆発させた結果、恐怖を喚起する状態を作り公共安全を威嚇したという理由で一年間の労教処分を受けた事件）と「重慶記者労教案」（重慶市の大衆紙『重慶晨报』の記者は、天涯BBSで不穏当な言論を公表したという理由で労教処分を受けた事件）が暴露された。二つの事件をめぐる情報発信や労教決定に対する疑義を中心に33件の書き込みが投稿された。2011年になると、同じ重慶市で発生した「方洪労教案」（重慶市民方洪は、当時重慶市副市長の王立軍を風刺するような「微博」を発信したことで二年間の労教処分を受けた事件）が注目を浴びて、2012年7月までに「言論による労教処分」の関連書き込みは59件あった。「唐慧労教案（第1期）」が発生した後、「任建宇労教案」（重慶の大卒の村役人任建宇は国家のマイナス面を強調する政府批判の記事100件以上を転載、コメントし、拡散させたことにより、「国家政権転覆罪」で2年間の労教処分を受けた事件）や「謝蘇明労教案」（重慶市民謝蘇明は重慶市政府の幹部を批判したコメントをネットニ

²⁰⁸中国の人気インスタントメッセージ

ユースの下のコメント欄に書いたことで一年の労教処分を受けた事件) など、重慶で発生した言論を罪に問われた一連の労教案が暴露された。8月の末から12月までの間、これらの事件の発展や労教決定への疑義、労教制度に対する批判や撤廃の呼掛けに関する249件の書き込みが投稿された。

4.2.3 書き込みの情報源

2003年から2012年までに、ネットユーザーは労教問題の関連情報をどこから得て議論しているのかを知るために、二つのBBS掲示板で抽出した書き込みの情報源を検証した。

その結果、図4-5が示すように、伝統メディアを情報源とした書き込みが最も多く、1049件(43%)であった。次に、自ら情報を提供する、或いは、自分自身の感想や意見だけを表明するようなオリジナルな書き込みは930件(39%)であった。続いて、ブログや他のBBS掲示板、政府の公式サイト、「微博」、SNSなど他のネットサイトの情報を引用した書き込みが97件(14%)である。930件(39%)のオリジナルな書き込みの中で、自らの窮状を訴える「陳情書き込み」は合計333件あり、約34%を占めている。それによって数多くの労教不祥事が明るみに出た。しかし、ほとんどの事件は注目度が低く、十分に議論されないままに他のネット事件に呑み込まれていく傾向が強い。それに比べて、伝統メディアやジャーナリストに取り上げられ報道され続けた事件や問題は注目度が高く、より多く議論されたことが明白である。

どのような伝統メディアから情報を引用しているのかを知るために、4.2.2で挙げたより多く議論された事件を取り上げて調べた。その結果を表4-5にまとめた。調査結果をまとめると、2003年から2012年7月までに、「陳情・告発による労教処分」や「言論による労教処分」に関する事件が伝統メディアやネットメディア、当事者に少なからず暴露された。伝統メディアを主な情報源として、インターネットでは労働教養制度の弊害を批判し制度の改革・撤廃を求める議論は既に展開されていた。しかし、書き込みの量が少なかったため、広範な注目を獲得した公衆議題にならず、政府へ圧力かけるような世論の高まりが形成されなかった。2012年8月に発生した「唐慧労教案」が暴かれた後、関連する書き込みが多く投稿された。労教制度の改革・撤廃を求める声が前例のないほど高まる中、「任建宇労教案」や「息子を訪ねて上京した母親が労教処分を受けた事件」など他の理不尽な労教案の報道と再審査が行われた。故に、「唐慧労教案」を分水嶺として、労教制度撤廃の議題がインターネット上で顕在化し、世論を喚起したと言えよう。

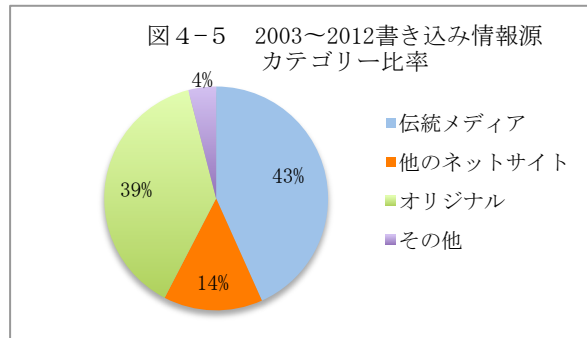


表 4-2

年	事 件	暴 露	引用された伝統メディア
06	李文娟事件	中央テレビ	中央テレビ、南方都市報、重慶晨報
	被災地支援金着服事件	公益時報	公益時報
10	恐怖モード労教案	南方都市報	南方都市報、中国青年報
	重慶記者労教案	経済観察報の 公式サイト	経済観察報の公式サイト、南方都市報、新京報、中国新聞社、重慶晨報
	三回陳情すれば労教へ	専門家の微博	重慶晩報、羊城晩報、新華網、長江日報
11	1 人民元労教案	弁護士の微博	新快報、南方週末、南方都市報
12	唐慧労教案	記者と弁護士の 微博	成都全捜査網 ²⁰⁹ 、西安晩報、人民網、中国新聞社、京華時報、新華網、東方早報、新華社、環球時報、南方都市報、鳳凰網 ²¹⁰ 、北京青年報、華商報、新京報、中国青年報、南方人物週刊、財經、晶報
	任建宇労教案など重慶 市で起きた一連の労教 案	記者と弁護士の 微博	南方人物週刊、新京報、青年時報、南方都市報、京華時報、南方週末、都市時報、経済観察報、鳳凰テレビ、新華社、中央テレビ
	上京した母親が労教処 分を受けた事件	当事者の息子の 微博	北京青年報、新京報、華商報、山東商報

では、「唐慧労教案」がどのように発覚され、労教制度撤廃の議題がどのように顕在化され、いかなる議論が展開されてきたのか。その過程でネットオピニオンリーダーはどのような促進機能を発揮し、どのような問題と限界が見えてくるか。続いて追跡調査を行っ

²⁰⁹ 「成都メディアグループ」の公式サイト <http://www.chengdu.cn>。

²¹⁰ 『鳳凰週刊』の公式サイト <http://www.ifeng.com>。

た。

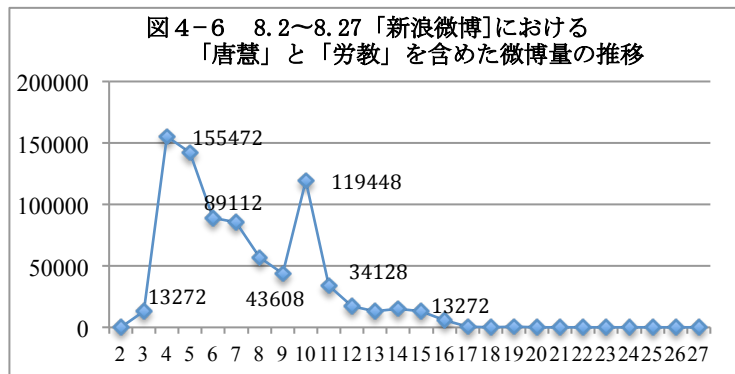
4.3 「唐慧労教案」をめぐるネット世論形成への追跡調査

4.3.1 事件発覚

事件発覚は、著名調査記者「@鄧飛」と唐慧の代理人弁護士「@甘元春弁護士」との連携発信によるものである。唐慧は拘束された2日の夜、「@甘元春弁護士」（フォロワー数10万余 2012年8月に調べ 以下同）は#緊急呼び掛け#というハッシュタグで、幼女の売春強要事件における公安局の証拠捏造を訴えた「陳情ママ」唐慧が公安局に拘束された内容を発信した。文末に注意喚起の「@」を付け、「@鄧飛」、湖南省規律検査委員会腐敗予防室副主任陸群の「@御史在途」、「@湖南省政府公式サイト」に注目を求めた。その後、唐慧の家に実際に訪ねて取材したことがある「@鄧飛」（フォロワー数260万）は【零陵（唐慧が住んでいる町 括弧の内容が筆者注、以下同）スキャンダル】を標題に、唐慧の陳情する背景と理由を加えた上で「@甘元春弁護士」の微博をリツイートした。

翌朝、永州市公安局・零陵分局が「社会秩序を乱した」との理由で唐慧に1年6カ月の労教処分を下した。その直後の10時34分に、唐慧の夫が携帯メールで甘元春弁護士と胡益華弁護士に援助を求めた。10時50分に「@甘元春弁護士」は唐慧の夫からのメールの画面を添付して唐慧が労教処分を受けたことを微博に投稿し、その文末で「@鄧飛」「@劉春」「@于建嵘」「@薛蛮子」「@御史在途」「@陳有西」「@章立凡」²¹¹「@湖南省政府公式サイト」に注目を求めた。約一時間後、「@胡益華弁護士」も唐慧の夫のメール内容をそのままツイートし、文末で「@鄧飛」に注目を誘導した。11時52分に「@鄧飛」は【零陵スキャンダル更新】を標題に、唐慧が労教処分にされた情報を発信した。「@御史在途」も「@甘元春弁護士」の微博をリツイートした上で、「深く不安を感じる。私も電話などで永州側と意思を疎通した。公平と正義の最低ラインが陥落しないことを祈る」と語った。

²¹¹「@劉春」（記者）「@于建嵘」（社会学者）「@薛蛮子」（投資家 フォロワー数527万）@御史在途（湖南省規律検査委員会腐敗予防室副主任）「@陳有西」（法律専門家）「@章立凡」（法律専門家）。彼らは微博で活躍する人物である。



このように、2日の夜から3日まで「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@胡益華弁護士」の連携「生中継」により、百回以上売春を強要された幼女の母親は公安局の証拠捏造を訴えた「陳情ママ」唐慧が劳教された事件は微博で瞬く間に注目を集め（図4-6²¹²）、3日に関連「微博」のリツイート数は既に「万」単位で数えられるようになった。唐慧が釈放された10日までに、三人は連携してハッシュタグ#唐慧を救助#や標題【唐慧事件更新】などで、弁護士の援助活動、永州市公安局の反応、湖南省政法委員会調査チームの動向、証人出頭、唐慧の釈放など事件の展開を「生中継」した。事件発生後、地元湖南省のメディアは沈黙を続けていたが、鄧飛と弁護士との連携発信による事件の暴露と注目度の高まりが他の地域のメディアを突き動かした。3日の夕方、四川省「成都メディアグループ」の公式サイト「成都全搜索網」²¹³は2000文字を超える記事を掲載した。公安局側が記者の取材を拒否する中で、記事は「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@御史在途」などのアカウントを情報源として、唐慧が劳教へ収容されたことなど公安局側の動向を報じた。また、唐慧の夫と弁護士への取材、案件の記録文書に基づき、売春強要事件の詳細、2008年から2012年にかけての判決過程、警察が犯人と談合して証拠を捏造した容疑、唐慧が拘束された経緯についても詳しく紹介した。同記事は、鳳凰網、騰訊網、財経網、新浪網、網易網などの大手ニュースサイトやBBS掲示板、「微博」で多く転載されている。

4日に事件の注目度はピークを迎え、そこで劳教処分の正当性をめぐって「@永州市公安局」と「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@胡益華弁護士」との間での「攻防戦」が展開された。4日の午前、沈黙を破った永州市公安局はその公式サイトと微博公式アカウント「@永州市公安局」に発表文をアップし、唐慧の劳教処分の理由について「唐慧が案件審理の間と判決後、被告7人に死刑をという理不尽な要求を満たそうとして、裁判所、公安

²¹²唐慧事件が発覚した8月2日から行政が劳教制度の改革に動いた（『矯治法』の試行が報道された）27日までを対象として、関連微博数の推移を示すグラフ

²¹³「湖南省11歳幼女被逼売淫案続：幼女母親被劳教」

http://news.chengdu.cn/content/2012-08/03/content_1014710.htm

庁、関連する政府機関で騒ぎ社会秩序を深刻に乱した」と答え、警察による証拠捏造を否認した。発表文はアップされて間もなく削除されたが、5日に再発信された際に、4万回以上の転載と6万通以上のコメントを得た。公安側の主張に対して「@甘元春弁護士」が反論を展開する。それに合わせて、「@鄧飛」は公安による情報削除行為の不審さを問い詰めながら、唐慧の主張と伝統メディア取材を根拠に、7人の死刑を求める唐慧の請求と犯人の人命救助の事実を否定した。鄧の微博が1万回以上リツイートされるほど広範な注目を集めた。

5日から7日にかけて事件への高い注目が続く。その背後には、多くのネットオピニオンリーダーの注目と動員があった。例えば、人気児童文学作家「@鄭淵潔」（フォロワー数390万）は5日に、「売春を強要された被害幼女の母親が労教されたなんて、童話創作でもあり得ない」という批判は1万回以上のリツイート・コメントを得て、6日に「月曜日に人を釈放してください」との呼びかけは24万回のリツイート・コメントを動員した。

また、ネット世論のうねりが高まる中、中央レベルのメディアが発言し始めた。5日23時36分にまず「@人民日報」は、「国家の強大さはGDPとオリンピックの金メダルのみならず、更に人民の権利と尊厳、社会の公平と正義から表すべきだ」というコメントを出した。続いて6日に、湖南省政法委員会の調査チームが事件の調査に動いたことを契機に、「@人民日報」は「唐慧案が公平な結果を待っている」「広範で持続した注目は、中国で法治、真相、正義を守るプラス面のエネルギーが成長しているという証しだ」と主張した。二つの微博のいずれも1万回以上のリツイート・コメントを獲得し、網民による賛同の声が相次ぐ。また、「@人民網」や「新華網」のコラム「@中国網事」もそれぞれ評論文²¹⁴を掲載し、「告発と陳情は法律で定められた公民の権利」、「法律は社会規範を逸脱する行為を明示、予防、矯正する手段であり、決して民意を恣意的に踏みつけ、民心を傷つける手段ではない」「唐慧に正義を与えよう」と地元権力の横暴を批判した。

4.3.2 「労教制度撤廃」議題の形成

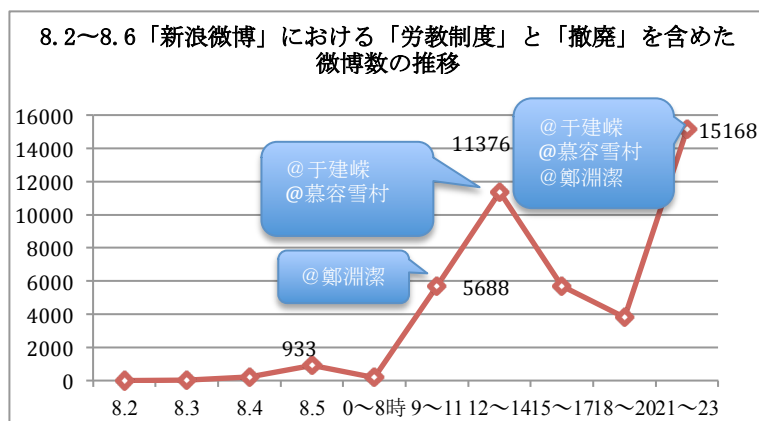
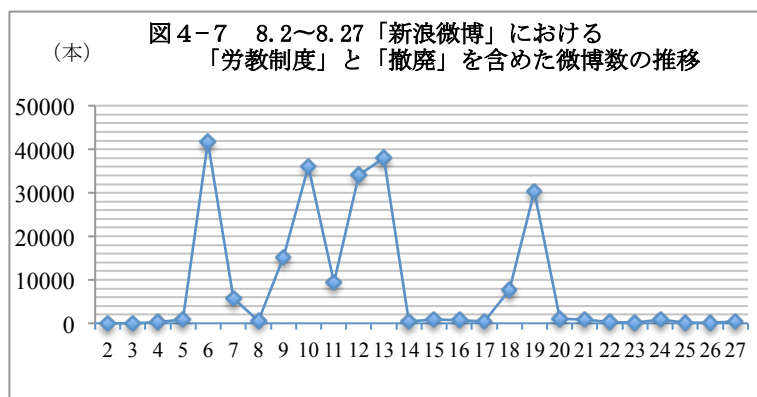
事件をめぐる報道と議論の展開に伴って、労教制度を批判し、その撤廃を求める意見が形成された。関連微博数の増加とネットオピニオンリーダーの発信行動との間で正の相関関係が観察できた。

図4-7が示す通りに、8月6日9時から11時までの間、「労教制度」と「撤廃」を含めた「微博」の数が5日の933本から、5688本まで急増した。その時間帯で投稿された「微

²¹⁴阿依努爾、劉良恒「除了劳教、拿神馬回報一位悲憤的母親」
http://news.xinhuanet.com/legal/2012-08/07/c_123544894.htm

博」の内容を調べると、「@鄭淵潔」の「唐慧釈放」と「劳教制度撤廃」の呼び掛けをリツイート・コメントしたものが多いたことが分かった。また、12時から14時までの間、「劳教制度」と「撤廃」に言及した微博数はピークを迎えた。その間、劳教制度を研究し続けてきた中国社会科学院の研究員于建嵘（フォロワー数149万）、人気作家慕容雪村（フォロワー数277万）は「唐慧劳教案」を例にあげ、劳教制度の憲法違反を指摘する内容を投稿し、大量にリツイートされた。そして、21時から23時までの微博使用のラッシュアワーに三人の微博内容に対するリツイートとコメントは更に頻繁に行われた。

こうした正の相関関係が第二ピークの10日や第三ピークの12-13日にも見られる。10日、法律学者「@何兵」、「@徐昕」、「@呉法天」、コラム作家「@連鵬」、記者「@章文的文章」、企業家の「@朱坤岭」などによる劳教制度批判と撤廃の呼び掛けは網民の意見表明を促した。12日に、「@于建嵘」は現役の劳教警察から送られたメッセージを公開し、2万回以上の転載と約6千通のコメントによって共感呼んだ。その内容は、現場の実体験から劳教制度が公権力に異議申し立てをする者に対する攻撃手段となり、即座の撤廃が望まれるというものであった。12日の11時29分に「@鄭淵潔」は【劳教制度の撤廃についての民意調査】を開始し、一日間で約2万人の投票を集め、そのうちに98%が制度撤廃に賛成するという結果を13日の9時頃に報告した。



ネット上の声と呼応し、伝統メディアは「唐慧労教案」を通して労教制度の弊害を分析する社説や評論文を掲載し始めた（表4-3を参照）。7日に、『華商報』（陝西省の大衆紙）、『新京報』（北京の大衆紙）、「財新網」（大手メディアグループ「財新伝媒」の傘下にあるニュースサイト）は先頭に立って論評を掲載し、労教制度が抱える問題とその非合法性を分析し、この事件が労教制度を終結させるであろうとの期待を表明した。また、唐慧が釈放された10日から、労教制度の歴史的変遷、弊害、改革の阻害、解決方案などをめぐって伝統メディアの議論が続いた。これらの伝統メディアの構成は都市報や時事経済誌といった市場化メディアを中心とするが、中央クラスメディアの『中央青年報』『新華網・浙江チャンネル』も労教制度批判に関与した。勿論、これらの記事はポータルサイトや微博でも多く転載されていた。

前述したように、「唐慧労教事件」を契機に高まった労教制度の改革・撤廃を求めるネット世論は、「任建宇労教案」など言論を罪に問う一連の理不尽な労教案の再審査と改正を促した。そうした中、2012年11月21日に中央政権の「喉と舌」である『人民日報』は評論文²¹⁵「制度供給が時代のテンポに合わせるべき」を掲載し、「『立法法』（2000年）²¹⁶が実施されてから労教制度の合法性が問題視され、或いは、圧迫報復の常套手段と化した」、「第18回党大会で、依法治国（法に従って国を治める）の基本方針が強調された。制度供給が時代のテンポに後を取れることを確保しなければ、法治国家の前提と基礎を定めることができない」、「この先、党中央の関連責任者は労働教養制度の改革が既に社会のコンセンサスになった。現在具体的な法案を研究しているところである」とし、中央政権が労教制度改革を実行する機運の高まりを示した。

表4-3 8.7~8.27²¹⁷伝統メディアの労教制度をめぐる主な社説と評論文

日付	メディア	タイトル
8.7	華商報	（社説）労教制度に早急にピリオドを打つべきだ ²¹⁸
	財新網	範忠信：湖南被害少女の母親の労教収容は理にかなっているか ²¹⁹
	新京報	（社説）法律は唐慧に回答を与えることを期待する ²²⁰

²¹⁵範正偉「制度供給応跟上時代脚步」

²¹⁶『立法法』は「人身の自由を制限するような強制措置や処罰を施行するにあたって、全人代及びその常務委員会が作った法律に従わなければならない」と規定している。

²¹⁷7日から行政が労教制度の改革に動いた（『矯治法』の試行が報道された）27日までを対象としている

²¹⁸「労教制度応尽快終結」<http://news.hsw.cn/system/2012/08/07/051420560.shtml>

²¹⁹「範忠信：湖南受害少女母親被労教是否合理」
<http://opinion.caixin.com/2012-08-07/100420431.html>

²²⁰「期待法律給唐慧一個說法」
<http://www.bjnews.com.cn/opinion/2012/08/07/215215.html>

8.10	鳳凰網	陳情ママの釈放から中国の労教制度を再考する ²²¹ (鳳凰テレビの特集番組の文字記録)
	晶報 (微博)	コラム<#微晶報#の晶注目>: 労教を廃止し、民権を取り戻せ ²²²
	新華網・浙江チャンネル	公民議題: 労教制度を見守る——「陳情ママ」唐慧事件がもたらす思考 ²²³ 、(「中国網事」) 永州三評: “唐慧事件”への最善の回答を期待する ²²⁴
	財新網	永州「お騒がせ陳情」 労教案における法治の勝敗 ²²⁵
8.11	北京青年報	蔡芳華: 唐慧への労教処分撤回理由は遺憾 ²²⁶
	半島都市報	唐慧を釈放、ゴム紐のような(朝令暮改的な) 労教決定 ²²⁷
8.12	南方都市報	(社説) 法治だけが唐慧を孤立させない ²²⁸
8.13	都市時報	渦中にある労教制度 ²²⁹
	中国青年報	民より官を統治する方が難しい ²³⁰
8.15	財新網	「労教制度を調整に」 十名の弁護士は司法部公安部へ提案 ²³¹
	京華時報	十名の弁護士が司法部へ提案、労教制度の五つの弊害を指摘 ²³²
	南方都市報	唐慧労教案始末 ²³³ 、「安定維持のための労教」への考え ²³⁴ ;
8.16	21世紀経済報道	十名の弁護士が連名で意見書を出し、労教制度の改正を提案 ²³⁵
	晶報	(社説) ①労教制度が引き起こした疑義の高まりに誰が対応するのか? ②労教制度はどこが怖い? ③労教制度の撤廃の困難性はどこか ²³⁶
8.18	新京報	(特集) 観察: 労働教養の前世今生、立法こそ労教改革の根本 ²³⁷

²²¹ 「从上訪母親回家反思中国劳教制度」

http://news.ifeng.com/society/special/hnyzyian/content-2/detail_2012_08/10/16718433_0.shtml

²²² 「#微晶報#之晶關注: 廢勞教、還民權」 <http://weibo.com/dailysunshine>

²²³ 「公民議題: 圍觀勞教制度“上訪媽媽”唐慧事件引發的思考」

<http://www.zj.xinhuanet.com/2012news/sfmm/>

²²⁴ 「三評永州: 期待對唐慧事件最好的回答」

<http://www.zhongguowangshi.com/web/Detail.aspx?id=128126>

²²⁵ 「永州“鬧訪”勞教案的法制博弈」 <http://special.caixin.com/2012-08-10/100422434.html>

²²⁶ 「蔡芳華: 解除唐慧勞教的理由令人無不遺憾」

²²⁷ 「唐慧獲釋、那橡皮筋般的勞教制度」 <http://news.hexun.com/2012-08-11/144638332.html>

²²⁸ 「唯有法制能讓唐慧不再孤立無依」 http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/12/content_1692945.htm

²²⁹ 「漩渦中的勞教制度」 http://news.kunming.cn/society/content/2012-08/13/content_3048273_2.htm

²³⁰ 「天下難治、難治者官也」 http://zqb.cyol.com/html/2012-08/13/nw.D110000zgqnb_20120813_3-03.htm

²³¹ 「十律師建言司法部公安部調整勞教制度」 <http://china.caixin.com/2012-08-15/100424362.html>

²³² 「10名律師上書司法部直指勞教制度五弊端」

http://epaper.jinghua.cn/html/2012-08/15/content_984879.htm

²³³ 「唐慧被勞教始末」 <http://gcontent.oeeee.com/9/65/965c0833dc91038f/Blog/30d/54abc1.html>

²³⁴ 「“維穩式勞教”考」

http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/15/content_1695110.htm

²³⁵ 「十律師發聯名信 建議調整勞教制度」

http://epaper.21cbh.com/html/2012-08/16/content_31458.htm?div=-1

²³⁶ 「勞教制度引發如潮疑義誰來回應」 「勞教制度可怕在哪」 「勞教制度難撼、難在哪」

http://jb.sznews.com/html/2012-08/16/content_2163943.htm

²³⁷ 「勞動教養之前世今生」 「立法是改革勞教之根本」

http://epaper.bjnews.com.cn/html/2012-08/18/content_365466.htm?div=-1

8.22	法治周报	唐慧：媒体說孩子自願売淫是我最大痛苦 ²³⁸
	21世紀經濟報道	『労働教養問題についての決定』起草者の一人宴楽斌への独占インタビュー「労働教養に多くの弊害がある」、「労教」の存廃 ²³⁹
	京華時報	労教の撤廃は難しいというなら、まず神秘性を取り除こう ²⁴⁰
8.26	財經	労教の存廃 ²⁴¹

4.3.3 事実の検証

表 4-4 事実検証における情報源ネットオピニオンリーダーの発信内容と影響

時間	人物	タイトル	影響
2012.8月14日	@御史在途	【唐慧案继续追踪】1~5/①留置場の監視カメラ、周蘭々当時の陳述、留置場に拘束された他の3人の証言から、周蘭々の自殺未遂と主犯の人命救助は事実、②主犯と公安幹部との姻戚関係がない、③政府幹部が買春に加わったのは事実無言	リツイート・コメント数：1056通；他のネットオピニオンリーダー、伝統メディアの注目に至らず
2013.7-8月	@廖隆章	【問い始める】1~8；【楽々売春真相】1~3；【なぜ100名余の買春客の責任を追究しなかったか】【二人の警察官が楽々を強姦したか】【裁判所で15日に住み込み：判決は唐慧の同意を得た上で公布】 / ①売春は自発的行為、②唐が違法の陳情活動を繰り返す、③警察の流職・証拠捏造は不成立、④唐慧一家が政府・社会から膨大な援助金を受けるのに、貧困を言い立てる	リツイート・コメント数：28133通；「@唐慧」、「@胡益華弁護士」、「@鄧飛」の反論、『伝統メディア』の再調査を促す

「事件発覚」の段階の8月15日に、湖南省規律検査委員会腐敗予防室の副主任「@御史在途」は関連ルートで入手した政法委員会調査チームの調査進展と一部の調査結果を発表した（表4-4）。即ち、留置場の監視カメラの映像、周蘭々の当時の陳述、留置場に拘束された他の3人の証言からすれば、周蘭々の自殺行為と主犯の人命救助が行われたのは確かであり、主犯と公安幹部との姻戚関係がないことも調査で分かる。それによって、警察の証拠捏造という争点において唐慧の主張と異なった事実が明らかになった。しかし、これらの発信内容はわずか合計546通のリツイートと510通のコメントしか得ず、広範な

²³⁸ 「如果中国没有了劳教」 <http://www.nfpeople.com/News-detail-item-3506.html>

²³⁹ 「專訪《關於労働教養問題的決定》起草者之一宴楽斌“労働教養有許多弊端”」「労教去留」 http://epaper.21cbh.com/html/2012-08/20/content_31755.htm?div=-1

²⁴⁰ 「労教言廢難度大 那就先去秘密化」 http://epaper.jinghua.cn/html/2012-08/20/content_1040799.htm

²⁴¹ 「労教廢立之間」 <http://magazine.caijing.com.cn/2012-08-26/112081975.html>

拡散にも他のネットオピニオンリーダーや伝統メディアの注目にも至らなかった。

疑義の声が広範な注目を浴びたのは「@廖隆章」の発信行動を皮切りとする。2013年7月2日に唐慧が永州市劳教委を訴える二審が開廷すると共に、『民主与法治』雑誌社の記者「@廖隆章」は密かなルートで入手した唐慧陳情案と楽々売春案に関連する公安局の取り調べ調書、当事者や証人の供述調書、裁判所の判決書などを証拠に、唐慧が嘘つきだと批判しながら、売春は自発的な行為、警察の流職・証拠捏造は不成立、唐慧が違法の陳情活動を繰り返したと主張する。それは「@御史在途」をはじめとした一部のネットオピニオンリーダーから支持と賛同を受けた一方、「@唐慧」、唐慧の代理人弁護士「@胡益華 弁護士」、「@鄧飛」から「事実無根の誹謗中傷だ」といった反論と批判を招いた。「@胡益華 弁護士」は案件の取り調べ調書と判決文を公開し、廖の疑義を逐次的に反論し、楽々の病状や苦しみに満ちた陳情過程などを紹介した。双方いずれも自分の主張を支持する根拠を挙げるため、真相はますます迷宮状態に陥る。唐慧の主張を疑う側と擁護側のネットオピニオンリーダーや一般網民の間で対抗的な論争、ないし互いのバッシングや人身攻撃が激化した。

そうした中、8月1日の『南方週末』は事件を再調査した上で三つの検証報道を掲載し、着目点を「売春強要」の諸争点の他に、唐慧の陳情活動と売春案の司法プロセスとの関係、背後にある陳情制度と維穩制度の問題に置いた。報道は裁判の公文書、取り調べ調書、案件調査の担当警察官や被告者の弁護士と家族、証人の売春者、証人の周蘭々、「@御史在途」の陸群、内情を知る関係筋（匿名）、刑法学者及び唐慧本人に対する取材、「@廖隆章」が提供した内部資料、案件発生地での現場調査、監視カメラの映像などの証拠の取り寄せ、非公開の内部資料や秘密資料に基づいて行われた。それにより、売春強要、警察による立件拒否・証拠捏造に核心的な証拠が不足であることや、唐慧が激しい陳情活動を繰り返して地方権力に「維穩」の圧力をもたらした結果、案件の各司法プロセスに影響を及ぼしたことが明らかになった。その上で、問題の根源が陳情制度と「維穩」体制にあり、案件が最初から法治の軌道に乗っていたのかは審議に値すると報道は指摘する。これまでの事実関係を覆した検証報道はネットオピニオンリーダー、一般網民、伝統メディアの間で賛否両論を招き、案件の真相や唐慧の行為をめぐる対立的な論争が更に白熱化した（第五節で詳しく述べる）。

表 4-5 <第 2 期>で制度問題を取り上げた主要リーダーの発信内容と影響

時間	人物	タイトル/主な主張	リ・コ数
----	----	-----------	------

8.1	@羅昌平	「維穩」体制を批判	369
8.2	@連鵬	唐個人を批判するより司法公正に注目し、陳情と労教制度の問題を反省すべき	161
		陳情制度と労教制度の問題を反省すべき；法律が公権力を凌ぐように改革を押し進めるべき	27
8.3	@摘星手 010	不十分な法治秩序を前提に唐を批判せず、法治の問題に注目すべき	1225
8.1	@魏劍美	弱者集団の問題は背後の社会と体制の問題を問うべき	211
8.3	@破破的橋	「維穩」体制の問題、公権力の司法干渉による司法信頼性の喪失を指摘する	1472

一方、表4-5にまとめるように、新たに明らかになった事実を反映した陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与の問題を、調査記者「@羅昌平」、コラムニスト「@連鵬」、「人民サイト世論情勢観測室事務総長」祝華新「@摘星手010」、学者「@魏劍美」「@破破的橋」を始めとしたネットオピニオンリーダーが取り上げたものの、大きな反響を呼ぶことができないまま、事件は収束した。

4.3.4 考察：ネットオピニオンリーダーの役割、問題と限界

「唐慧労教案」をめぐる世論形成のプロセスは主に、＜著名調査記者と弁護士が連携して「微博」を通じて事件を暴露し、一般網民の広範な注目を引き起こすと共に、伝統メディアの報道を動かす ⇒ 記者と弁護士は連携して事件をタイムリーに「生中継」し続け、ネットオピニオンリーダーと地方政府と伝統メディアによる連携・対抗・せめぎ合いの中で、事件をめぐる報道と議論が展開される ⇒ 学者、作家による労教制度撤廃の呼び掛けは一般網民の共感を呼ぶとともに、それに応じて伝統メディアが制度撤廃を求める社説や評論文を展開する ⇒ 『人民日報』は中央政権が社会の共通認識に応じて制度改革を实行しようとする意向を示す ⇒ 事実に対する疑義と検証は政府幹部の「@御史在途」と調査記者の「@廖隆章」によって幕を開け、伝統メディアの調査報道を促した＞という、ネットオピニオンリーダーと一般網民、伝統メディア、公権力との共働する過程であった。

そこで、ネットオピニオンリーダーは情報提供者や意見形成の指導者として網民と伝統メディアに対して議題設定し、意見の集約者として網民の意見動向を反映し、ネット世論の形成を促している。

まず、事件発覚において、調査記者の「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@胡益華弁護士」

が事件を暴露し、その進展をタイムリーに「生中継」する。また、事実検証において調査記者の「@廖隆章」は伝統メディアに先立って情報提供に取り組む。これらのネットオピニオンリーダーは情報提供者を務めた。それに止まらず、ネットオピニオンリーダーが提起した事件は網民とマスメディア側も重要な事件として注目した。言い換えれば、ネットオピニオンリーダーのアジェンダが、網民のアジェンダと伝統メディアのアジェンダに転移されるという「第一（争点型）議題設定機能」を発揮している。

一方、児童作家「@鄭淵潔」の呼び掛けにより、事件が網民のさらなる広範な注目を獲得したとともに、「唐慧を釈放しろ」という意見の形成も促された。また、事件そのものや唐慧個人の權益を守る呼びかけに止まらず、事件から反映された労働教養制度の違法性を批判し、その撤廃を求める意見の形成過程において、関連微博数の増加と「@于建嵘」、「@鄭淵潔」、「@慕容雪村」をはじめとしたネットオピニオンリーダーの発信行動と間で正の相関関係が観察された。つまり、制度撤廃の争点はリーダーたちの意見表明を通じて顕在化し、ネットオピニオンリーダーは議題をめぐる議論の方向性を導いている。更に言い換えれば、事件全体だけでなく、事件における諸争点や所属性のうち、ネットオピニオンリーダーが強調したものは網民と伝統メディアの注目を引く、という「第二（属性型）議題設定機能」を果たしていると考えられる。

更に、そもそも微博における網民の意見が断片的に分散するため、集約と反映が困難である。そこで、「@鄭淵潔」のように膨大なフォロワーを抱えるネットオピニオンリーダーが自分の影響力と動員力を生かして民意調査を起し、調査結果をタイムリーに公開することは、断片化した網民意見の集約と反映に役立つ。

一方、ネットオピニオンリーダーがネット世論形成を主導する上で、その問題と限界も顕著である。まず、＜第1期＞では、事実関係に関する多岐にわたった争点や正反対の主張が当事者双方に提示されたが、唐慧側が強調した争点と主張だけが顕在化した。つまり、「事実」の構築とネット世論の形成は十分かつ確かな情報に基づいたものではないという問題が指摘できる。また、＜第2期＞で、異なる立場に立つネットオピニオンリーダーや一般網民の間で理性的な討論と意思疎通の展開が困難となり、二元対立の論争ないし人身攻撃が繰り広げられた問題が際立つ。更に、＜第1期＞で「@御史在途」は再調査で明らかにした一部の真相を微博で公に伝え、＜第2期＞で「@羅昌平」、「@連鵬」、「@摘星手010」、「@魏劍美」、「@破破的橋」は唐慧の過激な陳情が司法プロセスに影響を与えたことから表した陳情制度、「維穩」体制、司法独立といった制度上の問題を取り上げた。それにもかかわらず、これらの争点はいずれも網民とメディアから広範な注目を集めなかった。そこから、ネットオピニオンリーダーが強調する争点は必ずしも顕在化する

とは限らないという役割の限界が見られる。

では、促進機能の発揮にしても、問題と限界の発生にしても、ネットオピニオンリーダーの役割発揮を規定する要因とは何か。第四節で、内的規定要因である〈発信行動の特徴〉、第五節で外的・環境的規定要因である〈一般網民、伝統メディア、党・政府公権力〉を中心に解析する。

4.4 内因解析——ネットオピニオンリーダーの発信行動の特徴

ネットオピニオンリーダーの発信行動の特徴を考察する際に、サンプルは〈唐慧勞教案〉で情報源となった「@鄧飛」「@胡益華弁護士」「@御史在途」「@廖隆章」、労働教養制度の撤廃をめぐる意見形成の指導者を務めた「@鄭淵潔」「@于建嶸」が調査期間中に発信した本事件に関連する全てのツイート内容とし、それぞれの発信量、発信タイミング、発信形式、発信フレームの種類と頻度を調査した。

4.4.1 高頻度の集中発信と即時性重視

表 4-6 2012.8/2013.7-8 主要ネットオピニオンリーダーの議題に関する発信量

対象	役割	発信 総数	集中発信期間	集中発 信総数	集中発信 の平均	リツイート総数・ コメント総数
@鄧飛	情報 提供	204	12.8.2-10 (9日)	123	13.7/日	11.5万/3.9万
			13.7.12-15 (4日)	28	7/日	
@胡益華 弁護士		181	12.8.3-11 (9日)	74	8.2/日	3.7万/0.9万
			13.7.12-18 (7日)	71	10.1/日	
			13.8.1-2 (2日)	21	10.5/日	
@御史在 途		138	12.8.3-15 (13日)	85	6.5/日	2.3万/2.0万
			13.7.11-17 (7日)	40	5.7/日	
@廖隆章		480	13.7.2-18 (17日)	288	16.9/日	3.3万/1.9万
	13.8.1-13 (13)		147	11.3/日		
@鄭淵潔	意見	75	12.8.5-10 (6日)	63	10.5/日	26.8万/8.6万
@于建嶸	指導	4	12.8.6,12,29,31 (4日)	4	1/日	3.5万/1.0万

発信量を調べた結果、情報提供者の四人と意見指導者（@于建嶸を除く）は特定の期間にわたって一日も中断なく高い頻度情報発信を行う特徴が見られた（表 4-6）。この特

徴が最も顕著なのは事実に対する疑義と検証に取り組んだ「@廖隆章」である。彼は唐慧案二審が行われる期間中に平均 16.9 通/日の疑義微博を連発し、また、『南方週末』の検証報道が掲載された直後に、11.3 通/日の頻度で主張を続ける。同様に、「@胡益華弁護士」は平均 10 通以上/日をツイートし廖に対する反論を繰り返した。そして、事件発覚のプロセスでは、「@鄧飛」と「@胡益華弁護士」がそれぞれ 13.7 通/日、8.2/日の微博を発信し事件の発展を生中継する。更に、24 万回のリツイートとコメントを動員した「@鄭淵潔」の唐慧釈放への呼び掛けも 10.5 通/日ほどの高頻度で行われた。

ネット上の議論は熱しやすく冷めやすい特性を持っているが、ネットオピニオンリーダーによる集中的、高頻度の情報発信と意見表明、継続的な事件追跡と注目の呼び掛けは、ネット議論を持続、活性化させた。

また、発信の即時性を重視する特徴は、事件発覚の段階における情報源の「@鄧飛」、「@甘元春弁護士」、「@胡益華弁護士」に顕著に現れている。4-3-1 事件発覚のプロセスの追跡調査から見られるように、唐慧拘束と労教処分決定、永州市公安局の反応、弁護士の活動、湖南省政法委員会調査チームの動き、証人の出頭、唐慧の釈放など全ての重要な節目で、三人は追跡し、リアルタイムに「生中継」していた。例えば、労教処分決定の 3 日、「@甘元春弁護士」は 10 時 34 分に唐慧の夫から労教処分の通知と支援を求める携帯メールを受けた直後の 10 時 50 分に、唐慧の夫のメール画像を添付し、唐慧が労教されたことを伝え、注目を呼びかける内容をツイートした。約一時間後、「@胡益華弁護士」と「@鄧飛」も関連情報を報じた。また、「@永州市公安局」が労教理由を説明する長微博を発信して間もなく削除し、その翌日再発信した動きについて、「@鄧飛」は迅速に捉え、その情報削除の不審さを追究した。そして、周蘭々が調査チームに出頭している途中で、彼女の娘が地方政府幹部の「威嚇」を受けた緊急事態も「@鄧飛」のリアルタイムの情報発信によって突き止められたものである。更に、唐慧への法律援助を担う弁護士の二人は、労働教養所で唐慧との面会、労教処分「行政再議申請書」の送付と提出、案件公文書の閲覧・複写の要求が公安に拒否されたこと、証人出頭の護送及び証人の娘が地方政府幹部に「威嚇」されたことなどの弁護活動の過程をリアルタイムに「生中継」した。

微博の即時性を活かし、入手した情報を直ちに公にするという即時性重視の発信により、現地政府管理の間隙を突いて事件を暴露し、事件進展の速報が実現できた。また、情報発信の主導権を握り、事件への性格付けを導く上で主導権を握る。しかし、発信のタイミングと迅速さだけを優先する一方、唐慧側や周蘭々が提供した情報の信憑性をさらなる取材や調査を通じて確かめずにそのまま発信し、拡散させ、網民の注目を呼びかけるという発

信は不確実な情報の拡散を誘発した。例えば、その後の事実検証や湖南省高級裁判所の調査により、唐慧側が主張した地元公安局と売春斡旋人との姻戚関係、警察の証拠捏造などは事実無根であり、周蘭々も自らの自殺行為と主犯秦星の人命救助を否認するように偽証したことが分かった。ところが、これらの虚偽の情報は、「@鄧飛」をはじめとしたネットオピニオンリーダーに発信され、広範囲に拡散された結果、事実構築とネット世論形成の基礎の一部に組み込まれていた。

4.4.2 発信フレームの偏向

発信フレームの種類と頻度を調査した結果、ネットオピニオンリーダーは争点と発信フレームの取舍選択に明らかな偏向があることが分かる。

1. 二つの異なる「事実」の構築と対抗

表4-7と表4-8にまとめるように、事実-原因レベルで異なるネットオピニオンリーダーの発信内容から対立する争点と発信フレームが検出され、それぞれ正反対の「事実」が構築されている。リーダーは使う発信フレームの相違に従い、二つのグループに分けられる。

<第1期>では、「@鄧飛」「@胡益華弁護士」「@鄭淵潔」は唐慧一家の主張に基づき、「11歳の少女が百回以上売春を強要された」「警察が立件を拒否、主犯の手柄を示す証拠を捏造」「陳情した母親は警察の不正を検挙して労教された」などの争点を強調し、「弱者の被害」と「公権力の不正」の発信フレームを使って事実を定義づけた。一方、湖南省規律検査委員会腐敗予防室の副主任陸群「@御史在途」は「警察の腐敗汚職・証拠捏造は成立していない」「唐が7人死刑、184万元の損害賠償という理不尽な要求のために激しい陳情活動を繰り返し、公共秩序を乱す」「唐が政府の経済援助を受けることを否定」などの争点を強調し、「弱者の加害」と「公権力の正当性」の発信フレームで違う「事実」を提示した。

ところが、両者の顕出性には大きな差がある。前者の444回の使用頻度で96.88万回のリツイート・コメント数に対して、後者は60回の使用頻度で約1.85万回のリツイート・コメントだけに止まる(図4-8を参照)。約50倍の注目度の差からすれば、「唐慧労教案」の暴露と「労働教養制度の撤廃」をめぐる議論の展開は「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@胡益華弁護士」「@鄭淵潔」に発信された唐慧側の主張に従うものであるに間違いない。つまり、事件に関する複雑多岐にわたる争点の中で、唐慧側の主張だけはネットオピニオンリーダーの選択を経て一般網民に広範囲に注目され、ネット世論形成の基礎を成している。

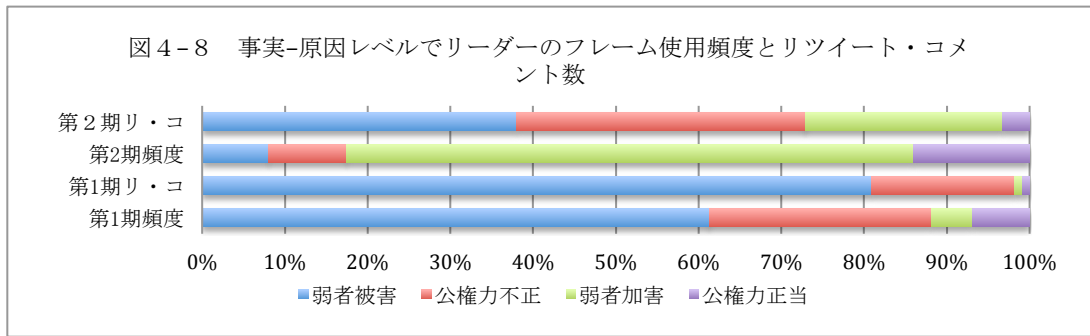


表4-7 事実-原因レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/注目度 (第1期)

フ	争点	鄧	胡	鄭	于	御	合	リ・コ合	フ	争点	御	リ・コ合
弱者被害	幼女が強姦・百回以上売春強要された	34	19	70	0	13	136	398441	弱者加害			
	幼女の病状が深刻、家計が貧窮	9	6	0	0	0	15	5036		唐慧が政府の経済援助を受けたことを否定	3	3887
	唐慧が不正抗争、権利保全のために陳情	22	10	2	0	2	36	21608		唐慧が理不尽な要求のために陳情	15	4779
	唐慧が公安の不正を検挙することで拘束・労教	23	16	70	1	12	122	374076		唐慧の過激な陳情が秩序を乱す	7	1828
合		309						799161	合		25	10494
公権力不正	警察が調査・立件を拒否	4	9	8	0	0	21	23406	公権力正当性	警察の調査立件拒否は不成立	1	94
	警察が人命救助の証拠を捏造	28	11	8	0	2	12	42489		人命救助は確か	10	1915
	地方公安の政治委員と売春斡旋人が姻戚関係	11	1	1	0	0	47	14745		姻戚関係は不成立	2	493
	警察が売春客を庇う	0	1	9	0	0	13	6382		売春客全員の調査は困難	7	1903
										警察は強姦に無関係	4	488

	地方政府・公安が情報隠蔽、証人威嚇	28	6	8	0	0	42	82622		地方政府は証人を威嚇せず、唐慧に同情と関心を	11	3069
合		135						169644	合		35	7962
合		444						968805	合		60	18456

表 4-8 事実-原因レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/注目度(第2期)

フ	争点	廖	御	合	リ・コ合	フ	争点	胡	鄧	合	リ・コ合	
弱者 の加 害	売春強要は証拠不足	112	3	115	17631	弱者 の被 害	幼女が強姦・売春を強要された	14	2	16	40940	
	唐慧は政府・社会の経済援助について黙秘	86	8	94	14076		幼女の病状と心理的治療現状、家計が困窮	15	1	16	16569	
	唐慧は理不尽な要求のために陳情	99	8	107	20797		援助金の出所と遣い方を開示	11	1	12	31736	
	唐慧の過激な陳情が秩序を乱す	90	7	97	20619		唐慧が不正を訴え、権利保全のために陳情	15	1	16	40544	
	唐慧が被告人の弁護士を殴る	36	4	40	4405		唐慧が被告人弁護士を殴るのは不可能	3	0	3	15	
	唐慧が隣人を陥れ、警察を攻撃	81	3	84	3933							
合		537				81461	合	63				129804
公権 力の 正当	警察の調査立件拒否は不成立	79	3	82	6741	公権 力の 不正	警察が調査・立件を拒否	10	1	11	40407	
	人命救助が確か、証人が嘘言	7	10	17	3044		警察が人命救助の証拠を捏造	9	0	9	16058	
	全ての売春客調査は困難	3	1	4	706		地方公安の政治委員と売春斡旋人が姻戚関係	9	1	10	16212	
	警察は強姦に無関係	7	0	7	614		裁判官が不正、被告を擁護	9	0	9	16068	
							政府が非公開文書を記者に漏洩、世論誘導	21	14	35	30437	

合	110	11105	合	74	119182
合	647	92566	合	137	248986

＜第2期＞では、疑義側の「@廖隆章」「@御史在途」は「弱者の加害」「公権力の正当性」のフレームで事実を定義づけるが、＜第1期＞に比べて「弱者の加害」のフレームに「売春強要は証拠不十分」「唐が被告人の弁護士を殴る」「唐が無辜の隣人を非難、警察を攻撃する」といった争点を加えた。それに対して、「@鄧飛」と「@胡益華弁護士」は「弱者の被害」「公権力の不正」のフレームを使い、唐慧を弁護した。一方、＜第1期＞で両陣営の間に意見の交換はなかったが、＜第2期＞では立場の違うネットオピニオンリーダーはそれぞれ自分の好む争点だけを強調する一方で、相手の主張に対する非難、批判を繰り返した。つまり、双方のいずれも複雑な事件に対して白か黒かの「二元対立」的な発信フレームで性格付け、事件の複雑性や多面性、グレーゾーンの存在を無視する特徴が際立つ。それにより、相容れない対抗的な事実が構築され、二つの「事実」をそれぞれ主張するリーダーの間及びフォロワーの間では相互理解のない論争が激化した。

2. 「制度問題」フレームより「個人的道徳」フレームを好む

評価-解決レベルでも発信フレームの使用偏向が顕著であった。表4-7に示すように、＜第1期＞における5名の主要ネットオピニオンリーダーの微博から、評価と解決レベルで9種類の発信フレームを検出した。それらは、「個人の道徳的責任」「メディアの責任」「社会の責任」「政府の責任」「制度問題」「法律尊重」「民権尊重」「感情的・人道主義的」「事実理性尊重」である。＜第2期＞の4名の主要ネットオピニオンリーダーも、「民権尊重」以外の8種類のフレームを使用した（表4-8）。事実-原因レベルで唐慧擁護側とそれに疑義を示す側の対立とは異なり、評価-解決レベルで双方間が一定の合意を達成している。それは「政府の責任」と「制度問題」フレームを共通に使い、地方政府の労教決定への批判、労教制度の撤廃の呼びかけ、調査チームの調査結果非公開への疑義、陳情制度の弊害への批判を行ったことである。

しかし、＜第2期＞で使用された発信フレームの頻度と各フレームのリツイート・コメント数を比較してみれば、「個人的道徳と責任」フレームは他のフレームを遥かに上回っていることが明確である。特に「制度問題」フレームより、使用頻度が5.2倍、リツイート・コメント数が6倍ほど多い（図4-9；表4-10）。つまり、＜第2期＞では、双方のネットオピニオンリーダーは共に「制度問題」ではなく、「個人的道徳と責任」レベルから事件を評価し、問題解決の対策を探ろうとしてきた。また、「個人的道徳と責任」フ

レームを使用する上で、唐慧擁護側と疑義側の強調した争点は互いに対立的、対抗的な関係が見られる。例えば、疑義側は唐慧に対して「親の監督責任を尽くしていない」、「同情を得るために嘘をつき、公衆を騙す」と指摘する。と同時に、唐慧を擁護する公共的知識人を「事実を無視し、唐慧を利用して世論を操作する」、「ネット暴力を唆し、または支持する」と批判する。それに対抗して、擁護側は唐慧の道德と責任を弁護する一方で、疑義側の廖隆章に対して「唐を誹謗中傷、出所不明な公文書で非公開案件を世論審判」、「幼女に二次被害」、「地方政府が雇用した『五毛党』」だと責め続けた。更に、双方ネットオピニオンリーダーは異なる意見を持つ相手に人身攻撃するほど感情的になっていた。そうした中で、唐慧が過激な陳情に走り、過激な陳情が司法プロセスに影響を与えたことを映る陳情制度、「維穩」体制、及び公権力による司法関与の問題について双方とも目を配らなかった。

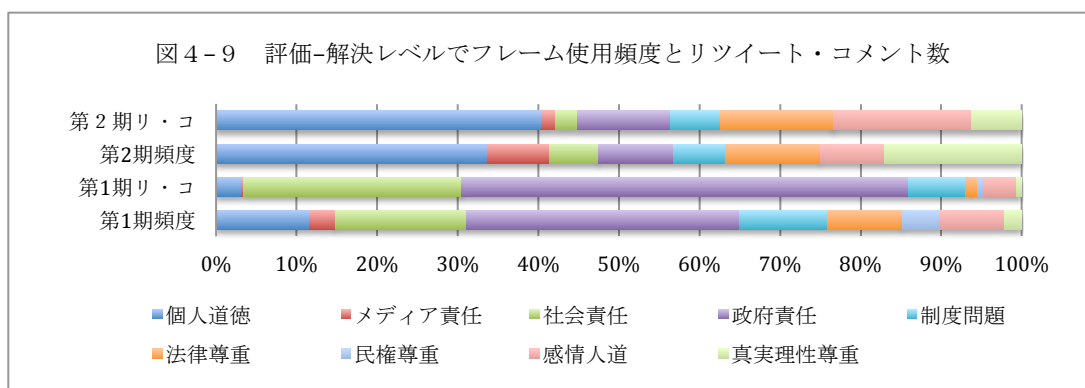


表 4-9 評価-解決レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/注目度 (第1期)

フ	争点	鄧	胡	鄭	于	合	リ・コ	争点	御	リ・コ
個人的 道徳的 責任	弁護士・記者・市民による 援助活動とその評価	38	29	0	0	67	33993	同	2	187
	唐慧は善良で、常識を備え る人柄	0	2	0	0	2	67	唐慧にも問題 ある	9	5366
合						69	34060		11	5553
メディ ア責任	メディア・ネットの役割を 評価	14	8	0	0	22	4197			
社会の 責任	公民・世論の注目を肯定、 感謝	8	6	0	0	14	3513	同	8	2317

	公民・世論の注目を呼びかけ	10	8	62	0	80	335379	世論の騒ぎが被害幼女に二次被害を与える	10	3438
合		94					338892		18	5755
政府の責任	労教決定が不適切、公権力が不正と批判	9	9	64	0	82	333814	政府自身が情報公開すべき	3	626
	政府の再調査すべき、調査チームの動向	27	4	5	0	36	26805	同	16	4529
	政府の法律に則っての過誤訂正を評価	4	4	0	0	8	2084	同	9	2519
	政府に唐慧釈放の呼び掛け	16	1	63	0	80	330578	同	16	5699
合		206					693281		44	13373
制度の問題	労教制度の問題、改革・撤廃の主張	26	6	17	4	53	73582	同	1	273
	安定維持第一政策の問題	0	1	0	0	1	36	同	1	87
	「幼女買春罪」の問題、撤廃の主張	1	0	0	0	1	653	同	2	301
	陳情制度の問題、意見表明ルートを疎通すべき	0	0	1	0	1	612	同	9	828
	児童保護の問題、改善すべき	0	0	6	0	6	14128			
合		62					89011		13	1489
法治尊重	政府が法治に則って問題処理すべき	38	6	0	0	44	14640	同	9	1495
								民衆は法律に則って陳情、権利主張すべき	11	2950
合		44					14640		20	4445
民権尊重	民意や民衆の権利を尊重し、公平正義を守るべき	18	9	1	0	28	8191	同	4	972

感情的	唐慧一家に同情、励まし	17	9	1	0	26	10082			
人道主	犯人・汚職警察に怒り	5	2	7	0	14	22900	同	4	923
義的	政府に失望	0	0	10	0	10	18155			
合		50					51137		4	923
真実と 理性の 追求		10	1	0	0	11	7750	同	4	351

表 4-10 評価-解決レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/
注目度 (第2期)

フ	争点	廖	御	リ・コ 合計	争点	胡	鄧	リ・コ 合計
個人 道徳	唐慧が保護監督の責任を 負うべき	73	4	10540	親子は親密、家計のために多忙	11	2	1683
	唐慧が同情を博すために 嘘言	79	19	16680	唐慧が既に恨みと陳情をやめようとし た	5	2	918
	記者・弁護士などの公共 的知識人が事実無視・唐 を神格化・世論操作	17 4	9	20959	廖記者が出所不明な証拠で唐慧を誹謗 中傷、非公開案件を世論で審判、幼女に 二次被害	28	12	5749
					廖などの疑義者は地方政府の五毛党	11	1	587
合		358		48179		72		7583
メデ ィア 責任	メディアの事実無視、世 論操作	61	8	4318	南方週末の検証報道が客観性欠如、倫理 喪失、政府の道具	22	0	447
	南方週末の検証報道は客 観的	6	1	258				
合		76		4576		22		447
社会 責任	民衆・世論が唐慧を神格 化し、黒白転倒、唐慧一 家を消費、二次被害	67	8	7766	公民・世論の注目への呼びかけ、称賛	2	1	600

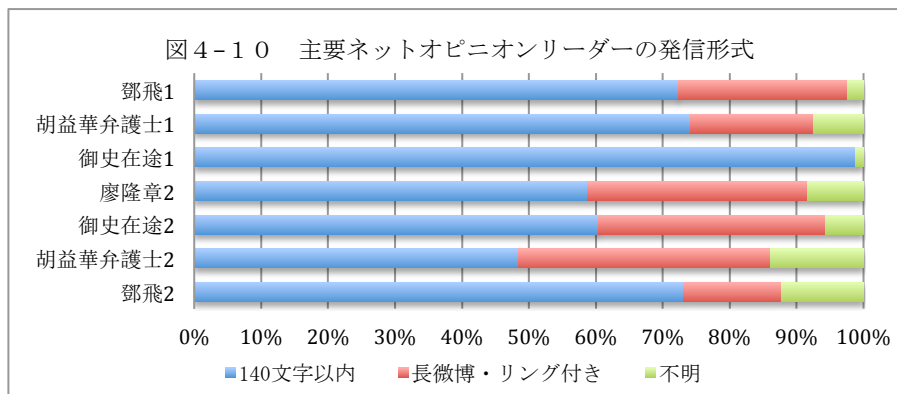
合		75		7766			3	600	
政府 責任	調査結果の不公開へ疑義、批判	36	1	2300	同		3	0	134
	地方政府の労教決定を批判	29	0	1911	同		0	4	651
					政府が非公開文書を記者に漏洩、世論誘導		21	14	30437
合		66		4211			52	3122	
								2	
制度 問題	労教制度の問題、改革・撤廃の主張	45	3	3505	同		5	7	4272
	陳情制度の問題	5	1	229	同		0	2	9923
	安定維持第一政策の問題	1	0	25	過激な陳情の原因は司法独立・信頼性の欠如		9	4	1350
合		55		3759			27	1554	
								5	
法治 尊重	法律に則って唐慧を釈放、犯人厳罰すべき	56	2	5557	法律に則って問題を解決すべき		10	4	3800
	司法過程が公権力に影響される	3	1	285	法律上で唐による死刑と損害賠償の要求が正当		9	1	24900
	司法判決が唐慧の陳情、世論に影響される	19	10	3866	法律上で幼女の自由意志による売春が認定不能		6	4	3378
	法治の立場で量刑と唐の陳情を見るべき	25	1	1148					
合		117		10856			34	3207	
								8	
感情 人道	唐慧一家への同情、励まし	60	5	6209	同		20	9	4497
	政府が人道的な配慮で唐慧釈放、労教処分撤廃、過激な陳情を容認	3	1	798	疑義者の悪徳、冷たさに怒り		1	2	589

合		69	7007		32	45563	
真実 理性 追究	真実尊重を主張、理性的 検討を呼び掛け	19 5	12	17034	同	3 8	2033
合		207	17034		11	2033	

4.4.3 断片的発信がもたらす情報格差と意思疎通の困難

微博における情報発信は140文字以内の制限があるため、断片化の特徴がある。一方、文字数の制限の長い文章を添付する「長微博」機能や、他のサイトに掲載された文章、動画などを添付するURLリング機能を活用すれば、碎片化・断片化の問題を解消できると考えられる。情報源を務めた四名のネットオピニオンリーダーの発信形式を調べた結果、「140字以内」のショートメッセージが「長微博」或いは「URLリング」付きのロングメッセージを上回ると分かる。特に、＜第1期＞で「@鄧飛」、「@御史在途」、「@胡益華弁護士」のロングメッセージの発信率がそれぞれ23%、13%、0%に止まる。つまり、事件の暴露と進展の生中継は断片的なショートメッセージで行われてきた。更に、＜第2期＞での「@廖隆章」の【問い始める】シリーズは全て「140字以内」の微博であった。

(図4-10)



情報量の少ないショートメッセージは送り側にとって利便性が高く、情報の受け手側にとって解読しやすいため、情報の迅速な広がりをもたらし、140文字以内の断片的な情報で複雑な事実関係をはっきり説明することは不可能である。事件の全貌を把握し理解するためには、一定の期間異なるネットオピニオンリーダーにバラバラに発信された全ての断片的情報を収集し、繋ぎ合わせる必要があり、相当な時間、労力、調査能力とメディアリテラシーが要求される。しかし多くの場合に、受け手はいくつかの断片的情報を通じて事件を捉え、意見を形成し、感想を綴ることになりかねない。故に、事実のほんの一部だけが広範囲に拡散され、議論の基礎となる恐れがある。また、異なる量と質の断片的情

報をキャッチした網民の間、網民とネットオピニオンリーダーの間では「情報格差」が生じ、それに基づいた事件への理解と意見形成にも格差が生じる。双方が互いに理解できない結果、有効なコミュニケーションは成立し難い。

例えば、シーズン2において「@廖隆章」は唐慧を疑義する微博【問い始める（7）】では、「国内のどこの著名投資機関が出資して唐慧一家にパスポートを作ったことを、誰が知るか？ 唐慧が最も行きたい国はどこか、誰か知っているか」と発信した。それに対してユーザー「@湖南省西瓜甜瓜研究所团支部」からは「この記者はいったい何を聞いているのか？」という疑問の声が上がった。実は、それは唐が政府や社会から何十万元の義援金を受け、出国の準備もしているにもかかわらず、民衆の同情を博すためにメディア取材に対して家計の困窮を言い立てるといふ廖の批判であった。しかし、廖の他の発信内容を読まない限りこの微博の意味が理解できない。同じく、廖は「永州市裁判官射殺事件の犯人朱軍が娘の義理父だ」と唐が過去に虚偽を述べて諸メディアを騙したと【問い始める（3）】発信したが、網民「@其惟春秋」からは「永州市裁判官射殺事件とはまたどういうこと？」と戸惑う。実は、鄧飛と廖隆章は唐慧と売春教養案を知るきっかけは2006年に起きたこの射殺事件であった。この事情は「@鄧飛」と「@廖隆章」のこれまでの微博で既に紹介されていたが、【問い始める（3）】の意味を捉えるには以前の微博を探し出さなければならない。更に、廖の疑義に対して、「娘が売春を強要された母親として唐慧は陳情するのが違法ではないし」と主張する網民がいれば、「唐慧が二人の死刑判決結果に不満を表し、全ての犯人に死刑をという理不尽な要求で、激しい陳情活動を繰り返してきた」と唐を批判する網民もいる。それぞれは事件の一面しか知らないため、互いに個人攻撃的な感情論になり、意思疎通が困難となるケースも見られる。

4.5 外因解析——情報拡散の仕組み、伝統メディア、公権力の働きかけ

4.5.1 情報拡散の仕組み

情報拡散の仕組みについての考察は、<ネットオピニオンリーダーの発信情報が誰によって拡散されているのか>、<情報が拡散過程でどのように受け入れられ、再加工されているのか>という二つの面を含む。サンプルに選んだのは、次の事実と原因レベルで注目度の高い(1)組と低い(2)組、評価、解決レベルで注目度の高い(3)組と低い(4)組、の四組の合計54件のツイートである。即ち、(1)唐慧擁護側情報源ネットオピニオンリーダー「@鄧飛」と「@胡益華弁護士」の転載量5000回を超えた8件、(2)唐慧に疑義を呈する情報源ネットオピニオンリーダー「@御史在途」と「@廖隆章」のオリジナルなツイート36件、(3)唐慧

釈放と労教制度撤廃を呼びかけた「@于建嶸」と「@鄭淵潔」の転載量 5000 回を超えた 4 件、(4)陳情制度・「维稳」体制・司法独立の問題を検討した「@羅昌平」、「@連鵬」、「@摘星手 010」、「@魏劍美」、「@破破的橋」の 6 件である。四組のツイートの拡散過程を比較することで、一般網民を媒介した「情報拡散の仕組み」が如何にネットオピニオンリーダーの役割発揮を規定するかを調べる。

1. 重要仲介者構成

情報の伝達階級レベルと各レベルが占める比率を調べた結果（表 4-1 1）、四組のサンプル微博は 4 つ-6 つの階級レベルを介して拡散されている。ネットオピニオンリーダーから直接に情報を受けてリツイートする網民は平均約 42.5%-57.7%（一次伝達率）を占め、他の網民は他のネットユーザーを媒介にネットオピニオンリーダーの発信内容を知り、リツイートしている。

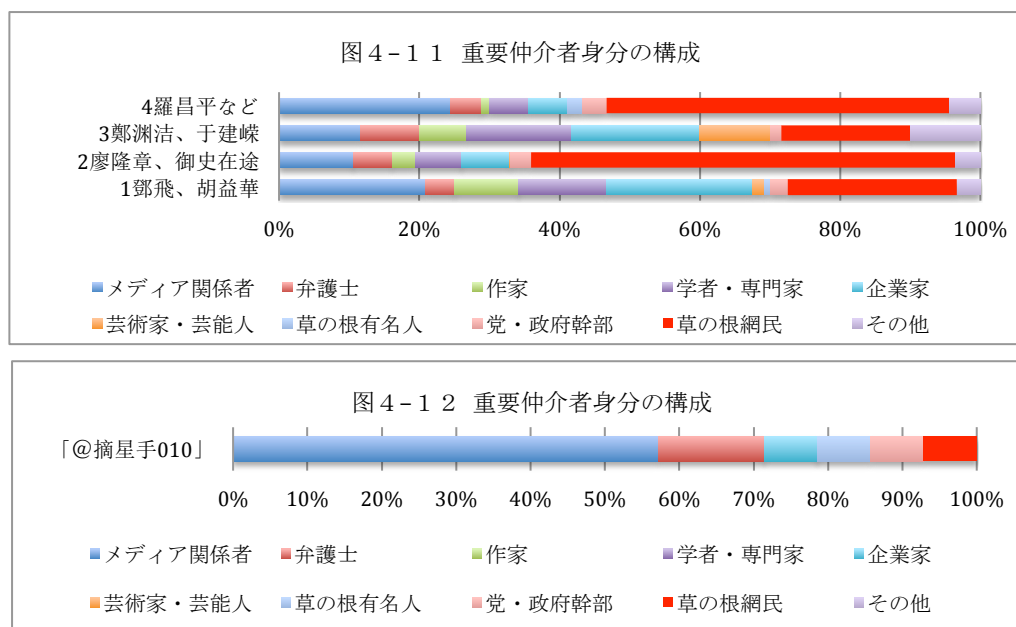
表 4-1 1 各情報伝達階級レベルの伝達率（平均値）

階級のレベル	一次	二次	三次	四次	五次	六次以上
1 組	48	34.6	12.5	3.4	0.5	0.75
2 組	57.7	26.4	8.8	4.7	1.3	0.9
3 組	42.5	38.8	14.5	3	1	0.3
4 組	55	21	11	5.2	2.2	2

ネットオピニオンリーダーの発信内容の拡散過程では、誰が重要な仲介者なのかを解明するために、54 件のツイートの情報伝達ネットワークから、それぞれ中心度が最も高い 15 のユーザーを抽出し、合計 810 の重要仲介者のサンプルを得た。ユーザー登録情報に基づき、彼らの身分を調べた結果は図 4-1 1 の通りである。リツイート・コメント数が低い 2 組と 4 組のサンプル微博の重要仲介者はフォロワー数の少ない匿名ユーザーの比率が高い。それに対して、リツイート・コメント数が高い 1 組と 3 組のサンプル微博の重要仲介者はフォロワー数の多い認証ユーザーの比率が高い。従って、フォロワー数の多い認証アカウントや他のネットオピニオンリーダーの転載はネットオピニオンリーダーの発信情報が広範囲に拡散される必要条件である。

しかし、認証アカウントや他のネットオピニオンリーダーの転載があれば、情報が必ずしも広範囲に拡散されるとは限らない。言い換えれば、前者は後者の十分条件ではない。例えば、4 組の祝華新「@摘星手 010」の微博は拡散した重要仲介者の 90%以上がネット

オピニオンリーダーであったにも関わらず、978回の転載と247通のコメントにより広範な注目と拡散が得られなかった（図4-1 2）。そこから、情報の拡散は匿名の一般網民の能動的な選択に規定されることが伺える。



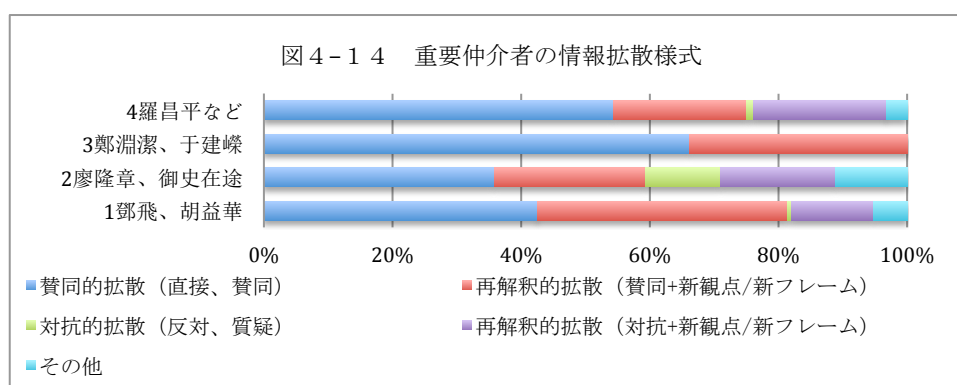
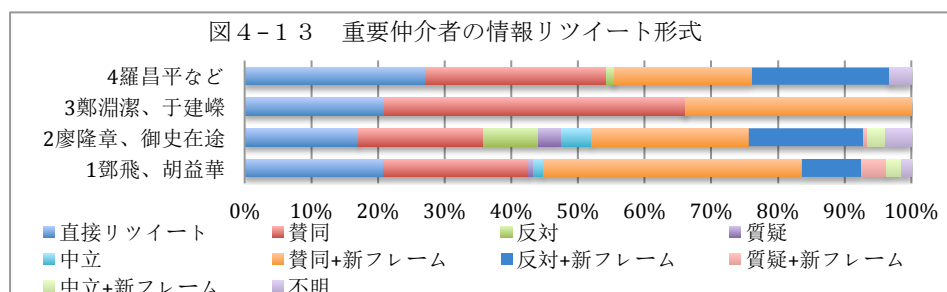
2. 拡散様式

これらの情報仲介者により、元ツイート内容はどのように拡散され、その情報や視点が如何に受け止められ、再解釈されているのか。「PKUVIS」が提供したリンクで、810の重要仲介者のリツイート内容を収集し、そのリツイートの形式、元ツイート内容への態度を調べるに加え、転載する際に付加したコメントの観点とフレームを抽出し、元ツイート内容のフレームとの比較分析を行った。

その結果、まずリツイートの形式には、コメントを加えない直接リツイート、コメントで態度（賛同、反対、疑義、中立）だけを示すリツイート、及び新たな観点やフレームでコメントしたリツイート、という三種類がある（図4-1 3）。態度を考慮した上での情報拡散様式の構成は図4-1 4に示す（直接リツイートは元ツイートへの推奨行為であるため、ユーザー態度は賛同的と理解し、分類している）。

4組のいずれも、賛同的拡散の比率が半分以上を占めることから、網民が賛同する情報や意見を転載する傾向があると言える。また、リツイート数とコメント数の高い1組と3組は賛同的な拡散率も高く、それぞれが80%と100%に達している。それは1組の使った「弱者の被害」「公権力の不正」フレームや3組による「唐慧釈放」と「劳教制度撤廃」の呼び掛けは広範囲に拡散されたのみならず、拡散過程で多く支持を得たことで影響力が増幅

していることを語る。一方、リツイート数とコメント数の低い2組と4組は対抗的な拡散率がより高い。つまり、2組の使った「弱者の加害」「公権力の正当性」フレームや4組の陳情制度・「維穩」体制・司法独立の問題への検討は極めて限られた範囲内で拡散されていた上に、その過程で影響力が解消され、低減している。



では、2組と4組はどのような新たなフレームや観点で対抗的に再解釈されているのか、なぜ広範囲に受け止められていないのかについて詳しく調査した。

表4-12に示すように、2組において、「@御史在途」と「@廖隆章」は「弱者の加害」「公権力の被害」「個人的道徳責任」「社会の責任」フレームを使い、唐慧擁護側ネットオピニオンリーダーが構築した事実を打ち破り、事実を再定義しようとした。しかし、元フレームは、「14歳以下の女性との性行為は違法であり、唐が個人として7人の死刑を要求する権利を持つ」という「弱者の被害」フレーム、「赤い政権下で『維穩（社会安定維持）』を図る強大なマシンが一人の民に譲歩することはあり得ない」という「公権力不当」フレームで対抗的に拡散された。また、「廖隆章は政府が雇用した五毛党；有名になりたくて狂っている；証拠である裁判所の公文書が拾ったものと称し、出所不明、獲得手段が違法；未成年案件の公文書を公開するのは違法；陸群は政府のプロの五毛党」などの「個人的道徳責任」フレームからの対抗は、疑義側ネットオピニオンリーダーの発信内容の信頼性と合法性を損なった。特に、「証拠である公文書の出所」などの疑義に対して、廖隆章は回避し対応していないことにより、情報源としての信頼性が低くなる。

4組において、「@羅昌平」「@連鵬」「@摘星手010」「@魏劍美」「@破破的橋」は「メディアの責任」、「制度問題」、「社会の責任」フレームを使い、「メディアによる弱者の討伐が無意味、仮想の法治環境で唐慧を厳しく要求すべきではない、世論が唐慧の道德感をめぐって争うべきではない」と批判しながら、陳情制度、「維穩」体制、法治の不完全といった制度面の問題を反省するように呼びかけている。しかし、元フレームは「弱者グループはそれだけで正義でもなく、公共的知識人が名誉と利益を獲得する手段ではない」「法治の不完全は違法の理由にならず、唐慧が理不尽な要求のために秩序を乱す理由にならない」という、唐慧と公共的知識人を批判する「個人的道德責任」フレームと「法治尊重」フレームに対抗され、その影響力と合理性が解消されている。即ち、これらのネットオピニオンリーダーは「制度問題」を強調すると共に、唐慧を弱者に位置づけ擁護しようとする特徴がある。ところが、制度の欠陥を理由に唐慧個人への批判に反対する論調は受容されない。更に言い換えれば、唐慧への擁護は制度問題に注目すべき主張と重要性を霧散させた。

表4-12 2組と4組の元ツイート内容の発信フレームと新フレームとの比較

	元ツイートの主な発信フレーム（争点）	情報拡散過程で現れた新たなフレーム（争点）
2組	弱者の加害（売春強要は証拠不足；唐が7人の死刑と184万元賠償という理不尽な要求を訴える；唐が激しい陳情活動を繰り返す；唐慧一家は警察を攻撃、隣人を陥れる；唐は政府と社会から受けた支援金について沈黙する）	弱者の被害（14歳以下の女性との性行為は違法；幼女が威嚇を受けた；唐が個人として7人の死刑を要求する権利を持ち、それは法律に基づいて犯罪者にあるべき処罰を下すことと矛盾しない、唐に発行した証明書を政府は公開すべき
	公権力の正当性（警察は立件拒否しなかったが、唐慧一家の攻撃を受けた；警察は強姦に関与していない；警察の証拠捏造に確かな証拠がない；警察と犯人の姻戚関係はない）	公権力の不正（赤い政権の下で強大な維穩マシーンが一人の民に譲歩することはあり得ない；公権力の不正違法行為があるかどうかは注目すべき）
	個人的責任道德（唐慧が親としての監督責任を尽くしていない；唐が嘘をついて民衆の同情を求め；公共的知識人が事実を無視して世論を操作	個人的責任と道德（廖隆章は政府が雇用した五毛党；同情心がない；有名になりたくて狂っている；提示した証拠が出所不明、獲得手段が違法、公文書を拾ったと称するが、その真実性を証明していない；未成年案件の公文書を公開するのは違法；陸群は政府のプロの五毛党；唐が抗争しないと法律の公正を得られない；唐に疑義を向ける網民は政府のサクラ）

	制度問題（労教制度の撤廃を主張；公民の意見表明ルートの疎通を呼び掛け；陳情制度の問題を批判；嫖宿幼女罪の撤廃を主張）	制度問題（唐慧を批判するより、事件の背後にある制度問題に注目すべき）
	政府の責任（地方政府が唐慧に下した労教決定を批判；地方政府が唐慧に同情；地方政府の誤りの糾正を評価）	政府の責任（政府が未成年案件の公文書を公開するのは違法容疑；内部秘密書類を漏洩する警察の責任を問うべき）
	社会の責任（世論の騒ぎが被害幼女に二次被害を与え、網民が発話権利の使用を慎むべき；網民が全ての買春客を調査すべきという要求は被害幼女に二次被害を与える）	社会の責任（政府による誤りの糾正は世論が圧力をかけた結果）
4組	制度問題（唐個人を批判するより、司法の公正に注目し、陳情と労教制度の問題を反省すべき；法律が公権力の横暴を防ぐように改革を押し進めるべき；仮想な法治秩序で唐を批判せず、法治の不完全さに注目すべき；維穩制度を批判；弱者集団の問題は背後にある社会と体制の問題を問うべき）	個人的道徳と責任（唐が弱者集団の一員ではない；弱者はそれだけで正義でもなく、公共的知識人が名誉と利益を獲得する手段ではない） 法律尊重（法治の不完全は違法の理由でもなく、唐慧
	メディア責任（南方週末による弱者への討伐は無意味、公権力横暴の見方になりがち）	が理不尽な要求のために秩序を突き破る理由にならない；真実と法律は最も重要）
	社会の責任（世論は唐慧の道徳をめぐって争うべきではない）	政府の責任（政府と公安の信頼性が低い；量刑が重すぎるのは公権力の動揺であり、唐の誤りではない）

以上の考察から、一般網民の能動性がネットオピニオンリーダーの役割発揮を規定すると分かる。ネットオピニオンリーダーは発信フレームの取捨選択に偏向がある点確かであるとは言え、異なる立場に立ち、異なる争点と発信フレームを強調する情報源ネットオピニオンリーダーの間には競合や補完関係が見られる。それにより、事実の異なる側面に関する多元的な争点や発信フレームが提示された。しかしながら、ネットオピニオンリーダーが発信した争点と発信フレームが必ずしも広範な拡散と注目を獲得できるとは限らない。争点の顕出性は一般網民の自主的、能動的な注目、拡散、コメントといった発信行動に規定される。言い換えれば、一般網民の選択により、ネットオピニオンリーダーが強調した争点から一部の争点だけが顕在化し、ネット世論形成に基づいた「事実」を構成している。

では、どのような争点と発信フレームが網民の広範な注目と拡散行為を得られるのか。本事件においては、「弱者の加害」と「公権力の正当性」フレームに比べ、「弱者の被害」と「公権力の不正」フレームを一般網民が好む傾向がかなり強い。その理由は二つある。

一つは、記者鄧飛と唐慧の弁護士は微博「生中継」の形で事件発生直後に情報発信し、「弱者の被害」と「公権力の不正」フレームで事件と議題に定義付ける主導権を勝ち取ったことである。しかし更に重要なのは、この二つのフレームは「官僚や警察を恨み、弱者に同情を向ける」という社会心理、言い換えれば「社会潜在世論」に合致し、網民の共感を引き起こしやすいためであったと考える。

4.5.2 伝統メディア

ネットオピニオンリーダーの役割発揮に伝統メディアはどのように関わっているのかを明らかにするために、①報道量、②伝統メディアの報道フレームとリーダーの発信フレームとの比較分析、③リーダーたちの発信情報の伝統メディアへの引用状況を考察した。リーダーの発信情報サンプルを、情報源「@鄧飛」「@胡益華弁護士」「@御史在途」「@廖隆章」、労働教養制度の撤廃をめぐる意見形成の指導者「@鄭淵潔」「@于建嵘」という六名リーダーが<第1期>と<第2期>で発信した事件関連の全ての微博とする。また、伝統メディアの報道サンプルは、「本文にキーワード『唐慧』と『劳教』を含むという条件を与え、「百度搜索-報道」で抽出した<第1期>の91件と<第2期>の182件であった。

1. 報道量

表4-13 本文に「唐慧」と「劳教」を含む伝統メディア報道の内訳
(第1期,第2期「百度搜索-報道」より)

	他の地方のメディア	中央クラスのメディア	湖南省のメディア	その他	合計
2012.8	62	27	0	2	91
2013.7	110	44	4	1	159
2013.8	21	2	0	0	23

表4-13に示すように、<第1期>において地元湖南省のメディアは事件について沈黙を続けたが、他方、他の地域のメディアや中央クラスのメディアは報道と評論を繰り広げた。唐慧が永州市劳教管理委員会を訴訟する二審が行われた<第2期>では、湖南省の党委員会機関紙『湖南日報』や都市報『瀟湘晨報』も沈黙を破り、報道と評論に加わった。伝統メディアの大量報道は、情報源と意見指導者のネットオピニオンリーダーと共振しあい、網民の事件への注目度の高まりに働きかけたと考える。

唐慧側と地方公安局は異なる事実関係を主張し、情報源ネットオピニオンリーダーの発信フレームに顕著な偏りがある中、伝統メディアは事件をどのように定義づけたのか、ま

たネットオピニオンリーダーは如何に伝統メディアの報道を取り扱ったのか。二つの問題を明らかにするために、伝統メディアの報道フレームを抽出し、リーダーの伝統メディアへの引用状況を調べた。

2. <第1期>フレームの共鳴と影響力の強化

図4-15と表4-14が示すように、<第1期>で「11歳の少女が百回以上売春を強要された」「警察が立件を拒否、主犯の手柄となる証拠を捏造」「陳情した母親は警察の不正な検挙で労教された」などの争点を強調する「弱者の被害」フレームと「公権力の不正」フレームの使用頻度が約80%に至り、「弱者の加害」と「公権力の正当性」フレームを遥かに上回ることが調査で明らかになる。つまり、伝統メディアは「弱者の被害」と「公権力の不正」の発信フレームを使って事実を定義づける傾向があった。前文の<図4-8 事実-原因レベルでリーダーのフレーム使用頻度がリツイート・コメント数>と「表4-7 事実-原因レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/注目度（第1期）」に比べて、伝統メディアの報道フレームとネットオピニオンリーダーの発信フレームとの協同・共鳴が見られる。

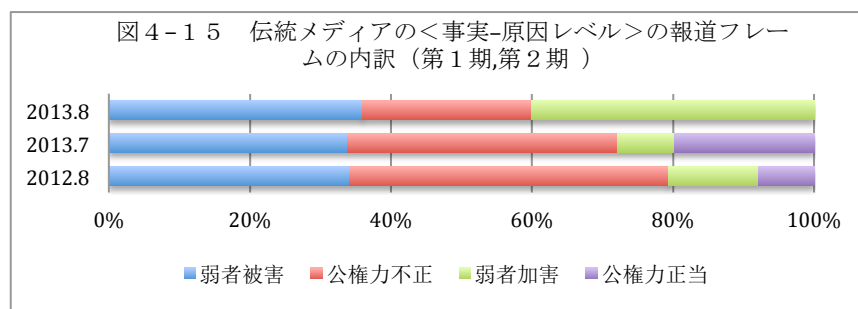


表4-14 伝統メディアの事実-原因レベルの報道フレーム/頻度 <第1期、第2期>

フ	争点	12.8	13.7	13.8	フ	争点	12.8	13.7	13.8
弱者 の 被害	少女が強姦・百回以上売 春強要された	27	45	4	公 権 力 の 不 正	警察が調査・立件を拒否	23	25	3
	少女の病状が深刻	10	10	3		警察が人命救助の証拠を捏造	23	13	0
	家計が貧窮	0	5	0		地方公安の政治委員と売春斡旋人が 姻戚関係	3	0	0
	唐が不正抗争、権利保全 のために陳情	5	8	1		警察が100名あまりの売春客の責任 を追及しない	13	2	1
	通常の陳情ルートが通ら	3	11	1		警察が容疑者に情報を漏洩	9	4	0

	なかったため、社会秩序を乱す行為ではない								
	全員死刑の要求しなかった	2	1	0		売春客の中に警察関係者がいる	2	2	0
	唐が公安不正の検挙陳情で拘束・労教	9	0	0		地方政府・公安が情報隠蔽、証人威嚇	2	0	0
	労教される前に既に陳情をやめた	3	1	0		公安が微博を削除し、沈黙を続ける	4	0	0
	陳情の道が困難に満ちている	2	3	0		維穩（社会安定維持）のために、唐を慰謝することの大変さ	2	8	1
						密かに示談を提示	0	14	0
						政府が世論を誘導する	0	1	0
						調査チームは調査結果を公開しない	0	6	1
						違法労教	0	20	0
合		61	84	9	合		81	95	6
弱者の加害	理不尽な要求	11	3	1	公権力の不正性	警察の調査立件の拒否が該当せず	0	0	2
	激しい陳情活動で社会秩序を乱す	12	16	3		人命救助は確か	9	0	1
	売春強要の証拠が不足	0	0	5		姻戚関係は不成立	0	0	1
	政府や企業家から大量の義援金を受領	0	1	1		法律に基づいた労教決定	4	21	0
					労教決定の撤廃は人道的、今後も唐慧に人道的な関心を払う	1	27	0	
					秘密裏に示談することはない	0	1	0	
合		23	20	10	合		14	49	4

また、図4-16と表4-15が示すように、評価-解決レベルでは「政府の責任」と「制度問題」フレームの使用頻度がより顕著であった。つまり、伝統メディアは「弱者の加害」と「公権力の不正」の事実に基づき、地方公安局の汚職、労教決定などの公権力の横暴を責め、労教制度の弊害を批判し制度の改革・撤廃を要求してきた。前文の<表4-9 評価-解決レベルで主要ネットオピニオンリーダーの発信フレーム/使用頻度/注目度（第1期）

>とく図4-9 評価-解決レベルでリーダーのフレーム使用頻度とリツイート・コメント数>に比べてみれば、二つのフレームの使用にネットオピニオンリーダーとの共鳴があると分かる。一方、リーダーの情報発信から検出されていないが、「唐慧が粘り強く抗争し、司法の権威と公正を守る偉大な母親である」という争点を取り上げた「個人的道徳」フレームを伝統メディアは使用した。例えば、8月5日の『南方都市报』は評論文で「被害者の母親の粘り強さは司法の向上を促す力になっているのではないか」とする。また、11日の『長江網』（長江日報報業グループ公式サイト）は時事評論で「我々は偉大な母親唐慧に感謝しなければならない。彼女は弱く小さな身体で司法の権威と公正を守っている」と評価する。

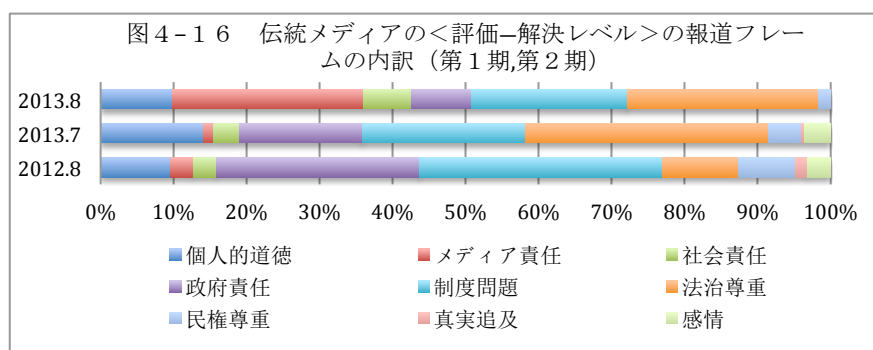
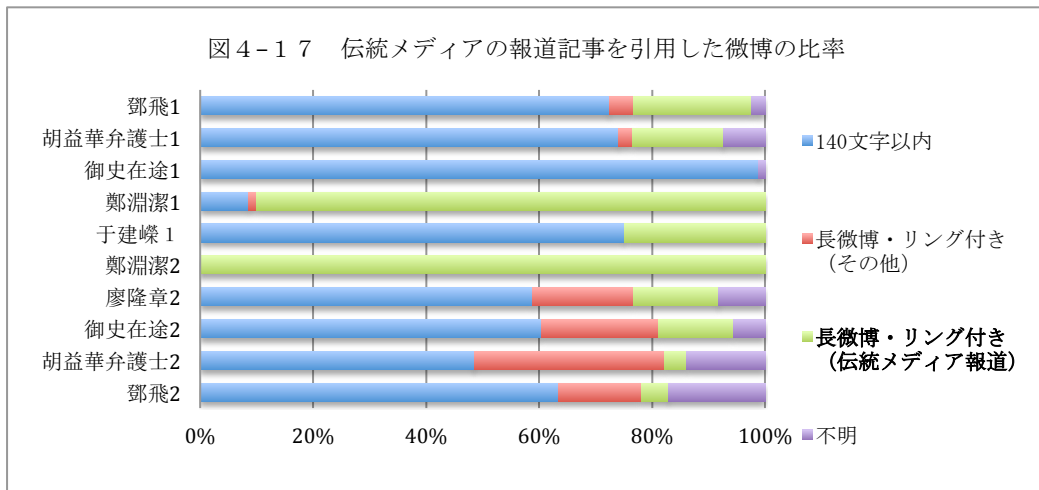


表4-15 伝統メディアの評価-解決レベルでの報道フレームと頻度 (第1期、第2期)

フ	争点	12.8	13.7	13.8
個人 的 道 徳	弁護士・記者による援助活動とその評価	5	4	0
	唐慧が娘の権利保全のために抗争し、司法の権威と公正を守る偉大な母親、労教制度に挑む戦士	3	23	0
	記者・弁護士などの公共的知識人が事実無視・唐を神格化・世論操作	0	0	2
	廖が事実無根の情報で唐を誹謗中傷、個人的道徳だけに注目すると批判	0	15	3
	唐慧が母親としての資格を持たないと自己評価	4	1	1
合		11	43	6
メデ ィア 責 任	唐慧の釈放や二審の勝訴における伝統メディアの注目と役割を評価	4	4	0
	これまでの伝統メディア報道のバランス欠如を批判	0	0	8
	南方週末の検証報道が客観的だと評価	0	0	4
	南方週末の検証報道が客観性とバランスを欠如、倫理喪失、政府の宣伝道具だと批	0	0	4

	判			
合計		4	4	16
社会 の責 任	世論の注目を肯定	3	9	4
	世論の暴力を批判	1	2	0
合		4	11	4
政府 の責 任	地方公権力の労教決定、汚職、秘密裏の示談など公権力の不正を批判	26	29	4
	政府が情報隠蔽、調査結果の非公開を批判	0	4	1
	調査チームを作り、法律に則って労教決定を撤廃し、二審で裁判所の情報を公開するという効率性を評価、政府幹部が二審に出廷し、民意を重視することを評価	6	18	0
	政府に唐慧釈放、唐慧一家に関心を与えるべきだと呼び掛け	3	0	0
合		35	51	5
制度 問題	労教制度の問題、改革・撤廃の主張	38	59	3
	安定維持第一政策の問題	1	2	5
	「幼女買春罪」の問題、その撤廃の主張	2	0	1
	陳情制度の問題、意見表明ルートを疎通すべき	1	7	4
合		42	68	13
法治 尊重	公権力が法治に則って問題処理すべき、公権力が法律の公平正義を守るべき	13	36	7
	公権力による司法関与、司法独立の欠如を批判、司法改革を呼びかける	0	5	9
	唐慧の二審勝訴は司法の正義と進歩を表わす	0	27	0
	公民に法律に従って権利主張すべきと呼びかける	0	5	0
	唐慧は法律の枠組みの中で権利主張すると評価	0	6	0
	裁判所が政府の書面謝罪を支持せず、賠償金が少ないことに疑義	0	22	0
合		13	101	16
民権 尊重	民意や民衆の権利を尊重し、公平正義を守るべき	10	14	1
真実 追及	真実を究明すべきと主張	2	1	0
感情	唐慧一家に同情、励まし	4	11	0



一方、図4-17が示すように、＜第1期＞で、情報源の「@鄧飛」「@胡益華弁護士」、意見形成の指導者の「@鄭淵潔」「@于建嶸」が発信する際に、伝統メディアの報道記事を引用する。引用した記事の内容を更に調べた結果、「@鄧飛」「@胡益華弁護士」「@于建嶸」は伝統メディアの報道を自分の発信した事実関係の根拠や事件に関する観点の裏付けにしていることが分かる。また、「@鄭淵潔」は伝統メディアの報道を情報源にしている。彼は＜第1期＞で発信した68通の微博のうち、伝統メディアの報道にリンクしたのは63通あった。更に、伝統メディアを引用するだけでなく、ネットオピニオンリーダーは「メディア責任」フレームを使い、積極的に唐慧事件に注目する伝統メディアに感謝し、賞賛していた。伝統メディアの専門性と信頼性により、情報源ネットオピニオンリーダーの発信情報の信憑性や観点の正当性が裏付けられる故に、リーダーの発信フレームの影響力が更に強化されていると考える。

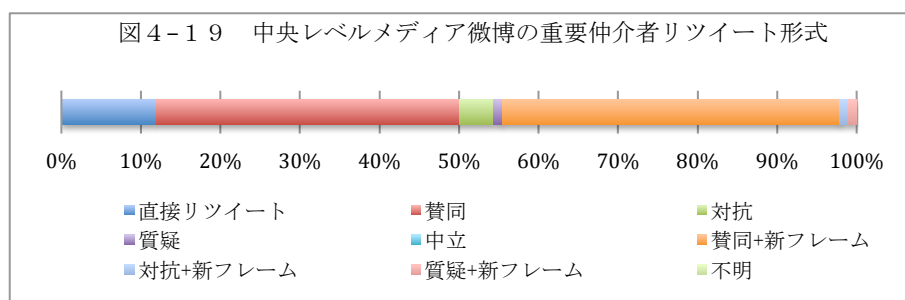
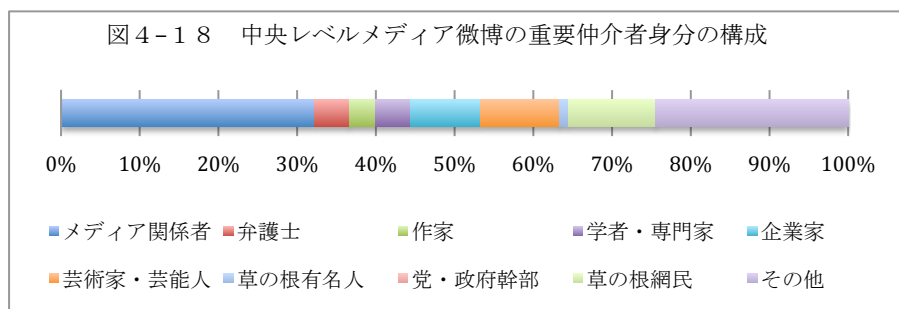
表4-16 中央クラスメディアの微博の影響力の高いツイート内容

日にち	媒体	リ・コ数	発信フレーム	引用した主要 NOL
8.5	@人民日報	121486/ 42782	弱者の被害；民権尊重	「@鄧飛」「@胡益華弁護士」
8.6	@人民日報	13765/ 5802	法治尊重；事実尊重	「@鄧飛」「@胡益華弁護士」
8.6	@人民網	14188/ 4555	弱者の被害；政府の責任	「@鄧飛」「@胡益華弁護士」
8.7	@新華社中国網事	5199/ 850	弱者の被害；政府の責任	「@鄧飛」「@胡益華弁護士」
8.8	@人民日報	5927/ 2576	公権力の不正；政府の責任；民意尊重	「@鄧飛」
8.10	@人民日報	13162/ 5299	法治尊重，事実尊重	「@鄧飛」

一方、ここで無視できないのは「@人民日報」「@人民網」「@新華社中国網事」に代

表される中央クラスメディアの微博である。8月5日から10日まで、この三つのアカウントは積極的に評論を出し、リツイート数が5000回以上のツイートは6通、平均3.9万回のリツイート・コメント数でより高い注目を獲得している（表4-16）。使用された発信フレームは、売春を強要された幼女の母親が陳情で労教された「弱者の被害」フレーム、地方政府が立件・調査を拒否する「公権力の不正」フレーム、地方政府の流職と労教決定の横暴さ、法律の濫用を批判する「政府の責任」フレーム、法治を信仰にして法律と真相に従って事件を処理すべきと求める「法治尊重」フレームと「真相尊重」フレーム、民衆の権利と尊厳、社会的公平と正義を守ろうと要求する「民権尊重」フレームであった。事実-原因レベルにおいても、評価-解決レベルにおいても、ネットオピニオンリーダーの発信フレームと一致している。

そして、情報拡散の仕組みを調べた結果（図4-18、19）、これらのツイートは「@鄧飛」「@胡益華弁護士」を含めたメディア関係者や学者、企業家、芸能人、弁護士などのネットオピニオンリーダーや実名ユーザーによって拡散され、賛同的な拡散率は90%に達し、元発信フレームはネットオピニオンリーダーや一般網民による支持と共感を得られたことが明らかになった。



以上から、＜第1期＞では唐慧労教案をめぐる「事実構築」と労教制度撤廃の「議題構築」において、ネットオピニオンリーダーと伝統メディア、伝統メディア同士の間では協力的な連動関係が結ばれていた。フレームの共鳴により、影響力の相互増幅がもたらされている。そうした中、幼女が強姦された上に百回以上売春を強要された陳情ママの唐慧が地方公安の立件拒否と証拠捏造で陳情し続けてきた故に労教処分を受けさせられたという

「事実」が強く定着する。こうした事実に基づき、唐慧釈放の呼び掛け、地方政府の批判、労教制度批判と制度撤廃求めのコンセンサスが形成された。

3. <第2期>：フレームの対抗と影響力解消

<第1期>とは対照的に、<第2期>で伝統メディアとネットオピニオンリーダーの間、また伝統メディア同士の間では亀裂と対抗的な連動関係が顕著となった。

2013年7月に、「@廖隆章」と「@御史在途」に代表されたネットオピニオンリーダーは「弱者の加害」と「公権力の正当性」フレームでこれまでと正反対の「事実」を構築し、「個人的道徳」フレームで唐慧の嘘言を批判している。それにも関わらず、伝統メディアの報道で「弱者の被害」と「公権力の不正」フレームは使用頻度が70%以上支持され、「事実」を構築する上での主なフレームとされていた。また、伝統メディアは「制度問題」フレームで労教制度の批判、制度撤廃の呼び掛けを引き続き行い、そして「唐慧が粘り強く抗争し、司法の権威と公正を守る偉大な母親、労教制度に挑む戦士である」という争点を強調した「個人的道徳」フレームの使用頻度を高めた。一方、疑義側ネットオピニオンリーダーに対して、唐慧やその代理人弁護士への取材を基に「事実無根のデマで唐慧と楽々を誹謗中傷する」とし、また「唐慧個人の道徳は法治と正義に関係なく、個人的道徳だけを注目すべきではない」と批判を展開した。それに対して、疑義側ネットオピニオンリーダーも「メディア責任」フレームで、メディアの報道は「悲しむ“陳情ママ”像を作り、重要な事実を無視する」、「嘘で聖母を捏造する」、「唐慧一家が被告の弁護士を殴ることになぜメディアは沈黙するのか」「世論が唐慧支持一辺倒で、メディアを含む多くの人が早くから洗脳されていた」と疑義と批判を繰り広げた。

唐慧擁護側と疑義側ネットオピニオンリーダー間と、伝統メディアと疑義側ネットオピニオンリーダー間の対抗が続く中、事実とは何かをめぐって『南方週末』は独自の検証報道を展開した。事実-原因レベルで、報道は「売春強要の核心的な証拠が不十分であるが、唐慧が七人の死刑と180万元の損害賠償を得るために執拗に陳情活動を繰り返してきた」という「弱者の加害」フレーム、「警察による立件拒否・証拠捏造は証拠不足、公安幹部と犯人との姻戚関係は当たらない」という「公権力の正当性」フレームを使用した。また、評価-解決レベルでは「制度問題」フレームを使い、問題の根源と本質が陳情制度と「维稳」体制との矛盾にあると指摘した。それは、これまで「事実」を構築する上でネットオピニオンリーダーと伝統メディアに主に使われていた「弱者の被害」と「公権力の不正」フレームに対する補充である一方、「制度問題」フレームよりも「個人的道徳」フレームから事件を評価してきたネットオピニオンリーダーの発信情報に対する糾正でもあると言

えよう。

しかし、検証報道はネットオピニオンリーダーから賛否両論を呼ぶ。元『南方週末』の編集委員「@郭光東」は「素晴らしい画期的な報道だ」と南方週末を賞賛する。元中央テレビ記者「@王志安」は南方週末の検証報道の客観性を評価しつつあり、これまでのメディア報道が「選択的に情報を提供」し、「情報を確認せず、バランスを欠いている」と批判する。記者「@王星 WX」は「唐慧事件に関するこれまでの大量報道の絶対多数は唐慧側の主張を支持したが、南方週末の報道は欠損した情報を補い、既にバランスを失ったメディアの報道に平衡をもたらす」とコメントする。一方、評論員「@宋志標」を始め、南方週末の検証報道は「取材と材料の使用で事実より唐慧疑義の立場を先行させ、バランスを失う」「情報源不明の内部資料や秘密調書の引用で報道倫理に反する」と専門性と倫理の視点からメディアの同僚からの批判が殺到した。「@作家李鳴生」は「南方週末の報道が湖南当局を全ての責任から逃れさせようとし、被告の強姦罪と売春罪を否定しようとする……もしかして買収されたかもしれない？」と南方週末と地方政府との癒着を疑う。作家「@六六」は「11歳の少女と性行為する全ての成人は強姦に当たり、性行為から利益を得れば売春強要になる」と南方週末の「黒白転倒」を批判し、「事実を無視する報道は法律と子供を守る唐慧を誹謗する」と唐慧のために弁護する。

検証報道に対する評価の対立は伝統メディアでも行われた（表4-17）。図4-16が示すように、2013年8月の伝統メディアの報道内容は「メディア責任」フレームの使用頻度が多い。その中で、『晶報』のような検証報道が事実のもう一つの側面を提示したと評価するものがある一方で、検証報道が立場先行で、専門性とバランスが欠如しているという批判が主であった。「制度問題」や「法治尊重」フレームで陳情制度や「維穩」体制、公権力による司法関与の問題を批判する社説や評論文も見られたものの、労教制度議題のような大規模な集中報道は展開されなかった。

表4-17 2013年8月伝統メディアにおける唐慧事件をめぐる社説と評論

メディア	タイトル	主要な観点とフレーム
南方都市報	(社説) 法治が勝たなければ、唐慧も勝てない ²⁴²	メディア責任 (唐の激しい陳情は法治の不完全性によるもの、唐に対する批判は偽善的で、現実の司法環境における公民の抗争と奮闘に注目すべき)
晶報	(社説) 反省シン	メディアの責任 (南方週末の報道が事件のもう一つの側面を提示した)

²⁴² 「(社説) 若法治没有赢, 唐慧亦不可能赢」

http://www.nandu.com/nis/201308/03/90945.html?bsh_bid=268401593

	ボルとしての唐慧 243	と評価、これまでメディアの民意迎合の報道パラタイムを批判) ; 制度問題 (陳情制度、「維穩」体制を批判)
財新網	唐慧事件の病巣は 維穩 (を方針とし た) 司法にある ²⁴⁴	制度問題 (陳情制度と維穩の強固な結びつきにより、司法が操作され やすいと「維穩」のための司法のでたらめを批判)
新民周刊	陳情ママ唐慧の変 形記 ²⁴⁵	法治尊重 (司法の後退を批判) ;メディア責任、個人的道徳 (メディ アと知識人が制度改革を動かすだけに客観性とバランスを失う恐れを 指摘)
南方週末	ニュース報道は我 々に何を教えるか 246	個人的道徳、政府の責任 (弱者が必ずしも道徳的に高尚ではないが、 弱者の過誤が公権力横暴の口実になるべきではない、現代社会の唯一 の基準は人々の規則に対するコンセンサス) ; 眞実尊重 (事実の還元 は困難)
	唐慧案、法治の立 場をしっかりと守る 247	法治尊重 (唐の極端な行為の影響で公権力が事実と法律に従わず、法 治が完敗; 「公権力に対抗する者の絶対的正当性」 「弱者正義」を奉 じる網民が法治精神に背く)
時代周报	(特集: 三つの評 論) 唐慧の復讐、 勝者はいない ²⁴⁸	メディア責任 (検証報道の価値観が狭隘で冷酷、憶測や暗示で読者を 惑わし、出所不明な内部書類の大量引用と売春女性や官職への匿名取 材に問題; 南方週末は裁判官を務め、専門性を追求しようとするが、 手段と素養が欠如) ; 法治尊重、制度問題 (陳情の行政業績評価制度と社会安定維持主義に より、法治の尊厳と民衆の法治への信頼が失われ、末端の職員を苦し ませる)
光明日報	唐慧が勝った、メ ディアは勝てるか 249	メディア責任 (これまでのメディア報道が情報の格差と弱者への同情 を利用し、案件審判に圧力をかけることを批判)

243 「(社説) 作為反思符号的唐慧」 http://jb.sznews.com/html/2013-08/05/content_2577082.htm

244 「唐慧事件的症結在于維穩司法」 <http://opinion.caixin.com/2013-08-06/100566184.html>

245 「上訪媽媽唐慧變形記」 <http://roll.sohu.com/20130806/n383514230.shtml>

246 「新聞報道告訴我們什麼」 <https://www.douban.com/note/294663171/>

247 「唐慧案，站穩法治立場」

http://news.ifeng.com/opinion/gundong/detail_2013_08/10/28468963_0.shtml

248 「(特集: 三つの評論) 唐慧血酬，沒有贏家」 <http://news.hexun.com/2013-08-08/156896663.html>

249 「唐慧贏了，媒体能贏嗎」

http://epaper.gmw.cn/gmrb/html/2013-08/10/nw.D110000gmrb_20130810_2-09.htm?div=-1

南都周刊	理中客が唐慧案を見る ²⁵⁰	メディア責任（南方週末の検証報道は選択的に事実の一部を無視；瑣末な細部を拡大する）
------	---------------------------	---

以上から、事実への再検証が行われた<第2期>では、唐慧案をめぐる「事実構築」において、伝統メディアの間、ネットオピニオンリーダーと伝統メディアの間に大きな亀裂があり、対抗的な連動関係が顕著であった。フレームの対立・対抗や相互批判により、発信内容の影響力が相互に相殺される。そうした中、唐慧が激しい陳情活動に走り、地方権力に「社会安定維持」の圧力をかけたことで案件の全ての司法プロセスに影響を与えた事実に対して、一定範囲での共通認識を達成することができなかった。つまり、事実が築かれていない中、こうした事実が反映した陳情制度の問題、「維穩」体制の問題、公権力による司法干渉の問題などの議題も構築されることができなかった。

4.5.3 公権力

本事件をめぐるネット世論形成過程に関与した公権力は永州市及び湖南省地方当局と中央政府という二つのレベルに分けられる。各々のレベルの公権力は<第1期>と<第2期>で事件に対する異なる対応を行い、ネットオピニオンリーダーとの間で攻防、支持、協力、抑圧といった多様な相互作用を繰り返して、ネットオピニオンリーダーの役割発揮に異なる影響を及ぼしている。

1. 地方権力

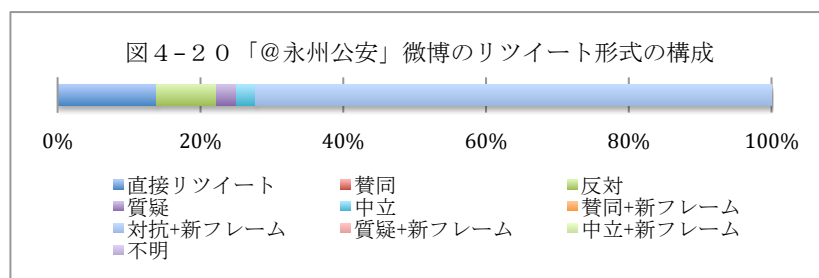


表4-18 「@永州公安」の発信フレームとそれに対する対抗フレーム

発信フレーム	ツイート内容の拡散過程で現われた対抗フレーム
弱者の加害（唐が被告7人に死刑を求めるといふ理不尽な要求を満たすために、裁判所、公安庁、関連する政府機関で騒ぎ社会秩序を	公権力の不正（警察が証拠捏造、唐が冤罪申し立てをする時、幹部車両の通行を妨害したことを理由に労教処分が下された；唐は主犯7人の死刑を要求していない）

²⁵⁰「理中客看唐慧案」 <http://www.nbweekly.com/column/liaoweitang/201308/34041.aspx>

乱した)	
公権力の正当性（主犯秦星が手柄を立てたのは事実；警察は証拠捏造していない）	政府の責任（永州政府の横暴を批判；永州公安が職権を濫用し私益を計る；上級部門が黙過する）

＜第1期＞で、事件がネットオピニオンリーダーに暴露され、地方政府批判のネット世論を巻き起こした当初、永州市公安局は沈黙を続け、伝統メディアの取材請求を拒否するなど逃避策を取った。ネット上の批判が殺到する中、4日に、地方公安当局は公式サイトと新浪微博での公式アカウントを通じて、「弱者の加害」と「公権力の正当性」フレームをもった発表文で唐慧への労教処分²⁵¹の正当性を説明した。しかしながら、その前に「幼女」の二文字を発信し、発表文をアップして間もなく後削除して翌日に再発信したという一連の不審行動は「@鄧飛」にタイムリーに暴露され、問い詰められ、網民からの疑義と不信を招いた。再発信した微博は11.7万回以上のリツイート・コメントによって広範な注目を獲得した。ところが、その拡散の仕組みを調べた結果（図4-20、表4-18）、対抗的な拡散率が80%ほどになり、網民は「弱者の被害」フレームと政府の労教処分決定を批判する「政府の責任」フレームで元ツイートに対抗し、再解釈しながら拡散していたことが分かった。こうした網民の不信と批判に対して、永州公安局は自らの主張を支える証拠を提示せず、再び沈黙を続ける逃避策を取っていた。

また、鄧飛への筆者の取材によると、市場化メディアの報道が展開された後、地元湖南省党委員会の宣伝部²⁵¹は北京市宣伝部と広東省宣伝部に対して、管轄地のメディアが事件を取り上げないよう協力を求めた²⁵²。しかし、フォロワー260万の「@鄧飛」やフォロワー390万の「@鄭淵潔」をはじめとしたネットオピニオンリーダーの強大な情報伝達力、動員力と連携発信により、報道の差し止め協力要請は焼け石に水だった。更に、ネット世論のうねりが高まる中、党中央機関紙『人民日報』をはじめとした中央レベルのメディアが唐慧を支持し、地元権力の横暴を批判するようなコメントを連日出した。地方当局や民衆からすれば、中央指導層に直属するメディアの論調はある程度中央政権の意向を反映すると予断する。そのため、地元宣伝部の報道禁令が事実上意味を失った。逆に、湖南省以

張舟逸「湖南“永州11歳幼女被迫売淫案”再惹爭議 幼女母親被勞教一年半」『南方都市報』2012年8月5日掲載

http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/05/content_1687365.htm

葉鉄橋「湖南省委政法委成立調査組調査唐慧事件“幼女被迫売淫案”処理一波三折勞教決定受到多方抨撃」『中国青年報』2012年8月7日掲載

http://zqb.cyol.com/html/2012-08/07/nw.D110000zgqnb_20120807_2-08.htm

²⁵¹ メディアを管理・指導する党の宣伝管理部門である。中央宣伝部及び各省、自治区、直轄市レベルの党委員会宣伝部門がメディア業界に対する指導権を握り、メディア機関の責任者の任命権を有する。（西2008：95）

²⁵² 2013年8月15日に北京で、筆者が聞き取る。

外の地域メディア報道やネット上におけるネットオピニオンリーダーの発信行動、網民の議論に合法性を賦与し、活発化させた。

〈第1期〉において地方権力の消極的な事件対応、つまり、発信時期の遅れ、不審な発信行動、伝統メディアへの取材拒否、疑義された後の逃避策により、情報のアンバランス、信頼性の喪失を招いた。そうした中で、唐慧側片方の主張だけはネットオピニオンリーダーの情報発信と伝統メディアの報道を媒介に、広範囲に、好意的に拡散され、事件を定義づける情報源とネット世論形成の基礎となっている。

〈第2期〉になると、地方公権力はネットオピニオンリーダー、伝統メディアを積極的に利用して弁明するようになった。

事実とは何かをめぐって湖南省政法委員会調査チームの調査結果が早くに出たが、公にされていないことが『南方週末』の検証報道で分かった。その理由について、報道は「@御史在途」の分析を引用しながら、「調査結果を公表するなら、周蘭々を偽証罪で拘束しなければならない。唐慧を捕まえただけでこれまで世論が騒いできたのに、もう一人を捕えたらどうなるか？」と政府が世論の圧力を恐れたためだと示唆した。

一方、二審の開廷にあわせて、永州側は公安局の取り調べ調書や当事者・証人の供述調書、裁判所の判決書といった事件関連の内部資料を記者廖隆章に漏洩し、ネットオピニオンリーダーの手を借りて情報を開示しようとする動きが見られる。「廖記者はこれらの内情をなぜもっと早く暴露しない？」²⁵³という網民の疑義に対して、「@廖龍章」は「ただ最近になってはじめて偶然に書類を“拾った”から」²⁵⁴と答える。「どこから拾ったの？」²⁵⁵「書類は真実のものか、それとも廖が捏造したものか。誰か彼にあげたか、それとも彼が盗んだか」²⁵⁶との問い詰めに、廖は「その日、事務所のドアを開いたところ、資料袋が一つ頭に落ちた。資料を置いた情報筋を探している」²⁵⁷と書類が拾ったものだと説明した。また、「@鄧飛」は「先ほど一本の電話に出た。湖南省のどこかの部門が密かに秘密公文書を記者に送り、一部の内容を漏らしたことが確認できた。唐慧と楽々に汚名を冠せた後、また一連の行動があるようだ」²⁵⁸。「#一通の手紙# 湖南（省政府）は唐慧案でその教訓を受け、積極的に記者を（審判の）傍聴に誘う。しかし、審判が終わった後、ある記者が裁判書類を拾ったと言い立て唐慧と楽々を中傷する。宣伝部も地元メディアにそれを押

²⁵³ 「@談笑有鴻儒」 2013-7-6 21:53 <http://www.weibo.com/1781880001/zEKEcsxaU>

²⁵⁴ 2013-7-6 22:47 <http://www.weibo.com/1781880001/zEKEcsxaU>

²⁵⁵ 「@鄧飛」 2013-7-14 10:00 <http://www.weibo.com/1642326133/zFUW79c4o>

²⁵⁶ 「@真不是法官」 「@鄧飛」 2013-7-13 09:11 <http://www.weibo.com/1642326133/zFLbJdidW>

²⁵⁷ 2013-7-14 15:40 <http://www.weibo.com/1781880001/zFXa0lmOr>

²⁵⁸ 2013-7-13 18:47 <http://www.weibo.com/1642326133/zFOXqmpAe>

し進めるようにさせる。民衆を戦わせるなんて、彼らの世論戦戦略は巧妙だ²⁵⁹と発信し、秘密資料は湖南省の政府部門が記者に漏洩したもので、それが唐慧と楽々に汚名を与え、世論を誘導する戦略であると主張する。漏洩された調書や判決書などの公文書を根拠に、「@廖龍章」は事実関係や唐慧に対する疑義を展開し、伝統メディアが検証報道に取り組みきっかけを作った。ところが、前述のように、公文書の出所、事実性、入手ルートの合法性がネットオピニオンリーダー、伝統メディア、一般網民から詰問され、廖記者本人も地方政府の「五毛党」だと批判されていた。

同時に、永州政府は伝統メディアを通じて世論の疑義と批判に対して弁明しようとした。まず、永州市副市長・公安局長・労教管理委員会主任の蒋建湘は二審に出席し、伝統メディアの取材を積極的に受け、「唐慧が7人の死刑という理不尽な要求をし、執拗な陳情活動を繰り返したことは確かであったため、彼女を労教したのは法律に基づいた決定だ」「労教処分は撤回は被害者一家への人道的な配慮だ」「永州政府は今後も唐慧一家に援助し続ける」などと説明する。一方、永州市公安局の関係者は匿名で『南方週末』の取材に応じ、三つの疑惑を弁明した。まず、証拠捏造の疑惑について、永州市公安規律検査委員会の調査結果を根拠に「主犯秦星の人命救助は事実で、警察の証拠捏造は成立しない」「警察の立件拒否などの汚職行為はない」とする。また、なぜ有力な証拠を開示せず沈黙を続けたかについて、「証拠を公開し、証拠捏造をしていないことをしっかり証明しようとするタイミングで、湖南省政法委員会の調査チームが全面的な調査に動いた。その時点で公安側は言説権利を失った」とする。そして、政務微博「@永州公安」の不審な発信行動について、「信じ難いが、(当時)公安局のサイトはハッカーに攻撃された」とする。しかし、『南方週末』の調査報道は、永州公安内部の匿名情報を大量に引用するだけに「客観性に欠ける」「政府の喉と舌だ」とネットオピニオンリーダーや他の伝統メディアから批判を浴びたことから、公安側の弁明が受け入れられたとは信じ難い。

<第2期>で湖南省は調査チームの調査結果を公表しないが、一方で、ネットオピニオンリーダーに情報を漏洩し、永州市公安局は伝統メディアを通じて唐慧に下した労教処分の正当性を弁明することにする。他方、記者「@廖龍章」と『南方週末』はこれまで唐慧側の主張に偏っていた情報のバランスを図ろうとし、永州政府側の情報を引用した。そこで、永州公安、記者廖龍章、『南方週末』の間では協力関係が結ばれる。しかし、調査チームの調査結果も永州政府の解釈を支える有力な証拠も公開せず、代わりに秘密公文書を密かに漏洩し、匿名で取材に応じるといった地方政府の隠蔽対応は、ネットオピニオンリ

²⁵⁹網民から受けた手紙の内容を公開する微博 2013-7-13 08:41
<http://www.weibo.com/1642326133/zFKZttJgz>

ーダーや一般網民の更なる不信を招いた。そのため、議論は事実とは何かをめぐり対抗的、感情的な論争に留まり、問題の根源にある陳情制度、「維穩」体制、及び公権力による司法関与の問題についての検討へは発展できなかった。

2. 中央権力

中央政権による多様なインターネット管理手段が講じられている中で、「唐慧劳教案」と「労働教養制度撤廃議題」をめぐるネットオピニオンリーダーと一般網民が発信した情報は削除されたり、発言禁止されたりしたことはなかった。また、第1期で湖南省現地メディアを除き、都市報などの市場指向のメディアも、『人民日報』や『光明日報』のような官製メディアも本事件と劳教議題をめぐる報道を展開していた。言い換えれば、党・政府の管理下で、ネットオピニオンリーダーと伝統メディアは言論と報道の空間を獲得した。その要因は「労働教養制度撤廃議題」は既に全人代で長年にわたって議論され、中央政権内部の公的議題に設定されていた事情が見逃せない。前述したように、全人代は2004年に『矯治法』の草案を打ち出し、改革に踏み出そうとしていたが、公安部門と地方政府の反対によって停滞していた。そこには、中国改革過程における権力構造の多元化、「中央—地方—部門」の間の複雑な力関係が垣間見える。ところで、唐慧劳教案が巻き起こした世論の高まりは民心の向かうところを示している。こうしたネット世論の形成は、公安部門や地方政府といった制度撤廃に反対する勢力にかかる圧力として利用でき、中央政府の政策推進にとっては有利であった。

それと対照的に、第2期で一部のネットオピニオンリーダーに提起された陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与の問題をめぐる、メディアの報道量が劇的に下がり、ネットオピニオンリーダーとの共鳴が起こらなかった。その原因は、三制度への批判と中央政権の政策推進の方向とのズレにあると言えよう。

陳情制度に対して、中央政権はその役割強化を目論んでいる。2013年行われた陳情制度の改革により、中央と地方、上級行政機関と下級行政機関の対一の通報制度が確立し、「社会矛盾を地方で解決する」方針が固められた²⁶⁰。その翌年の2月に、国務院は「民衆への働きかけ方の改善と陳情制度の突出問題の解決」についての意見を公布し、各地域、各部門にオンラン陳情受理制度の実施を要求し、プロセスの透明度と公開性を上げようとしている²⁶¹。

²⁶⁰ 劉東「各省市信訪排名取消 启动一对一通报制度」『21世紀經濟報道』騰訊網 2013年11月27日掲載 <https://news.qq.com/a/20131129/000917.htm>

²⁶¹ 蘇楠「中央要求实行网上受理信访制度 增强并理透明度」人民網 2014年2月25日掲載 <http://politics.people.com.cn/n/2014/0225/c1001-24463013-2.html>

銭(2012)の考察によれば、1989年に反体制運動「天安門事件」が発生後、鄧小平は「穩定压倒一切(社会の安定は全てより優先させる)」の政治的スローガンを提起した。「維穩の十年」と呼ばれる通りに、胡錦濤政権が続いた2003年から2012年までに、「維穩」が国家の優先的任務に位置付けられていた。その背景に、政治体制の改革が停滞し、社会的な不平等が深刻となり、権利を守るための民衆の抗争が激化する社会状況があった(銭2012)。「維穩」体制はこうした社会状況から政権を維持するために、社会へのコントロールを強化する対策である。今後、社会問題の深刻化とそれに伴う群体性事件の多発化が進む中、「維穩」体制は強化されつつあると予測できよう。

中国の一元支配体制の下では、司法機関が党・政府の管理指導下にあり、司法の政治権力からの独立性が弱い。とはいえ、1982年に改正された憲法は、裁判所・検察が独立に権力を行使し、「行政機関、社会団体と個人からの干渉を受けない」と明確に規定したことが示すように、1980年代で中国法律は「法律の前で皆が平等である」という理論的原則を確定し、「人治が要り、法治が要らない」観点を放棄し、理論上で「司法独立」を論証したと考えられている。その後、市場化メディアの発展とインターネットの普及に伴い、「司法独立」が広く議じられるようになった。(銭2015)しかし、習近平政権が発足して以来、「司法独立」という言葉のタブー化が見られる。2013年5月13日に、中央弁公庁が非公開の「当面の思想理論領域の状況に関する通達」を県レベルの幹部までに配り、「司法独立」をはじめとした「7つの言葉を使ってはいけない」という指示を出した(西2014:123-124)。2014年10月の第18回党大会四中全会以来、官製メディアでは「法治に対する党の指導」が強調されるのに対して、「憲政」や「司法独立」への批判がエスカレートしている(銭2015)。更に、2015年1月7日に、中央政治局委員張春賢は『人民日報』で評論を発表し、「我々の法治は三権分立の法治ではなく、西側の“司法独立”、“司法中立”の道を歩んではいけない」と、司法独立を否定する²⁶²。

こうした中、陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与への批判的な言論は当然ながら報道空間と言論空間を獲得することが難しい。従って、ネットオピニオンリーダーと伝統メディアの取り上げる議題は、①中央政権の政策推進の方向と「一致」すること、②議題をめぐって形成したネット世論の圧力が中央政府の政策推進や改革実行に助力できたことは、一定の言論空間と報道空間が確保されうる条件であると言えよう。

²⁶²「張春賢：全面推進依法治疆—深入学習貫徹習近平同志在十八屆四中全会上重要講話」中国共産党新聞網 2015年1月7日掲載
<http://theory.people.com.cn/n/2015/0107/c40531-26339421.html>

4.6 結論

4.6.1 促進機能とその規定要因

「労教制度の撤廃」をめぐるネット世論形成過程において、ネットオピニオンリーダーは情報提供者、意見形成の指導者、網民と伝統メディアの議題設定者、意見の集約者として、ネット世論形成を促している。

こうした促進機能の規定要因として、ネットオピニオンリーダーの個人特性とその情報行動という内的要因が挙げられる。まず、事件発覚段階で、情報源の「@鄧飛」「@胡益華弁護士」「@甘元春」が入手した情報を直ちに公開するという即時性重視の発信特徴により、現地政府管理の間隙を突いて事件の暴露、事件進展の速報が実現できた。また、事件が短時間で注目を集め原因には、ジャーナリスト、弁護士、作家、学者といったネットオピニオンリーダーが備えた専門性、影響力、信憑性、及びそうした特性からなる彼らの高い注目度がある。「@鄧飛」、「@于建嶸」、「@鄭淵潔」、「@慕容雪村」のフォロワー数（事件発生当時）はいずれも百万を越え、その情報伝達能力が小さい通信社に相当するため、地元宣伝部が伝統メディアへの報道規制を通じて報道を差し止めようとしたものの、焼け石に水であった。そして、ネット上の議論は熱しやすく冷めやすいが、ネットオピニオンリーダーによる集中的、高頻度の情報発信と意見表明、継続的な事件追跡と注目の呼び掛けがネット議論を持続、活性化させた。

一方、ネットオピニオンリーダーの発信行動と網民からの注目度との関連性を観察した結果、リーダーが強調した争点と発信フレームは必ずしも網民の広範な注目を獲得できるとは限らなかった。そこで、リーダーの役割発揮は一般網民、伝統メディア、公権力という三つの外的な規定要因にかかり、三者との共鳴的・協力的な連動関係はリーダーの促進機能を発揮する上での条件であることを本研究の調査結果は示唆している。

まず、リーダーが提起した争点の顕出性は一般網民の自主的、能動的な注目、拡散、コメントといった発信行動に規定される。一般網民の選択により、リーダーの一部の争点だけが顕出し、ネット世論形成の基礎を構成する。

また、＜第1期＞と＜第2期＞を比較分析して分かるように、伝統メディアによる共鳴なしに、ネットオピニオンリーダーの呼び掛けのみで議題構築は困難であった。例えば、＜第1期＞では唐慧労教案をめぐる「事実構築」と労教制度撤廃の「議題構築」において、リーダーと伝統メディア、伝統メディア同士の間では協力的な連動関係が結ばれた。フレームの共鳴により、影響力の相互増幅がもたらされている。そうした中、幼女が強姦された上に百回以上売春を強要された陳情ママの唐慧が、地方公安の立件拒否と証拠捏造で陳

情し続けてきた故に、労教処分を受けさせられたという「事実」が強く定着する。こうした事実に基づき、唐慧釈放の呼び掛け、地方政府の批判、労教制度批判と制度撤廃求めのコンセンサスが達成された。一方、事実の再検証が行われた〈第2期〉では、唐慧労教案をめぐる「事実構築」において、伝統メディアの間、ネットオピニオンリーダーと伝統メディアの間では大きな亀裂があり、対立的な連動関係が顕著であった。その結果、発信内容の影響力が相互に解消される。そうした中、唐慧が激しい陳情活動に走り、地方権力に「社会安定維持」の圧力をかけたことで案件の全ての司法プロセスに影響を与えた事実に対して、一定範囲での共通認識を達成することができなかった。事実確認という基礎がない一方で、こうした事実反映された陳情制度問題、「維穩」体制問題、公権力による司法干渉問題などの議題も構築されることはできなかった。

党・政府による多様なメディア・インターネット管理手段が講じられている中、「唐慧労教案」と「労働教養制度撤廃議題」といったネットオピニオンリーダーは自由な言論活動、中央レベルのメディアを含む伝統メディアは大量かつ集中的な報道活動を実現できた。一方、陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与への批判といった議題をめぐる、伝統メディアは慎重な報道姿勢を取り、ネットオピニオンリーダーとの共鳴効果はなかった。その原因は、前者は中央政権がその撤廃や改革の実行を目論んできた制度であるのに対して、後者は中央政権がその役割強化を図ろうとしているものであった。従って、ネットオピニオンリーダーと伝統メディアに提起された議題が中央政府の政策推進や改革実行と方向と一致し、それをめぐるネット世論の形成が改革の実現に有利であることは、彼らが一定の言論空間と報道空間を獲得し、ネット世論形成に機能しうる前提条件であると言えよう。

4.6.2 問題・限界とその規定要因

ネット世論の形成に主役を務めたネットオピニオンリーダーは促進機能ばかりを発揮するのではなく、その媒介作用によって多様な問題が惹起され、役割発揮の限界も見えてくる。つまり、①事実関係に関する多岐にわたった争点や当事者の正反対の主張から、一部の争点と主張だけが強調され、ネット世論形成の基礎となった問題、②観点の異なるネットオピニオンリーダー及びそのフォロワーの間では、相互理解の通じない二元対立の論争、ないし人身攻撃が起こった問題、③ネットオピニオンリーダーが強調する争点は必ずしも顕在化するとは限らなく、個人的道徳と責任の問題をめぐる議論が盛り上がる中に制度の問題に関わる重要な争点が埋もれたことなど、である。

こうした問題の誘発と限界の発生はリーダー自身の発信行動に問題がある。

まず、ネットオピニオンリーダーは争点や発信フレームの取捨選択に、立場や好みに基づく偏向が顕著である。＜第1期＞で、事実-原因レベルで関係者の双方は異なる事実関係を主張する中、第一情報源である「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@胡益華弁護士」は唐慧側の主張だけに基づき、「弱者の被害」と「公権力の不正」フレームで事件を性格付ける。それにより、事件に関する一部の争点や虚偽情報が提供され、一般網民の賛同的な転載を媒介にネット世論形成した。一方、＜第2期＞で、疑義側の「@廖隆章」「@御史在途」は「弱者の加害」「公権力の正当性」という正反対のフレームで、偏向情報を修正した。しかし、ネットオピニオンリーダーは自分の好む争点だけを強調し、相手の主張に反論を展開した。こうした事件の複雑性や多面性を無視した「二元対立」的な発信フレームにより、双方のリーダーたちやそのフォロワーの間では論争ないし人身攻撃が起こった。＜第2期＞の評価-解決レベルで、双方のリーダーは「制度問題」より、「個人的道徳と責任」レベルから事件を評価し、問題解決の対策を探ろうとした。つまり、唐慧の道徳性をめぐる攻防、異なる意見を持つ相手に対する人身攻撃を繰り返す中、問題の根にある陳情制度、「维稳」体制、及び公権力による司法関与の問題について双方は配慮しなかった。

また、ネットオピニオンリーダーはショートメッセージで情報提供する傾向がある。それは送り側にとって手軽で、受け手側に読みやすく、タイムリーな情報発信と迅速な情報拡散に利する。しかし他方では、断片的情報をキャッチした網民の間、網民とリーダーの間では「情報格差」が生じるため、異なる情報を持つ網民間の相互理解と意思疎通が困難となっていることが本事件から示唆された。

以上に提示した内的要因の他に、一般網民の能動的な選択、伝統メディアの報道、公権力の対応という三つの外的・環境的要因が見落とせない。

まず、リーダーによる争点と発信フレームの取捨選択に顕著な偏向があるとは言え、全体からすれば、ネットオピニオンリーダーから多元的な争点と発信フレームが提示された。しかしながら、事実-原因レベルで社会心理に合致したフレームだけが一般網民の注目を集め、賛同的に拡散された。それに対して「弱者の加害」や「公権力公正」フレームは限られた範囲内で拡散されている他に、批判的な拡散で影響力が無化する。言い換えれば、ネットオピニオンリーダーが多元的な角度から事実還元しようとしても、多くの一般網民は信じたがる一部の「事実」のみを選択する傾向が見られる。

また、専門性のある伝統メディアは調査機能を発揮し、よりバランスのとれた確かな情報をまとまった形で提示することが期待される。しかしながら、事実-原因レベルで、伝統メディアは網民が賛同したフレームを援用し、民意に迎合するような報道を繰り返した。

これらの報道はまた情報源リーダーに自分の発信した事実関係の根拠として引用され、意見指導者リーダーに確かな情報源としてリンクされている。専門性を持つとされる伝統メディアの裏付けで、偏った発信フレームや虚偽情報は逆に信憑性を与えられ、影響力が更に強化された。また、評価—解決レベルで、伝統メディアは中央政権の政策議題と一致した労働教養制度撤廃の議題をめぐって、集中的な批判報道を展開した。それと対照的に、陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与の問題といった中央政権の政策議題とズレがある議題について、伝統メディアは慎重な態度を取った。伝統メディアの共鳴なしに、ネットオピニオンリーダーだけによる制度議題は構築が困難であった。こうした争点に対する取舍選択の背後に党・政府の管理下で伝統メディアの議題構築における裁量権が限られていることがある。そのため、民意に迎合する報道姿勢や、党・政府の統制管理にタガを締められている状況を抱える伝統メディアは、ネットオピニオンリーダーによる問題誘発に加担していると言えよう。

そして、情報公開を渋る地方政府の事件対応が、唐慧側片方の主張だけが「事実」構築とネット世論形成の情報源となる原因である。具体的に、＜第1期＞で、地方政府による発信タイミングの遅れ、政務微博の不審な発信行動、伝統メディアへの取材拒否、疑義の対象となった後の逃避策により、情報のアンバランスと信頼性の喪失を生み出した。＜第2期＞で、調査チームの調査結果や、永州政府の解釈を支える有力な証拠を公開せず、秘密公文書を密かに記者に漏洩し、匿名で伝統メディアの取材に応じるなどの姑息な対応は、ネットオピニオンリーダーや一般網民から更なる不信を招いた。

終章 結論と今後の課題

1. 結論

本研究を通じて、中国のコミュニケーション環境と社会的・政治制度的環境に置かれたネットオピニオンリーダーは、①情報提供者、意見形成の指導者、網民と伝統メディアの議題設定者、意見の集約者として、ネット世論形成を促している一方で、問題を惹起し、限界も抱えるという役割の多面性を持つこと、②促進機能の発揮にしても、問題と限界の発生にしても、その役割発揮が一般網民、伝統メディア、党・政府公権力という三つの外的・環境的要因に規定されていることが明らかになった。議論は、①理論的な出発点（第一章）、②中国ネットオピニオンリーダー現象の歴史的展開（第二章）、③ネットオピニオンリーダーの出現背景（第三章）、④インターネット上のコミュニケーション構造における三要素とネットオピニオンリーダーとの相互関係（第三章）、⑤三要素に対するネットオピニオンリーダー自らの認識と取り扱い方（第三章）、⑥ケーススタディ（第四章）、という六つの側面から展開してきた。得られた主な知見を次のように整理する。

1. 世論はどのようなプロセスを辿って形成されているのか、その形成過程にどのようなアクターや要因が関わりを持っているのかを取り扱う世論形成の理論モデルにより、世論形成過程は多種多様なアクターや要因が相互作用する動的で複雑な過程であることを提示した。多様な要因の中、マスメディア、オピニオンリーダー、民衆、政治権力が世論形成の重要な規定要因として取り上げられ、その間の相互関係が重視されている。本研究はこの理論的枠組みを受け継ぐ。

現代民主主義社会の文脈において、マスメディアは「議題設定機能」と「世論調査機能」を果たし、他の世論形成機関と関連付けながら世論形成過程の主役を務める。そうした中、オピニオンリーダーはマス・コミュニケーションとパーソナル・コミュニケーションを仲介し、家族や友人、仕事仲間のような第一集団における意思決定に影響力を及ぼすか、或

いはマス・コミュニケーションに参入する形で世論形成に働きかけている。一方、中国インターネットで、議題設定を行い、議論の方向を導き、意見の風向きを反映するなどネット世論形成への促進機能をネットオピニオンリーダーが果たす現象が現われた。そのため、本研究はネットオピニオンリーダーをネット世論形成研究の手かかりとして、伝統メディア、一般網民、党・政府公権力との相互関係の視点からその役割と役割発揮の仕組みにアプローチした。

ネットオピニオンリーダーとは誰かをめぐって、ネットユーザーの形態や発信目的を問わず、「影響力を有する」ことだけを識別の基準にしてよいのか、という問題が浮かび上がる。ネットオピニオンリーダーの定義と識別に関する先行研究の四つのアプローチをレビューし、三つの側面から批判的な検討を行った上で、本研究のアプローチを次のようにしている。即ち、対人的「オピニオンリーダー」という従来の概念の枠組みとそれが内包する政治的意味を継承し、民意表明・民衆による政治参加の視点からのアプローチを踏襲し、「公共性と批判性」を有するという基準を付け加える必要がある。本研究でいうネットオピニオンリーダーとは、インターネット上で日常的に公共議題や社会問題に関わり、公共性と批判性を持つ言論活動を行い、情報と意見の流れに強い影響力を及ぼす個人のユーザーを指す。その主体構成は主に、ジャーナリストや弁護士、作家、学者といった知識人、企業家、芸能人、草の根有名人などを含む。

2. ネットオピニオンリーダーはネット世論が勃興し始めた BBS 論壇時代に既に芽生えた。BBS 論壇の強い匿名性により、現実社会での声望や影響力を論壇に持ち込むことが難しい故に、ネットオピニオンリーダーという地位の獲得と維持は発表した文章の数と量に依る。そのため、途切れなく質のいい文章を提供できなければ、ネットオピニオンリーダーであり続けることが困難であり、リーダーの交代変遷が頻繁に生じる。また、公共知識人たちがネットオピニオンリーダーとしてネット世論を喚起する現象も少数の個別事件でしか見当たらない。一方、「アカウントの実名認証制度」や「有名人プロモーション戦略」を導入したブログ時代に入って、ジャーナリストや作家、学者といった公共的知識人、企業家などの社会的・経済的・文化的エリートは巨大な「野次馬効果」をもたらし、ネット世論形成に強い影響力と動員力を振る現象が勃興した。その後、情報発信のモバイル性と利便性、情報伝達の即時性と迅速性、意見交換の双方向性・多方向性を誇る微博時代で、ある公共的事件に数多くのネットオピニオンリーダーが関与すること、リーダー同士の間でコミュニティが形成されること、リーダーと伝統メディアとが連動しあうことが特徴づ

けられる。それ故、ネット世論形成にネットオピニオンリーダーの持つ影響力が従来以上に際立つようになった。

ネット世論形成にネットオピニオンリーダーの果たす役割は多面性を有する。まず、その促進機能について、①事件や議題を暴露し、関連情報を提供する「情報提供者」、②事件や議題をどのように理解するか視点、角度を提供し、議論の方向性を導く「意見形成指導者」、③彼らが大きく取り上げた争点或いは強調した視点の顕出性が網民とマスメディアに波及する「議題設定者」、④網民の意見動向を集約し、反映する「意見の天気図」の役割を果たす。一方、メディア組織のような専門的な取材、調査、編集、チェック、検証などの情報生産上に必要な手段や能力、資金、時間を備えず、専門的な視点も欠けている一介の個人としての限界から、ネットオピニオンリーダーの媒介作用によって多様な問題が惹起されている。具体的に、①一面的な情報やデマが出回る問題、②意見表明の集団分極化、③意見表明の情緒化、④人身攻撃、誹謗中傷、名誉毀損といったネット暴力などが挙げられる。それに加え、彼らが強調する議題や争点は必ずしも顕在化しないこと、党・政府の言論統制に起因する脆弱性と不安定性が著しいことから、その役割発揮の限界が見えてくる。

一方、微博時代でネットオピニオンリーダーのネット世論形成における影響力が強まるにつれ、党・政府機関と幹部らはネット世論誘導の主導権を把握するためにソーシャルメディア活用の重要性を認識し、政務微博の運営に取り組んできた。その注目度の上昇に伴い、ネット世論形成に強い影響力を持つアクターには、公共性と批判性が強いネットオピニオンリーダーの他に、党の世論操作と社会統制管理に働くものも現れ、多様化が進んだ。しかし、2013年以來、党・政府がイデオロギー宣伝とネット世論管理・誘導を強めるという政策的な背景に、公共性と批判性の強いネットオピニオンリーダーは真っ先に打撃の矢面に立たされた。一連の管理強化対策の実施により、ネットオピニオンリーダーの萎縮とそれに随伴したコミュニケーションの活性低下がもたらされている。それとは対照的に、イデオロギー宣伝と世論誘導の役割を担う官製メディア微博と政務微博が勃興しつつある。従って、微博は「大衆世論形成の場」としての機能発揮が衰えつつある一方、党のイデオロギー宣伝が溢れる場となっている。また、微博で発言を控えるネットオピニオンリーダーの一部は微信に移転し発信活動を続けた。ところが、そもそも情報発信の公開性、公共性、利便性、即時性、相互性が微博に劣る微信の特性と、党・政府による管理強化政策の実施と相まって、微博時代のようなネットオピニオンリーダーの盛り上がりは見られない。

3. 社会的・政治制度的特徴からすれば、ネットオピニオンリーダーがネット世論形成に巨大な影響力を及ぼす現象の現れは、一般民衆、伝統メディア、党・政府公権力という三つの要素による相互作用の結果である。即ち、市場経済の発展と社会構造の多元化に伴って多様な社会問題が深刻化する中、それに不平不満を持つ民衆が意見表明や利益訴求を行う需要が日増しに高まっている。その反面、一党支配の政治体制が維持されたままで、マスメディアをはじめとした従来の制度的世論形成機関は「党・政府の管理統制」という大きな枠組みに手足を縛られ、十分に機能していない。そうした社会の需要と国家の制度的供給の矛盾が生じる中、インターネット上で公共性と批判性の強い言論活動を繰り広げるネットオピニオンリーダーは情報提供者、意見表明の代弁者、利益訴求の組織者などへの民衆の求めに応じた。他方、一部のネットオピニオンリーダーの「官僚に対する恨み」、「富豪に対する恨み」、不満不平を当たり散らすような非理性的な発言も社会心理に合致する故に、共感を呼ぶ。

また、インターネット上のコミュニケーション構造の特徴からすれば、ネットオピニオンリーダーの現れは「脱中心化」過程で「言説権利」を獲得した一般网民が、新しい「言説権力の中心」を再構築した結果である。具体的に、Web 2.0時代のソーシャルメディア上では、党・政府公権力とその傘下にあるマスメディアに独占されてきた不特定多数向けの情報発信手段が分散する。それに伴い、従来のマスメディアを頂点としたピラミッド的な一極集中のコミュニケーション構造が崩れるという「脱中心化」が進むまま、一部のネットユーザーは膨大のフォロワーを惹き付け、情報と意見の流れに大きな影響を及ぼす新たな中心に形成されるという「再中心化」の過程が並行する。古い中心の影響力は、情報資源或いは不特定多数向けの情報発信する手段やルートの寡占に依るものであるが、新しい中心の影響力はそれ自身の主体性や情報行動の他に、フォロワーの注目、転載、コメント、「いいね」といった能動的な情報行動に依拠する。そのため、「脱中心化-再中心化」が本質的に、民衆の知る権利や表現の権利、いわゆる「言説権利」の帰属と、党・政府に独占されてきた「言説権力」の再分配を意味する。そこでは、言説権利を獲得した一般网民はその権利を、比較的豊富な情報資源や知識、高い信頼性と影響力、強い情報発信能力を備えるネットオピニオンリーダーの言説権力に積み上げ、彼らをコミュニケーションの流れの新たな「言説権力」の中心に構築している。そして、情報の拡散過程で、フォロワーのコメントがネットオピニオンリーダーの元発信内容に付随して伝達されるゆえ、元発信内容はフォロワーによって再解釈・再加工される。そのため、ネットオピニオンリーダーは従来のマスメディアのような一極集中的、独占的、固定化した地位と権威を持たず、

多極に分散され、流動性が強く、役割発揮がフォロワーに規定されるといった特性を有する。

4. インターネット上のコミュニケーション構造の「脱中心化-再中心化」過程に関与している重要なアクターは一般網民やネットオピニオンリーダーのみならず、公権力と伝統メディアも含まれている。ネットオピニオンリーダーはネット世論形成に働きかける上で、一般網民だけではなく、他の二者とも緊密に関わっている。

「脱中心化-再中心化」過程において、一般網民の選択によるネットオピニオンリーダーの出現に随伴する三つの現象が生じる。一つは、「脱中心化」過程における「囲観網民」（野次馬化する網民）と、その中の「新意見階層」（議題や事件を見守るだけでなく、積極的に情報発信と意見表明を行う網民）の形成である。二つの集団はネットオピニオンリーダーとともに、流動性の強い網民の「三層構造」を構成している。その核心に位置するネットオピニオンリーダーは「囲観」網民と「新意見階層」に社会問題に関心を払う契機を作り、彼らの活発な情報発信と意見表明を促し、社会的コミュニケーションの活性化に向けて駆動するエンジンの役割を果たしている。他方、彼らの影響力の発揮と拡大は「囲観」網民と「新意見階層」に依拠し、その発信内容が網民に如何に受け止められ、誰にどのように拡散され、再解釈されるのかによって規定されている。

もう一つは、コミュニケーション権力構造の変化に応じて、伝統メディアと党・政府という従来の中心は、コミュニケーションの流れの「脱中心化-再中心化」に積極的に参加し、影響力の拡大を図ろうとする動きである。

まず、報道、産業、宣伝という「三位一体」の性格を持つ伝統メディアは、報道・言論空間の拡張、生き残りや発展、党のイデオロギー宣伝機能の強化を狙い、インターネットに進出してきた。微博時代で、微博アカウントを相次いで開設する他、ネットオピニオンリーダーとの連動関係を結成するのが特徴的であった。伝統メディアは報道機関としての取材、調査、編集、チェックの手段と能力を備える一方、党・政府の「喉と舌」としてネットオピニオンリーダーや一般網民の叶わない政治資源や情報資源を把握している。ネットオピニオンリーダーが取り上げた事件や議題に対する事実確認、追跡調査、十分な情報提供、影響力の拡張、ないしリーダー自身の知名度の向上などは伝統メディアに頼っている部分が多い。一方、伝統メディア自身も、党・政府の管理下で議題設定の裁量権に制限があり、センセーショナルな報道を繰り返すなどの問題を抱えている。それ故、メディアの報道はリーダーの役割発揮を助ける場合もあれば、その問題の誘発に加担する場

合もある。

また、ネット世論形成における「言説権力」の弱体化に危機感を覚えた党・政府は、「伝統メディアと新興メディアの融合発展を押し進める政策」を国家戦略として打ち出している他、党中央は各レベル、各部門の党・政府機関によるソーシャルメディア進出、いわゆる政務微博の発展も後押しした。即ち、伝統メディアと政務微博にネット上で議題設定機能や世論誘導機能を果たさせることで、世論形成における党の主導権を強化しようとするところにその目的がある。報道機関としての専門性、或いは情報資源・政治資源への寡占を有するために、二者はネットオピニオンリーダーと同様に、コミュニケーションの流れに強い影響力を及ぼす「言説権力」の中心に再構築された。ところが、その影響力の発揮に強力な国家権力の裏付けがある故に、性格的に「政治性」「宣伝性」「戦略性」が強い一方で、圧倒的に強固な地位を有する。彼らとの間の連携、牽制、攻撃といった力学がネットオピニオンリーダーの役割発揮にどのような影響を及ぼすのかは見落とせない。

三つ目は、従来の中心である党・政府公権力は言論統制を通じて、新しい「権力中心」であるネットオピニオンリーダーの影響力を制御してきた動きである。2012年11月に習近平政権が発足してから、イデオロギー宣伝とネット世論管理を強める政策的背景に、ネット世論形成に巨大な影響力と動員力を持ちながら、多様な問題を誘発しているネットオピニオンリーダーが取り締まりの標的となっている。その管理手段は「ネット有名人社会責任フォーラム」の開催、「七つの最低ライン」というコンセンサスの達成、取り締まり強化キャンペーンの実施、法律制定、新興メディアの代表者に対する工作（任務）改善などが挙げられる。従来の管理政策に比べ、次の特徴が際立つ。①「内容」への規制から、「人」への規制にエスカレートすること、②内容や人に対する一方的な管理規制だけではなく、それに加えて「取り込み政策」も併用していること、③法律作りに取り組み、ネットオピニオンリーダーをはじめとする網民の発信行動に対する管理規制に法律的な根拠を与えようとすることである。それによって、ネットオピニオンリーダーの役割発揮が根本から骨抜きされている。従って、ネットオピニオンリーダーの役割発揮は党・政府の言論統制が原因で脆弱化と不安定化が著しい。彼らは一定の言論空間を獲得するために、党・政府の暗黙の了承、許容ないし支持が必要である。

5. ネットオピニオンリーダー自身はネット世論形成に働きかける上で、三要素から影響や牽制を受けていることをはっきりと認識している。自分の役割発揮に利するように、彼らは三要素との関係を意識的に調整しながら、言論活動を行なっている。

まず、ネットオピニオンリーダーは一般網民の注目、リツイート、コメント、「いいね」といった能動的な情報行動が自分の影響力の源、議題進展ないし問題解決を促す力と重要視している。一般網民の関与を動員し、共感を呼ぶために、彼らは情報発信の内容、タイミング及び方式に様々な工夫を凝らしている。一方、網民に一方的に迎合したあげく、発言の独立性や理性、真実追求の精神を失いかねないことを警戒する一方で、網民の情緒的、極端な発言に向き合い、批判する姿勢を取るものも存在する。

また、自分の発信情報の影響力の拡大、信頼性の向上、確実性や詳細性の補完、そして個人の知名度の拡張などを図ろうとするために、ネットオピニオンリーダーは伝統メディアと積極的に連動し、その報道機関としての専門性や信頼性、情報資源、党・政府の「喉と舌」としての政治資源を活かそうと捻りを利かせている。

そして、党・政府の言論統制に対して、ネットオピニオンリーダーは所属する部門からの直接的な締め付けやサイト側の情報削除などに抗議を申し立て、不満を表すが、それ以上に過激な抗議活動を行わない。こうした抵抗は公権力による言論統制を緩和させるめどが立たない中、ネットオピニオンリーダーはそれに慣れ、妥協せざるを得ない。一方、一党支配の政治体制下で、事件や議題の行方の最終的な決め手が党・政府であるという認識に基づき、ネットオピニオンリーダーは目的達成のために、公権力の最低ラインを探り、体制側の隙間や機会をねらいながら、斡旋を行っている。

6. ネットオピニオンリーダーは如何に内的要因と外的・環境的要因に規定されながら、網民と伝統メディアに議題設定し、議論の方向を導き、意見の集約と反映をしているのか、また、その過程でどのような問題を引き起こし、いかなる限界が存在するのかを実証的に明らかにするために、「労働教養制度の撤廃」をめぐるネット世論形成に対するケーススタディを行った。

まず、労教制度撤廃の議題は学者に提起された2003年から2012年まで、「天涯BBS掲示板」と「凱迪BBS掲示板」で抽出した関連書き込みを研究対象として、量、主題、情報源について計量的分析と質的分析を施した結果、次のことが分かった。2003年から2012年7月までに「陳情・告発による労教処分」や「言論による労教処分」に関する事件が伝統メディアやネットメディア、当事者に少なからず暴露され、インターネットでは労働教養制度の弊害を批判し、制度の改革・撤廃を求める議論は既に展開されていた。しかし、書き込みの量が少なかったため、広範な注目を得た公衆議題にならず、政府へ圧力をかけるような世論の高まりが形成されなかった。2012年8月に発生した「唐慧労教案」を分水

嶺として、労教制度撤廃の議題がネット上で顕在化し、世論を喚起した。

また、「唐慧労教案」をめぐる世論形成のプロセスへの追跡調査と因子解析を行った結果、次のことが分かった。まず、ネット世論形成のプロセスは、ネットオピニオンリーダーと一般網民、伝統メディア、公権力との共働した過程である。そこで、ネットオピニオンリーダーは情報提供者、意見形成の指導者、網民と伝統メディアの議題設定者、意見の集約者としてネット世論形成に主導的な役割を果たしている。彼らの積極的な情報発信と意見表明によって初めて、唐慧労教案と労働教養制度撤廃の議題に対する一般網民の広範な関心と伝統メディアの集中的な報道が促された。それによって高まったネット世論が労教制度撤廃のテンポを加速した。

こうした促進機能の発揮はまず、ネットオピニオンリーダー自らの主体性と情報行動の特徴という内的規定要因にかかる。例えば、①事件が短時間で注目を集めた原因には、ジャーナリスト、弁護士、作家、学者といったネットオピニオンリーダーが備えた専門性、影響力、信憑性、注目度がある。②入手した情報を直ちに公開するという即時性重視の発信特徴により、現地政府管理の間隙を突いて事件の暴露、事件進展の速報が実現できた。③集中的、高頻度の情報発信と意見表明、継続的な事件追跡と注目の呼び掛けがネット議論を持続、活性化させた。

その一方、一般網民、伝統メディア、公権力という三つの外的・環境的要素との協力的な連動関係はネットオピニオンリーダーの促進機能を発揮する上での条件である。即ち、①事件が短時間で多くの注目と賛同的拡散を獲得した原因は、ネットオピニオンリーダーが用いた発信フレームは社会心理に合致し、一般網民の共感を呼びやすいためである。②唐慧労教案をめぐる「事実構築」と労教制度撤廃の「議題構築」において、ネットオピニオンリーダーと伝統メディア、伝統メディア同士の間で、フレームが共鳴する協力的な連動関係が結ばれた場合に、影響力の相互増幅がもたらされている。逆に、フレームが対立し、相互批判が行われる対抗的な連動関係が顕著な場合に、影響力の相互解消が起こる。③党・政府の監視の目が光る中、「唐慧労教案」と「労働教養制度撤廃議題」においてネットオピニオンリーダーと伝統メディアは一定の言論空間と報道空間を獲得し、ネット世論形成に機能し得た。その前提条件は、本議題とそれをめぐるネット世論の形成は中央政府の政策推進の方向と「一致」すること、ネット世論の圧力が中央政府の改革実行に助力できることにある。

しかし、促進機能に留まらず、ネットオピニオンリーダーの媒介作用によって多様な問題が惹起され、その役割発揮の限界も見えてくる。具体的に、①情報提供者として、争点や発信フレームの取舍選択に立場や好みに基づく偏向が顕著である。それにより、事実関

係に関する多岐にわたった争点や当事者の正反対の主張から、一部の争点と主張だけが強調され、ネット世論形成の基礎となった。②意見形成の指導者として、立場の異なるネットオピニオンリーダーはそれぞれ自分の好む観点だけを強調する一方で、反対側の意見や観点に対する否定、批判を繰り返した。それにより、観点の異なるネットオピニオンリーダー及びそのフォロワーの間では、相互理解の通じない論争、ないし人身攻撃が起こった。③断片的なショートメッセージで情報提供する傾向がある。それにより、異なる量と質の断片的情報をキャッチした網民の間、網民とリーダーの間における「情報格差」の発生、相互理解と意思疎通の困難をもたらしている。

一方、問題の誘発と限界の発生はネットオピニオンリーダー自身の発信行動に問題があるが、一般網民の能動的な選択、伝統メディアの報道、公権力の対応という三要素の関わりが見落とせない。①争点と発信フレームの取捨選択に顕著な偏向があるとは言え、全体からすれば、立場の異なるネットオピニオンリーダーから多元的な争点と発信フレームが提示された。しかしながら、社会心理に合致したフレームだけが一般網民の広範な注目と賛同的な拡散を獲得し、影響力が増幅している。ネットオピニオンリーダーによって多元的な角度から事実を還元しようとしてきたにもかかわらず、多くの一般網民は信じたがる一部の「事実」のみを選択し、顕出させる傾向が見られる。②専門性のある伝統メディアは調査機能を発揮し、よりバランスのとれた確かな情報をまとめた形で提示することが期待される。しかしながら、伝統メディアは網民に広範に賛同され拡散されたフレームを援用し、民意に迎合するような報道を展開した。専門性があると思われる伝統メディアの裏付けにより、偏った発信フレームや虚偽情報に信憑性を与えられた結果、その影響力が更に強化された。また、労教制度の撤廃と異なり、陳情制度、「維穩」体制、公権力による司法関与の問題といった中央政権の政策議題とズレがあった議題について伝統メディアは慎重な態度を取った。その共働・共鳴の効果なしに、ネットオピニオンリーダーだけによる制度議題の構築は困難であった。③公権力の情報公開を巡る姑息な対応、例えば、情報のアンバランスと信頼性の喪失を誘発し、片面の主張だけが「事実」構築とネット世論形成の情報源となる原因の一つでもある。発信タイミングの遅れ、政務微博の不審行動、伝統メディアに対する取材拒否、疑われた後の逃避策、調査結果の非公開などは、情報のアンバランスと信頼性の喪失を誘発している。それは、片方の主張だけが「事実」構築とネット世論形成の情報源となる原因の一つである。

2.3.4 で述べたように、これまでのネットオピニオンリーダー研究では、ネット世論の形成過程、及びネット世論を通じた民衆の政治参加、民意表出、政策推進改革の加速におけ

るネットオピニオンリーダーの促進機能が肯定的に評価され、そして大きな期待を与えられてきた。それに対して、本研究はネットオピニオンリーダーがネット世論形成に巨大な影響力を及ぼす現象が転換期における中国政治社会の矛盾、中国世論形成の歪みを現わしているのではないかと考える。

即ち、ネットオピニオンリーダーの出現は、市場経済の発展に伴い多元化を遂げてきた社会側の意見表明と利益訴求の需要に、一党支配体制における従来の制度システムの供給が応じられないという矛盾の結果である。言い換えれば、マスメディアを始めとした制度的な世論形成機関は「党の管理指導」という大きな枠組みに籠を嵌められ、機能不全である中、公共性と批判性を持つネットオピニオンリーダーは代わりに世論形成を主導する機関として民衆に選ばれた。現実社会での知名度と大衆ニーズの満足と伝統メディアの連動とが相まって、ネットオピニオンリーダーが公衆議題、メディア議題ないし政策議題を設定するほど巨大な動員力と影響力を及ぼしうる。社会的コミュニケーションの活性化とネット世論形成を促すエンジンの役割を果たしている。しかしその反面、組織の裏付けや制度の保障を持たない一介の個人には、専門的な報道機関のようなジャーナリズム機能の発揮を求めても無理がある。「唐慧芳教案」や「葯家鑫事件」などに示唆されるように、ネットオピニオンリーダーは事実の掘り下げやバランスの取れる観点の提供より、自分の感情や立場を優先させ、自分の影響力の源である一般網民の好みに迎合するような情報発信活動を行う恐れがある。また、インターネットでは、多様な情報の間で信憑性の相互検証、違う立場の意見の間で討議交流が行われるというより、影響力の強いネットオピニオンリーダーが発信した民衆のステレオタイプや社会的心理に合致するような情報や観点は注目され、一般網民の賛同的拡散と伝統メディアの裏付けによって強化される問題が見られる。そうした中、事実に基づいた理性的な討論や意思疎通どころか、一面的や虚偽的な情報に基づき、意見表明の集団分極化やネット暴力が生じるようなネット世論形成は繰り返されている。そして、党・政府の管理統制に対して抵抗する力を持たないネットオピニオンリーダーは伝統メディアより一層脆弱性と不安定性が著しい。

一方、これまでのネットオピニオンリーダー研究は、ネット世論形成における問題の発生原因をネットオピニオンリーダー個人に押し付ける傾向があり、その解決策に党・政府によるネットオピニオンリーダーへの管理強化が提言されてきた。こうした観点は、問題の根源であった政治権力の世論形成機関に対する統制干渉を更に強化させることで問題解決を図ろうとしている。本研究を通じて、問題の発生は、ネットオピニオンリーダー自身の意向や行動ばかりに従うものではなく、一般網民による能動的な取捨選択、伝統メディアのジャーナリズム機能の欠陥、公権力の言論統制によっても誘発されていることが明らか

かである。そのため、問題の解決はネットオピニオンリーダー自身の素質向上のみならず、一般網民のリテラシーの改善、伝統メディアのジャーナリズム機能の発揮、言論空間の拡大を前提条件としている。

しかし、一党支配の政治体制が維持されるまま、言論の自由が法的・制度的に保障されていない中、これらの条件が満たされることは困難である。返って、習近平政権が発足して以来、イデオロギー宣伝とネット世論管理・誘導を強める政策的背景に、言論統制が一層厳しくなっている。それに従って、ネットオピニオンリーダーの萎縮、公共的コミュニケーションの活性低下、世論空間の縮小がもたらされ、ネット世論が政策推進や制度改革に拍車をかける現象が衰退しつつある。一方、党・政府の主導下で、伝統メディアと新興メディアの融合発展が推し進められてきたが、それはメディアのジャーナリズム機能の発揮に繋がるというより、党のイデオロギー宣伝と世論誘導機能の強化に寄与する部分が大い。

従って、序章で提示した問い——中国社会の現実を踏まえれば、社会の亀裂や矛盾を和らげ、民衆の不平不満を緩和し、安定的調和的な社会環境を作るためには、民衆による意見表明や利益訴求を有効に代弁・組織して政策制度に反映し、異なる利益集団の間の意思疎通や相互理解を促し、社会的コミュニケーションの活性化を駆動する民主主義的な世論形成の仕組みが必要とされているが、そうした社会のニーズにネット世論は本当に応じられているのか、実際に政治的民主化を促進しているのか——について、本研究の分析結果に基づき、次のように答えることができる。現段階の社会的・政治制度的環境では、その実現は困難である。一党支配の政治体制が維持されたまま、言論の自由が法的・制度的に保障されていないことは、ネットオピニオンリーダーと世論形成が抱えている最も核心的な課題である。しかしその一方で、限られた言論空間において、ネットオピニオンリーダーの言論活動の牽引により、網民は政治議題や社会問題に積極的に関与し、瞬く間に巻き起こったネット世論のうねりが政治権力に一定の圧力をかけている。こうした中で、民衆の公共的問題に関与する意識や習慣が培われ、ネットオピニオンリーダー同士やネットオピニオンリーダーを中心とした網民間の繋がりが、緩やかではありながら、形成されている。これは、将来的な政治的民主化の実現に向けた準備活動と見なすことができよう。

2. 今後の課題

本研究はネットオピニオンリーダーの役割と役割発揮の仕組みを検討する上で、一般網民、伝統メディア、党・政府公権力という三つの外的・環境的規定要因に分析の重点を置いた。今後、この三要素がどのように変化するのか、その変化に伴ってネットオピニオンリーダーの役割発揮や中国の世論空間はいかに変容していくのかについて、観察と検討が必要である。

一方、三要素の他に、経済的要素もネットオピニオンリーダーの役割発揮に関わっている。例えば、メディア運営会社による「有名人プロモーション」という集客戦略の実施は、社会的・文化的・経済的エリートがネットオピニオンリーダーとして顕在化した直接的な原因であった。そこから示されるように、会社側の商業的利益目当ての運営手段や戦略もユーザーの発信行動、情報拡散の様式に影響を及ぼしている。また、ソーシャルメディア上では、公共性と批判性が強いネットオピニオンリーダーの他に、ネットマーケティングに活躍し経済的利益の獲得を目的とした「網紅（ネット有名人）」も大量に現われ、商品のプロモーションに多大な動員力を持つ。彼らが公共的事件や政治議題に関わる現象はまだ顕在化していないが、その可能性は否定できない。従って、ネットオピニオンリーダーの役割発揮及びネット世論形成の規定要因として、経済的要素への考察も今後の課題である。

本研究では、中国のネット世論形成におけるネットオピニオンリーダーの役割を扱ったが、今後、日本やアメリカなどの民主主義社会における関連問題も取り上げ、比較する視点を取り入れながら研究を更に深めていきたい。

参考文献

【日本語（五十音順）】

- 青池慎一（1990）「オピニオンリーダー研究における諸論点——オピニオンリーダー研究ノート」『哲学』(91), 403-414.
- 青池慎一（1983）「イノベーターおよびオピニオン・リーダーのイノベーション・カテゴリー間における重複性——事例研究」『哲学』(77), 113-131.
- 及川淳子（2012）「中国のインターネット空間に見る『公民社会』の可能性——7.23 高速鉄道事故を中心に」『史潮』(72),47-66.
- 大石裕（1998）『政治コミュニケーション——理論と分析』勁草書房.
- 大石裕（2011）『コミュニケーション研究第3版——社会の中のメディア』慶応義塾大学出版社.
- 岡田直之（1977）「世論とマス・コミ」山根常男ら編『テキストブック社会学（6）マス・コミュニケーション』有斐閣.
- 岡田直之（2001）『世論の政治社会学』東京大学出版社.
- 児嶋和人（1967）「世論研究の現代的課題——『大社会』の成立と世論概念の変質過程——」『NHK 放送文化研究年報』(12),243-257.
- 小島華津子（2008）「市場経済化と中国都市部の『市民社会』」竹中千春・山本信人・高橋伸夫著『現代アジア研究 2 市民社会』慶応義塾大学出版社.
- 齋藤俊博（2011）「『真正の輿論』とは何か——1930年代初期の中国の場合」『マス・コミュニケーション研究』(78),189-208.
- 佐藤智雄編著（1985）『地域オピニオンリーダーの研究：原子力船「むつ」をめぐる意見対立の動態』中央大学出版部.
- 孫旭培著(高井潔司ら訳)（2013）『中国における報道の自由—その展開と運命』桜美林大学北東アジア総合研究所.
- 西茹（2008）『中国の経済体制改革とメディア』集広舎.
- 西茹（2014）「ガチャガチャの新旧メディアの管理体制」美根慶樹編著『習近平政権の言論統制』蒼蒼社.
- 渋谷覚（2002）「個人間の影響過程に関する考察——オピニオンリーダーシップに対するプロセス・アプローチの視点」『慶応経営論集』20(1), 1-18.

- 高井潔司 (2011) 『中国文化強国批判』 蒼蒼社.
- 高橋伸夫 (2008) 「中国『市民社会』の歴史的展望を求め」 竹中千春・山本信人・高橋伸夫著『現代アジア研究 2 市民社会』 慶応義塾大学出版社.
- 竹下俊郎 (2008) 『メディアの議題設定機能——マスコミ効果研究における理論と実証』 文学社.
- 竹下俊郎 (2010) 「第五章メディアと世論」 蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一著『メディアと政治』 有斐閣.
- 谷藤悦史 (2010) 「世論観の変遷——民主主義理論との関連で」 『マス・コミュニケーション研究』 (77), 3-19.
- 張寧 (2003) 『中国はどう語られてきたか：三大紙の中国報道における報道フレームとその規定要素に関する社会学的研究』 筑波大学 2003 年度博士論文.
- 福島香織 (2011) 「中国インターネット統制とのかいくぐり方」 渡辺浩平編『中国ネット最前線—「情報統制」と「民主化」』 蒼蒼社.
- 吉田純 (2000) 『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏』 世界思想社.
- 李永晶 (2005) 「1990 年代の中国における市民社会論と中国社会——市民社会論の妥当性の検証」 『ソシオロギ』 (29),147-162.
- 劉亜菲 (2014) 「中国ネット世論形成における伝統メディアとインターネットの共働についての考察 —『労働教養制度の改革・撤廃』を事例として—」 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』 (18),115-136.

【中国語（ピンイン順）】

- 蔡騏・曹慧丹 (2015) 「社会変遷中の伝播賦権——網絡意見領袖崛起原因探析」 『武漢科技大学学报(社会科学版)』 2015(2),161-166.
- 曹慧丹 (2014) 「網絡意見領袖与社会輿論的引導」 『今伝媒』 2014(11),20-21.
- 曹筠武 (2005) 「宿迁：引導網絡輿論实践」 『南方週末』 2005 年 5 月 19 日掲載.
- 曹林 (2011) 「微博傳播の十大特点及対言論生態的影響」 『新聞記者』 2011(9),29-34.
- 曹洵・張志安 (2016) 「網絡輿情熱点的総体特徴和演變規律」 『新媒体与輿論——十二個關鍵問題』 中国伝媒大学出版社.
- 陳力丹 (1999) 『Public Opinion 輿論学 輿論導向研究』 (第六版 2012) 上海交通大学出版社.
- 陳露 (2016) 「20 年網絡紅人進化史」 『南方週末』 微信公共アカウント 2016 年 2 月 16 日掲載
https://mp.weixin.qq.com/s?src=3×tamp=1503837742&ver=1&signature=YZ-OKDymyviC*ROxwvromGq8TTtyenPc93JVkOKALwhD8OveYaIXexqB0bxLEj7y3T1x*zdgSJjozKNgmnB15ts6xfpsSJLXhOeIPXmqFDfEkSwOz0xPKzAMb4Ced7*WxrpoRFXonGivKtUW0GAPw==
- 陳瑞華 (2001) 「労働教養の歴史考察与反思」 『中外法学』 2001(6),657-673.

- 程文青·姚鵬·瀋陽（2015）「微博意見領袖政治派別與互動關係」『網絡空間法治化——互聯網與國家治理年度報告（2015）』商務印書館。
- 崔蘊芳（2012）『網絡輿論形成機制研究』中國傳媒大學出版社。
- 戴麗娜（2012）「微博輿論領袖的識別方法與管理策略研究」『新聞記者』2012(9),28-31。
- 鄧飛（2013）「回望宜黃：言論邊界、公民良心」新浪傳媒 2013 年 2 月 19 日揭載
<http://news.sina.com.cn/m/2013-02-19/152026300526.shtml>
- 樊璽平·劉靜（2011）「輿論宣傳·輿論導向·輿論引導——新時期中共輿論思想的歷史演進」『蘭州大學學報』2011(4),154-170。
- 何蓮·賀艷燕（2009）「名人博客與公共事件——媒體和網民的反應」人民網 2009 年 12 月 18 日揭載
<http://media.people.com.cn/GB/22114/150608/150620/10606931.html>
- 何顯明（2010）『群體性事件的發生機理及其應急處置』學林出版社。
- 姜勝洪（2014）「微博意見領袖的新特徵、存在的問題與對策思考」『理論與現代化』2014(3)74-79。
- 季天琴（2012）「BBS 往事」『南都週刊』2012 年 20 期。
- 康偉（2012）「基於 SNA 的突發事件網絡輿情關鍵節點識別——以“7.23 動車事故”為例」『公共管理學報』2012.9(3), 101-111。
- 李彪（2012）「微博意見領袖群體“肖像素描”——以 40 個微博事件中的意見領袖為例」『新聞記者』2012(9), 19-25。
- 李春鈴（2005）『斷裂與碎片——當代中國社會階層分化實證分析』社會科學文獻出版社。
- 李良榮·張瑩（2012）「新意見領袖論——“新傳播革命”研究之四」『現代傳播』2012(6),31-33。
- 李路路（2003）『再生產的延續——制度轉型與都市社會分層結構』中國人民大學出版社。
- 李永剛（2009）『我們的防火壁』廣西師範大學出版社。
- 劉建明（2000）「輿論研究的建樹與未來——輿論學發展的百年回顧與展望」『新聞知識』2000(5),6-7。
- 劉仁文（2001）「勞働教養制度及其改革」『中國法學網』<http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=24>
- 劉志明·劉魯（2011）「微博網絡輿情中的意見領袖識別及分析」『系統工程』2011 (29),8-16。
- 芦何秋（2016）『社交媒體意見領袖研究——以新浪微博平台為例』武漢大學出版社。
- 駱正林（2011）「轉型期中國公眾社會心理的演變」『蘭州學刊』2011 (10), 33-39。
- 陸學芸他編（2012）『社會藍皮書 2013 年中國社會形勢分析與預測』社會科學文獻出版社。
- 陸學芸主編（2004）『當代中國社會流動』社會科學文獻出版社。
- 陸曄·潘忠黨（2002）「成名的想像：中國社會轉型過程中新聞從業者的專業主義話語建構」『新聞學研究』(71), 17-59。
- 羅敏·王成順（2016）「網絡意見領袖基本特徵的探求——基於對 100 個最具影響力的意見領袖的分析」『廣東省青年職業學院學報』2016(1),17-22。

- 馬立誠 (2013) 『当代中国八種社会思潮』社会科学文献出版社.
- 龐胡瑞 (2013) 「大 V 退場、余姚水災成“信息孤島”」人民網 2013 年 10 月 14 日揭載
<http://sh.people.com.cn/n/2013/1014/c134768-19687774.html>
- 澎蘭 (2005) 「強國論壇的多重啓示」人民網 2005 年 11 月 15 日揭載
<http://www.people.com.cn/GB/14677/21963/22062/2469490.html>
- 澎蘭 (2012) 「從“大眾門戶”到“個人門戶”——網絡傳播模式的關鍵變革」『國際新聞界』2012(10),6-14.
- 澎蘭 (2013) 「微博話語權力格局的現實圖畫」『人民論壇』2013(4 上),56-57.
- 錢鋼 (2012) 「“維穩”何時成為常用語？」『紐約客』中國語網站 2012 年 9 月 19 日揭載
<https://cn.nytimes.com/china/20120919/cc19qiangang2/>
- 錢鋼 (2015) 「誰要給“司法獨立”判決死刑？」『Financial Times』中國語網站 2015 年 1 月 19 日揭載
<http://www.ftchinese.com/story/001060185>
- 人民網輿情觀測室 (2013) 「2012 年新浪媒體微博報告」人民網 2013 年 1 月 22 日揭載
<http://yuqing.people.com.cn/NMediaFile/2013/0122/MAIN201301220841000214265231916.pdf>
- 人民網輿情觀測室 (2013a) 「2012 年新浪媒體微博報告」人民網 2013 年 1 月 22 日揭載
<http://yuqing.people.com.cn/NMediaFile/2013/0122/MAIN201301220841000214265231916.pdf>
- 人民網輿情觀測室・新浪網 (2014) 「2013 年新浪媒體微博報告」百度文庫
<https://wenku.baidu.com/view/1454f6e2360cba1aa811da58.html>
- 人民網輿情監測室 (2011) 「2011 年新浪政務微博報告」2011 年 12 月公布
- 人民網輿情監測室 (2012) 「2012 年新浪政務微博報告」2012 年 12 月公布
- 人民網輿情監測室 (2013b) 「2013 年新浪政務微博報告」2013 年 12 月公布
- 邵培仁主編 (2001) 『20 世紀中國新聞學與傳播學——宣傳學和輿論學卷』復旦大學出版社.
- 沈雁冰 (2009) 「杭州飆車案引發的輿論流變」『法律與生活』新浪網 2009 年 6 月 11 日揭載
<http://news.sina.com.cn/c/2009-06-11/143317998709.shtml>
- 沈陽・吳荊棘 (2014) 「中國網絡意見領袖分析」
<https://www.weibo.com/p/1001603711866424692853?sudaref=www.baidu.com&retcode=6102>
- 生奇志・高森宇 (2013) 「中國微博意見領袖：特徵、類型與發展趨勢」『東北大學學報』2013(4),381-385.
- 石扉客 (2016) 「論陳有西」為你奔護網 2014 年 4 月 8 日揭載
<http://www.scxs.com/a/20140408/101396.html>
- 孫立平 (2003) 『斷裂——20 世紀 90 年代以來的中國社會』社会科学文献出版社.
- 孫立平 (2006) 『博奕——斷裂社會的利益衝突與和諧』社会科学文献出版社.
- 唐金鳳 (2011) 「從“話語權利”到“話語權力”」『網絡傳播』2011 (1),71-71.
- 唐小兵 (2012) 『現代中國的公共輿論——以〈大公報〉“星期論文”和〈申報〉“自由談”為例』社会科学文献出版社.

- 童希 (2013) 『微博上的公共事務意見領袖』復旦大學 2013 年度博士論文。
- 王國華·張劍·辛帥輝 (2011a) 「突發事件網絡輿情演變中意見領袖研究——以葯家鑫事件為例」『情報雜誌』2011(12),5-9.
- 王君平 (2004) 「虛擬的網絡社區現實的公共領域——淺談強國論壇對公共領域的重構或轉型」『中國社會科學院研究生院學報』2004(6),68-75.
- 王君沢·王雅蕾·禹航·徐曉林·王國華·曾潤喜 (2011b) 「微博客意見領袖識別模型研究」『新聞與傳播研究』2011(6),81-88.http://www.21ccom.net/articles/zgyj/ggzhc/article_2011012128589.html
- 王平·謝耕耘 (2012) 「突發公共事件中微博意見領袖的實證研究」『現代傳播』2012(3),82-88.
- 王艷 (2014) 『民意表達與公共參與：微博意見領袖研究』中國社會科學院研究生院博士論文。
- 魏如久 (2011) 「中國勞動教養制度報告 2010」愛思想網 2011 年 1 月 25 日揭載
<http://www.aisixiang.com/data/38604.html?page=1>
- 魏新文·高峰 (2007) 「處置群體性事件的困境與出路——以警察權的配置與運行為視角」『中共中央黨校學報』2007(1),90-94.
- 吳敬漣 (2010) 「中國改革進入深水區：挑戰權貴資本主義」愛思想網 2010 年 2 月 19 日揭載
<http://www.aisixiang.com/data/31767.html>
- 吳群芳 (2011) 「轉換期中國利益表達機制的運行狀況」『利益表達與分配——轉換期中國的收入差距與政府控制』中國社會出版社。
- 武沢新 (2013) 「微博“即逝意見領袖”探析」『新聞世界』2013(7),198-199.
- 笑蜀 (2010) 「公民圍觀：來自普通人的漸進革命」『時代週報』2010 年 11 月 25 日揭載
<http://www.chinaelections.com/article/101/192724.html>
- 謝耕耘·榮婷 (2013) 「微博傳播的關鍵節點及其影響因素分析——基於 30 起重大輿情事件微博熱貼的實證研究」『中國社會輿情與危機管理報告』社會科學文獻出版社。
- 新浪微博數據中心 (2012) 「媒體微博研究報告 2011」新浪微博 2012 年 3 月公布
<http://vdisk.weibo.com/wap/s/AEdhAAT9u1Zt?sudaref=www.baidu.com>
- 許紀霖 (2003a) 『公共性與公共知識分子』江蘇人民出版社。
- 許紀霖 (2003b) 「近代中國的公共領域：形態、功能與自我理解——以上海為例」『史林』2003(2),77-89.
- 楊繼繩 (2011) 『中國當代社會階層分析（最新修訂本）』江西高校出版社。
- 葉國平 (2013) 『輿情制度建設論』天津人民出版社。
- 于德山 (2016) 『共識與分歧』社會科學文獻出版社。
- 于建嶸 (2009) 「中國勞動教養制度改革路向——基於 100 個上訪勞教案例的分析」『戰略與管理』2009(3).
<http://www.cssm.org.cn/view.php?id=32476>
- 余紅 (2008) 「網絡時政論壇輿論領袖篩選模型初探」『新聞與傳播研究』2008(2),66-95.

- 余紅 (2010) 「中国網絡意見領袖發展狀況与特征——以強国社区中日論壇研究為个案」 『中国新媒体發展報告(2010 版)』 社会科学文献出版社.
- 余紅·李瑞芳 (2016) 『互聯網時代網絡輿論發正機制研究』 華中科技大学出版社.
- 禹建強·李艷芳 (2014) 「对微博信息流中意見領袖的實証分析：以“廈門 BRT 公交爆炸案”為個案」 『國際新聞界』 2014(3),23-36.
- 喻国明·劉夏陽 (1993) 『中国民意研究』 中国人民大学出版社.
- 喻国明·張超·李珊·包路治·張詩諾 (2015) 「“個人被激活”的時代,互聯網邏輯下傳播生態的重構」 『現代傳播』 2015(5),1-4.
- 袁会 (2013) 「網絡輿情發展演變的社会心理分析」 『中国社会輿情与危機管理報告 2013』 社会科学文献出版社.
- 袁凌·陳琛·温燕飛 (2014) 「網絡意見領袖的形成及其治理」 『湖南大学学报(社会科学版)』 2014(4),32-37.
- 袁毅 (2011) 「微博客信息傳播結構、路径及其影響要素分析」 『圖書情報工作』 2011(6),26-30.
- 曾繁旭·黃広生 (2012) 「網絡意見領袖社区的構成、連動及其政策影響：以微博為例」 『開放時代』 2012(4), 117-133.
- 翟明磊 (2009) 『中國猛博——新媒體時代的民間話語力量』 天地圖書有限公司.
- 展江·雷麗莉 (2013) 「司法信息公開的新途徑——“李莊案第二季” 微博傳播初探」 『中国廣播』 2013 (9) ,29-33.
- 張萌·余芬芬 (2012) 「微博意見領袖对網絡輿論的影響」 『新聞世界』 2012(7),139-140.
- 張濤甫·項一嶽 (2012) 「中国微博意見領袖的行動特徵——基于对其行動空間多重不確定性的分析」 『新聞記者』 2012(9),14-18.
- 張志安 (2006) 『編輯部場域中的新聞生產』 復旦大学 2006 年度博士論文.
- 張志安·劉虹岑 (2015) 『轉型与堅守——新媒体環境下深度報道從業者訪談錄』 南方日報出版社.
- 周慶山·梁興堃·曹雨佳 (2012) 「微博中意見領袖甄別与內容特徵的實証研究」 『山東圖書館學刊』 2012(1), 22-29.
- 周瑞金 (2009) 「喜見新意見階層的崛起」 『南方都市報』 2009 年 1 月 3 日揭載.
- 周巍 (2013) 『数字媒体時代的意見領袖研究——以微博為例』 復旦大学博士論文.
- 周裕瓊 (2006) 「網絡世界中的意見領袖——強国論壇“十大網友”為例」 『当代傳播』 2006 (3) ,49-51.
- 祝華新·单学剛·胡江春 (2009) 「2008 年中国互聯網輿情分析報告」 『社会藍皮書 2009 年中国社会形勢分析与預測』 社会科学文献出版社.
- 祝華新·单学剛·胡江春 (2013) 「2008 年中国互聯網輿情分析報告」 『社会藍皮書 2012 年中国社会形勢分析与預測』 社会科学文献出版社.
- 祝華新·单学剛·胡江春 (2014) 「2013 年中国互聯網輿情分析報告」 『社会藍皮書 2014 年中国社会形勢分析与預測』 社会科学文献出版社.

祝華新・単学剛・胡江春 (2015) 「2014 年中国互聯網輿情分析報告」『社会藍皮書 2015 年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社。

鄒軍 (2008) 『虛擬世界的民間表達——中国網絡輿論研究』復旦大学 2008 年度博士論文。

【英語 (アルファベット順)】

Arndt, Johan (1968). A Test of the Two-Step Flow in Diffusion of a New Product. *Journalism Quarterly*, Vol (45), 457-465.

Bentham, Jeremy, and Bowring, John (1962). *The works of Jeremy Bentham*, Vol8. New York : Russell & Russell, 158.

Bentley, A.F. (1908). *The Process of Government: A Study of Social Pressures*. University Of Chicago Press. (喜多靖郎・上林良一訳 (1994) 『統治過程論——社会圧力の研究——』法律文化社。)

Bryce, James Bryce, Viscount (1921). *Modern Democracies*. (松山武訳 (1930) 『近代民主政治 (第三卷)』岩波文庫)

Carr, E.H. (1951). *The New Society*. Macmillan. (清水幾太郎訳 (1953) 『新しい社会』岩波新書。)

Entman, R.M. (1991). Framing U.S Coverage of International News: Contrasts in Narratives of the KAL and Iran Air Incidents. *Journal of Communication*, 41(4), 6-28.

Feick, L. F., and Price, L. L. (1987). The market maven: A diffuser of marketplace information. *Journal of Marketing*, Vol (51), 83-97.

Gamson, W.A. (1989). News as framing: Comments on Graber. *American Behavioral Scientist* (33), 157-166.

Gamson, W.A. (1992). *Taking politics*. Cambridge University Press.

Gamson, William A, and Modigliani, A. (1989). Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power: A Constructionist Approach. *American Journal of Sociology*, 95,no.1, 1-37.

Habermas, J. (1962). *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*. (細谷貞雄・山田正行訳 (1994) 『第二版 公共性の構造転換 ——市民社会の一カテゴリーについての探求——』未来社。)

Hobbes, Thomas (1651). *Leviathan*. (永井道雄責任編集 (1971) 『世界の名著 (23) リヴァイアサン』中央公論社。)

Hume, David (1741). *Political discourses*. (小松茂夫訳 (1952) 『市民の国について (上)』岩波書店。)

Katz, E., and Lazarsfeld, P. F. (1955). *Personal Influence: The Part Played by People in the Flow of Mass Communications*. New York, NY: The Free Press. (竹内郁郎訳 (1965) 『パーソナル・インフルエンス——オピニオン・リーダーと人々の意思決定』培風館。)

- Katz, E. (1957). The Two-Step Flow of Communication: An Up-to Date Report on a Hypothesis. *Public Opinion Quarterly*, 21(1), 61-78.
- King, Charles W., and Summers John O. (1970). "Overlap of Opinion Leadership across Consumer Product Categories". *Journal of Marketing Research*, 7 (February), 43-50.
- King, Gary, Pan, Jennifer, and Roberts, Margaret E. (2016). How the Chinese Government Fabricates Social Media Posts for Strategic Distraction, not Engaged Argument. <http://gking.harvard.edu/50c>.
- Lazarsfeld, P. F., Berelson, Bernard, and Gaudet, Hazel (1944). *The People's Choice: How The Voter Makes Up His Mind in A Presidential Campaign*. Columbia University Press. (有吉広介監訳 (1987) 『ピープルズ・チョイス : アメリカ大統領選挙』 芦書房.)
- Lippmann, Walter (1922). *Public Opinion*. Macmillan. (掛川トミ子訳 (1987) 『世論 (上、下)』 岩波文庫.)
- Locke, John (1698). *Two treatises of government*. Awnsham Churchill. (伊藤広之訳 (1997) 『全訳統治論』 柏書房.)
- McCombs, M.E., and Shaw, D.L. (1972). The agenda-setting function of mass media. *Public Opinion Quarterly*, 36,176-187. (谷藤悦史訳 (2002) 「マス・メディアの議題設定の機能」 谷藤悦史・大石裕編訳 『リーディング政治コミュニケーション』 一芸社.)
- Mills, C.W. (1956). *The Power Elite*. Oxford University Press, New York. (鶴飼信成・綿貫讓治訳 (1969) 『パワー・エリート (上、下)』 東京大学出版社.)
- Neuman, W. Russell, Just, Marion R., and Crigler, Ann N. (1992). *Common knowledge: News and the Construction of Political meaning*. The University of Chicago Press, c1992. (川端美樹・山田一成検訳 (2008) 『ニュースはどのように理解されるか—メディアフレームと政治的意味の構築』 慶應義塾大学出版会.)
- Nisbet, R. (1975). Public Opinion versus Public Opinion. *Public Interest*, No.41, 166-192.
- Noelle-Neumann. E. (1993). *The Spiral of Silence: Public Opinion—Our Social Skin*, second edition. University of Chicago Press. (池田兼一・安野智子訳 (1997) 『沈黙の螺旋理論 : 世論形成過程の社会心理学 (第2版)』 ブレーン出版.)
- Price, V., and Roberts, D.F. (1987). Public Opinion Processes. In Berger, C.R., and Chaffee, S.H. (eds.), *Handbook of Communication Science*, 781-816.
- Rogers, E.M., and Kincaid, D. Lawrence (1981). *Communication Networks*. The Free Press.
- Rogers, Everett M. (1983). *Diffusion of Innovations*. New York: Free Press. (青池慎一・宇野善康訳 (1990) 『イノベーション普及学』 産業能率大学出版部.)
- Rousseau, Jean-Jacques (1762). *Du Contrat social ou Principes du droit politique*. (作田啓一訳 (2010) 『社会契約論』 白水社.)

Sauvy, Alfred (1956). *L'opinion publique*, 1^{er} edition. (寿里茂 (1957) 『世論』 白水社.)

Splichal, S (1999). *Public Opinion: Developments and Controver in the Twentieth Century*. Rowman & Littlefield, 52.

Summers, John O. (1970). The Identity of Women's Clothing Fashion Opinion Leaders. *Journal of Marketing Research*, 7(May), 178-185.